

2019年度

青山学院大学審査学位論文

主査 申 惠丰 教授

国際人権法・人道法違反の子ども被害者の救済を受ける権利

**Right to Remedies of Child Victims of Violations of
International Human Rights and Humanitarian Law**

法学研究科

公法専攻

大谷美紀子

国際人権法・人道法違反の子ども被害者の救済を受ける権利
Right to Remedies of Child Victims of Violations of
International Human Rights and Humanitarian Law

目次

序論	1
1 問題の所在	1
(1) 国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利の発展	1
(2) 国際人権法・人道法の下での子どもの人権保障の確立	4
(3) 子ども被害者の救済を受ける権利についての考察の必要性和意義	6
2 本稿における考察の範囲および構成	9
第1章 一般国際法における被害者の救済	13
1 国際裁判所判例	13
(1) 賠償責任の根拠と内容・被害者の位置付けーホルジョウ工場判決	13
(2) 完全な賠償義務の内容	14
(a) 原状回復 (restitution)	15
(b) 金銭賠償 (compensation)	16
(c) 満足 (satisfaction)	16
(3) 被害者個人に対する賠償責任	18
2 国家責任条文	19
3 国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利への示唆	20
4 小括	21
第2章 国際人権法・国際人道法・国際刑事法における被害者の救済を受ける権利の発展	22
1 国際人道法違反の被害者の救済を受ける権利	22
2 国際刑事法分野における被害者の救済を受ける権利の発展	23
(1) 犯罪被害者の権利に関する国際法規範の発展	23
(2) 国際刑事裁判における被害者の権利の承認と発展	25
3 国際人権法違反の被害者の救済を受ける権利	26

4	国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利と三つの法分野の関連性	27
5	基本原則・ガイドライン	29
	(1) 採択に至る背景と経緯	29
	(2) 基本原則・ガイドラインの性質と内容	29
	(3) 基本原則・ガイドラインの意義	33
6	小括	34
第3章	国際人権法における被害者の救済を受ける権利とその規範的發展	35
1	国際人権条約機関による国際的実施制度と規範的發展	35
	(1) 国際人権条約における国際的実施制度の意義	35
	(2) 地域人権条約の国際的実施制度と人権条約機関	36
	(3) 国連の普遍的な人権条約における国際的実施制度と人権条約機関	36
2	普遍的な国際人権条約における救済を受ける権利とその發展	37
	(1) 条約中の規定	37
	(2) 一般的意見・勧告による規範的發展	39
	(a) 社会権規約委員会	39
	(b) 女性差別撤廃委員会	41
	(c) 自由権規約委員会	43
	(d) 人種差別撤廃委員会	45
	(e) 拷問等禁止委員会	45
	(f) 障害者権利委員会	46
	(g) 移住労働者権利委員会	48
	(3) 報告ガイドライン	48
3	地域的人権条約における救済を受ける権利とその規範的發展	49
	(1) 欧州人権条約	49
	(2) 米州人権条約	50
	(3) アフリカ人権憲章	51
4	小括	51
第4章	国際人権法における被害者の救済のための国際的手続	52

1	個人通報制度による被害者救済の実現.....	52
	(1) 個人通報制度の創設.....	52
	(2) 個人通報制度による救済を受ける権利の手続的側面の強化.....	52
	(3) 国内救済を促す効果.....	53
	(4) 個人通報制度による救済を受ける権利の実現.....	54
2	普遍的人権条約の個人通報制度.....	54
	(1) 手続の概要.....	54
	(a) 申立資格.....	55
	(b) 受理要件.....	55
	(c) 通報審査の流れ.....	55
	(2) 見解の法的拘束力とフォローアップ.....	56
	(3) 救済に関する勧告の実行.....	57
	(a) 自由権規約委員会.....	57
	(b) 人種差別撤廃委員会.....	61
	(c) 拷問等禁止委員会.....	62
	(d) 女性差別撤廃委員会.....	64
	(e) 社会権規約委員会.....	66
	(f) 障害者権利委員会.....	67
	(g) 強制失踪委員会.....	68
3	地域人権条約の個人通報制度.....	69
	(1) 欧州人権条約の個人通報制度.....	69
	(a) 手続の概要.....	69
	(b) 違反判決における救済命令.....	70
	(2) 米州人権条約の個人通報制度.....	73
	(a) 手続の概要.....	73
	(b) 違反決定・判決における救済命令.....	74
	(3) アフリカ人権憲章の個人通報制度.....	77
	(a) 手続の概要.....	77
	(b) 違反決定・判決における救済命令.....	77
4	国連人権機関の通報制度.....	79
5	小括.....	79

第5章 国際刑事裁判所における被害者の救済を受ける権利	81
1 国際刑事裁判所における被害者賠償制度の創設	81
2 修復的正義の観点からの意義	83
3 国際刑事裁判所における被害者賠償制度	84
4 賠償判決	85
5 小括	87
第6章 国際人権法・人道法違反の子ども被害者の救済を受ける権利	88
1 子どもの権利条約における子ども被害者の救済を受ける権利	88
(1) 子どもの権利条約および2つの選択議定書の規定	88
(2) 報告制度	90
(3) 子どもの権利委員会の一般的意見による規範的發展	92
(4) 子どもの権利条約の個人通報制度	96
(a) 導入の背景	96
(b) 手続の概要	97
(c) 運用の開始	97
(d) フォローアップ	100
2 他の国際人権条約およびその条約機関の実行における子ども被害者の救済の権利	100
(1) 他の国際人権条約における子どもの権利に関する規定	100
(2) 他の国際人権条約機関の実行における子ども被害者の救済の権利	100
(a) 一般的意見・勧告	100
(b) 個人通報制度における違反認定の場合の救済命令・勧告	101
3 条約機関以外の国連人権機関による子ども被害者の救済の権利の規範的發展	133
4 国際刑事裁判所の被害者賠償制度による子ども被害者の救済	135
5 子ども被害者の救済を受ける権利を国内で実現するうえでの障害	136
(1) 子ども被害者の救済を受ける権利の国内における実現に関する調査研究	136
(2) 一般的な障害	138
6 子ども被害者の救済を受ける権利の国際的レベルでの実現における課題	148
(1) 手続的側面	148

(2) 実体的内容.....	148
(3) 手続的側面と実体的内容の両面に関わる課題.....	150
(4) 救済と処罰.....	150
7 小括.....	151
第7章 子どもの権利条約の個人通報制度の運用への示唆.....	156

序論

1 問題の所在

(1) 国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利の発展

「権利あるところに救済あり」というよく知られた法諺は、国家の国際違法行為によって権利を侵害された個人にとっては、長い間レトリックでしかなかった。国家が国際違法行為によって生じた損害に対して国際法上賠償義務を負うことは、常設国際司法裁判所のホルジョウ工場事件判決¹によって宣言されたが、被害を被った個人に対する救済は、国際法上、国籍国による外交的保護権の行使を通じてしか実現の方法はなかった。国籍国が被害者個人のために外交的保護権を行使するかも、また、得られた賠償を被害者個人に付与するかも国籍国の裁量によった。救済を求める権利は、国籍国の権利と観念され、被害者個人の権利ではなかったのである。

国際法上、権利を侵害された被害者が救済を受けることが個人の権利として承認されたのは、第二次世界大戦後に本格的な発展をみた国際人権法においてである。国連総会において1948年に採択された「世界人権宣言」²は、その8条に、権利の侵害に対して効果的な救済を求める権利を規定した。この世界人権宣言が基礎となって、国連および地域機構によって、個人の人権を保障し、締約国による条約の国内的实施を条約機関によって監視する国際的実施制度を備えた普遍的小および地域的人権条約（本稿では、これらの条約を総称して「国際人権条約」、また、その監視を行う機関を「国際人権条約機関」または、単に「条約機関」という。）が採択されていった。

その中で、条約上の権利を侵害された被害者が救済を受ける権利は、各条約中の明文規定や条約の解釈を通じて、条約上の権利として承認された。また、被害者が国内において救済が得られなかった場合に、条約機関に対して条約違反について申立を行なうことを認める個人通報制度が次々と創設された。これにより、個人は、国際人権条約に基づき、救済を受ける実体的および手続的権利を国内で保障されるだけでなく、国際的な救済のための手続的権利を持つことになったのである。被害者個人が国際条約機関に対し申立を行なう権利を認める個人通報制度は、今日、条約機関による国際的実施制度を備えたすべての普遍的国際人権条約、および、欧州・米州・アフリカの各地域的人権条約のために存在し、国際人権法違反の被害者個人の国際的レベルにおける救済手続として機能している。

また、武力紛争下における個人の人権保障のために重要な役割を果たす国際人道法の分野でも、国際人道法違反の行為から個人に生じた損害について国家が個人に対して賠償の責任を負うことを明記した条約の規定を根拠として、被害者個人が救済を受ける権利の承

¹ Case Concerning The Factory at Chorzów (Claim for Indemnity) (The Merits), 1928, P.C.I.J., Series A. No. 17

² 国連総会決議 217A(III) (1948年12月10日)

認に向けた学術的な議論や、国内裁判および国際裁判による試みが積み重ねられてきた。さらに、犯罪被害者の刑事手続における取扱いに関して、被害者の権利の尊重、および、被害者中心のアプローチを求める国際的な潮流が、1985年に国連総会で採択された「犯罪および権限濫用の被害者のための正義の基本原則の宣言」(以下、「犯罪被害者基本原則宣言」という。)³の採択に結実し、犯罪という人権侵害行為による被害者の救済を受ける権利が、刑事司法分野における国際的規範として発展してきた。

こうした国際人権法、国際人道法、および、刑事司法の各分野における、被害者の救済を受ける権利の規範化の試みや発展は、1990年代以降、飛躍的な展開をみることとなった。国際人権法の分野では、1993年のウィーン世界人権会議において、人権侵害の被害者が救済を受ける権利の重要性が確認され、当時、個人通報制度がなかった社会権規約および女性差別撤廃条約への同制度の導入の議論を後押しすることとなった⁴。

国際人道法の分野では、1993年および1994年に、重大な国際人道法違反の行為を国際法上の犯罪として裁く旧ユーゴ国際刑事法廷およびルワンダ国際刑事法廷が設置され、1998年の「国際刑事裁判所ローマ規程」(以下、「ICC規程」という。)採択へとつながった。その際、国際人権法分野における被害者の救済を受ける権利の発展と、刑事司法分野における被害者の救済を受ける権利の発展が取り込まれ、国際刑事裁判所における被害者に対する賠償手続が創設されたことは、限定的とはいえ、国際人道法違反の被害者個人の救済を受ける権利が、実体的権利および手続的権利の両面について確立されたことを意味する。

2001年には、一般国際法における被害者個人の救済の枠組みとなってきた国家責任法理を法典化するための国際法委員会の作業が終わり、国連総会において「国際的違法行為に対する国家の責任に関する条文草案」(以下、「国家責任条文」という。)として採択された⁵。

特に、2005年に国連総会が採択した「国際人権法および国際人道法違反の重大な違反の被害者のための救済および賠償を受ける権利に関する基本原則およびガイドライン」⁶(以下、「基本原則・ガイドライン」という。)は、一般国際法、国際人権法、国際人道法、および、国際刑事法の各分野においてそれぞれ発展してきた、被害者が救済を受ける権利に関連する規範を、重大な国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利という枠組みの下で統合したものと評価することができるであろう。

実際、基本原則・ガイドラインには、それまでに発展してきた重大な国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利に関する規範が凝縮して反映されている。その出発点は、一般国際法における国家責任法理として発展してきた被害者の救済に関する規範である。

³ 国連総会決議 40/34 (1985年11月29日) 附属書。

⁴ ウィーン世界人権会議で採択されたウィーン宣言および行動計画には、人権委員会に対し、社会権規約委員会と協力して、社会権規約の選択議定書の検討を継続することを奨励すること、および、女性の地位に関する委員会、および、女性差別撤廃委員会は、女性差別撤廃条約の選択議定書の準備を通じて、通報の権利の導入の可能性を速やかに検討すべきであるとの内容が盛り込まれた。UN. Doc. A/CONF.157/24 (Part I), chap. III. 40 項、75 項。

⁵ 国連総会決議 56/83 (2001年12月12日) 附属書。

⁶ 国連総会決議 60/147 (2005年12月16日) 附属書。

国家による国際人権法・人道法違反は、当然のことながら、国際違法行為として、国際責任を発生させる。その意味では、国際法違反行為による国家責任として国家が負う賠償義務の内容が国家責任条文の採択によって法典化されたことは、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利の規範的發展においても重要な意味を持つ。特に、近年、国際司法裁判所のいくつかの判決において、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利に関する重要な判断が示されている。

国際人権条約機関が個人通報制度の運用を開始された初期の頃においては、違反を認定した場合における賠償の付与について、一般国際法における救済に関する判例法が参照されることが多かった。しかし、最初に、地域的レベルにおいて、「人権および基本的自由の保護のための条約」（以下、「欧州人権条約」という。）と、「人権に関する米州条約」（以下、「米州人権条約」という。）が、そして、普遍的レベルにおいて、「市民的および政治的権利に関する国際規約」（以下、「自由権規約」という。）の個人通報制度が運用を開始すると、国際人権法違反の被害者の救済を受ける権利に関する判例法・先例法が独自に発展していった。

また、条約機関による国際的監視制度の中核として報告制度が設けられている普遍的人権条約においては、報告制度、および、条約機関が採択する一般的意見・勧告によって、被害者の救済を受ける権利について、特定の権利や分野、あるいは、特定の集団に属する被害者に関して、規範的な発展と強化が進んでいった。

さらに、1990年代から2000年代にかけて、欧州人権条約の下での個人通報制度が、被害者個人の手続的権利を強化する方向で改革され、「人および人民の権利に関するアフリカ憲章」（以下、「アフリカ人権憲章」という。）の下での個人通報制度においてアフリカ人権裁判所が創設されるなど、地域的人権条約に基づく被害者の救済を受ける権利の国際的レベルでの手続的権利がさらに発展強化された。この時期においては、普遍的人権条約の下での個人通報制度の発展も見られた。

すなわち、ウィーン世界人権宣言を受けて始まった、条約採択時に個人通報制度が設けられていなかった、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下、「女性差別撤廃条約」という。）、および、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約（以下、「社会権規約」という。）に個人通報制度を導入するための具体的な作業が実を結び、1999年および2008年に、それぞれ個人通報制度を導入するための選択議定書、すなわち、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」（以下、「女性差別撤廃条約選択議定書」という。）、および、「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約の選択議定書」（以下、「社会権規約選択議定書」という。）が採択された⁷。

⁷ 社会権規約の選択議定書の制定過程については、藤本俊明「個人救済のための社会権規約へ向けて—社会権規約に関する選択議定書（個人通報制度）案」『法学研究論集（明治大学大学院）9号（1998年）95—108頁、および、藤本俊明「社会権規約」山下泰子・植野妙実子編著『フェミニズム国際法学の構築』（中央大学出版部、2004年）411—428頁。また、女性差別撤廃条約の選択議定書の制定過程については、軽部恵子「女性差別撤廃条約選択議定書制定過程の研究」横田洋三・山村恒雄編『現代国際法と国

また、この時期に新たに採択された、条約機関による国際的実施制度を備えた、「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する条約」（以下、「移住労働者権利条約」という。）、「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」という。）、および、「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」（以下、「強制失踪条約」という。）といった普遍的人権条約には、最初から個人通報制度が設けられた。

こうして、地域的人権条約および普遍的人権条約のいずれにおいても、条約上の権利を侵害された被害者が条約機関に対し、国家の条約違反行為の通報を申立てることにより救済を求める国際的な手続的権利が完備されることとなった。

（２）国際人権法・人道法の下での子どもの人権保障の確立

第二次世界大戦後の国際人権法の本格的な発展は、「すべての個人」の人権を国際法上保障すると共に⁸、女性、子ども、移住労働者とその家族、障害者など、特に人権侵害を受けやすい多くの集団に属する個人の人権を保障するための国際人権文書や国際人権条約が採択されることによって進展していった。

この点、子どもの権利に関する国際文書が、国際人権法の形成の歴史に先んずる 1924 年に国際連盟によって採択されていたという事実は注目に値する。この「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」⁹は、子どもは、発達に必要な手段や食料、医療や住居等が与えられるべきこと、搾取からの保護等を述べる 5 条から成り、「すべての国の男女」が負う義務として宣言されている。このように、同宣言は、子どもに対する特別の保護の必要性を、すべての男女の義務として謳ったものであるが、「人類は子どもに対し、最善のものを与える義務を負う」と述べられており（前文）、後に、国際人権法の発展の中で明確に確立する、子どもの人権の国際的保障の概念へとつながる萌芽を見ることができる。

同宣言は、第一次世界大戦において子どもが被害を受けた経験から生まれたものであったが、第二次世界大戦では、強制収容所に送られ命を奪われたユダヤ人の子どもに対する重大な人権侵害を初めとして、戦争のために、多くの子どもたちが、飢え、基本的なヘルスケアや教育を否定され、移住させられ、働かされ、命を失うという、第一次世界大戦中以上に、子どもは人権侵害の被害を被った¹⁰。一方、この 2 回の世界大戦の間に、子どもは独自のニーズ、利益および権利を持った独立の人格であり、保護の対象であるだけでなく、その利益

連・人権・裁判—波多野里望先生古稀記念論文集—』（国際書院、2003 年）303—321 頁、および、軽部恵子「制定過程の研究」山下泰子・植野妙実子編同上書 199—216 頁。

⁸ 世界人権宣言、社会権規約、および、自由権規約は、「すべての者」「何人」「すべての個人」「すべての人間」といった用語を用いて、個人の人権を保障している。

⁹ League of Nations, Official Journal, Special Supplement No. 21, October 1924, p.43

¹⁰ 子どもの権利条約の起草のための作業部会の議長・報告者を務めた Adam Lopatka は、第二次世界大戦中にポーランドが経験した子どもの人権侵害が、1978 年にポーランドが子どもの権利条約の起草を提案したことの背景であると指摘する。Adam Lopatka, Introduction in OHCHR, Legislative History of the Convention on the Rights of the Child, 2007, xxxvii.

と権利が尊重されるべき主体であるという信念を中核とする「子ども期」についての新しい概念が提唱され、第二次世界大戦後における、子どもの権利運動へと発展していった。

このような運動を背景に、国連は、1959年に、子どもの特別の保護を受ける権利、成長発達や教育、氏名および国籍、搾取からの保護、非差別原則、子どもの最善の利益原則等を定めた10条から成る「子どもの権利に関する宣言」を採択した¹¹。また、子どもに対する特別の保護の必要性は、世界人権宣言25条、自由権規約23条・24条、および、社会権規約10条等、いくつかの国際人権条約に規定された。

国際人道法分野においても、戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーブ条約第四条約（以下、「1949年ジュネーブ第四条約」という。）24条・50条等、および、1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（以下、「1949年ジュネーブ条約第一追加議定書」という。）77条・78条、1949年8月12日のジュネーブ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（以下、「1949年ジュネーブ条約第二追加議定書」という。）4条等に、子どもに対する特別の保護の規定が置かれた。

以上のような、国際人権法・人道法における子どもの権利の承認は、1989年に国連総会において採択された「子どもの権利に関する条約」（以下、「子どもの権利条約」という。）によって、本格的に確立することとなった。同条約の構想は、1978年に、ポーランドが、子どもの権利に関する宣言に基づく条約草案と共に、国連人権委員会に対して、子どもの権利宣言を条約化する提案を提出した時から始まった。

しかし、その起草作業と採択された条約の内容は、子どもの権利に関する宣言採択20周年であり、かつ、国連総会により「子ども国際年」に定められた1979年に条約の採択を目指していたポーランドの当初の提案をはるかに超えることとなった。起草過程は10年におよび、また、子どもの権利宣言を基礎としたポーランド草案は過度に経済的、社会的および文化的権利に偏っていると考えられ、起草過程の間に、条約には市民的権利を含めた子どものすべての権利を含むべきであると考えた国の主張が取り入れられることとなった¹²。

このように、包括的に子どもの権利を保障する法的拘束力を有する国際文書が必要であるとの主張は、高い乳幼児死亡率、不十分なヘルスケア、基本的な教育を受ける機会が限られていること等、子どもが経験している重大な不正義についての報告書や、売春や有害な仕事をさせられて虐待を受け搾取されている子どもや、刑務所に収監され、あるいは、難民や武力紛争の被害者として困難な状況に置かれている子どもの実態等を背景としたものであった¹³。

こうして、10年の起草作業を経て1989年に採択された子どもの権利条約は、自由権規約と社会権規約の二つの条約として採択された国際人権規約のような人権についての二分的

¹¹ 国連総会決議1386(XIV)(1959年11月20日)。

¹² Supra note 10.

¹³ OHCHR, Fact Sheet No. 10 (Rev.1), The Rights of the Child (1997).

な理解から離れ、自由権的な権利と社会権的な権利を子どもの観点から統合したという意味でも画期的な条約となった。子どもの権利条約における、この統合的・包括的アプローチは、実際、子どもにとって、すべての権利が不可分であることを反映している。例えば、子どもに対する暴力は、子どもにとって長期にわたる健康上の悪影響をもたらし、学習・就学にも影響することがあることは、子どもの暴力からの自由の権利（19条）、発達の権利（6条）、健康の権利（24条）、および、教育の権利（28条）が密接に関連していることを示すものである。また、子ども時代に受けた暴力の長期的な影響は、子どもが大人になった後の人生にまでおよび、就労の機会や、家族生活等に悪影響をもたらすことがあるが¹⁴、このことは、子どもに対する人権侵害がいかに深刻であり、したがって、子どもの人権が侵害された場合の子ども被害者に対する効果的な救済がいかに重要であるかを物語っている。

（3）子ども被害者の救済を受ける権利についての考察の必要性と意義

以上のような国際人権法・人道法によって保障された子どもの権利が侵害された場合、国際人権法・人道法違反の被害者である子ども（以下、「子ども被害者」という。）は、いかなる救済を受けることができるのか。この点、子ども被害者の救済を受ける権利についても、先に述べたような、国際人権法における救済を受ける権利の実体的および手続的権利の発展の影響が見られる。

子どもの権利条約には、39条に放置・虐待・拷問等による被害者である子どもの回復（recovery）および再統合（reintegration）についての規定は置かれたものの、同規定は、金銭賠償（compensation）について触れていない。また、締約国の一般的実施義務を定める4条には、権利侵害の被害者に効果的な救済を付与する義務は盛り込まれなかった。

しかし、2000年に採択された「子どもの売買、子ども買春および子どもポルノに関する子どもの権利に関する条約の選択議定書」（以下、「子ども売買選択議定書」という。）8条および9条には、子どもの権利条約では明示的に規定されなかった、子ども被害者の救済を受ける権利が詳細に規定された。

2003年には、子どもの権利条約の条約機関である子どもの権利委員会が、「一般的意見5（2003年）：子どもの権利条約の一般的実施措置（4条、42条および44条6項）」において、子どもである被害者が救済を受ける権利は、子どもの権利条約に含意されているとして、その内容に関する見解を明らかにしたのを初めとして¹⁵、その後も、いくつもの一般的意見において子どもである被害者の救済を受ける権利について言及し、その内容を発展させていった。

そして、2011年には、「通報手続に関する子どもの権利に関する条約の選択議定書」（以

¹⁴ Report of the Secretary General: Report of the independent expert for the United Nations study on violence against children, UN Doc., A/61/299 (29 August 2006), para.36. 子どもの権利委員会「一般的意見13（2011年）：すべての形態の暴力からの自由についての子どもの権利」UN doc., CRC/C/GC/13 (18 April 2011), para. 15.

¹⁵ UN Doc., CRC/GC/2003/5 (27 November 2003), para. 24.

下、「通報手続選択議定書」という。)が採択されて、子どもの権利条約にも個人通報制度が導入されたことによって、子どもである被害者の救済を受ける権利の国際的手続的権利が強化された。

さらに、1998年に創設された国際刑事裁判所の管轄犯罪に、子ども兵士の徴集・編入・敵対行為に積極的に参加させるための使用(ICC規程8条2項(b)(xxvi)、8条2項(e)(vii)、子どもの他の集団への強制移動(ICC規程6条(e))、教育施設に対する攻撃(ICC規程8条2項(b)(ix))といった、特に子どもを対象とし、または、子どもに関わる犯罪や、少女が被害者とされることが多い性的犯罪(ICC規程7条1項(g)、8条2項(b)(xxii)、8条2項(e)(vi))が含まれたことは、子どもに対する人権侵害の加害者の責任追及を強化し、また、国際刑事裁判所の手続において子どもの保護の規定が盛り込まれたこと¹⁶は、国際人権法・人道法違反の子ども被害者の救済の権利を国際刑事裁判において実現したという重要な意味を持った¹⁷。さらに、同裁判所の被害者賠償制度に関する最初の事件が、子ども兵士として徴集された子ども被害者に対する賠償に関するものであったことから、国際刑事裁判における子ども被害者の救済を受ける権利をめぐる関心と議論を呼び起こすこととなった。

しかしながら、このような規範的発展および国際的な手続的権利の強化にもかかわらず、子ども被害者の救済を受ける権利の実態は、実現からは程遠い状況にある。武力紛争状況で命を失う子ども、学校への攻撃や、移民である子どもの収容、人身取引の被害に遭う子ども、児童婚等、子どもの人権侵害の実態に関する報告は多数ある¹⁸が、被害者である子どもの救済を受ける権利に焦点を当てた本格的な議論や研究は多くない。

しかも、子どもが国際人権法・人道法違反の行為によって被害を受けている実態の規模や深刻さに比して、子ども被害者については、常にその「保護」の必要性は強調されるが、子ども被害者の「救済および賠償を受ける権利」への関心は必ずしも高くない。近年、子どものジャスティスへのアクセスに関する関心が高まってきてはいるものの、その関心の中心は、もっぱら、法を犯した、あるいは、犯罪の被害者や証人としての子どもの刑事事件手続

¹⁶ その詳細な内容については、東澤靖「ICCにおける被害者の地位—実現された制度と課題—」村瀬信也・洪恵子共編『国際刑事裁判所〔第2版〕』(東信堂、2014年)295-337頁。

¹⁷ Cecile Aptel, “Children and Accountability for International Crimes: The Contribution of International Criminal Courts,” Innocenti Working Paper No. 2010-20, UNICEF Innocenti Research Centre (2010)

¹⁸ 例えば、国連の報告書によれば、2018年の1年間に、20カ国で24000人以上の子どもが、武力紛争下において重大な人権侵害を受け、933人の子どもが性的暴力の被害に遭い、学校および病院に対する攻撃が1023件発生したことが確認されている。Report of the Secretary-General: Children and Armed Conflict, UN, Doc., A/73/907-S/2019/509 (20 June 2019), paras. 5, 8, 9. また、子どもに対する暴力は、武力紛争以外の状況においても、世界中で日常的に起きている。国連の報告書によれば、毎年、世界の子どもの2分の1にあたる最低でも1億人の子どもが暴力を経験しており、5歳未満の子どもの4人のうち3人が監護者の手による暴力的なしつけを経験している。また、学校に通う生徒のほぼ3分の1が過去1ヶ月の間に1回以上、仲間からのいじめに遭っている。人身取引の被害者の30パーセントが子どもであり、被害者の性的搾取が人身取引の主たる原因になっている。障害のある子どもは、他の子どもの約4倍も暴力に遭いやすい。しかしながら、同報告書は、子ども被害者の救済を受ける権利に関しては、子どものためのジャスティスへのアクセスの項目で、子どもにやさしい司法を中心にわずかに述べているに過ぎない。Office of the Special Representative of the Secretary-General on Violence Against Children, Keeping the Promise: Ending Violence Against Children by 2030 (2019), pages. 11, 48-49.

における取扱いや、子の監護紛争に関する家事事件手続における子どもの取扱いのように、「司法制度と関わることになった子ども」にとっての、「子どもにやさしい司法」であることが多い¹⁹。司法その他の救済手続によって積極的に救済を求めようとする子ども被害者の権利についての議論や研究は十分になされてこなかった²⁰。

他方で、第6章で事例を通して詳しく検討するとおり、子どもの権利条約の個人通報制度の運用が開始される以前から、既に、他の国際人権条約の条約機関の判例法・先例法において、締約国による殺害・拷問・強制失踪等の国際人権法・人道法違反の行為によって、既に、被害者の子どもについて、扶養が受けられなくなったという財産的損害や、近親者として被った精神的損害が生じた間接的な被害者であると認めて、金銭賠償の付与を命令・勧告することが確立している。しかしながら、他の国際人権条約機関の実行においては、親子の送還がノン・ルフールマン原則違反にあたる場合であるとか、親の送還や子の監護紛争・面会交流に関する国家の行為・不作為が家族生活の尊重の権利に違反すると認められるような事件では、親子が条約違反の被害者として一体的に扱われて賠償が命令・勧告され、子ども被害者についての独自の賠償が検討されてきた訳ではない。

さらに、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利の規範的発展や手続的強化を背景として、学術的な関心も高く、豊富な先行研究が存するが、子ども被害者に注目した事例の分析や理論的な考察は、わずかな例を除き、必ずしも多くはなかった²¹。

しかし、実際には、前述のとおり、心身が発達途上にある子どもが受ける人権侵害というものは、子どもに与える心身へのダメージがその後の人生に及ぼす深刻な影響などにおいて、大人の場合と比べて特別の注意を要するのが現実である。例えば、子どもの時に受けた暴力や虐待の結果、子どもの認知能力が害され、学校や仕事での業績が低下したり、拒否されたり見捨てられたという感情や、愛着の障害、トラウマ、不安感、自己評価の低さにつながったり、うつや自殺衝動といった精神的な健康上の問題、薬物依存や性的関係を早期に持つことなどにつながることもある。また、こうした悪影響は、さらに、学校への不登校、攻撃的、反社会的、自己破壊的、対人関係における破壊的な態度等は、特に、人間関係の悪化や、学校からの退学、犯罪を犯してしまうといったことにもつながることがあるほか、子どもが将来さらに暴力の被害者となったり、暴力の経験を繰り返すことになりやすいことが

¹⁹ European Union Agency for Fundamental Rights, Handbook on European law relating to access to justice (2016). また、Daniel O'Donnell, "The Right of Children to be Heard: Children's right to have their views taken into account and to participate in legal and administrative proceedings", Innocenti Working Paper No. 2009-04, UNICEF Innocenti Research Centre (2009)は、司法的・行政的手続における子どもの意見が聴かれる権利に焦点を当てた調査研究の報告書である。

²⁰ この点、Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights: Access to Justice for Children, UN Doc., A/HRC/25/35 (16 December 2013) は、後述のとおり、子ども被害者が救済を受ける権利の視点が相当程度、反映されている。

²¹ Dyan Mazurana and Khristopher Carlosn, "Children and Reparation: Past Lessons and New Directions", Innocenti Working Paper No. 2010-08, UNICEF Innocenti Research Centre (2010)は、武力紛争下における重大な人権侵害および犯罪の子ども被害者に対する賠償について、8カ国を例にとって比較研究を行った、国際人権法・人道法違反の子ども被害者の救済を受ける権利に関する数少ない研究である。

研究によって明らかになっている²²。

このように、子どもが受ける人権侵害の深刻な悪影響を考えれば、国際人権法・人道法違反の子ども被害者の救済を受ける権利については、一般の被害者の場合以上に関心を持ち、子ども被害者にとっての救済に対する障害としてはどのような問題があり、また、子ども被害者に対する救済はどのようなものであるべきかを子どもの人権の観点から考察することが必要である。例えば、子どもが訴訟を提起する能力を認めていない国内法の存在や、法律扶助制度の子どもによる利用が認められていなかったり、子どもの人権についての知識や子どもとの接し方についての研修を受けた弁護士不足などは、子どもが司法的救済を受ける権利の手続的側面に関する問題である。子どもは性的虐待を受けても被害の自覚がなく、大人になってから人権侵害を受けたことを初めて認識したり、あるいは、子どもの時に人権侵害を受けたことの認識があっても、加害者から養育を受けていたり、加害者からの報復に対する恐怖から、被害を訴え出ることができず、こうしたことが、時効の適用によって、救済を受けることを阻害することになるという手続的側面の問題もある。また、救済の実体的内容についても、子ども被害者に対する救済は、子どもの権利条約 39 条が救済の形態として回復および再統合のみを規定するのは、金銭賠償や満足といった形態の救済を排除するものか、子ども被害者に対する救済内容の決定における、子ども被害者自身の意向の考慮（子どもの権利条約 12 条）や、子どもの最善の利益原則（同 3 条 1 項）の適用のあり方など、子どもに特有の視点から検討すべき問題がある。

特に、子どもの権利条約の個人通報制度が 2014 年に発効して運用が始まり、少しずつ違反認定の事例が出始めた揺籃期であるこの時期に、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利に関するこれまでの規範の発展や議論を踏まえて、特に、国際人権法・人道法違反の直接の被害者である子どもが、子どもの権利条約の個人通報制度の下で付与されるべき賠償の適切な内容や、子ども被害者の救済という観点からみた同制度の手続のあり方について、改めて整理し考察しておくことの意味は大きい。

2 本稿における考察の範囲および構成

以上の問題意識から、本稿は、研究の主題である「国際人権法・人道法違反の子ども被害者の救済を受ける権利」について、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利の規範的発展、関連の国際判例法・先例法、他の国際人権条約機関の個人通報制度の運用等の検討を通して得た示唆を基にして、子ども被害者の救済を受ける権利の実現のための特別の課題について考察すると共に、子どもの権利条約の個人通報制度の発展に資する視点を提供することを目的とする。

第 1 章から第 5 章までは、国際人権法・人道法違反の被害者が子どもである場合の救済を

²² 子どもの権利委員会「一般的意見 13 (2011 年) : あらゆる形態の暴力からの自由についての子どもの権利」15 項。UN Doc., CRC/C/GC/13 (18 April 2011)

受ける権利に着目して考察するための前提として、まず、被害者一般の救済を受ける権利について考察するものである。

第1章では、出発点として、一般国際法における被害者の救済について検討する。一般国際法における被害者の救済は、国際違法行為についての国家責任の解除として行われ、被害者個人が救済を受ける権利を有する訳ではない。しかしながら、その実行を通じて発展してきた賠償に関する規範が、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利の構築と発展に反映されている。このため、まず、国際人権法・人道法違反の被害者の救済と国家責任法理の関係を確認したうえで、関連する国際法判例を概観し、国家責任条文を検討する。以上を踏まえて、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利への示唆を論ずる。

第2章では、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利の観点から、国際人権法・国際人道法・国際刑事法の3つの法分野の関連性を明らかにしたうえで、それぞれの法分野における被害者の救済を受ける権利の発展を概観し、基本原則・ガイドラインにおいて、第1章で検討した一般国際法を源流としながら、国際人権法・国際人道法・国際刑事法の各分野において発展してきた被害者の救済を受ける権利に関する規範が統合されたことを明らかにする。

第3章および第4章は、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利の法源および国際的手続の中心である国際人権法に焦点を当てる。第3章では、国際人権法における被害者の救済を受ける権利が、国際人権条約機関による国際的実施制度の下で規範的に発展してきたことから、国際人権条約の国際的実施制度を概観し、地域人権条約と普遍的人権条約の国際的実施制度の特徴を確認したうえで、各制度の下での被害者の救済を受ける権利の発展について考察する。

第4章では、各国際人権条約について設けられた個人通報制度について、国際人権条約違反の被害者の救済のための国際的手続であるという観点から、個人通報制度が果たす役割に注目し、制度の概要を確認したうえで、普遍的人権条約および地域人権条約における個人通報制度のそれぞれの特徴に着目しながら、国連人権条約機関の個人通報制度における救済の勧告の実行について検討する。

第5章は、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利を国際刑事法分野において実現するものと言える、国際刑事裁判所における被害者の救済を受ける権利について、被害者賠償制度を取り上げ、被害者に対する賠償に関する国際刑事裁判所の判決を検討する。

以上の検討を踏まえて、本稿の中心となる第6章では、本稿の主題である国際人権法・人道法違反の子ども被害者の救済を受ける権利について考察する。国際人権法・人道法違反の被害者一般の救済を受ける権利について考察した第1章から第5章では、第3章および第4章において、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利の法源および国際的手続の中心である国際人権法に焦点を当てたが、第6章における国際人権法・人道法違反の子ども被害者の救済を受ける権利についての考察においても、同様に、その法源および国際的手続として、国際人権法における子ども被害者の救済を受ける権利とその規範的および権

利の実現のための手続的發展について検討する。具体的には、子どもの権利条約の規定と同条約の国際的実施制度における規範的および手続的發展の検討に加えて、他の国際条約機関の個人通報制度の下で子ども被害者に対する救済がどのように扱われてきたかに着目して検討し、国連の条約機関以外の人権機関による子ども被害者の救済への関心の高まりにも触れる。また、第5章では、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利を国際刑事法分野において実現する機能を有するものとして国際刑事裁判所の被害者賠償制度に着目したことを受けて、第6章では、国際刑事裁判所の被害者賠償制度において子ども被害者の救済の問題が扱われたルバンガ事件賠償判決を取り上げ、子ども被害者の救済を受ける権利の観点から同判決について考察する。このように、第6章では、国際人権法・人道法違反の子ども被害者の救済を受ける権利の実現のための手続として、専ら、国際的な手続について検討を行うが、これは、本項の冒頭に述べたとおり、本稿の目的が、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利の規範的發展、関連の国際判例法・先例法、他の国際人権条約機関の個人通報制度の運用等の検討を通して得た示唆を基にして、子ども被害者の救済を受ける権利の実現のための特別の課題について考察すると共に、子どもの権利条約の個人通報制度の発展に資する視点を提供することによるものである。しかしながら、子どもの権利条約を初めとする国際人権条約の下で子ども被害者が有する救済を受ける権利は、本来、締約国が国内において実現の義務を負うものであり、子ども被害者が救済を受ける権利のための国際的手続は、子ども被害者が国内において救済を受けることができなかつた場合における補完的な役割を果たすものであると同時に、子ども被害者の救済を受ける権利の国内における実現を促進すべきものである。この観点から、第6章では、子どもの権利条約その他の国際人権法違反について、子ども被害者が救済を受ける権利を国内で実現するうえでの障害についても検討を行う。さらに、国際人権条約の個人通報制度における子ども被害者に関する事例の分析、および、子ども被害者が救済を受ける権利の国内レベルでの実現における困難から示唆を得て、子ども被害者の救済を受ける権利の国際的レベルにおける実現の課題を整理する。以上の検討を踏まえて、国際人権法・人道法違反の子ども被害者の救済を受ける権利について行った考察の結果を、第6章の最後に、本稿の結論として提示する。

最終章である第7章は、第6章で提示した本稿の結論を、子どもの権利条約の個人通報制度の発展のために視点を提供する目的で、今後の検討課題と本稿における考察に基づく考えを提示する。

なお、本論に入る前に、本稿における用語について明らかにしておく。本稿全体を通じて、子ども被害者という場合は、特に断わりがない限り、国際人権法・人道法違反の被害者である子どもを指す。その範囲としては、子どもの時に人権侵害を受け、かつ、救済を求める子どもを考察の中心とするが、人権侵害の当時子どもであったが救済を求める時点においては既に大人になっている被害者も含む。また、基本的には、子ども自身が国際人権法・人道

法違反の行為によって直接被害を受けた場合を考察の対象としている²³。また、救済に関する国際法上の用語は、文脈や用いられ方によって異なる用語が同じ意味で用いられ、逆に、同じ用語が別の意味で用いられていることもある²⁴。

さらに、日本語訳の選択も不統一である。この点、本稿の主題との関係では、remedy を救済、reparation を賠償、これと区別する意味で compensation を金銭賠償と訳している²⁵。ただし、remedy は、手続的側面のみを意味する場合と、手続的側面としての remedy と実体的な救済としての賠償 (reparation) を含むものとして使われることも多く、本稿においてもそのような意味として、その両方を含む用語として「救済」を用いることがある。表題における「救済」はその意味である。

また、本稿では、救済を受ける権利と密接な関連を有する access to justice の用語に言及することが多い。その際、この用語の日本語訳として、司法アクセスと訳されることが多いが、この概念は司法アクセスよりは広いものであることを示すため、本稿では、司法の用語を避け、ジャスティスへのアクセスと訳している²⁶。その他、個人通報制度の用語は、もっぱら普遍的人権条約の国際的実施制度を指すものとして用いられることが多いが、本稿では、地域人権条約の下での個人からの申立を認める制度を含めて総称的に用い、かつ、申立を行う個人または団体について、統一的に申立人の用語を用いている。

²³ なお、本稿では、考察のために有用な示唆を提供するものとして、条約機関の判例法・先例法の中には、子どもが直接の被害者としてではなく、親が人権侵害を受けた場合の子どものように間接的な被害者としてその救済が論じられているものも取り上げているが、本稿における問題の関心は、国際人権法・人道法違反により直接に人権侵害を受けた被害者としての子どもである。また、第6章で取り上げているとおり、救済を求めている時点で大人になっている被害者も、人権侵害を受けたときに子どもであった場合は、本稿の主題の考察の対象に含まれる。

²⁴ 救済に関する国際法用語の不統一であることについて、Suzan L. Haasdijk, *The Lack of Uniformity in the Terminology of the International Law of Remedies*, *Leiden Journal of International Law*, Vol. 5, No. 2 (1992).

²⁵ 訳語の選択にあたっては、萬歳寛之「国際責任法における賠償概念の特質」早稲田法学 88 巻 2 号 (2013 年) 65-128 頁、注 3 を参考にした。

²⁶ 国連人権高等弁務官の報告書は、同報告書における access to justice の定義として、「国内的、および、子どもの権利条約を含む国際的規範および基準に規定された権利の侵害に対する、公正かつ時期に適った救済を得るための能力を指す。それは、慣習的、および、宗教的ジャスティスマカニズム、国際的管轄、ならびに、代替的、および、修復的紛争解決メカニズムを含む、国内的管轄の民事的、行政的、および、刑事的側面に適用され、また、刑法を犯したとして容疑をかけられ、告訴され、または、認められた子ども、被害者および証人、または、ケア、監護、または、保護のような他の理由のために、司法制度に関与する子どもを含む、限定なく子どもに影響する、すべての関連する司法手続に関わる」と述べ、この概念が対象とする範囲が司法手続に限定されないことを示している。UN Doc., A/HRC/25/35 (16 December 2013), para. 4.

第1章 一般国際法における被害者の救済

国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利の規範的および手続的發展を考察するにあたり、最初に、一般国際法における被害者の救済に関する法理に遡って確認しておく必要がある。国家の国際法違反行為から生じた損害の賠償に関する国家間紛争の事件について国際裁判所が用いてきた一般国際法の用語や概念は、国際人権条約において、権利侵害の被害者の救済に関する規定や、個人通報制度の設計に持ち込まれ、国際条約機関も、国家間の賠償事件についての国際裁判所の判例に言及して、国際人権法における救済の権利を解釈し、発展させてきた²⁷。

このことは、国家間における賠償事件が、しばしば、個人に対して生じた損害に対する請求に関するものであったことを考えると首肯できる。こうした請求は、外交的保護権の法理の下で、国家自身の損害であり権利としてなされたものではあるが、賠償の対象となる損害および金銭賠償の金額は、個人に生じた損害に基づいて判断されてきたのである。

実際、国家が個人の損害を取り上げ、外交的保護権を行使して加害国家に対し賠償を求めて認められたという限定的な場合とはいえ、一般国際法における国家責任の法理は、被害者個人の救済に一定の役割を果たしてきた。国際人権法における被害者の救済を受ける権利について重要な判例法を発展させてきた米州人権裁判所は、個人通報制度の下で被害者に対する賠償を命ずる裁判所の権限を定めた米州人権条約 63 条 1 項について、「現代国際法の基本原則の1つである慣習法規則を法典化」したものであると述べている²⁸。

以上のとおり、一般国際法における被害者の救済に関する法理は、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利の源流をなし、その考察に重要な影響と視点を提供するものであると言える。このような関心から、本章では、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利の考察の出発点としての確認、および、考察のための示唆を見出すことを目的として、その拠り所となる国際裁判所の判例と、関連する国家責任条文を取り上げて検討する。

1 国際裁判所判例

(1) 賠償責任の根拠と内容・被害者の位置付け—ホルジョウ工場判決

常設国際司法裁判所のホルジョウ工場判決（1928年9月13日）²⁹は、国際法違反行為により生じた損害を賠償する加害国家の国際法上の責任を初めて明確に宣言したことで知ら

²⁷ 例えば、米州人権裁判所の *Velázquez Rodríguez v. Honduras* 事件判決（本案）（1988年7月29日）25項、および、欧州人権裁判所の *Papamichalopoulos and others v Greece* 事件判決（1995年10月31日）36項は、いずれもホルジョウ工場判決に言及している。

²⁸ *Aloeboetoe et al v Suriname (Reparations)* 事件判決（1993年9月10日）43項。

²⁹ *Supra note 1.*

れる。この判決は、一般国際法における被害者個人の救済に関して、三つの重要な点を明らかにした。

第一に、判決が、「約定の違反が適切な形態で賠償を行う義務を伴うことは国際法の原則である。したがって、賠償は条約の不適用の不可欠な補完であり、このことが条約自体に規定される必要はない」と述べた³⁰とおり、国際法上、条約の違反があれば、条約中に賠償に関する規定がなくても、必然的・自動的に加害国家に賠償義務が発生するという点である。

第二に、判決は、賠償の範囲および形態について、「違法行為の現実の観念に含まれる本質的原則・・・とは、賠償はできる限り、違法行為のあらゆる結果を除去し、当該行為が行われていなかったら、恐らく存在したであろう状況を再建しなければならないということである。原状回復、あるいはこれが不可能であれば、原状回復が生み出す価値に相当する額の支払、並びに必要であれば、原状回復やそれに代わる支払によって償われない損失に対する損害賠償の裁定—こうしたことが、国際法に反する行為に対して支払われるべき金銭賠償額を決定するのに役立つ原則なのである」と述べた³¹。この判決の立場は、後に、国家責任条文が、国家は「完全な賠償」のために、原則として原状回復、その代替または補完としての金銭賠償、さらにその補完としての他の形態の義務を負うとしたことにつながっている。

また、判決は、「賠償を規律する法規は、関係二国間で効力を有する国際法規であって、違法行為を行った国家と損害を受けた個人の間の関係を規律する法ではない」ことを確認する一方で、「国際法に違反する行為の結果として被害国の国民が受けた損害」は、加害国家が被害国家に対して負う金銭賠償義務の算定のための尺度となることを明らかにしている³²。

(2) 完全な賠償義務の内容

国際司法裁判所規程は、国際司法裁判所が国際義務の違反に対する賠償の性質又は範囲を判断する管轄を有すると定める(36条2項(d))。この管轄を行使するにあたり、国際司法裁判所は、賠償の範囲については、損害に対する完全な賠償の義務があるとしながら、アヴェナ事件において、「違法行為のあらゆる結果を除去する」の概念は、「各事件をとりまく具体的な状況および損害の正確な性質と範囲による」と述べており³³、賠償の適当な形態の選択について、具体的な事件に応じたアプローチをとっているように見える³⁴。

³⁰ Supra note 1, p. 28.

³¹ Supra note 1, pp. 46-47.

³² Supra note 1, p. 28.

³³ Case Concerning Avena and Other Mexican Nationals (Mexico v. United States of America), (Judgment), ICJ Reports 2004, p. 59, para 119. (Avena Case).

³⁴ Liesbeth Zegveld, Remedies for Victims of Violations of International Humanitarian Law, 85 International Review of the Red Cross 497 (2003), p.205.

(a) 原状回復 (restitution)

国際司法裁判所は、ホルジョウ工場判決で示された原状回復の原則を被害者個人の損害に対する賠償にも適用して、財産の返還や権利の回復を命じてきた。いくつかの判決は、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利の考察に示唆を与えるものである。

国際司法裁判所は、ウィーン領事関係条約に規定された逮捕・抑留された外国人が、そのことを自国の領事に通知してもらい権利を告知されないまま刑事裁判で有罪と認められ死刑判決を受けたことが、領事関係条約に直接違反するだけでなく、自由権規約の公正な裁判の権利(14条)および生命の権利(6条)違反になることを認めたラグラン事件判決において、「裁判所は、・・・当該個人が長期化した抑留に服し、または、厳しい刑罰の有罪判決を受け刑に服した事件では謝罪は十分ではないと考える。そのような有罪および刑罰の事件においては、合衆国は条約に定められた権利の侵害を考慮して有罪判決および量刑の見直しを許可する義務があるであろう。この義務は、様々な方法によって実行することが可能である。手段の選択は、合衆国に委ねられなければならない」と述べた³⁵。

その後、国際司法裁判所は、類似の問題を扱ったアヴェナ事件判決において、再審・再検討は、違反に続いて行われた刑事手続への、違反の法的帰結の問題を考慮に入れなければならないことを強調したが³⁶、同事件判決の解釈に関する事件判決では、「有罪および量刑の見直し・再検討する義務」は、「無条件に」行われるべき義務であると明確に述べた³⁷。

これらの判決は、原状回復という具体的な用語は用いていないが、領事への通知の権利を告知することを怠ったという瑕疵を含んだ刑事手続によって生じた有罪や量刑という結果を除去しようという概念が含まれていると言える³⁸。

占領パレスチナ地域における壁の建設の法的帰結に関する勧告意見(パレスチナ壁建設勧告的意見)では、国際司法裁判所は、この義務は、基本原則において、「人権の享受の回復」を含む、原状回復の概念に反映されていると言えるだろう。移動の自由を保障する自由権規約12条その他の条約に基づいて、キリスト教信者、イスラム教信徒およびユダヤ教信徒の聖地に関して、イスラエルの違反を認め³⁹、「1967年戦争後にイスラエルの支配下に入った聖地へのアクセスの自由を確保する」イスラエルの義務を認めた⁴⁰。Zegveldは、これも、権利の回復という原状回復の一例であると評価する⁴¹。

³⁵ LeGrand Case (Germany v the United States), (2001) ICJ Reports 514, para 125.

³⁶ Avena and other Mexican Nationals (Mexico v United States of America), ICJ Judgment of 31 March 2004, para 13.

³⁷ Request for Interpretation of the Judgment of 31 March 2004 in the Case concerning Avena and other Mexican Nationals (Mexico v United States of America), ICJ Judgment of 19 January 2009, para 44.

³⁸ Armed Activities case, p. 59-60, Paras.120-121. Zegveld, supra note 34, p.208.

³⁹ Legal Consequences of the Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory (Advisory Opinion), ICJ Judgment of 9 July 2004, para. 129.

⁴⁰ Ibid., para. 149.

⁴¹ Zegveld, supra note 34, p.208.

(b) 金銭賠償 (compensation)

ホルジョウ工場事件判決で示された、金銭賠償は原状回復の代替であるという考え方は、国際司法裁判所の判決においても強調されてきた。例えば、パレスチナ壁建設勧告的意見)において、国際司法裁判所は、土地等の返還が可能でない場合は、生じた損害について金銭賠償する義務があるとした⁴²。

賠償に含まれるべき損害の範囲について、国際司法裁判所は、ディアロ事件賠償判決において、違法な抑留に対する賠償は逸失収入を含むが、本件では、違法な抑留が職業的な収入の喪失をもたらしたことの証明がないとして請求された金額の付与を認めなかった⁴³。一方、同判決は、非財産的損害については、違法な抑留および追放によってディアロ氏が被った「違法な行為の必然的な結果」であり、具体的な証拠によって証明される必要はなく⁴⁴、「非財産的損害に対する金銭賠償の数量化は、必然的に衡平による考慮によることになる」と述べた⁴⁵。

(c) 満足 (satisfaction)

満足は、精神的損害や、尊厳や名声に対する損害に対する非金銭的な形態の賠償として、国際司法裁判所によって承認されてきた。後述のとおり、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利に関する国際条約機関の判例法・先例法において、満足は賠償の重要な形態として扱われてきた。その際、国際条約機関は、一般国際法の影響を受けて、国際条約機関が締約国による条約違反を認めた判決・見解それ自体が公正な満足として被害者に対する救済になると述べてきた。

しかしながら、国際司法裁判所による、「違法の宣言それ自体が満足になる」との言説は、国家間紛争事件において、しかも、特定の文脈の下でなされたものである。このため、この言説が、国際人権法・人道法違反の被害者に対する救済の場面に持ち込まれて一般的に適用されることには疑問がある。

そこで、以下では、被害者個人に生じた損害についての賠償が問題となった事件ではないが、満足という形態の賠償についての国際司法裁判所の考え方を正確に把握するために、三件の判決を取り上げて考察しておきたい。

第一の判決は、国際司法裁判所が、裁判所による違法の宣言それ自体が公正な満足になることを認めたとして、しばしば引用される、コルフ海峡事件本案判決である。確かに、同判決は主文において、「掃海活動によって、イギリスはアルバニアの主権を侵害したが、裁判所によるこのことの宣言によって、被害国に満足を与える適切な行為があったとする」と判

⁴² Supra note 39, para. 152.

⁴³ Ahmadou Sadio Diallo v Democratic Republic of the Congo (Compensation), ICJ Judgment of 19 June 2012, para 40.

⁴⁴ Ibid., para. 21.

⁴⁵ Ibid., para. 24.

示した⁴⁶。しかしながら、裁判所は、判決理由の中で、「この宣言は、アルバニアの代理人の要請に従えば、それ自体適切な満足になる」(強調は筆者)⁴⁷と述べていることに注意が必要である。すなわち、本件において、アルバニアは、「裁判所は、イギリスが国際法違反をし、それに関してアルバニア政府が、イギリスに対して、アルバニアに満足を要求する権利を有することを認めるべきである」⁴⁸と主張し、準備書面では、謝罪を受ける権利があると主張したものの、口頭弁論では、アルバニアの代理人は、損害の発生がなかったことから金銭賠償の主張をせず、『我々が望むものは、法的観点からの当裁判所の宣言である』という結論を述べた⁴⁹のである。裁判所が判決理由の中で、「アルバニア代理人の要請によれば」と述べているのは、このことを指している。

このように、国際司法裁判所が違法の宣言をなすこと自体が被害国に対する満足になるということは、被害国が要求した救済の形態その他の具体的な事案の中で理解される必要がある。国際法委員会も国家責任条項 37 条の注釈で、次のとおり述べてこの点についての注意を喚起している。

「権限を有する裁判所または法廷によって宣言をなすことは、特定の事件において満足の形態と扱われることがあるが、このような宣言は、本質的に満足の救済と結びついているというわけではない。紛争について管轄を有する裁判所または法廷はすべて、事件を判断する過程の必要な部分として、問題となっている行為の合法性について判断し、その判断について宣言をする権限を有している。そのような宣言は、あらゆる形態の救済に関する決定においてその前提であるだろうし、または、請求された唯一の救済であるかも知れない。裁判所が、コルフ海峡事件でなしたことは、アルバニアが他の形態を請求しなかった事件において、宣言を満足の形態として使ったということである。」(強調は筆者)⁵⁰。

第二の判決は、ジェノサイド条約適用事件判決である。本事件において、国際司法裁判所は、セルビアによるジェノサイド条約違反を認定し、これに対する賠償として、ボスニアが求めた金銭賠償の支払や再発防止の保証は適切ではないとして認めなかったが、裁判所による判決主文中でのセルビアによる条約違反の判断は、公正な満足となるとして、判決主文にセルビアが条約上の義務を遵守しなかったとの判断を含めた。国際司法裁判所は、その理由の中で、コルフ海峡事件を引用し、「原告国は満足の形態における賠償を受ける権利があることは明らかであり、そして、これは、原告国自身が提示したように、被告国が本条約に

⁴⁶ Corfu Channel Case (Merits), (1948) ICJ Reports 1, p.36.

⁴⁷ Ibid., p. 36.

⁴⁸ Ibid., p. 12.

⁴⁹ Ibid., pp. 25-26.

⁵⁰ James Crawford, The International Law Commission's Articles on State Responsibility: Introduction, Text and Commentaries (Cambridge University Press, 2002), p. 233.

よって課されたジェノサイド犯罪を防止する義務を遵守しなかったという本判決における宣言という最も適切な形態を取ることがあるだろう」⁵¹（強調は筆者）と述べている。

第三の判決は、レインボー・ウォリアー号事件判決である。国際司法裁判所は、本判決において、国際法義務違反に対し満足を救済の形態として用いるという国際司法裁判所の実行について、「国家および国際裁判所・法廷の長く確立した実行」と認める一方で、「この実行は、特に、国際法責任を伴う個人に対する損害の事件とは対照的に、国家に対して直接になされた道徳上または法的損害の事件に関連する」（強調は筆者）と述べた。また、判決では、Arangio-Ruiz が、国家責任に関する国際法委員会のための第二次報告書（1989年）において、「国家の尊厳、名誉および名声に対する損害に対する特別な救済として」満足に対する広範な支持が文献および裁判所および国家実行に見られると述べたことに言及している⁵²。

なお、Zegveld は、国際司法裁判所による、違法の宣言自体が公正な満足となるという形態の賠償の活用は、国際法違反行為が財産的な損害を伴わない国家の主権の侵害になるような場合か、違法の程度が金銭賠償を命ずることを適当とはしないような低度の場合に限られていると指摘している⁵³。

（3）被害者個人に対する賠償責任

国際司法裁判所は、パレスチナ壁建設勧告的意見において、イスラエルがパレスチナ占領地域において行った壁の建設は、国際人権法および人道法違反であることを認め、その法的帰結として、壁の建設の結果生じた、住居、ビジネス、および、農地の破壊について、「関係するすべての自然人および法人に対して生じた損害のための賠償を行う」義務があるとし、イスラエルは、「すべての自然人および法人から収奪された土地、果樹園、オリーブ畑、その他の不動産を返還する義務を負う」と述べた⁵⁴。

この勧告的意見について、国際司法裁判所の判例法において初めて、国際人権法・人道法違反に対する賠償を受ける個人の権利と個人の財産の返還の一義的な重要性を認めたとの評価もあるが⁵⁵、国際司法裁判所は、これらの財産の元の所有者である自然人および法人「に対して」返還する義務があるとまでは述べておらず、個人の「権利」を述べたものとまで読み込むことには疑問がある。

⁵¹ Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Bosnia and Herzegovina v Serbia and Montenegro), ICJ Judgment of 26 February 2007, paras 463 and 471(9).

⁵² R.I.A.A., vol. XX, p. 217 (1990), para. 112.

⁵³ Zegveld, *supra* note 34, p. 212. また、Zegveld は、このことは、同判決が、セルビアによるジェノサイドへの直接の参加という条約違反行為については金銭賠償を認めた一方で、判決主文中における条約違反の宣言自体が公正な満足になると述べたのは、条約違反ではあっても、ジェノサイドを防止する十分な措置を取らなかったという部分についてであることから窺われるとする。Zegveld, p.215

⁵⁴ *Supra* note 39, paras 152-153.

⁵⁵ Zegveld, *supra* note 34, p.206.

実際、国際司法裁判所は、その後のアーマドウ・サディオ・ディアロ対コンゴ民主共和国事件本案判決において、コンゴ民主共和国によるギニア国民のディアロ氏の逮捕、抑留および追放は、自由権規約およびアフリカ人権憲章の下で保障されるディアロ氏の権利を侵害したことを認め、「違反された人権の義務の基本的な性質、および、ギニアが金銭賠償の形態における賠償を請求していることに照らし、裁判所は、違反の司法的な認定に加えて、ディアロ氏が被った損害についてギニアに対し負うべき賠償は、金銭賠償の形態を取らなければならない（強調は筆者）」と述べた⁵⁶。すなわち、国際司法裁判所は、国家の外交的保護権の行使による賠償請求においては、たとえ、国際人権法違反によって被害者個人が被った損害についての賠償であったとしても、「国家に対し」付与されるものであることを確認しているのである⁵⁷。

2 国家責任条文

国際法違反の法的帰結として国家が賠償義務を負うこと、および、賠償義務の範囲や賠償の形態に関して国際裁判所の判例法や国家の実行によって確立してきた慣習法規則は、国家責任条文の採択により法典化されている。

これによれば、国際違法行為の法的帰結として国家は国際責任を負い（28条）、「責任を負う国は、国際違法行為により生じた被害に対して完全な賠償（full reparation）を行う義務を負う」（31条1項）。この「被害」とは、「物質的であるか精神的であるかを問わず、国の国際違法行為により生じたいかなる損害も含む」（31条2項）。

賠償の形態について、国家責任条文は、原状回復（restitution）、金銭賠償（compensation）および満足（satisfaction）の形態を単独で、または、組み合わせて行うものであるとする（34条）。原状回復の義務とは、「違法行為が行われる前に存在した状態を回復する義務」であるが、「物理的に不可能（materially impossible）ではないこと」、および、「金銭賠償に代わって原状回復させることから生じる利益と著しく均衡を欠くような負担を伴わないこと」を条件とする（35条）。金銭賠償は、「損害が原状回復によっては十分に回復されない限りにおいて、それにより生じた損害に対」して行われるものであり（36条1項）、「金銭上評価可能ないかなる損害も対象とし、それが立証される限りにおいて逸失利益を含む」（36条2項）。また、満足は、「被害が原状回復または金銭賠償によっては十分に賠償されない限りにおいて、違法行為により生じた被害に対」して与えられるものであり（37条1項）、「違反の自認、遺憾の意の表明、公式の陳謝その他の適当な態様により行うことができる」（37条2項）とされている。

⁵⁶ Supra note 43, para. 161.

⁵⁷ Supra note 43, paras. 161-163. International Commission of Jurists, “The Rights to a Remedy and Reparation for Gross Human Rights Violations: A Practitioners’ Guide” (Revised Edition), 2018, p.154.

3 国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利への示唆

一般国際法における被害者の救済に関連する国際裁判所判例は、被害者個人に生じた損害を国家に対する損害とみなし、外交的保護権の行使により、国家の権利として損害に対する賠償を求めた国家間紛争事件に関するものである。しかしながら、そこで宣言された国際法規範は、国際人権法・人道法違反の被害者の救済をうける権利の承認や発展に影響をもたらしてきた。しかも、本章で取り上げた判例のように、近年、国際司法裁判所が扱う事件の中には、国際人権法・人道法違反の国家の行為によって、個人の人権が侵害されて個人に生じた損害に対する賠償の問題が扱われる事件が見られ、こうした事件における国際司法裁判所の判断は、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利の発展にとって、これまで以上に関連性を有する重要なものとなる場合がある。

また、国家責任条文は国家間関係の文脈における国家責任を法典化したものであり、国家の賠償義務は、基本的には国家に対するものであり、賠償義務を負う相手は基本的に国家であり（33条1項）、被害者の救済を受ける権利について直接適用されるものではない。しかし一方で、国家責任条文は、「国の国際責任から生じた国以外の人又は団体に対して直接与えられるいかなる権利を妨げるものではない」（33条2項）と述べており、国家の賠償義務の相手が個人であることは排除されていない。この点について、条文33条の注釈は、国際人権条約上の義務違反に対する国家責任は、「条約の他のすべての当事国に対して存し得るが、関係する個人は究極的な受益者、その意味で関連する権利の保持者としてみなされるべきである」⁵⁸と述べている⁵⁹。

一般国際法においては、個人は国際違法行為による国家の賠償責任を追及するための手続的権利を有していないが、国際人権法においては、個人通報制度が、被害者個人の救済のために国際的な手続的権利を付与しているのであるから、一般国際法における国家責任の内容としての賠償義務の規範的発展が、個人通報制度の下で、個人に付与されるべき国家の賠償義務の内容の決定に影響を与え、反映されていく可能性がある。

このため、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利の考察において、一般国際法における国家の賠償義務に関する国際裁判所判例や規範の発展について、関心を持ち続ける必要がある。しかしながら、一般国際法における賠償義務においては、原状回復が原則であり、その内容は「違法行為が行われる前に存在した状態を回復する義務」（国家責任条文35条）とされるところ、後に述べるように、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利においては、被害者を単に人権侵害前の状態に戻したのでは、被害者はさらに人権侵害を受け続けることになる場合があり、そのため、原状回復における「変革的な」ア

⁵⁸ Crawford, *supra* note 50, p. 209. C. Evans, *The Right to Reparation in International Law for Victims of Armed Conflict* (Cambridge University Press, 2012), p. 31.

⁵⁹ Bassiouni も注釈を援用しながら、条文は、基本的には、国家の他の国家または、国際社会全体に対する責任から生じる賠償を扱ってはいるが、この文言を含めたことは、義務は、非国家主体に対しても負うことがありうるという可能性の証拠となり得ると述べる。M. Cherif Bassiouni, "International Recognition of Victims' Rights", *Human Rights Law Review*, Vol. 6, Issue 2 (2006), p. 212.

アプローチの重要性が強調され、また、原状回復と合わせて再発防止により重きが置かれる等の重要な相違がある。また、一般国際法における賠償義務の形態としては、原状回復に次いで金銭賠償が基本とされるが、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利においては、重大な人権侵害に対しては、金銭賠償は十分でないといわれ、あるいは、被害者のニーズや被害者の意向から、むしろ、リハビリテーションや満足の状態による賠償が重視される点にも相違が見られる⁶⁰。

この点で、特に、国際人権法・人道法違反の被害者の救済に関して、賠償に関する手続への被害者の参加および被害者の意向の重要性が強調されるようになってきた中で、違法の宣言それ自体が公正な満足になるという、一般国際法における国家間紛争の文脈で国際司法裁判所が述べた判決のフレーズが、被害者の意向と無関係に適用されることには注意を要する。この観点からも、国際人権法・人道法の違反の被害者の救済に関して用いられる用語や概念を提供してきた一般国際法における賠償義務に関する判例や規則について、正確に理解しておくことは極めて重要である。

4 小括

以上のとおり、本章では、一般国際法における被害者の救済に関するいくつかの国際裁判所判例、および、国家責任条文を取り上げ、国家間関係という文脈において発展してきた、国際違法行為に伴う国家責任としての賠償義務に関する規則が、国際人権法・人道法における被害者の救済を受ける権利の考察においても重要であることを明らかにした。また、その際、国家責任の解除としての賠償と、被害者の救済を受ける権利としての賠償には、共通の用語や概念が用いられるが、その文脈の違いから賠償の形態についての考え方にも相違があること、および、相違についての留意が必要であることを論じた。

⁶⁰ 申恵丰も同様の指摘をしている。申恵丰『国際人権法—国際基準のダイナミズムと国内法との協調—〔第2版〕』（信山社、2016年）、272—273頁。

第2章 国際人権法・国際人道法・国際刑事法における被害者の救済を受ける権利の発展

第1章で考察したように、国際人権法・人道法違反の被害者が一般国際法の下で救済を受けられることはあったが、それは、外交的保護権が行使され、国家責任の解除として賠償が行われた場合に、国籍国を通して付与されることがあるに過ぎず、被害者が救済を受けることは被害者の権利としては承認されるに至っていない。被害者個人の救済を受ける権利が国際法上の権利として承認され確立するまでには、国際人道法・国際人権法および国際刑事法における被害者の救済に関する規範の相互的な発展を待つ必要があった。

そこで、次に本章では、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利に直接関係する国際法の個別分野である国際人権法・国際人道法・国際刑事法に目を転じ、それぞれの法分野で被害者の救済を受ける権利の発展について概観する。そして、被害者の救済を受ける権利とこの三つの法分野との関連性について考察し、各分野における被害者の救済を受ける権利の発展が、基本原則・ガイドラインにおいて統合されたことを明らかにする。

1 国際人道法違反の被害者の救済を受ける権利

武力紛争の慣習法を法典化した最初の国際文書である、陸戦の法規慣例に関する1907年ハーグ条約（以下、「1907年ハーグ条約」という。）⁶¹は、国際的武力紛争に関与した国家による条約違反の行為によって、文民および文民の財産に生じた損害について、損害を被った自国民のために賠償を請求する国籍国の権利を発生させた。この承認は、個人の損害に基づく賠償をもたらしたが、国家に対し賠償を求める被害者個人の権利の獲得には至らず、違反を行った国家に対する賠償請求は、外交的保護の法理の下で、被害者個人の国籍国の裁量による権利の行使に委ねられた⁶²。

国際人道法は、第二次世界大戦後、1949年ジュネーブ諸条約および1979年の同追加議定書等による法典化が進み、保護される個人の権利保障の性格を強め、武力紛争時における最低限の人権保護の機能を果たすものとなっている。このため、国際人道法と、第二次世界大戦後に、個人の権利を創設することを目的とした条約を中心とする国際人権文書によって形成されてきた国際人権法とは、目的も形成の経緯も異なる。

しかしながら、今日、二つの法分野が武力紛争時には重なり合って、または、補完し合って人権保障機能を果たすものであることが認識されている⁶³。さらに、特に、内戦や非国際的武力紛争の場合等において、国際人道法が適用とされる前提である武力紛争の有無が明確でなく、武力紛争時に適用される国際人道法と平時に適用される国際人権法という形式的な区別が機能せず、人権保障の観点からは、二つの法分野を統合的に扱うことが有用であ

⁶¹ 1899年に採択された後、1907年に改訂された。

⁶² Bassiouni, *supra* note 59, p. 213.

⁶³ 申『国際人権法〔第2版〕』、前掲書、注60、11頁。

る⁶⁴。第1章で取り上げた、国際司法裁判所のパレスチナ壁建設勧告的意見も、国際人権法と国際人道法が重疊的に適用される場合があることを明らかにし⁶⁵、イスラエルによる壁建設は、国際人権法および国際人道法の両方の違反になることを認めている。

国際人道法分野における被害者の救済については、国家に責任が帰せられる国際人道法違反の行為によって生じた損害について、加害国家が賠償責任を負うことが、1907年ハーグ条約3条、および、ジュネーブ諸条約第一追加議定書91条に規定されている。これらの規定が、国際人道法違反の被害者の救済を受ける権利の法的根拠となることを示すために、起草過程や国家実行に関する研究が積み重ねられてきた。基本原則・ガイドラインの前文にも、これらの条約の規定が引用されている。特に、基本原則・ガイドラインの策定の過程における諮問会合に参加した赤十字国際委員会の代表は、1907年ハーグ第4条約3条について、現在は慣習法となっているとしたうえで、これは「国家が違反の被害者である個人に賠償する (compensate individuals) ことを要求している」と述べたことが⁶⁶、国際人道法違反の行為に対する国家の賠償義務は、「個人に対して」負うものであることを示唆しており、注目される。

しかしながら、もともと国家間の武力紛争に適用される国際法として発展してきた国際人道法が持つ、国家間関係を規律する国際法という基本的な性質の中で、国際人道法条約が規定する賠償義務も国家間の合意や紛争解決手続、あるいは、イラク賠償委員会のようなメカニズムの設置によって処理され、被害者自身が救済を実現するための国際的な手続が存在しないことから、国際人道法においては、被害者が救済を受ける権利が確立したとは言えない状態にある。

2 国際刑事法分野における被害者の救済を受ける権利の発展

(1) 犯罪被害者の権利に関する国際法規範の発展

刑事裁判の目的は加害者の処罰にあるが、刑事法の分野においても、被害者に対する賠償は、正義 (ジャスティス) の実現の一部として、あるいは、訴追の成功を高めるために刑事裁判の過程に被害者を参加させるための誘導の方法として導入されてきた⁶⁷。このような刑事司法における被害者賠償と犯罪訴追への被害者の協力の関連付け、および、被害者賠償の

⁶⁴ 高嶋陽子は、国際人権法と国際人道法が交錯する場面を検討し、特に、内戦や非国際的武力紛争の場合に、締約国は同時に国際人権法と国際人道法の義務を負うと指摘する。高嶋陽子『武力紛争における国際人権法と国際人道法の交錯』(専修大学出版局、2015年) 165-166頁。近年、国連の人権分野の文書において、国際人権法と国際人道法が一体のものとして表記されることが多いのも、人権保障の観点からは、二つの法分野を切り離して扱うことが困難ないし有意義ではないとの認識の表われと考えられる。

⁶⁵ *Supra note 39*.

⁶⁶ 申恵丰「国際人権法および人道法の違反に対する責任と救済—国際人道法の重大な違反の被害者が救済を受ける権利の承認をめぐる」、坂元茂樹編『国際立法の最前線 藤田久一先生古稀記念』(有信堂高文社、2009年) 417頁。

⁶⁷ Bassiouni, *supra note 59*, p. 205.

推進は、1960年代にカナダや米国のいくつかの州における運動として発展してきた⁶⁸。

国際的には、国連総会が1985年に「犯罪および権力濫用の被害者のためのジャスティスに関する基本原則宣言」（基本原則宣言）を採択した⁶⁹。宣言は、犯罪および権力濫用の被害者の概念を定義するとともに、司法および公正な取扱い、被害弁償、被害賠償ならびに援助にアクセスする被害者の権利について定めている。

基本原則宣言における「被害者」とは、「加盟国で適用される刑事法（権力の犯罪的濫用を禁じた法律も含む）に違反する作為または不作為により、個人としてまたは集団として、身体的または精神的危害、精神的苦痛、経済的損失または基本的権利の実質的侵害を含む被害を受けた者」と定義され（1項）、「加害者が特定され、逮捕され、訴追されまたは有罪判決を受けているかに関わらず、かつ加害者と被害者との間の家族関係にかかわらず」、人は被害者と見なされうる（2項）。また、「直接の被害者の肉親または被扶養者、および苦しんでいる被害者を援助するためにまたは被害を防止するために介入した際に被害を受けた者も含まれる」（2項）。

被害者の救済（賠償）については、「自己の行為に責任のある犯罪者又はその関係者は、妥当な場合には、被害者、その家族又は被扶養者に、公正な被害弁償を行わなければならない」（8項）、また、「政府は、刑事裁判における量刑選択の際に、従来の刑事制裁以外にも、新たに適用できるような被害弁償を考慮して、慣行、規則および法律の見直しを行うべき」であり（11項）、また、「...被害者が、犯罪者又はそれ以外から十分な弁償を得られない場合には、国家は、経済的補償を行うよう努力しなければならない」（12項）とする。

地域レベルにおいても、欧州評議会が1983年に「暴力犯罪被害者の補償に関する欧州条約」を採択している。同条約は、被害者に対する援助が「犯罪者の刑事処遇と同等に犯罪政策の一貫した関心事とならなければならない。このような援助には、心理的苦痛を緩和し、かつ被害者の身体的傷害に対して補償を行うための措置が含まれる」という意識の高まりに応えるものであり、特に、犯罪者が逮捕されず、失踪し、または支払手段を有していないために実際にはいかなる補償もめったに得られない被害者やその被扶養者に対し、国による補償体制を定めた点に特徴がある⁷⁰。

また、欧州評議会閣僚委員会は、「刑事法および刑事手続の枠組みにおける被害者の地位に関する勧告」によって、身体的・心理的・物質的・社会的危害を受けており、そのニーズ

⁶⁸ ただし、この国内レベルでの運動は1980年代には勢いを失ったという。その背景として、犯罪学その他の分野の専門家が、医療、精神、心理的治療を含む他の形態の救済に金銭賠償を拡張しよう、また、賠償および救済の方式を国家機関および公務員による違反に拡大しようとし始めたこと、および、特に、被害者の権利の唱道者たちが歴史的違反についての賠償請求を始め、いくつかの裁判で成功を収めると、国家の反対も増したことが指摘されている。Bassiouni, *supra* note 59, pp. 210–211.

⁶⁹ その内容は、第7回国連犯罪防止犯罪者処遇会議がコンセンサスで承認したものである。

⁷⁰ Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, “Protection and Redress for Victims of Crime and Human Rights Violations” in *Human Rights in the Administration of Justice: A Manual on Human Rights for Judges, Prosecutors and Lawyer*, 2013. ただし、条約は犯罪行為一般についてではなく暴力犯罪との関連に限って補償に対する権利を定めたものであるし、被害を受けた者に対するその他の種類の支援および援助は予定しておらず、その範囲は限定的である。

が「刑事司法手続のすべての段階を通じていっそう考慮されるべき」である被害者を保護する必要について、さらに詳しい規定を設けた。勧告前文は、刑事司法制度の運用において「被害者の問題を緩和するよりもむしろ悪化させる傾向がときとしてあった」こと、「被害者のニーズを充足し、かつその利益を保護することは刑事司法の基本的機能でなければならない」こと、「刑事司法に対する被害者の信頼を高め、かつとくに証人としての被害者の協力を要請することも重要である」ことを指摘している。さらに、被害者を援助するための措置は、「社会規範の強化および犯罪者の更生といった刑事法および刑事手続の他の目標と必ずしも対立するものではなく、それどころか、その達成および被害者と犯罪者の最終的和解の役に立つかもしれない」と述べている。

基本原則宣言および欧州評議会の勧告は、いずれも法的拘束力を有する文書ではないものの、犯罪被害者が直面する問題に対して、被害者の特別の保護のニーズも考慮に入れ、警察段階から執行段階に至る刑事手続のすべての段階を網羅する、被害者中心の包括的なアプローチに立つものである。これらの国際文書が詳細に定める犯罪捜査や刑事裁判手続における被害者の公正な取扱いやニーズへの配慮や保護、プライバシーの保護、被害弁償⁷¹、被害賠償⁷²ならびに援助にアクセスする被害者の権利等の内容は、国際刑事裁判における被害者の救済や参加、保護の権利、また、基本原則・ガイドラインの内容に重要な影響を与えた⁷³。

(2) 国際刑事裁判における被害者の権利の承認と発展

以上のような、刑事司法における被害者の権利についての認識の高まりや国際文書の採択と、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利に関する議論を背景として、1990年代に生まれた、重大な国際人権法および国際人道法の規範を国際犯罪として国内刑

⁷¹ 基本原則宣言における「被害弁償」とは、犯罪者が被害者に対し、犯罪行為によって侵害された権利を回復することを意味する。財産の返還や発生した危害・損失に対する支払いに加えて、被害者は一定の費用の弁済も請求できる。犯罪行為によって、「環境に相当の危害が発生した場合に（被害）弁償を命ずるときは、可能なかぎり、環境の原状回復、インフラストラクチャーの再建、コミュニティの施設の建替え、および、危害の結果コミュニティが移転せざるを得なくなったときは移転費用の弁済を含めるべきである」（基本原則宣言10項）。

⁷² 基本原則宣言12項「被害補償が犯罪者またはその他の財源から十分に得られないときは、国は、次の者に対して金銭的補償を行うよう努めるべきである。(a) 重大犯罪によって相当の身体的傷害または身体的もしくは精神的健康の損傷を受けた被害者；(b) 当該被害によって死亡したまたは身体的もしくは精神的に無能力となった者の家族、とくに被扶養者。」宣言13項「被害者に対する補償のための国家基金の設置、強化および拡大が奨励されるべきである。被害者の国籍国が被害者に対して被害補償を行う立場にないときなど、適切な場合には、この目的のためにその他の基金を設置してもよい」。このような被害賠償は、犯罪との関係で受けた身体的もしくは心理的被害その他の被害について加害者から金銭的賠償を受けることは、「加害者が被害者に加えた害を認めたことととらえられる」という点で、被害者にとっては重要な要素となる場合がある。そのような賠償が裁判所によって命じられるのであれば、「それは国が被害者に関心を示していることの象徴ともなる」。この種の承認は、関係する被害者にとって重要な癒しの効果を持ち、刑事司法制度への被害者の信頼も高める可能性がある。

⁷³ 東澤靖『国際刑事裁判所 法と実務』（明石書店、2007年）。基本原則・ガイドラインに影響を与えたことは、その前文に表われている。

事法にその裁きを委ねるだけでなく、国際刑事法廷において直接加害者個人を裁くことを通じて法規範を執行・国際的実施を実現するという新たな潮流の中で、国際刑事裁判における被害者に対する賠償を含む救済を受ける権利の承認・創設が実現した。

第二次世界大戦後、戦争犯罪・人道に対する罪・平和に対する罪を国際法違反として、その責任者である個人を国際裁判で裁くというニュルンベルクおよび東京裁判が行われ、ジェノサイド条約においても国際刑事裁判所の設立が構想されたが⁷⁴、国際人道法を国際刑事裁判所において執行するという構想の実現は、冷戦終結後の1990年代に、旧ユーゴスラビアおよびルワンダの紛争における国際人道法の重大な違反を行った者を国際刑事法廷で裁く潮流が高まるまで待たざるを得なかった。

1998年には、「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」の効果的な訴追を確保することで「これらの犯罪の犯人の不処罰に終止符を打ち、それによってそのような犯罪の防止に貢献する」（規程前文）ために、集団殺害罪、人道に対する罪、戦争犯罪および侵略の罪を管轄犯罪として加害者個人を裁く常設の国際刑事裁判所が設立された。

国際刑事裁判所規程は、第5章で詳しく検討するように、国際刑事裁判手続の中で被害者に対する賠償を命ずることを可能とする被害者賠償制度を創設した（75条）。その他、被害者の保護や公判手続への参加（68条）や、被害者のための信託基金の設立（79条）も規定した。これらの規定は、犯罪被害者権利原則宣言や、基本原則・ガイドラインの採択に至るまでの国際人権法および人道法違反の被害者の権利に関する国連人権委員会での議論が取り入れられたものである⁷⁵。

3 国際人権法違反の被害者の救済を受ける権利

国際人権法の分野においても、1990年以降、救済を受ける権利についての目覚ましい発展がみられる。

基本原則・ガイドラインの起草作業の起源は、ファン・ボーベン（Van Boven）が当時の人権小委員会から特別報告者に任命されて行った研究である。ファン・ボーベンは、1989年に任命を受けて、「人権および基本的自由の重大な侵害の被害者が原状回復、金銭賠償およびリハビリテーションを受ける権利」に関する研究を開始し、その最終報告書が1993年に提出され、1996年には、基本原則・ガイドラインの原型となるファン・ボーベンの草案が公表された。

1998年には、人権委員会は、ファン・ボーベンの研究と並行して人権小委員会の特別報告者ジョワネ（Joinet）によって行われていた、人権侵害の不処罰の問題に関する研究を、ファン・ボーベンの研究と統合させ、この研究のための専門家としてバシオーニ（Bassiouni）

⁷⁴ 6条が、国際刑事裁判所による裁判について規定している。

⁷⁵ 犯罪被害者権利原則宣言原則が取り入れられたことにつき、東澤、前掲書、注73。また、国連人権委員会での議論が取り入れられたことにつき、申恵丰「重大人権侵害の救済と国際法—戦後補償裁判における被害者の地位をめぐる—」国際人権（15）（2004）34—39、37頁。

を任命した。その後、バシオーニによる作業が、基本原則・ガイドラインの採択へと結実する。

また、1993年のウィーン世界人権会議は、「すべての国家は、人権に関する苦情や侵害を救済するための効果的な救済の枠組みを提供すべきである」と述べて、被害者に対する賠償の必要性を強調した⁷⁶。特に、世界人権会議での議論が後押しとなって、当時、個人通報制度が設けられていなかった社会権規約および女性差別撤廃条約にも個人通報制度を導入するための作業が開始され、1990年代終わりから2000年代にかけて導入が実現した。

上述の国際刑事裁判の発展も国際人権法違反の被害者の救済を受ける権利の発展に影響を及ぼした。国際刑事法廷・裁判所の管轄犯罪は、同時に、国際人権法や国際人道法違反である場合が多い。国際刑事裁判所が、重大な国際人権法・人道法違反を、国際犯罪として訴追・処罰し、不処罰をなくすことにより再発防止を図ると同時に、被害者の救済を受ける権利を手順内に位置付けたことは、国連人権法の分野における重大な人権侵害の被害者の救済を受ける権利や不処罰の問題に関する議論にも取り込まれていった⁷⁷。

4 国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利と三つの法分野の関連性

前述のとおり、国際人道法条約の中にも、条約違反の行為により個人に生じた損害について国家の賠償義務を定める規定は存するが、国家間の武力紛争に適用される国際法として発展してきた国際人道法が持つ、国家間関係を規律する国際法という基本的な性質の中で、被害者の権利として規定されるに至ってはいないことに加えて、国際人道法違反の被害者自身が救済を求めるための国際的な手続が存在しないことが、国際人道法違反の被害者が救済を受ける権利の実現を困難にしてきた。

しかしながら、先に述べたような、国際人権法と国際人道法の密接な関連性や交錯する場面についての認識の高まりは、国際人道法違反の被害者が国際人権法を通じて救済を受ける可能性に目を開くことにつながっている。すなわち、国際人道法違反行為が、同時に、国際人権法の違反にもあたる場合には、被害者は、国際人権法上の救済を受ける権利を法的根拠として、個人通報制度を活用して救済を求めることができるのである⁷⁸。このように、国際人権法における被害者の救済を受ける権利の発展・強化は、間接的に、国際人道法違反の被害者の救済を受ける権利の実質的な強化という効果をもたらすことにもなる。

また、重大な国際人権法・人道法違反の行為の加害者個人を国際刑事裁判で訴追・処罰する⁷⁹ことで、不処罰をなくし、さらに、国際刑事裁判所に被害者賠償制度が設けられたこと

⁷⁶ UN Doc., A/CONF.157/23, para. 27

⁷⁷ この影響により、国連における、国際人権法および国際人道法の被害者が救済を受ける権利に関する基準の体系化の動きが本格化していった。申、前掲書『国際人権法〔第2版〕』、注60、281頁。

⁷⁸ 高嶋もこのことを指摘する。高嶋、前掲書、注64、166頁。

⁷⁹ 国際刑事裁判所の管轄犯罪である戦争犯罪とは、ジュネーブ諸条約の重大な違反を構成する行為を含む国際人道法の違反であり、また、戦争犯罪、人道に対する罪、集団殺害罪にあたる行為は、国際人権法違反でもある場合が多い。

は、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利を強化する意味を持つ。すなわち、国際人権法においては、一定の重大な人権侵害行為については、これを犯罪として処罰する義務が締約国に課されており、処罰は国際人権規範の強力な実施措置である⁸⁰と同時に、第3章および第4章で詳しく見るとおり、被害者の救済の権利の内容としても重要な意味を与えられてきたからである。

特に、被害者の救済を受ける権利の強化という点では、国際刑事法分野における発展は、国際人道法違反の被害者の救済を受ける権利にとって、より大きな意味を持つ。国際人道法の観点からも、加害者の処罰は、国際人道法の履行を確保する実施措置であると同時に、被害者にとっては救済の一内容をなすことは、国際人権法の場合と同様であるが、これに加えて、国際人道法の場合には、前述のとおり、国際人道法違反の被害者が、国際人道法それ自体を法的な根拠として救済を求める権利が確立しているとは言えない状況にあり、とりわけ、被害者自身が救済を求める国際的な手続はなかったからである⁸¹。

以上のとおり、特に、国際人権法および人道法違反の被害者の救済を受ける権利の観点から見たとき、国際人権法・国際人道法・国際刑事法の相互の関連性およびその発展は、重要な意味を有する。例えば、子どもの軍隊への徴集や敵対行為への直接の参加の禁止は、国際人権法においても、国際人道法にも規定され、国家は加害者の処罰と、被害者である子どもの保護および救済を付与する義務を負う⁸²。そして、この国際人権法・人道法違反の行為が、国際刑事裁判所の管轄犯罪に含められた⁸³ことによって、国際人権法および人道法違反の被害者である子どもは、国際刑事裁判所における被害者賠償制度の下で救済を付与される道が開かれた。第5章で取り上げる国際刑事裁判所のルバンガ事件賠償判決は、まさに、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利に関して、国際人権法・国際人道法・国際刑事法の三つの分野が関連し合っていること具体例である。

次項で検討する基本原則・ガイドラインは、一般国際法における被害者の救済に関する規則を基礎としながら、この三つの分野で相互に関連し影響し合いながら発展してきた被害者の救済を受ける権利に関する規範が、「重大な国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利」として集約され、その実体的内容および手続的側面について、有機的に統合されたと言ってよいように思われる。

⁸⁰ 申恵丰は、「重大な違法行為を放置せず実行者を処罰することによって再発を防ぐという国際刑事法の役割は、国際人権法および人道法の観点からは、これらの法の履行確保の一端を担うものと位置づけられる」と述べる。申、前掲『国際人権法〔第2版〕』、注60、11頁。古谷修一も同趣旨の指摘をしている。古谷修一「国際刑事裁判制度における被害者への賠償」早稲田法学83巻3号（2008年）。

⁸¹ 申恵丰は、「国際人道法と国際人権法は、こうして現代では相互に密接な関係をもちながら発展を遂げているが、加えて、1990年代以降は、国際人権法および人道法とリンクした国際刑事法の飛躍的な発展が注目される」と述べている。申、前掲『国際人権法〔第2版〕』、注60、11頁。

⁸² 子どもの権利条約38条、39条、子どもと武力紛争選択議定書6条、1949年ジュネーブ条約第1追加議定書77条、1949年ジュネーブ条約第2追加議定書4条3項。

⁸³ ICC 規程8条2項(b)(xxvi), (e)(vii)。

5 基本原則・ガイドライン

(1) 採択に至る背景と経緯

1989年、国連人権小委員会は、「人権および基本的自由の重大な侵害の被害者が原状回復、金銭賠償およびリハビリテーションを受ける権利」に関する特別報告者としてファン・ボーベンを任命した。ファン・ボーベンは1993年に最終報告書を提出した後、後に採択される基本原則・ガイドラインの原型となる文書（ファン・ボーベン草案）を1996年および1997年に公表した⁸⁴。

その後、1998年に国連人権委員会に任命されたバシオーニが作業を続け、ファン・ボーベン草案に基づき、人権侵害の不処罰の問題に関する人権小委員会特別報告者ジョワネの報告書をも参照しつつ、2000年に「国際人権および人道法の違反の被害者が救済を受ける権利に関する基本原則およびガイドライン」（バシオーニ草案）を最終報告書において人権委員会に提出した⁸⁵。

同草案はその後、国連加盟国およびNGOとの協議に基づく改訂を経て、人権委員会、経済社会理事会において採択された後、国連総会決議60/147によって「重大な国際人権法および国際人道法違反の被害者の救済および賠償を受ける権利に関する基本原則およびガイドライン」（基本原則・ガイドライン）が採択された。

(2) 基本原則・ガイドラインの性質と内容

基本原則・ガイドラインは新たな国際法又は国内法上の義務を伴うものではなく、国際人権法および国際人道法に基づく既存の法的義務の実施に関する手法や手続を明らかにするものである（前文）⁸⁶。

基本原則・ガイドラインは、その表題にも示されるとおり、「その極めて重大な性質によって人間の尊厳に対する侮辱を構成する、国際人権法の重大な違反および国際人道法の重大な違反」を対象とするものである（前文）。

その起源であるファン・ボーベンが1993年に提出した最終報告書において、自身の研究の任務は、「人権および基本的自由の重大な侵害」に関するものであり、あらゆる国際文書の規定のいかなる違反も適切な救済の権利を含みうるが、自身の研究の焦点は、他の違反か

⁸⁴ UN Doc., E/CN.4/Sub.2/1996/17, E/CN.4/1997/104.

⁸⁵ UN Doc., E/CN.4/2000/62.

⁸⁶ 申恵丰は、「しかし、国際人権法における救済に関する包括的な研究を著したシェルトンが的確に評しているように、基本原則・ガイドライン中「すべきである」の語があげられている箇所の中には、国際人権法上すでに広く認められており「しなければならない」の語を用いることのできたはずの内容も含まれている（例えば、被害者は適当な場合かつ違反の重大性および各事案の状況に均衡して原状回復、賠償、リハビリテーション、満足および再発防止の保証からなる補償を与えられるべきであるとした原則18や、賠償は経済的に評価可能な被害について提供されるべきであるとした原則20）」と指摘する。申、前掲書『国際人権法〔第2版〕』、注60、147頁。

ら区別される「人権の重大な侵害」であるとして、この用語の意味について述べている。すなわち、「重大な」という用語は、「侵害」という用語にかかっており、侵害の深刻な性質を示唆するが、「重大な」という用語はまた、侵害される人権の種類にも関係していると述べる⁸⁷。例として、集団虐殺、アパルトヘイト、組織的または大規模な人権侵害、殺人、拷問および残虐なまたは品位を傷つける取扱いまたは処罰、奴隷および奴隷類似の慣行、強制労働、社会的・政治的・人種的・宗教的、または文化的根拠に基づく組織的な大量または大規模な迫害、人口の送還または強制移動、1949年共通ジュネーブ条約3条違反、略式または恣意的処刑、強制失踪、恣意的または長期の抑留、特に人種またはジェンダーに基づく組織的差別を挙げている⁸⁸。

その後、バシオーニ草案の表題は、「国際人権および人道法の違反の被害者」として、人道法が明記された一方で、「重大な」という用語は含まれず、最終的に採択された基本原則・ガイドラインでは、「重大な (grave) 国際人権法および深刻な (serious) 国際人道法違反」という用語が用いられた。その理由は、国際人権法については従前から重大な (grave) という用語が用いられる一方、国際人道法の分野では、重大なという意味を示す用語としては serious が使われてきた⁸⁹ことにあるように思われる。しかしながら、いずれもファン・ボーベンの最初の研究の任務がそうであったように、国際人権法および国際人道法の「重大な」違反行為を対象範囲としていることに変わりはない。

基本原則およびガイドラインは、国際人権および人道法規範を尊重し、尊重を確保し、実施する義務には、違反防止のための立法的・行政的その他の適切な措置、違反の効果的・迅速・完全かつ公正な調査および責任者に対する処置、違反の責任者が誰であるかにかかわらず被害者に対するジャスティスへの平等かつ効果的なアクセスの付与、および、被害者に対する賠償を含む効果的な救済の付与が含まれるとする (3 項)。重大な国際人権法および人道法違反が国際法上の犯罪に当たる場合は、国家は調査し、十分な証拠がある場合は、違反について責任があると疑われる者を訴追にかけ、有罪と判断された場合は、その者を処罰する義務を負う (4 項)。基本原則・ガイドラインは、国際法上の犯罪の処罰に関して、国際司法協力、普遍的管轄、容疑者の引渡、被害者および証人の保護等について規定する (4、5 項)。

基本原則・ガイドラインにおける「被害者」とは、違反の結果として、「個人的にまたは集団的に、身体的または精神的な損害、感情的な被害、経済的な損失または基本的な権利の

⁸⁷ UN Doc., E/CN.4/2000/62., para.8.

⁸⁸ Ibid., paras. 9, 13.

⁸⁹ ICRC Explanatory Note によれば、「国際人道法の深刻な侵害」とは、「戦争犯罪」である。2つの用語は、今日では互換的である。これらは、国際的または非国際的武力紛争において発生しうる。国際人道法の深刻な違反は、次のものである。1949年4つのジュネーブ条約の下で規定される重大な違反 (1 から4までの条約の50条、51条、130条、147条)、1977年第一追加議定書の下で規定される重大な違反 (11条および85条)、ICC 規程8条の下で規定される戦争犯罪、慣習国際人道法における国際的および非国際的武力紛争下における他の戦争犯罪。なお、旧ユーゴ国際刑事法廷およびルワンダ国際刑事法廷のいずれの設置根拠 (安保理決議) でも、serious violation of international humanitarian law の用語が用いられている。

実質的な減損を含む損害を被った個人」であり、「直接の被害者の直接の家族または被扶養者、および、苦痛にある被害者を支援し、または、被害を受けることを防止するために介入した際に損害を被った者」を含みうる（8項）。そして、「加害者が特定され、逮捕され、訴追されまたは有罪判決を受けているかに関わらず、かつ加害者と被害者との間の家族関係にかかわらず」被害者とみなされる（9項）。

この被害者の定義は、犯罪被害者基本原則宣言における被害者の定義にかなり近い。被害者は、人道と被害者の尊厳および人権の尊重をもって扱われるべきであり、被害者およびその家族の安全、身体的および精神的ウェルビーイングおよびプライバシーを確保するために適切な措置が取られるべきであること、司法および行政手続において再被害者化を防止するための特別な考慮とケアが提供されるべきという被害者の扱いの規定（10項）にも、犯罪被害者基本原則宣言の反映が見られる。

被害者の救済を受ける権利（right to remedies）の内容には、ジャスティスへの平等かつ効果的なアクセス、被った損害に対する十分で、効果的かつ迅速な賠償（reparation）、および、違反や賠償制度に関する関連する情報へのアクセスを含む（11項）。

賠償には、原状回復（restitution）、金銭賠償（compensation）、リハビリテーション、満足（satisfaction）および再発防止の保証を含むとする（18項）。再発防止の保証（guarantee of non-repetition）を賠償の一形態としている点⁹⁰、および、リハビリテーションを、独立の賠償の一形態としている点で、国家責任条文と異なる⁹¹。賠償は、違反および被った損害の重大性に比例的であるべきであるとされるが（15項）、上記の5つの形態の賠償の間でいずれが優先されるべきかについては述べられていない点で、国家責任条文と異なる。

基本原則・ガイドラインは、賠償義務を負う主体として国家を想定しているが⁹²、個人、法人その他の主体が被害者への賠償についての責任が認められた場合には、そのような主体が被害者に対する賠償を提供すべきであり、または、国家が既に被害者に対して賠償を提供していた場合には国家に対し金銭賠償すべきであるとする（15項）。

原状回復は、可能な限り、被害者を違反前の元の状態に回復すべきであり、自由、人権の享受、身分事項、家族生活および国籍の回復、居住地への帰還、雇用の回復、および、財産の返還を含む（19項）。金銭賠償は、違反行為から生じた金銭的に算定可能な損害に対して、違反の重大性および各事案の状況に対し適切かつ比例的なものであるべきであり、身体的および精神的損害、雇用・教育および社会的便益を含む機会の喪失、財産的損害および、収入の可能性の喪失を含む収入の喪失、精神的損害、法的または専門的援助、薬・医療サービ

⁹⁰ Zegveld, *supra* note 34. また、基本原則・ガイドラインは、継続的違反の停止のための実効的措置を満足に含めている点について、違法行為の停止はむしろ国際法の遵守に含まれ、事後救済に先立つものであって事後救済の一部とみるべきではない（違法行為の停止を事後救済に含めしまうと、被害者がいなければ違法行為の停止義務はないということを含意しかねない）との批判がある。Dinah Shelton, “Remedies in International Human Rights Law (3rd ed.), Oxford University Press (2015), p. 149.

⁹¹ 拷問等禁止条約14条では、リハビリテーションは金銭賠償に含まれものとして規定されている。

⁹² 「国家は、国家に責任が帰せられ、重大な国際人権法または国際人道法違反にあたる行為または不作為に対する被害者への賠償責任を負う」（15項）。

ス、および、心理的・ソーシャル・サービスのために必要な費用等を含む（20 項）。

リハビリテーションは、医療的および心理的ケア、並びに、法的小およびソーシャル・サービスを含むべきである（21 項）。

満足は、継続的違反の中止に向けた効果的措置、事実の確定および、被害者、被害者の親族、証人、または、被害者を援助するため、または、将来の違反の発生を防止するために介入した個人の安全および利益をさらに害し、または、脅かさない限度での真実の完全公的な開示、失踪者の居場所、拉致された子どもの身分事項、殺害された者の遺体の搜索、表明または推測される被害者の意思、家族およびコミュニティの文化的慣習にしたがった遺体の回復、特定、および、再埋葬の援助、被害者および、被害者と密接な関係がある個人の尊厳、名声および権利を回復する公的な宣言・裁判の決定、事実の承認および責任の受容を含む公式謝罪、違反の責任者に対する司法的・行政的制裁、記念行事、被害者の顕彰、国際人権法・人道法研修、および、すべてのレベルの教材への発生した違反の正確な記述の掲載のいずれかまたはすべてを含むべきである（22 項）。そして、満足にあたる公的な裁判の決定について、単なる違法認定ではなく、「個人の尊厳、名声および権利を回復する」ものに限定していることが注目される。

再発防止の保証は、軍隊および治安部隊の効果的な文民統制の確保、適正手続・公正および中立の国際的基準にしたがったすべての文民および軍事手続の確保、司法の独立の強化、法的・医療・ヘルスケアの職業、メディアその他の関連する職業従事者、および、人権擁護者の保護、優先的かつ継続的なベースで、社会のすべての分野に対する人権および国際人道法教育、ならびに、法執行官および、軍隊・治安部隊に対する研修の提供、法執行、矯正、メディア、医療、心理、ソーシャル・サービスおよび軍事従事者、ならびに、経済的企業による場合を含む、公務員による、特に国際基準における、行動準則および倫理規範の遵守の推進、社会における紛争および、その解決を防止し監視するメカニズムの推進、重大な国際人権法・人道法違反に寄与し、または許容する法律の見直しおよび改正のいずれかまたはすべてを含むべきである（23 項）。

また、基本原則・ガイドラインは、ジャスティスへのアクセスを、被害者の救済の権利の一内容としており、ジャスティスへのアクセスの内容として、被害者は、国際法の下で提供される効果的な司法救済への平等なアクセスを有するとする。他の利用可能な救済には、行政的その他の機関、メカニズム、および国内法にしたがって行われる手続を含み、ジャスティスへのアクセスのために、国家は、すべての利用可能な救済措置に関する情報の普及、被害者とその代理人に対する不便を最小化し、彼らのプライバシーへの不法な干渉からの保護、彼らとその家族、証人の、司法的、行政的その他の被害者の利益に影響を及ぼす手続の前、間、および、後における脅迫・報復からの安全の確保のための措置、ジャスティスへのアクセスを求める被害者に対する適切な援助の提供、被害者が重大な国際人権法および国際人道法違反に対する救済の権利を行使することができるように確保するための、すべての適切な法的、外交的、および領事上の手段を利用可能にすることをすべきである（12 項）。

そして、国家は、ジャスティスへの個人のアクセスに加えて、被害者集団が賠償請求を提出し、賠償を受取ることを可能とする手続を発展させることに努めるべきであるとする（13項）。

（3）基本原則・ガイドラインの意義

このように、基本原則・ガイドラインにおいては、国際人権法・国際人道法・国際刑事法分野における、被害者の救済を受ける権利に関する関連の条約その他の国際文書、国際人権条約機関の先例法・判例法が参照され、そこから抽出された救済を受ける権利の実体的内容および手続的側面が統合された形で提示されており、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利に関する最も包括的な国連文書である。

このため、同基本原則は、第3章および第4章の考察において明らかになるとおり、その後採択された国際人権条約における被害者の救済を受ける権利の規定内容や、国際人権条約機関の実行において参照され、影響を与えてきた。実際、基本原則・ガイドラインの対象範囲は、重大な国際人権法および国際人道法違反の被害者に限定されてはいるが、救済の権利を有する被害者の定義や、救済の権利の実体的内容および手続的側面は、すべての国際人権法および国際人道法違反の被害者の救済を受ける権利についても有用な指針となるものである⁹³。

特に、基本原則・ガイドラインは、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利の規範的發展という観点からは、次のような意義を有すると考える。

第一に、賠償の内容について用いられている用語やその整理は、一般国際法における国家責任の判例法および国家責任条文と共通する部分はあるが、前者が国家責任の解除という観点からのものであるのに対し、基本原則・ガイドラインは被害者の権利の観点から整理されている点である。このため、上記で指摘したように、国家責任条文と様々な点で違いが見られる。

第二に、被害者に救済を付与し、違反行為が国際法上の犯罪である場合に違反を調査し、責任者を訴追・処罰することは、国際人権法・人道法を尊重し、尊重を確保し、実施する義務から生じるという一般的な根拠を示したことである。このことは、条約に救済についての具体的な規定があるかどうかを問わないことを意味する。条約に賠償の規定がなくても条約違反行為自体から賠償の義務が発生することを確認したホルジョウ工場判決、また、国際法違反行為から生じる国家責任として加害国家が賠償義務を負うことを確認した国家責任条文によって既に一般国際法として確立している規範を国際人権法・人道法について確認したものとすることができるが、国家間関係の規律として被害国家に対する賠償責任ではなく、違反行為を行った国家が「被害者個人に対する」救済・賠償責任を負うことを明示し

⁹³ Bassiouni および申恵丰も、基本原則・ガイドラインを有用な指針として評価する。Bassiouni, *supra* note 59, p. 204. 申、前掲書『国際人権法〔第2版〕』、注60、285頁。

た意味は大きい。

第三に、既に述べたとおり、国際人権法・国際人道法・国際刑事法という、それぞれ異なる文脈で異なる目的で形成されてきた各法分野において相互に関連し合いながら発展してきた被害者の救済を受ける権利に関する規範を融合させたことである。バシオーニは、「被害者に関する様々な分野は、異なる目的を追求し、異なる方法論に依拠し、異なる用語を用い、被害者のために異なる役割と権利を提供する。より重要なことに、被害者の役割および権利に関して、これらの分野の間に共通の共有された理解がないことである」⁹⁴と指摘したが、基本原則・ガイドラインは、一般国際法、国際人権法、国際人道法、国際刑事法のそれぞれの分野における法規範を、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利について統合させたものということができる。このことは、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利が有する複雑とも言える様々な側面を総合的な観点から位置付け、理解することに役立つ。

6 小括

本章では、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利について、国際人権法・国際人道法・国際刑事法分野におけるその発展を概観し、特に、その相互の関連性に注目し、各分野において相互に影響し合いながら発展してきた規範が、基本原則・ガイドラインにおいて整理統合した形で提示されたことを明らかにした。

また、その検討の中で、国際人道法違反の被害者の救済を受ける権利は未だ確立しているとは言えない状況にあるが、国際人道法と国際人権法が重疊的に適用される場面においては、国際人道法違反の被害者の救済を受ける権利が、国際人権法を通して実現される可能性があることを述べた。また、国際刑事裁判所は、それ自体、救済の一内容である処罰を国際的に強化したという意味で、重大な国際人権法・人道法違反の被害者の救済に資するものであることに加えて、被害者賠償制度が設けられたことは、被害者の救済の実現のための国際的手続が強化されたことも意味することを述べた。

以上の考察を踏まえ、第3章および第4章では、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利の法的根拠および救済のための国際的手続の提供という点において、最も重要な法分野である国際人権法についての詳細な検討を行う。

⁹⁴ Bassiouni, *supra* note 59, pp. 204–205.

第3章 国際人権法における被害者の救済を受ける権利とその規範的發展

第3章および第4章では、国際人権法および人道法違反の被害者の救済を受ける権利の法源として中心的である国際人権法を取り上げ、国際人権法における被害者の救済を受ける権利について、二つの観点に分けて検討する。本章では、国際人権法における被害者の救済を受ける権利の実体的内容および手続的側面の両面について、条約上の規定、および、それが国際人権条約の国際的実施制度の下で、国際人権条約機関の実行によってどのように発展してきたかを考察する。第4章では、第3章で整理した国際人権法における被害者の救済を受ける権利が実現されるための国際的手続について考察する。

1 国際人権条約機関による国際的実施制度と規範的發展

(1) 国際人権条約における国際的実施制度の意義

第二次世界大戦後に發展した国際人権法の中心をなすのは、条約監視機関による国際的実施制度を備えた国連で採択された普遍的な人権条約と地域機構によって採択され地域機構の加盟国を対象とする地域人権条約である。その共通の特徴は、締約国による履行確保のための国際的実施制度にある⁹⁵。

国際的実施制度は、条約が定めた共通の人権基準を実現するために締約国が条約上の義務を国内で実施することを確保するために、条約が設置した国際人権条約機関が締約国による国内実施の状況を監視する制度である⁹⁶。世界中のすべての国を広く対象とする普遍的な人権条約は共通の国際的実施制度を有するが、地域的な国際組織によって当該組織の加盟国を対象として採択された地域的人権条約の国際的実施制度は、普遍的な人権条約の制度とは異なっており、また、地域人権条約の間でも、違いが見られる。しかし、すべての国際的実施制度に個人通報制度が設けられているという共通点があり、個人通報制度は、国際人権法違反の被害者の救済を受ける権利の実現のための国際的手続を個人に付与するという点で、本稿の検討において重要な位置を占める。

そこで、個人通報制度については、別途取り上げることとし、第4章において、その手続の概要と、被害者の救済を受ける権利の実現における役割について、詳しく検討する。

⁹⁵ 申恵丰は、個人の人権の保障という客観的な目的のために、多数の国が共通の基準を設定し、その遵守を約束し合うという点で、国家間の主観的な権利・利益の交換から成る古典的な条約と異なる人権条約の性質のために、相互主義的な条約の履行確保は期待できず、人権条約それ自体の中に、締約国の履行を確保するための制度が置かれたと説明する。申、前掲書、『国際人権法〔第2版〕』、注60、36頁。

⁹⁶ 締約国が国内で行う条約の履行（国内的実施）に締約国による国内履行を国際的に監視し、履行確保を図るための条約上の制度は、国際的実施制度といえる。申、前掲書、『国際人権法〔第2版〕』、注60、36頁。

(2) 地域人権条約の国際的実施制度と人権条約機関

国連では、1948年に初めての普遍的な人権の共通基準を定めた世界人権宣言が法的拘束力を有しない宣言という形式で採択されたのに続いて、その内容を、法的拘束力を有する条約の形式に発展させるための作業が続けられた。しかしながら、東西冷戦の影響もあり国連における条約化の作業に時間がかかっている間に、先に欧州評議会によって世界人権宣言のうち市民的および政治的権利を保障した最初の地域人権条約である欧州人権条約が1950年に採択された(1953年に発効)。

欧州人権条約の国際的実施制度の中心は条約機関に対する個人通報制度および国家通報制度である。欧州評議会は、1961年に社会権を保障する「欧州社会憲章」を採択したが、その国際的実施制度は、当初、欧州社会権委員会に対する報告制度のみであった。その後、1995年に、追加議定書の採択により、欧州社会権委員会に対する集団的申立(collective complaints) 手続が導入された(追加議定書は1998年に発効)⁹⁷。

米州では、米州機構が1969年に米州人権条約(1978年発効)を採択した。同条約は、条約監視機関として、米州人権委員会と米州人権裁判所を設置している。国際的実施制度として、米州人権委員会は多岐にわたる活動を行うが、中でも、個人から委員会への申立により手続が開始される個人通報制度は重要な役割を担っている。米州機構は、1988年に「経済的、社会的および文化的権利の分野における米州人権条約に対する追加議定書」(以下、「サン・サルバドル議定書」という。)を採択した(1999年に発効)。同議定書のための国際的実施制度として、米州機構に対する報告制度と、労働組合権(8条(a))および教育に対する権利(13条)に関する米州人権委員会に対する個人申立制度が設けられた。

前述のとおり、アフリカでは、アフリカ統一機構(現アフリカ連合)によって1981年にアフリカ人権憲章が採択された(1986年に発効)。同憲章のための国際的実施制度は、人および人民の権利に関するアフリカ委員会(アフリカ人権委員会)による報告制度、および、個人通報・国家通報制度である。また、1998年に採択された議定書(2004年に発効)によって、人および人民の権利に関するアフリカ裁判所(アフリカ人権裁判所)が設置された。

これらの地域人権条約の国際的実施制度は、次に述べる国連の普遍的な人権条約における国際的実施制度と比較した場合、共通して条約監視機関として地域人権裁判所という司法機関を有する点が大きな違いであり、かつ、重要な特徴といえることができる。

(3) 国連の普遍的な人権条約における国際的実施制度と人権条約機関

国連で作成された普遍的な人権条約は、国際的実施制度のための条約機関として委員会を

⁹⁷ 一定の団体すなわち国際的な雇用者組織および労働組合、ヨーロッパ審議会の諮問資格をもつ他の国際的NGO、並びに、当事国の管轄内にある国内的な雇用者組織および労働組合が、憲章の規定の適用が不十分であると主張する申立を提出することを認める。

設置し⁹⁸、すべての条約に共通する国際的実施制度として、報告制度と個人通報制度を有するほか、条約によっては、国家通報制度、および、調査制度が設けられている。

普遍的人権条約では、報告制度が国際的実施制度の基本的な制度であり、他の実施制度を受け入れるかどうかは締約国の選択によるが、報告制度はすべての締約国にとって義務的な制度である。報告制度は、各締約国から定期的に提出される条約の国内実施の状況についての報告書に基づき、条約機関が締約国代表との間で対話と呼ばれる質疑応答を経て、評価や懸念、勧告等を含む総括所見を採択するというものである。

また、条約機関が、条約の特定の条文やテーマについて解釈や実施のためのガイドラインを述べるために採択する一般的意見・一般的勧告は、特定の締約国の国内実施の監視のための活動ではなく、その名が示すとおりすべての締約国による国内実施の監視のための活動の一貫であるが、条約上の権利・規範の解釈発展において重要な役割を果たしている。

人権侵害に関する個人の申立を条約機関が受理し検討する制度である個人通報制度は、以前は、この制度を持たない条約もあったが、現在では、国際的実施制度を備えた普遍的人権条約9つのすべてに導入されている⁹⁹。個人通報制度に基づいて、条約機関が受理した個人通報事件について審査した結果、条約違反の有無についての判断を示す見解は、裁判所の判決のような法的拘束力は有しないが、個人通報制度は、申立人と当事国の双方から提出された情報や所見に基づいて条約機関が事実認定および法的判断を行う点で、準司法的な手続で行われるものである。このため、条約機関が具体的事案における人権侵害の主張に対して条約規定を解釈・適用して示した法的判断は、先例法としての価値を有し、条約解釈や規範の発展において、先例法として重要な意味を持つ。

2 普遍的国際人権条約における救済を受ける権利とその発展

(1) 条約中の規定

国際人権法における人権侵害の被害者の救済を受ける権利の淵源は、1948年に国連総会によって、世界中の「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として採択された世界人権宣言8条が「憲法又は法律により保障された権利を侵害する行為に対し、国内裁判所による効果的な救済を受ける権利」を規定したことにある。

⁹⁸ なお、社会権規約委員会のみは、社会権規約自体によってではなく、同規約上報告の審議を行う機関とされている経済社会理事会が決議1985/17によって設置された機関であるが、他の条約機関と同じく個人資格の専門家からなる委員会であり、社会権規約委員会も含むすべての委員会を総称した条約機関と呼ぶ。

⁹⁹ 人種差別撤廃条約14条、自由権規約第一選択議定書、拷問等禁止条約22条、移住労働者権利条約77条、強制失踪条約31条、障害者権利条約選択議定書。また、当初、個人通報制度を設けていなかった条約にも、相次いで導入され（1999年の女性差別撤廃条約選択議定書、2008年の社会権規約選択議定書、2011年の子どもの権利通報手続選択議定書の採択による）、現在では、国連の9つの国際的監視制度を有する人権条約すべてにおいて、選択的な個人通報制度が備えられるに至っている。ただし、移住労働者権利条約の個人通報制度は2019年11月時点で未発効である。

その後、国連で採択された条約機関による国際的実施制度を備えた9つの国際人権条約のいくつかにも、救済を受ける権利が規定された。そのような規定として、しばしば挙げられるのは、締約国の一般的実施義務の内容として、規約上の権利の侵害に対し、効果的な救済を受ける権利を保障した自由権規約（1966年採択）2条3項、裁判所および他の国家機関を通じて、条約違反の人種差別行為に対する効果的な保護および救済を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を裁判所に求める権利を定めた人種差別撤廃条約（1965年採択）6条¹⁰⁰、拷問の被害者が救済を受ける権利および公正かつ適正な賠償を受ける強制執行可能な権利（できる限り十分なりハビリテーションに必要な手段が与えられることを含む。）を定めた拷問等禁止条約（1984年採択）14条1項、放置・虐待・拷問・武力紛争の被害者である子どもについて、身体的および心理的な回復および社会復帰を促進するためのすべての適当な措置子どもの権利条約（1989年）39条である。

これらの規定以外にも、自由権規約の違法な逮捕・抑留に対し、賠償を受ける強制執行可能な権利の規定（9条5項）、および、誤った有罪判決に基づく処罰に対し、法に従い賠償を受ける権利の規定（14条6項）は、具体的な人権侵害に対する救済の付与を定めている。

また、1990年に採択された移住労働者権利条約は、自由権規約2条3項と同様の一般的な規定としての効果的な救済を受ける権利（83条）に加えて、収容された財産についての公正かつ適正な賠償を受ける権利（15条）、違法な逮捕・抑留・誤った有罪判決による処罰に対し自由権規約と同様の賠償を受ける権利（16条6項・9項）、追放決定が実施された後に無効になった場合に賠償を請求する権利（22条5項）の規定がある。

2006年に採択された強制失踪条約は、時効期間内における効果的な救済についての権利（8条2項）、自由を剥奪された者又は強制失踪の疑いがある場合に正当な利益を有する者が、裁判所において手続をとる権利（17条2項（f））¹⁰¹、および、正当な利益を有する者が情報を遅滞なく入手するための手段として迅速かつ効果的な司法上の救済についての権利（20条2項）、被害者の真実を知る権利、被害回復を受ける権利および迅速、公正かつ適正な賠償を受ける権利（24条）等の詳細な規定を置く。特に、24条5項は、被害回復を受ける権利の内容として、物的および精神的な損害を対象とし、適当な場合には、原状回復、リハビリテーション、救済（尊厳および信用の回復を含む。）、再発防止の保証等のその他の形態の被害回復を含むと規定する。

このように、より新しく採択された普遍的な人権条約においては、権利の侵害に対して救済を受ける権利が強化され発展していったように見える一方で、一部の普遍的な人権条約には、救済の権利についての規定が置かれず、あるいは、不十分な形でしか規定されなかった。

¹⁰⁰ Remedy の用語は、権利侵害に対する救済手段・手続の意味と、手続の結果としてとられた具体的救済措置（redress）の意味の双方を含む。宮崎繁樹編『解説・国際人権規約』112頁。International Commission of Jurists, *supra* note 57, pp. 156-168.

¹⁰¹ 同条には「救済」の文言は使われていないが、22条（a）項は、17条2項（a）を救済措置の規定であるとしている。

その代表例は、社会権規約である。同規約は、世界人権宣言を法的拘束力のある条約に発展させるために起草採択されたという点で自由権規約と同じ背景を有し、自由権規約と同時に採択されたが（1966年採択）、自由権規約と異なり、締約国の実施義務を規定する2条において、救済についての言及はなされなかった。

また、女性差別撤廃条約（1979年）は、締約国の実施義務を規定する2条において、差別禁止の立法その他の措置に「適当な場合には制裁を含む」（including sanctions where appropriate）と規定し（(b)項）、また、裁判所その他の公の機関を通じて差別行為から効果的に保護すること（legal protection）を規定したが（(c)項）、「救済」の用語は用いられなかった。

さらに、子どもの権利条約においては、前述のとおり、39条が規定されたものの、締約国の一般的実施義務を規定する4条は救済について言及しなかった。

障害者権利条約（2006年採択）もまた、締約国の一般的義務を規定する4条において救済についての言及はなく、平等および無差別に関する5条2項において、差別に対する平等かつ効果的な法的保護の保障を規定するに過ぎないが、同条約13条は、障害者が他の者との平等を基礎として司法手続を利用する効果的な機会（effective access to justice）の権利を保障している。

（2）一般的意見・勧告による規範の発展

このように、救済を受ける権利の規定の有無および内容は、条約毎に異なり、その理由も起草過程を探っても明らかではないが、その違いは、今日、もはや、たいして重要ではないように思われる。なぜなら、救済や賠償の用語を用いた明示的な規定を有する条約も、そのような規定を欠く条約も、条約機関による一般的意見・勧告の採択による規範の明確化の努力を通して、いずれの条約においても、救済の権利が認められることが明らかにされてきたからである。さらにそれを越えて、各条約機関は、一般的意見・勧告によって、それぞれの条約における救済の権利の規範的内容を発展させてきた。

こうした傾向は、被害者の救済の権利に関する議論や関心が高まった1990年代から始まり、2000代に入ると活発になり、さらに、2005年の基本原則・ガイドラインの採択の影響を受けて、基本原則・ガイドラインの内容が取り込まれ、その後も発展を続けている。

（a）社会権規約委員会

社会権規約委員会は、「一般的意見3：規約2条1項の締約国の義務の性質」（1990年）において、同項にいう適当な方法について、立法措置以外の適当と考えられうる措置の中には、「国内法制度に従い司法判断が可能であると考えられる権利についての司法的救済の付与」

があると述べ¹⁰²、限定的な表現ながらも、社会権規約上の権利についても司法的救済が可能な場合があるとの考え方を明らかにし、さらに、「一般的意見 9：規約の国内適用」（1998 年）において、世界人権宣言 8 条は、救済に関する国際法の原則を前提としており、この原則に照らせば、締約国が規約上の権利の侵害に対する国内的な司法救済を提供しないことは、そのような救済が「適切な措置」ではなく、あるいは、用いられた他の措置に照らして不要であると言えない限り、正当化されないと述べた¹⁰³。

社会権規約委員会は、救済の権利についての明文の規定を欠くにもかかわらず、一般的意見の採択を通じてこれを最も積極的に発展させてきた委員会の 1 つである。同委員会は、「一般的意見 12：相当な食糧についての権利（11 条）」（1999 年）の採択以降、個別の権利との関係で被害者の救済について述べる中で、社会権規約の違反の被害者の救済全般に関わる委員会の立場を発展させてきた¹⁰⁴。

例えば、一般的意見 12 では、十分な賠償には、原状回復、賠償、満足、または、再発防止の保証の形態が含まれるとして、賠償の内容に初めて言及したほか（32 項）、被害者には個人だけでなく集団が含まれ、集団も国内および国際の両方のレベルで効果的な司法的その他の適切な救済へのアクセスを有するべきであると述べた¹⁰⁵。

すべての経済的、社会的および文化的権利の享受についての男性と女性の平等の権利（社会権規約 3 条）に関する一般的意見 16（2005 年）では、委員会は、締約国の充足の義務に、救済、賠償、原状回復、リハビリテーション、再発防止の保証、宣言、公式謝罪、教育・防止プログラム等の適切な救済が含まれる（21 項）として、救済の付与を国家の充足の義務の一内容と位置付けている¹⁰⁶。

救済の権利を締約国の充足の義務の内容と位置付ける社会権規約委員会の立場は、自己が製作者である科学的、文学的または芸術的作品から生ずる精神的および財産的利益の保護からの利益についてのすべての人の権利（規約 15 条 1 項（c））に関する一般的意見 17（2005 年）でも示されたが、同一般的意見では、同委員会は、救済へのアクセスの否定は締約国の尊重する義務の違反になり（44 項）、適切な救済を提供しないことは充足する義務の違反になると説明している（46 項）。また、同一般的意見は、国内での効果的な救済は不合理に複雑で費用がかかったり、不合理な時間制限や不当な遅滞があるべきでないと述べる（52 項）。

救済の権利について言及する同委員会の数多い一般的意見の中でも、ビジネス活動の文

¹⁰² UN Doc., E/1991/23, para. 5.

¹⁰³ UN Doc., E/C.12/1998/24 (3 December 1998), para. 3.

¹⁰⁴ 「一般的意見 14：到達可能な最高水準の健康についての権利（社会権規約 12 条）」（2000 年）59 項、「一般的意見 15：水の権利（社会権規約 11 条および 12 条）」（2002 年）でも踏襲されている。「一般的意見 18：社会権規約 6 条の労働の権利」（2005 年）、「一般的意見 19：社会保障の権利（9 条）」（2008 年）78 項、「一般的意見 20：経済的、社会的、および、文化的権利における無差別（社会権規約 2 条 2 項）」（2009 年）、「一般的意見 21：文化的生活に参加するすべての人の権利（社会権規約 15 条 1 項(a)）」（2009 年）63 項等、「一般的意見 23：公正で好ましい労働の条件に関する権利（社会権規約 7 条）」（2016 年）。

¹⁰⁵ UN Doc., E/C.12/1999/5 (12 May 1999).

¹⁰⁶ UN Doc., E/C.12/2005/4 (11 August 2005).

脈における社会権規約上の国家の義務に関する一般的意見 24 (2017 年) は、特に、ビジネスの活動による人権侵害の被害者の救済に関する近年の規範的發展を反映して、社会権規約上の権利のビジネス活動による侵害における救済について詳細に述べた重要な文書である¹⁰⁷。

同一般的意見において、委員会は、締約国は、保護の義務として、企業による侵害の被害者に対し、効果的救済へのアクセスを提供する義務を負い (14 項)、それには保護の域外義務として、自国企業の領域外での活動による規約違反の防止および違反に対する救済を含むとしたうえで (30 項)、ビジネスによる人権侵害の責任追及における困難を踏まえて、集団訴訟や公益訴訟の許容性、法的援助、損害や因果関係の立証のための証拠や情報へのアクセスの格差是正の必要性、鉱物採掘および開発プロジェクトの文脈において発生している人権擁護者に対する脅迫や攻撃に照らし、人権擁護者を保護する締約国の義務について述べている (48 項)¹⁰⁸。同一般的意見が、賠償における被害者の見解を考慮する必要性を指摘した (41 項) 点も重要である。

また、社会権規約委員会は、これまでも、特定の権利との関係で、ドメスティック・バイオレンスの被害者女性¹⁰⁹、不利で周辺化された集団に属する製作者¹¹⁰、契約違反に対する家内労働者の救済¹¹¹に言及するなど、特定の集団の被害者に対する特別の配慮や支援の必要性を取り上げてきたが、同一般的意見では、特に、先住民族の人々の個人の権利および集団的権利の侵害について、裁判および非司法的救済メカニズムへのアクセス、先住民族の被害者のための非司法的メカニズムを、先住民族の代表機関を通して共同で開発すべきこと等について述べている (38、46、52、56 項等)。

(b) 女性差別撤廃委員会

女性差別撤廃委員会は、女性に対する暴力に関する一般的勧告 19 (1992 年) において、暴力の被害者に対して、リハビリテーション等のサービスや支援、効果的な苦情手続、賠償を含む救済が提供されるべきであると述べた¹¹²。

¹⁰⁷ UN Doc., E/C.12/GC/24 (23 June 2017).

¹⁰⁸ 社会権規約委員会は、他の一般的意見においても、救済の関係で、人権擁護者の役割の重要性に言及している。

¹⁰⁹ 「一般的意見 16：すべての経済的、社会的、および、文化的権利の享受についての男女の平等の権利 (経済的、社会的、および、文化的権利に関する国際規約 3 条) (2005 年) は、特に女性であることが多いドメスティック・バイオレンスの被害者に対する救済について述べている。UN Doc., E/C.12/2005/4 (11 August 2005), para. 27.

¹¹⁰ 「一般的意見 17：自己が製作者である科学的、文学的または芸術的作品から生ずる精神的および財産的利益の保護からの利益についてのすべての人の権利」。UN Doc., E/C.12/GC/17 (12 January 2006), para. 18.

¹¹¹ 「一般的意見 23：公正で好ましい労働の条件に関する権利」(2016 年) は、契約違反に対する家内労働者の救済について述べるほか、被害者が非正規移住者であることを理由として否定されるべきでないことや、救済を得るための法的支援が支払い能力を持たない被害者のためには無料で提供されるべきと述べる。UN Doc., E/C.12/GC/23 (4 March 2016), paras. 47, 57.

¹¹² UN Doc., A/47/38, para. 24.

その後、委員会は、女性差別撤廃条約 2 条の締約国の主要な義務に関する一般的勧告 28 (2010 年) において、2 条の女性を差別から保護する義務として、締約国は、条約違反の差別を受けた女性に対し、金銭賠償、原状回復、リハビリテーション、復職、公式謝罪、公的な記念碑、および、再発防止の保証のような満足の措置、関連する法律および慣行の変更、加害者を裁判に付する等の様々な形態の補償を含む救済を提供する義務を負うとの解釈を示した¹¹³。

女性のジャスティスへのアクセスに関する一般的勧告 33 (2015 年) も、被害者に対する救済をジャスティスへのアクセスに含まれる複数の側面の一つと位置づけ (1 項)、手続的な側面および実体的内容に関する包括的かつ詳細な勧告を述べた重要な文書である¹¹⁴。同勧告では、救済は「時宜に適った」もので「迅速に」提供されるべきこと、賠償のための損害の算定において、無償の家内およびケアを提供する女性の活動が十分に考慮されるべきこと、賠償プログラムの策定への女性の参加が強調されている (19 項)。また、委員会は、ジャスティスへのアクセスに対する差別的な障害として、女性が法的手続の開始のために、家族やコミュニティの構成員の許可を求める義務や必要、司法制度に積極的に参加して自分の権利のためにたたかう女性に対する非難、女性の証言に低い評価を与えたり女性を差別する補強証拠の規則等を締約国は廃止すべきであると述べた (25 項)。

その他、女性差別撤廃委員会は、上記の一般的勧告 33 以降に採択されたほぼすべての一般的勧告において、救済に関する項目を設けて、時に非常に詳しく述べている。中でも、紛争防止、紛争、および、紛争後の状況における女性に関する一般的勧告 30 (2013 年) において、賠償措置は、女性の権利の侵害以前に存在した状況を再確立するよりも、女性の権利の侵害を引き起こした構造的な不平等を変容し、女性の特有のニーズに応え、女性の権利の侵害の再発の防止を目指すべきであると述べていること (79 項) や、すべての補償プログラムの策定・運用・監視への女性の参加の必要性を述べていること (81 項) が注目される。

また、女性差別撤廃委員会が一般的勧告で初めて被害者の救済について取り上げたのは、女性に対する暴力に関する一般的勧告 19 であったが、これを補足し、更新するために 2017 年に採択された、ジェンダーに基づく女性に対する暴力に関する一般的勧告 35 では、新たに、賠償の項目を設けて、一般的勧告 28 および 33 を敷衍した内容が述べられているが、締約国は、女性に対するジェンダーに基づく暴力の被害者に対する補償のための個別の基金を設置することや、行政的な賠償スキームを実施すること、侵害の根底にある差別や不利な立場の問題に取り組むのに役立つ変革的な賠償プログラムを考案すべきこと等が勧告されている。

さらに、2018 年に採択された、気候変動の文脈における災害の危険減縮のジェンダー関連の側面に関する一般的勧告 37 では、法の下での平等を定める条約 15 条に関連して、女性が、しばしば金銭賠償その他の救済を主張するのに遭遇する困難は、気候変動の文脈におい

¹¹³ UN Doc., CEDAW/C/GC/28 (16 December 2010), paras. 17, 32, 34, 35.

¹¹⁴ UN Doc., CEDAW/C/GC/33 (3 August 2015).

て極めて重要であると指摘し、障害のある女性および先住民族の女性を含む女性が、男性と同一の、また、女性の集団の間で平等の、法的能力およびジャスティスへのアクセスを有することは、災害および気候変動の政策および戦略の不可欠の要素であると述べる（37 項）。また、非国家主体の活動に関連する人権侵害の場合に効果的な救済が利用可能であることの確保や、それが、締約国の領域内外の両方で起こる活動に適用されるべきであることも言及されている（51 項）。

このように、女性差別撤廃委員会は、基本原則・ガイドラインの内容を大きく取り込みながら、救済が時宜に適って迅速に提供されなければならないことや、賠償プログラムの策定・運用・監視に女性が参加すべきこと、救済・賠償における侵害をもたらした構造や状況に対する変革の要素を重視している点などが特徴的である。これらは、近時、特に重大な国際人道法違反の被害者に対する救済に関して提唱されている参加型救済、変革的アプローチの考え方を反映したものと言える。

実際、女性差別撤廃委員会の上記一般的勧告 33 では、2007 年に採択された、女性および少女の救済および賠償についての権利に関するナイロビ宣言¹¹⁵が引用されているが、同宣言は、特に、女性および少女の賠償スキームの策定への参加が不可欠であることを強調している。また、特に最近の一般的勧告では、女性の中でも特に障害のある女性や先住民族の女性のジャスティスのアクセスについて直面する課題に言及していることが注目される。

(c) 自由権規約委員会

自由権規約委員会は、2004 年に採択した、規約の締約国に課された一般的法的義務の性質に関する一般的意見 31 において、救済の権利に関する委員会の立場を包括的かつ詳細に述べた。すなわち、2 条 3 項は、規約上の権利の効果的な保護に加えて、締約国に対し、個人がその権利の擁護のためにアクセス可能で効果的な救済を有することを確保することを義務付けている。そのような救済は、特に子どもを含む、特定の類型の個人の特別の脆弱性を考慮に入れて適切に適合させるべきである。締約国は、9 条 5 項および 14 条 6 項において明示的に賠償が義務付けられている場合以外にも、2 条 3 項に基づき、規約上の権利が侵害された個人に対し賠償する義務を負い、賠償には、原状回復、リハビリテーションのほか、公式謝罪、公的な記念碑のような満足の措置、再発防止の保証、関連する法および実行の変更、並びに、人権侵害の加害者を裁判に付することを含む（16 項）¹¹⁶。締約国が違反を調査しないこと、加害者を裁判に付さないことは、それ自体が規約違反と

¹¹⁵ Nairobi Declaration on Women's and Girls' Right to a Remedy and Reparation, https://www.fidh.org/IMG/pdf/NAIROBI_DECLARATIONeng.pdf, accessed on 4 November 2019.

¹¹⁶ 同条のフランス語とスペイン語が示すように、同条が元々は手続的救済の権利を意味するものであったことからすれば、これは、同条の発展的な解釈であるが、1993年に補償の権利に関する特別報告者が、原状回復、賠償、リハビリテーション、および、公正な満足というカテゴリーに概ね分類することができる、多くの措置が命じられてきたという実務と先例法から生じたものであると説明される。

International Commission of Jurists, *supra* note 57, p. 158.

なりうる。続行する違反の中止は、効果的な救済を受ける権利の不可欠の要素である（15項、18項）。委員会は、このように述べて、締約国に対し、定期報告書に、存在する救済の効果に対する障害についての情報を提供することを求めた（20項）¹¹⁷。

個別の権利侵害に対する救済については、9条5項が定める賠償を受ける権利について2014年に採択された9条（個人の身体の自由）に関する一般的意見35において、違法な抑留から釈放される権利と同様に、締約国が付与すべき人権侵害に対する効果的な救済の具体的な例を規定するものであり、これらの具体的な救済は、規約2条3項によって個別の状況において必要となるかもしれない他の救済の代替ではなく、それらと合わせて救済に含まれるものである（49項）¹¹⁸と述べ、金銭賠償に加えて他の形式の救済が必要とされる場合があることを示唆している。

また、1992年に採択した7条の拷問等からの自由に関する一般的意見20において、委員会は、拷問行為に対し恩赦を与えることは一般に、拷問からの自由を確保する義務（7条）および効果的な救済を付与する義務（2条3項）に反し規約違反となること、7条違反の行為について申立を行う権利が国内法で認められなければならないこと、権限ある当局によって申立てを速やかにかつ公平に調査すべきこと、締約国は報告書において拷問の被害者にとって利用可能な救済措置、申立後の手続、申立数に関する統計、その処理結果について具体的な情報を提供すべきであることを述べた。

2018年に採択された6条の生命権に関する一般的意見36は、生命権の侵害の被害者に効果的な救済と補償を提供する義務は6条1項に基づくものであること（4項）や、一般的意見31を敷衍した救済の内容に加えて、特に、調査について、独立・公正・迅速・完全・効果的で、信用でき、透明でなければならないことのほか、必要かつ可能な場合、被害者の親族の代表がいる前で、被害者の遺体の検死を含むべきであること、亡くなった個人の遺体の身元を確認し、生命の剥奪に至った出来事に関する、特定の個人が対象とされた理由と法的根拠、剥奪の最中と前後に国家当局が取った手続を含む真実を確立するために、適切な措置を取る必要があること、調査に関する関連する詳細を、被害者の近親者に開示し、彼らが新たな証拠を提出することを許し、調査において法的な立場を与え、公共の利益または、直接に影響を受けた個人のプライバシーその他の権利を保護するやむを得ない必要によって正当化される絶対に必要な黒塗りをしたうえで、取られた調査のための措置、調査の発見、結論および勧告について情報を公表すべきこと¹¹⁹、証人、被害者とそ

¹¹⁷ UN Doc., CCPR/C/21/Rev.1/Add. 13 (26 May 2004). 「一般的意見 34 : 19 条 : 思想および表現の自由」(2011 年) も、締約国は、報告書に、19 条の権利が侵害された場合の利用可能な救済に関する情報を含めるべきであると述べている。UN Doc., CCPR/C/GC/34 (12 September 2011), para. 8.

¹¹⁸ UN Doc., CCPR/C/GC/35 (16 December 2014).

¹¹⁹ 調査義務に関連して、生命権や拷問からの自由の権利の侵害のような重大な人権侵害については、被害者の近親者を含むすべての者に真実を知る権利があり、当事国は事実を実効的に調査した上でその結果を社会一般に公表しなければならないとする米州人権裁判所の *Castillo-Paez v. Peru* 事件判決（1997 年 11 月 3 日）や、親族の真実について知る権利に関する *Myrna Mack Chang v. Guatemala* 事件判決（2003 年 11 月 25 日）等の判例法が取り込まれたものと思われる。

の親族、および、調査を行っている者を脅迫、攻撃および報復からも保護するために必要な措置を取るべきこと、調査は、適当な場合は、職権で開始されるべきことを述べる（28項）。また、強制失踪は、6条、7条、9条および16条違反になることを前提に、強制失踪の防止、強制失踪の被害者の運命と所在を確立するための効果的で迅速な調査の実施、刑事処罰、強制失踪の被害者とその親族が調査の結果を知らされ、完全な賠償を提供されること等に関する締約国の義務について述べた（58項）。

(d) 人種差別撤廃委員会

人種差別撤廃委員会は、救済の権利を定めた条約6条についての一般的勧告26を2000年に採択し、人種差別および人種的侮辱行為が被害者の価値および名声についての自己認識に与える損害の程度がしばしば十分に評価されていないと指摘し、同条が保障する、差別の結果被った損害に対して公正かつ十分な補償または満足を請求する権利は、差別の加害者の処罰のみによっては必ずしも満たされず、裁判所その他の機関は、適切な場合はいつでも、被害者が被った財産的または非財産的損害に対する金銭賠償を付与することを検討すべきであると述べた。

また、2005年に採択した、刑事司法制度の運営および機能における人種差別の防止についての一般的勧告31では、人種差別に関する苦情申立・起訴・有罪、被害者に認められた賠償とそれが犯罪の加害者か公的基金からの拠出により支払われたかに関する包括的な統計・情報を収集すべきこと（3項）、被害者に対する支援と賠償計画は、国籍や在留資格に関わりなく、差別なく、すべての被害者のために利用可能であるべきこと（18項）、締約国は、司法制度が、人種差別の結果として被った財産的および精神的損害に対する公正で十分な補償を被害者に保障することを確保すべきこと（19項）等を述べる。

その他、人種差別撤廃委員会は、先住民族の権利についての一般的勧告23（1997年）、人種差別のジェンダーに関連する側面についての一般的勧告25（2000年）、および、外国人に対する差別についての一般的勧告30（2004年）において、救済を受ける権利について、これらの集団に属する個人が直面する問題に言及している。

(e) 拷問等禁止委員会

拷問等禁止委員会は、2007年に採択した、「一般的意見2：締約国による2条の実施」において、同条の「効果的な措置」には、被抑留者および拷問や虐待を受ける危険のある者が、自分の権利を守り、抑留や取扱いの合法性に異議を申立てるために、申立を迅速かつ公平に検討されることを可能とする司法的その他の救済の利用可能性を含むと述べた（13項）¹²⁰。

また、同委員会は、2012年には、「一般的意見3：締約国による14条の実施」を採択した

¹²⁰ UN Doc., CAT/C/GC/2 (24 January 2008).

¹²¹。同一般的意見は、拷問等禁止条約における被害者の救済の権利に関する、包括的かつ極めて詳細な文書であり、また、基本原則・ガイドラインの内容が相当に取り込まれている。具体的には、被害者の救済プロセスへの参加の重要性（4 項）、原状回復において、条約の下での予防義務に基づき、被害者が再び拷問等を受けるおそれがある立場に置かれないようにし、違反行為の構造的な原因に対処する努力が必要であること（8 項）、金銭的賠償のみでは拷問等の被害者にとって十分な救済にならない場合があること（9 項）、民事手続および被害者賠償の申立ては、刑事手続の結論に左右されてはならないこと（29 項）、ジェンダーへの配慮（33 項）等の重要な点が述べられている。

特に、同一般的意見が、子ども被害者について、子どもの最善の利益、子どものニーズへの対応、子どもの意見の重視の重要性を強調し、子どもの健康および尊厳を育むための子どもに配慮した救済措置の必要性を述べている（36 項）点が注目される。その他、周縁化された又は脆弱な立場にある集団に属する者が効果的な救済を得る上で直面する障害への対応（39 項）、拷問の影響の継続性に照らし、出訴期間は適用されるべきでないこと（40 項）、拷問又は不当な取扱いの罪に対し恩赦を適用すべきでないこと（41 項）、年齢、ジェンダー、国籍その他主要な項目別に、拷問等の被害者への救済措置に関するデータを委員会に提出する報告書に含めるべきこと（45 項）等が述べられている。

さらに、拷問等禁止委員会は、2017 年に採択した 22 条の文脈における条約 3 条の実施に関する一般的意見 4 において、専門的なりハビリテーションの継続の必要性が医療的に証明された拷問の被害者はそうしたリハビリテーションが利用可能でないか保証されない国に送還・追放されるべきではないと述べた（22 項）。

(f) 障害者権利委員会

障害者権利委員会もまた、多くの一般的意見において、積極的に救済の権利の問題を扱ってきた。

特定の権利との関係では、「一般的意見 2（2014 年）：9 条のアクセス可能性」が、公衆が利用可能な物理的環境、交通機関、情報・コミュニケーション、サービスへのアクセスを否定された障害者に対する利用可能な効果的な法的救済について（29 項）¹²²、また、2016 年に採択された、インクルーシブ教育の権利に関する一般的意見 4 が、障害者のためのインクルーシブ教育へのアクセスの障害となる障壁の原因である複数の要素の一つとして、司法的救済および侵害に対する救済を主張するメカニズムの欠如を挙げ（4 項）、教育の権利の侵害の場合のための苦情申立制度および司法的救済の導入、障害者のアクセス、障害者への周知の必要性について（65 項）¹²³、述べている。「一般的意見 5（2017 年）：自立した生活および地域社会への包容」では、委員会は、締約国は、地域社会での自立した生活の権利に

¹²¹ UN Doc., CAT/C/GC/3 (13 December 2012).

¹²² UN Doc., CRPD/C/GC/2 (22 May 2014).

¹²³ UN Doc., CRPD/C/GC/4 (25 November 2016).

関する差別を受けた障害者の司法的救済についての締約国の義務について述べた（71、72項）¹²⁴。

「一般的意見 3（2016年）：障害のある女性および少女」は、保護する義務の内容として、締約国は、障害のある女性の権利が第三者によって侵害されないことを確保するために、暴力や人権侵害を防止し、被害者および証人を暴力から保護し、人権侵害を調査し、私的主体を含む責任者を訴追・処罰し、救済および賠償へのアクセスを提供することによって、注意義務を行使する義務を含むと述べる（26項）。また、知的・精神的障害のある女性の証言が、法的能力や信用性への疑いから裁判手続で却下され、暴力等の被害者としてジャスティスと効果的救済を否定されたり、複雑だったり品位を傷つける報告手続、被害者を法的救済の提供よりも社会福祉サービスに付託する傾向や、手続における否定的な態度への不安からジャスティスの追求をためらう場合があること（17、52項）、障害のある女性は、ケア提供者からの必要な支援を失う懸念のために、暴力、搾取・虐待の通報を不安に思う場合があること（52項）、施設における障害のある女性に対する暴力は、被害女性による通報、司法的救済へのアクセスの困難から、加害者は、発見され処罰される危険が小さいことを知っており、処罰されずに行動しうること（53項）等の問題を指摘している¹²⁵。

「一般的意見 6（2018年）：平等および非差別」は、「差別に対する平等かつ効果的な法的保護」として、締約国は、適切で効果的な司法的救済および制裁を提供することが必要であることを明言した。そして、制度的な差別の場合には、個人に対する単なる賠償の付与では効果がない可能性があるため、「積極的で非金銭的な救済」を実施しなければならないと述べた（22項）ことが注目される。同一般的意見はまた、障害のある子どもに対する複合的で交差的な差別に言及し、締約国は、子どもに特有の障害を根拠とするすべての形態の差別を禁止し、効果的でアクセス可能な救済を提供しなければならないと述べる（37項）。その他、集団訴訟は、障害者集団に影響を及ぼす状況におけるジャスティスへの効果的なアクセスの保障に貢献しうることや、障害者が特に経験する暴力・搾取・虐待、および、身体の自由の侵害に対する特別の保護と、その防止・救済のために締約国が注意義務を行使すべきであること（73項）¹²⁶を述べている。

同じく2018年に採択された、「一般的意見 7（2018年）：障害のある子どもを含む障害者が条約の実施および監視への代表組織を通しての参加」は、締約国は、集団訴訟を含む効果的救済を承認すべきこと、意味のある制裁および救済と効果的な執行のメカニズムを、締約国の障害者の組織の関与と共に策定し実施すべきであるとした（94項）¹²⁷。

¹²⁴ UN Doc., CRPD/C/GC/5 (27 October 2017).

¹²⁵ UN Doc., CRPD/C/GC/3 (25 November 2016).

¹²⁶ UN Doc., CRPD/C/GC/6 (26 April 2018).

¹²⁷ UN Doc., CRPD/C/GC/7 (9 November 2018).

(g) 移住労働者権利委員会

移住者権利委員会は、「移住家内労働者に関する一般的意見 1」(2011)において、移住家内労働者が権利を主張し救済を求めることを困難にする特別の要素を具体的に指摘し、すべての移住家内労働者が権利侵害について追放の懸念なしに苦情申立手続や裁判所にアクセスできること、苦情の合理的な期間内の調査、違反に対する制裁(49項)、シェルターへのアクセス、出身国に戻る移住者が、雇用されていた国でジャスティスにアクセスできるように二国間協定を締結すること(50項)について述べている。また、同一般的意見は、ほとんどの家内労働者は女性および少女であること、ジェンダーに基づく暴力の蔓延等から、女性が移住の過程で直面するジェンダーに基づく差別に対する救済を発展させるべきである(60項)と述べた¹²⁸。

(3) 報告ガイドライン

普遍的人権条約の場合は、一般的意見・勧告に加えて、各条約機関が報告制度のために採択している報告ガイドラインも、救済を受ける権利の規範の根拠や内容の明確化・発展に寄与している。報告ガイドラインは、条約機関が報告制度を通じて、締約国の国内実施を監視するために、締約国の報告書にどのような情報の提供を求めるかを明らかにするために採択される。したがって、ここで条約機関が、救済に関してどのような情報を締約国に対して求めることとしているかは、すなわち、条約機関が各条約の下で締約国が負う救済の義務についての見解や関心を示していると言える。

実際、一般的意見・勧告は、条約機関が多数の報告書審査を行う中で浮かび上がってきた問題や関心事が基礎となり、あるいは反映されている場合が多いという点で、一般的意見・勧告の採択は報告制度と連動しており、また、いくつかの一般的意見・勧告は、その中で、締約国が報告書に含めるべき情報について述べている。

また、条約機関は、一般的意見・勧告の内容を締約国が実施することを求めるが、その監視は、結局のところ、報告制度の中で行われるのであり、条約機関が一般的意見・勧告において示した各条約の下で保障される被害者の救済の権利の国内での実現のためには、報告制度、なかんずく、報告ガイドラインが重要な意味を持つと言える。

この点、条約機関の中でも、自由権規約委員会が2010年に採択した報告ガイドラインは、各関連する規約上の権利の侵害に対する救済の現実の状況と実際の利用可能性、効果と実施についての説明と例の提供(26項)、司法的その他の適切な救済(29項)、規約上の権利侵害に対する救済についての情報の周知(32項)、利用可能な救済に関する女性のための意識啓発キャンペーンに関する情報(38項)、恣意的な生命の剥奪の被害者に対する救済と賠償、超法規的殺害の被害者の家族のための救済および賠償、失踪した個人に関する苦

¹²⁸ UN Doc., CMW/C/GC/1 (23 February 2011).

情申立のための効果的な調査手続（45 項）、拷問又は不法な取扱いに関する苦情申立、調査・訴追の手続、報告の対象期間中になされた苦情申立、調査の結果、国内法における賠償を得る権利を含む救済の種類と手続、賠償が付与された具体的な事件の詳細な情報（49 項）、不法な抑留についての賠償を含む効果的な救済、苦情申立の件数とその結果に関する統計（61 項）、庇護申請者および非正規移住者の抑留に関する司法的救済（63 項）、追放に対する救済の利用可能性と執行停止の効果の有無、法的援助へのアクセス（72 項）等、救済に関して多岐にわたる詳細な情報を報告書に含めるように求めている¹²⁹。

拷問等禁止委員会が、2005 年に改訂した報告ガイドラインも、拷問行為その他の不法な取り扱いの被害者にとって利用可能な救済、当局が調査を拒否した場合において申立人にとって利用可能な救済、申立人および証人に対するあらゆる種類の脅迫や不法な取扱いからの保護のメカニズム、独立で公正な司法的救済へのアクセス等に関する情報（22 項）、拷問の被害者と家族に対する賠償のための手続、統計的データ、当局が賠償を命じた決定の例と賠償の金額、決定の履行の有無等の詳細情報、拷問の被害者のためのリハビリテーションのプログラム等の情報（23 項）を報告書に含めることを求めている¹³⁰。

障害者権利委員会の報告ガイドラインは、条約規定の違反に対する救済の実施と効果に対して有する影響の詳細な分析を、女性や子どものように特に脆弱な人々に対する特別の注意を払いながら、報告書において提供し、説明すべきである（A.4.2 項）としている。

3 地域的人権条約における救済を受ける権利とその規範的発展

世界人権宣言 8 条に規定された救済を受ける権利は、欧州、米州、アフリカで採択された地域的人権条約にも、それぞれ取り込まれ、これらの各条約に救済を受ける権利が規定されている。

（1）欧州人権条約

欧州評議会が 1950 年に採択した「人権と基本的自由の保護のための条約」（欧州人権条約）は、自由権のみを保障の対象としているが、13 条に自由権規約 2 条 3 項と同様の効果的な救済の権利が規定されている。同規定の「侵害された」者が効果的な救済を受けることができるということの意味について、欧州人権裁判所は、人権侵害があったことが認定されて初めて生ずる権利ではなく、条約上の権利の侵害を受けたことを主張する個人が、国の権限ある機関においてその主張の審理を受ける権利を有するものであるという解釈を示している¹³¹。

また、欧州人権裁判所は、13 条の効果的な救済を受ける権利は、条約違反を主張して決

¹²⁹ UN Doc., CCPR/C/2009/1 (4 October 2010).

¹³⁰ UN Doc., CAT/C/4/Rev.3 (18 July 2005).

¹³¹ *Klass and Others v. Germany*, No. 5029/71, 6 September 1978.

定を受けるという手続的権利だけでなく、実体的な救済を受ける権利を含むことを確認している¹³²。また、同条にいう効果的な救済は、司法的救済に限られないが、効果的な救済であると言えるためには、救済を付与する機関が、権利侵害を行った機関から独立であること、また、条約上の権利侵害の主張の実質について判断し、権利侵害があった場合には救済を与える権限を有していることが要求される¹³³。

さらに、同条約は、自由権規約9条5項と同様の違法な逮捕・抑留に対して賠償を受ける強制執行可能な権利を規定する（5条5項）一方で、誤った有罪判決に基づく処罰に対して法に従い賠償を受ける権利に関する自由権規約14条6項に相当する規定は置かれなかったところ、この権利は、1984年に採択された第7議定書3条に規定された。

その他、6条の公正な裁判を受ける権利は、被害者の司法的救済の権利の手続的側面を補強するものといえることができる。かつて、欧州人権裁判所は、6条違反が認定される場合は、13条違反の問題はそこに含まれるとしていたが、現在では、6条違反によって13条の効果的な救済を受ける権利が別途侵害される場合があるとの立場に立っている¹³⁴。

（2）米州人権条約

1969年に米州機構によって採択された「人権に関する米州条約」（米州人権条約）は、25条に、司法機関による保護を受ける権利（25条1項）、および、救済を受ける権利（25条2項）を規定する。同条は、自由権規約2条3項と異なり、2項では、自由権規約と同様に司法救済以外の救済を認めている一方で、1項では、司法的救済を求める権利を規定している。また、8条の公正な裁判を受ける権利は、自由権規約14条と同様に、被害者の司法的救済の権利の手続的側面を補強するものといえることができる。

米州人権裁判所は、この25条と8条の規定を、1条の締約国の一般的な義務と関連付けて解釈し、「条約に基づき、締約国は、人権侵害の被害者に対し効果的な司法的救済を提供する義務を負うが（25条）、このような救済は法の適正手続の規則にしたがって実体化されなければならない」（8条1項）、あらゆる面で、条約に認められた権利の自由かつ完全な行使をその管轄下にあるすべての者に保障する当該国の一般的な義務（1条）に一致するものでなければならない」と述べている¹³⁵。

そして、このことから、「司法権が公正な決定を言渡すために必要な独立性もしくはその判決を執行する手段を欠いているとき、決定の言渡しが不当に遅延するなど正義の否定にあたるその他の状況が存在するとき、または、被害を受けたと主張する者がなんらかの理由により司法的救済にアクセスすることを否定されたとき」等には、効果的な救済とは言えず、

¹³² *Silver and Others v. the United Kingdom*, No. 5947/72, 6205/73, 7052/74, 7061/75, 7107/75, 7113/75, 7136/7, 25 March 1983.

¹³³ 同上, *Soering v. The United Kingdom*, No. 14038/88, 7 July 1989.

¹³⁴ *Kudola v. Poland*, No. 30210/96, 26 October 2000.

¹³⁵ *Godinez Cruz Case, Preliminary Objections*, 26 January 1987, para.93.

条約違反になりうるという基準を示した¹³⁶。

また、同条約 10 条は、自由権規約 14 条 6 項と同様に、誤った有罪判決に基づく処罰の被害者の賠償を受ける権利を規定し、同条約 7 条 6 項は、自由権規約 9 条 4 項と同様に、違法な逮捕・抑留によって自由を奪われた者が、裁判所に対し釈放を求める権利を規定するが、賠償を受ける権利は規定されなかった。

(3) アフリカ人権憲章

1981 年にアフリカ統一機構（現アフリカ連合）によって採択された「人および人民の権利に関するアフリカ憲章」（アフリカ人権憲章）には、「救済」の用語を用いた規定はない。しかしながら、7 条 1 項は、同憲章、法律、規則および慣習によって承認・保障された基本的権利を侵害する行為に対して、権限を有する国家機関に対し申立て、裁判を受ける権利を規定しており、その内容は、公正な裁判を受ける権利を規定する自由権規約 14 条に類似しており、人権侵害の被害者の司法的救済の手続的側面を根拠付けるものといえることができる。

4 小括

以上のとおり、本章では、普遍的・地域人権条約における被害者の救済を受ける権利の規定の内容と、条約機関による国際的実施制度の下での規範の明確化や発展について考察した。

次章では、国際人権法違反の被害者個人の救済の権利の実現のための国際的手続について、個人通報制度を中心的に取り上げ、手続の概要と、被害者の救済の権利の実現の観点から、特に、条約違反を認定した場合の救済の命令・勧告の実行に着目して考察する。

¹³⁶ Hr. Judicial Guarantees in States of Emergency (arts. 27(2), 25 and 8 of the American Convention on Human Rights), Advisory Opinion OC-9/87, Series A, No. 9, p.33, para.24.

第4章 国際人権法における被害者の救済のための国際的手続

本章では、普遍的・地域人権条約の個人通報制度について、国際人権法違反の被害者の救済のための国際的手続として捉え、その手続とこの制度が被害者の救済の実現について果たす役割について、条約違反を認定した場合に各人権条約機関が行う救済の命令・勧告に注目して、考察する。

1 個人通報制度による被害者救済の実現

(1) 個人通報制度の創設

被害者が国際的に救済を求めることができる手続の創設の必要性は、世界人権宣言の起草段階から既に提唱されていた¹³⁷。その議論は、世界人権宣言の採択後、宣言の条約化作業に引継がれ、自由権規約より先に1965年に採択された人種差別撤廃条約の14条に規定され、締約国が受諾宣言により選択的に受容できる個人通報制度として初めて創設された。また、翌年、1966年には、自由権規約についての個人通報制度が、自由権規約と同時に、ただし、自由権規約とは別の選択議定書として、採択された。

その後、個人通報手続は、9つのすべての主要な国際人権条約について、条約と同時に、または、後に選択議定書として、あるいは、条約中の規定により締約国が受諾宣言を選択できる形により、導入された（女性差別撤廃条約選択議定書、拷問等禁止条約22条、移住労働者権利条約77条、強制失踪条約31条、障害者権利条約選択議定書、社会権規約選択議定書、子どもの権利条約通報手続選択議定書）。このうち、移住労働者権利条約についての個人通報手続を除き、現在までに、すべての個人通報手続が発効し、運用されている。

(2) 個人通報制度による救済を受ける権利の手続的側面の強化

個人通報制度の下で、締約国の管轄下において条約上の権利を侵害されたと主張する個人は、締約国内で利用可能な救済手続を尽くしても救済が得られなかった場合に、各条約の条約機関に対し通報を申立てることができる。個人通報制度は、条約上の権利を侵害された被害者が国内の救済手続によって救済されなかった場合に、国際的に救済を求めることができる手続であるから、各国際人権条約にこの手続が設けられたことにより、国際人権法違反の被害者の救済を受ける権利の手続的側面を国際的レベルにおいて飛躍的に強化することとなった。

¹³⁷ William A. Schabas, “The Universal Declaration of Human Rights: The travaux préparatoires,” Cambridge University Press (2013).

このような手続がなければ、国際人権法違反の被害者個人が国際的に救済を受ける可能性は、一般国際法における外交的保護の制度を通じてあったとは言えるものの、外交的保護の制度の下では、救済を求める権利（外交的保護権）は、被害者の国籍国が有するのであって、被害者個人にとっては権利とは言えない。しかも、国際人権法違反の場面における個人と国家の関係の構造上、被害者個人の国籍国が外交的保護権を行使して、被害者個人に救済が付与されることは、現実的には、ほとんど期待できない。

なぜなら、伝統的な外交的保護の制度において想定されている被害者個人とは、国籍国以外の外国の管轄下において当該外国の国際法違反の行為によって被害を受けた個人である。そして、外交的保護制度においては、実質的な被害を被っているのは個人であるが、個人に生じた損害は、その国籍国の損害と観念される。これに対し、国際人権法違反による個人に対する被害の場合のほとんどは、個人の自国の領域内で発生し、国家による人権侵害であるか、非国家主体・私人による人権侵害であるが国家に条約違反が認められるかにかかわらず、加害国家は被害者の国籍国である。このような、伝統的な外交的保護の制度とは異なる構造のために、被害者個人の国籍国による救済の申立という外交的保護の制度は機能しない。

一般国際法における国家責任は、国際人権条約が保障するような対世的な利益については、国際共同体全体に対するものと考えられ（国家責任条文 33 条 1 項）、被害者の国籍国以外の国家が被害者個人の救済のために、条約違反による賠償義務を請求することは理論的には観念できるが、現実には期待できない。実際、国際人権条約においては、締約国が他の締約国による条約違反について条約機関に対し申立を行うことができる国家通報手続が設けられたが、この制度は、近年まで、一度も用いられたことがなかった¹³⁸。

このため、国際人権条約違反に対する救済が国内で得られなかったときに、個人通報制度の創設によって、国際的に救済を求める手続的権利が個人に付与されたことの意味は大きい。

（3）国内救済を促す効果

また、個人通報制度は、被害者の救済を受ける権利を国際的に保障するものであるが、個人の救済を国際的なレベルで申し立てるためには、被害者個人がまず利用可能な国際救済手続を尽くさなければならないという外交的保護の制度における国内救済原則が取り入れられたことにより、国内救済を促すという効果を有する。

この点について、欧州人権条約の個人通報制度において、国内救済措置を完了した後でなければ欧州人権裁判所に対する申立てをすることは認められないという国内救済原則を定めた 35 条 1 項について、欧州人権裁判所は、同規定は、13 条の効果的な救済の規定と密接に関連しており、欧州人権条約の準備作業から明らかになる 13 条の趣旨は、個人が、裁判所への申立という国際的な仕組みを作動させる前に、条約上の権利の侵害に対し、国内レベ

¹³⁸ 最近になって、初めて、人種差別撤廃委員会に対し、国家間通報の申立がなされた。

ルで救済を得られるための手段を提供することであると述べている¹³⁹。

(4) 個人通報制度による救済を受ける権利の実現

しかしながら、個人通報制度という国際的なレベルでの救済手続が、具体的な通報事件の被害者個人に対する救済の結果をもたらしているか、また、より一般に、被害者が救済を受ける権利の強化につながっているかについては、注意深く検討してみる必要がある。普遍的な人権機関が個人通報制度において採択する違反の認定と救済の勧告は、それ自体としては裁判所の判決のように法的拘束力や執行力を有するものではなく¹⁴⁰、その実現のためには、原則として、見解を受けて締約国が具体的な措置を取る必要がある¹⁴¹。見解それ自体が、条約違反の有罪判決を受けて抑留されている申立人を釈放したり、差別的法規を直接無効にしたり、申立人に対する金銭賠償を強制執行することが可能であるといった意味での法的拘束力ないし執行力を有している訳ではないのである。このように、個人通報制度による救済の実現は、最終的には、国内レベルで図られることになる。

また、個人通報制度の具体的な事件において、権利の侵害に対する効果的な国内救済手続が存在しないとか、国内救済手続が存在してもそれが効果的とは言えない、あるいは、特定の集団の被害者にとってアクセスに困難があることが発見されたとしても、そのような構造的な問題が解決されない限り、将来の類似の人権侵害に対して、国内における救済の権利の実現は図られない。

地域人権条約の個人通報制度は、裁判所という司法機関を有し、裁判所が出す条約違反の判決は法的拘束力を有するという点で、普遍的な人権条約の個人通報制度とは異なるが、実際の被害者の救済の実現のために、締約国によって判決が履行されなければならないという意味では、普遍的な人権条約の個人通報制度と共通の課題を抱えている。

そこで、普遍的な人権条約および地域的人権条約のそれぞれの個人通報制度について、その仕組みや手続の違い、実行に注目しながら、この制度が、被害者の救済の実現のために果たす役割、および、救済の実現のための効果的な運用のあり方について考察してみたい。

2 普遍的な人権条約の個人通報制度

(1) 手続の概要

¹³⁹ Kudía v. Poland, No. 30210/96, 26 October 2000, para. 152.

¹⁴⁰ なお、近時、スペイン最高裁判所が女性差別撤廃委員会の見解に法的拘束力があると述べたことが注目されたが、委員会の見解を実現するためには、申立人はもう一度スペイン国内裁判所において賠償請求訴訟を行わなければならないので、法的拘束力があるといっても国内履行のステップを踏まなければならないという点に変わりはない。

¹⁴¹ 退去強制をしないとか、死刑執行をしないというように、国家の不作为により救済が実現される場合もあるが、そのような場合でも、締約国による何らかの決定や行為が必要となると考えられる。

(a) 申立資格

通報の申立ができるのは、条約上の権利の侵害を受けたと主張する個人または、個人の集団である。代理人による申立も可能である。いくつかの人権条約の個人通報制度では、人権 NGO等が、個人又は個人の集団のために通報を行うことも可能である¹⁴²。

(b) 受理要件

個人通報制度が当該国について発効する以前に発生した人権侵害についての通報は受理可能性がない（時間的管轄（*ratione temporis*））。ただし、継続的な違反/侵害が、発効時以降も効果が継続している場合の通報は、時間的管轄によって排除されないことは、自由権規約委員会その他の条約機関の先例法によって確立しているほか¹⁴³、障害者権利条約の場合は、選択議定書中に明文で規定されている（2条（f））。

条約機関による通報の受理（本案の審理）のためには、当事国において利用可能なすべての国内的救済措置を尽くしたことが必要である（国内救済完了原則）¹⁴⁴。国内的レベルにおける人権救済手続に対する国際的な権利救済手続の補足性の原理を体現するものである¹⁴⁵。国内救済完了の要件は、救済措置の実施が不当に遅延する場合には適用されない（自由権規約第一選択議定書5条2項（b））。また、形式的に存在しても実際には救済を得られる可能性がないような救済措置や、法律扶助がなければ現実的には利用不可能であるような救済措置も、効果的な救済措置とは言えず、完了する必要はない¹⁴⁶。受理可能であるためには、同一の事案が他の国際的手続の下で検討されていないことが必要である。

その他、申立が匿名ではないこと、書面によること、通報権の濫用又は条約の規定と両立しないものでないこと、および、申立の具体化が不十分でないことといった受理要件も満たさなければならない。

(c) 通報審査の流れ

通報の申立は、国連人権高等弁務官事務所で受け付けられ、形式的な要件を確認して登録されると、申立の相手方である締約国からの応答を求めるために送付され、締約国からの応答は申立人に送付され、申立人は反論や追加的な主張の提出が可能である。各条約機関は、通報に関する作業部会を設置しており、作業部会での受理要件および本案の検討を経て、委員会が、受理要件を欠くと判断した申立については受理不可能である旨の決定を、受理可能

¹⁴² 人種差別撤廃条約14条、女性差別撤廃条約2条、障害者権利条約選択議定書1条、社会権規約選択議定書2条。ただし、個人又は集団のために通報が提出される場合には、個人又は集団の同意なしにそれらの者のために行動することを正当化できる場合を除き、当該個人又は集団の同意が必要である。

¹⁴³ E. and A. Konye v. Hungary, No.520/1992, 7 April 1994, para. 6.4.

¹⁴⁴ 自由権規約第一選択議定書5条2項（b）等。

¹⁴⁵ 申、前掲書、『国際人権法〔第2版〕』、注60、555頁。

¹⁴⁶ 申、前掲書、『国際人権法〔第2版〕』、注60、558–559頁。

であると判断した申立については本案の検討の結果、条約違反の有無についての判断を示す「見解」と呼ばれる決定を採択し、決定が申立人および締約国に送付される。通報事件の審査は非公開で行われるが、採択された決定は委員会のウェブサイトで公表される。

(2) 見解の法的拘束力とフォローアップ

違反を認定した場合、条約機関は、見解の中で、違反の認定に至った理由および結論を示すと共に、救済について勧告を行う。後述の地域的人権裁判所の場合、個人通報事件に対して、救済の勧告を行う裁判所の法的権限は条約中に明文の根拠があり、また、救済のためにどのような勧告を行うことができるかが、議論されてきたが、国連の人権条約機関の場合、条約違反の有無の判断だけでなく、救済の勧告をなす権限があることの法的根拠について述べているのは、後述のとおり、自由権規約委員会のみである。他の条約機関は、特にその法的根拠を示すことはしていないが、申立人に対する個別の救済および一般的な救済の両方を勧告する実行が確立している。

見解は、締約国を法的に拘束するものではない¹⁴⁷。被害者の救済の実現は、締約国による国内レベルでの見解の実施にかかっている。そこで、現在、各条約機関とも、救済について取られた措置について 180 日以内に委員会に書面で報告するよう、見解の中で求める実行が確立している。また、多くの条約機関が、見解の中で、見解を国内で広く公表・周知するよう求めており、いくつかの条約機関は、さらに、締約国の公用語や、被害者に関係する言語に翻訳して周知することも求めている¹⁴⁸。

また、自由権規約委員会は、1990 年の 39 会期において、見解の締約国による履行（フォローアップ）を監視するための手続を定め、書面や締約国の代表との会合を通して、見解の遵守を促し、その実施に対する障害となる要因について協議する役割を担う、見解のフォローアップのための特別報告者に委員を任命することを決定した¹⁴⁹。フォローアップの特別報告者の任命は、女性差別撤廃委員会においても採用されている。現在、すべての条約機関において、見解で示された救済勧告の実施のフォローアップの監視が行われている。ただし、その方法は一様ではない¹⁵⁰。各条約機関は、フォローアップの経過をそれぞれのやり方で公表しているが、特に自由権規約委員会は、2013 年の 109 会期において、見解のフォローア

¹⁴⁷ 申、前掲書、『国際人権法〔第2版〕』、注 60、566 頁。岩沢雄司「自由権規約委員会の規約解釈の法的意義」世界法年報 29 号（2010 年）62-63 頁。なお、近年、見解に法的拘束力を認めることを明言したスペインの最高裁判所の判決が出され、注目されている。また、自由権規約委員会の一般意見 33 は、委員会は司法機関ではないが、見解は司法決定の主要な性質を備えており、選択議定書の締約国は見解を誠実に遵守すべき義務を負うと述べる（11-15 項）。

¹⁴⁸ 女性差別撤廃条約選択議定書 13 条は、委員会の見解および勧告についての情報（特に当該締約国に関係する問題に関するもの。）へのアクセスを容易にする締約国の義務を規定する。

¹⁴⁹ 自由権規約委員会手続規則、規則 101(3)。Follow-up progress report on individual communications received and processed between June 2014 and January 2015, CCPR/C/113/3 (29 June 2015), para.1

¹⁵⁰ 女性差別撤廃条約選択議定書のフォローアップは、議定書 73 条に規定されている。林陽子「女性差別撤廃条約の個人通報『見解』のフォローアップ」国際人権 23 号（2012 年）113 頁）参照。

ップに関する報告書に、締約国から受領した回答および締約国によって取られた行動の評価を含めることとし¹⁵¹、その報告書を 113 会期以降、公表している。自由権規約委員会の、この新しい取組みは、個人通報手続の導入および運用による国際人権法違反の被害者個人の救済の手続的側面の強化を、さらに一步発展させるものである。また、同時に、個人通報手続が、被害者個人の救済の実体的内容の実現に実際どの程度つながっているかを評価するうえで、貴重な情報を提供するものと言える。

(3) 救済に関する勧告の実行

(a) 自由権規約委員会

自由権規約の個人通報制度は、1976 年に選択議定書が発効し、1977 年から運用が開始された。自由権規約委員会は、1979 年に初めて、*Moriana Hernandez Valentini de Bazzano v Uruguay* 事件について、規約違反を認定した見解を採択したが、同見解において、「締約国は、規約の規定の厳格な遵守を・・・するために直ちにステップを取り、被害者らに対し効果的な救済を提供する義務を負っている」と述べた¹⁵²。

その後も、自由権規約委員会は、規約違反を認定した場合には、同様の抽象的な文言で救済について述べ、事件によっては、金銭賠償を提供する義務や、より具体的に、申立人を釈放し、裁判の再審・再検討や、有効なパスポートの発行、侵害された権利の行使、再発防止、問題となった法律の改正について言及した。

このように、自由権規約委員会が個人通報制度の運用が開始された 1977 年から 1982 年までの間に違反を認定した 25 件の通報事件のうち救済についての言及がなかった 2 件を除き、すべての見解で救済についての勧告を述べ、自由権規約委員会が個人通報手続において規約違反を認定した場合は、通常、申立人個人の救済を勧告するほか、これに加えて、より一般的な措置についても勧告することがあることは、同委員会の初期の実行の中ですっかり確立した。この実行は、その後も継続し、また、勧告する救済の内容は、侵害された権利の種類や事案の状況に応じて、多様かつ時に詳細なものとなっていった。

この既に確立した実行について、自由権規約委員会は、2004 年に、「一般的意見 31：規約 2 条の締約国の義務」の中で、一般的に、規約の目的は、規約の違反の再発を防止するための措置を取るという 2 条に内在する義務なくしては達成されないから、委員会は選択議定書の事件において、被害者に対する具体的な救済を超えて、問題となった種類の違反の再発を防止するために取るべき措置の必要性を見解に含めるのが慣例であり、そのような措置は締約国の法律または慣行の変更を要求する場合がある (17 項) と述べた¹⁵³。

その後、自由権規約委員会は、2009 年に、「一般的意見 33：自由権規約の選択議定書の

¹⁵¹ UN Doc., CCPR/C/113/3 (29 June 2015).

¹⁵² *Moriana Hernandez Valentini de Bazzano v Uruguay*, No. 5/1977, 15 August 1979.

¹⁵³ UN Doc., CCPR/C/21/Rev.1/Add. 13 (26 May 2004).

下での締約国の義務」を採択し、違反が認定された場合に委員会が採択する見解において典型的に述べる「締約国は、規約2条3項にしたがって、申立人に対し効果的な救済を提供する義務を負う。選択議定書の締約国となることで、締約国は、規約の違反の有無を決定する委員会の権限と、違反が認められた場合は、規約2条に基づいて、締約国は規約が保障する権利を管轄下のすべての個人に対し確保し、効果的で執行可能な救済を提供する義務を負っていることを承認した。この関係で、委員会は、委員会の見解に効果を与えるために取られた措置に関する情報を180日以内に締約国から受領することを望む」という文言の根拠は、締約国が規約2条3項の下で効果的な救済を付与する義務を負うことにあることを確認した(14項)¹⁵⁴。

その後、さらに、自由権規約委員会は、2016年に、「市民のおよび政治的権利に関する国際規約の選択議定書の下での賠償の措置に関するガイドライン」(以下、「賠償措置ガイドライン」という。)を採択し、個人通報手続に基づく見解の集積において発展してきた賠償に関する先例法を整理した¹⁵⁵。委員会は、同ガイドラインについて、規約上の権利が侵害された個人に対する完全な賠償を行うよう締約国に対し要求する際に、選択議定書の下での個人通報に関する見解に規定される、委員会の先例法の概要を提供するものであり、この分野における将来の発展に関する柔軟性を許容しながら、委員会の先例法をより効果的なものにするために、規準を調和させ、一貫性を確保することを目指すものであると述べる(1項)¹⁵⁶。

同ガイドラインは、違反が認定された場合、被害者に対する完全な賠償(原状回復、金銭賠償、リハビリテーション、および、満足の措置)のための措置および、再発防止のための措置を勧告するとしている。委員会は、申立人および締約国から賠償について意見を求めて参考にはするが、これに拘束や限定はされないこと(4項)、ジェンダー的側面や、先住民民族の世界観等、通報の具体的状況を賠償の決定において考慮することがあることを述べる(5項)。

そして、賠償の内容について、原状回復には、雇用の復職、自由の剥奪に対する被害者の釈放、釈放または事件の再審の選択が含まれること(6項)、リハビリテーションには、被害者だけでなく、その家族に対する、医療的・心理的措置またはそのための金銭の支払が含まれること(8項)、金銭賠償の金額は原則として特定しないが(9項)、財産的および非財産的損害の両方を含むべきことを明示的に述べる場合があること(10項)、満足について、規約違反を認めた見解自体が賠償となる場合があること、人権侵害行為の迅速・完全・公正な調査、加害者を裁判に付すること、強制失踪の被害者の所在特定のための調査、刑の変更・減刑・不執行、死刑を執行された個人の埋葬場所に関する情報の提供、特に、原状回復または金銭賠償のみでは完全な救済とならないような重大かつ制度的な違反の場合における締

¹⁵⁴ UN Doc., CCPR/C/GC/33 (25 June 2009).

¹⁵⁵ UN Doc., CCPR/C/158 (30 November 2016).

¹⁵⁶ 委員会は、救済措置を認定する際に、一貫性を持ち、かつ、類似の種類状況において類似のアプローチを取ることを目指すと述べる(同ガイドライン2項)

約国による公式謝罪や記念碑の建設、通りその他の公共の場所の名前を変えること等を含むこと（11項）を述べる。

再発防止の保証は、通報が扱った同種の人権侵害の防止のために不可欠であり、各事件において賠償を最大化するために、再発防止の具体的な措置を勧告すべきであるとして（12項）、その具体例として、規約違反の具体的な法律・規則の規定の撤廃・修正、必要な法律・規則の採択、国際基準に適合するように抑留場所の状態を改善すること、公的な手続・慣行の変更、法執行官・司法の構成員・医療および行政職員を含む、侵害について責任を有する当局職員に対する研修および意識啓発を挙げる（13項）。

自由権規約委員会が個人通報手続において規約違反を認定した場合に、締約国に対し勧告する救済措置の内容に関する先例法は、既に、上記のガイドラインにおいて整理されているため、以下では、特に注目すべき先例を挙げるにとどめる。

委員会は、原状回復として、抑留の状態が国際人権法に違反する場合、抑留の状態が改善しないなら申立人は釈放されなければならないと述べた¹⁵⁷。また、委員会は、国家が申立人の生命に対する脅迫から申立人を保護し、脅迫を調査することを怠ったことにより、申立人が外国に居住しなければならなくなった事件において、国家は、個人が国に帰還することができるようにするために、その身体および生命を保護する適切な措置を取る義務があるとした¹⁵⁸。雇用の回復について、委員会は、雇用の復職または類似の雇用を確保すべきであるとした¹⁵⁹。自由権規約委員会は、原状回復として、財産の原状回復または同等の金銭賠償を勧告する場合がある¹⁶⁰。

金銭賠償について、委員会は、十分なものでなければならないと述べるにとどめ¹⁶¹、具体的な金額を示すことはないが、対象となる損害の範囲については、人権侵害により雇用を失った場合には、被害者が得られたであろう給与に基づく収入を賠償すべきであるというように賠償額の算定について示唆することがある¹⁶²。

また、委員会が、申立人が締約国から受け取った金額は、申立人が被った深刻な侵害の重大さに見合った十分な救済とは認められないとの判断を示した例がある¹⁶³。委員会は、強制失踪の事案において、失踪により親族に生じた心配とストレスのために、親族自身が規約7条違反の被害者になるとしてその精神的損害に対する金銭賠償を勧告し¹⁶⁴、または、親族に

¹⁵⁷ *Reece v Jamaica*, No. 796/1998, 14 July 2003.

¹⁵⁸ *Jimenez Vaca v Columbia*, No. 859/1999, 25 March 2002.

¹⁵⁹ *Busyo v Democratic Republic of Congo*, No. 933/2000, 31 July 2003, *Nyekuma Kopita Toro Gedumbe v Democratic Republic of the Congo*, No. 41/1995, 9 July 2002.

¹⁶⁰ *Brok v Czech Republic*, No. 774/1997, 31 October 2001, *Des Fours Walderode*, No. 747/1997, 30 October 2001.

¹⁶¹ *Sterling v Jamaica*, No. 598/1994, 22 July 1996, *Blanco v Nicaragua*, No. 328/1988, 20 July 1994, *Sarma v Sri Lanka*, No. 950/2000, 16 July 2003.

¹⁶² *Busyo v Democratic Republic of Congo*, No. 933/2000, 31 July 2003, *Nyekuma Kopita Toro Gedumbe v Democratic Republic of the Congo*, No. 641/1995, 9 July 2002, *Adimayo M. Aduayom et al v Togo* Nos. 422/1990, 423/1990, 424/1990, 12 July 1996, *Felix Enrique Chira Vargas-Machuca v Peru*, No. 906/2000, 22 July 2002.

¹⁶³ *Kedar Chaulagain v Nepal*, No. 2018/2010, 28 October 2014, *A.S. v Nepal*, No. 2077/2011, 6 November 2015, *Chhedral Tharu and others v Nepal*, No. 2038/2011, 3 July 2015.

¹⁶⁴ *Almeida de Quinteros et al v Uruguay*, No. 107/1981, 21 July 1983, *Sarma v Sri Lanka*, No. 950/2000, 16 July

ついて7条違反を明示的に認めるには至らないものの、親族の精神的な損害が推定されるとして、これに対する金銭賠償を勧告した¹⁶⁵。被害者が規約違反の人権侵害の行為の結果、亡くなっている場合には、親族に対する金銭賠償の義務がある。また、委員会は、法的費用の償還も金銭賠償に含まれることを明らかにした¹⁶⁶。

自由権規約委員会は、*David Hicks v Australia* 事件では、申立人が米国で軍事委員会によって7年間の禁錮刑に処せられた後、米国とオーストラリアの間の二国間囚人移送協定にしたがい、自国オーストラリアに移送され、そこで刑の7ヶ月を服したことについて、被告人の権利が明らかに侵害されている手続きにしたがって刑が言い渡されたことの十分な証拠があるのに、締約国が移送合意に基づき、そのような刑に効果を与え、7カ月間、申立人の自由を剥奪したことは規約9条1項の申立人の権利の侵害にあたりと認めたが、締約国の行動は申立人の利益に資することを意図したものであり、実際、申立人が米国に身柄を取られた状態が続いていたとすれば被ったであろう害を緩和したという、本件の特別な事情に照らし、違反の認定が満足の形態における適切な補償となると考えると述べた¹⁶⁷。

自由権規約委員会は、しばしば、違反の認定が満足の形態における公正な賠償になると述べるが、その場合にも他の賠償の勧告を併用しており、本件のように、申立人が他の形態の賠償を求めているにもかかわらず、違反の認定による満足以外の賠償を認めなかった事例は、少なくとも、近年の事例の中には見当たらない。この点、第1章で考察したとおり、一般国際法におけるこの形態の賠償の適用は限定的であり、第2章で考察したとおり、基本原則・ガイドラインも単なる違法の宣言や決定が満足の形態の賠償になるとは述べていないことを考慮すれば、自由権規約委員会によるこの形態の賠償の適用のあり方については、注意をもってみていく必要がある。

自由権規約委員会は、金銭賠償については、申立人が具体的に求めていない場合も、金銭賠償を含む賠償を勧告する傾向があるように見える一方で、拷問のように、一般的に、被害者はリハビリテーションを必要とする場合が多いと考えられる人権侵害の場合であっても、救済措置の勧告の中でリハビリテーションに具体的に言及するのは、申立人がリハビリテーションを必要とする状況を具体的に主張した場合などに限っているように見える。

例えば、強制失踪者の妻である申立人が、当局の態度によって身体的および精神的健康が極めて危険な状態にあるが、必要なケアへのアクセスに困難があると主張した事案において、委員会は、当局による申立人の年金請求の却下は申立人の精神的健康、うつ、生活状況を悪化させたとして、締約国に対し、申立人が被った精神的損害のために心理的リハビリテ

2003, *Kamela Allioua and Fatima Zohra Kerouane v Algeria*, No. 2132/2012, 30 October 2014.

¹⁶⁵ *Coronel et al v Colombia*, No. 778/1999, 24 October 2002.

¹⁶⁶ *Yasily Yuzepchuk v Belarus*, No. 1906/2009, 24 October 2014.

¹⁶⁷ *David Hicks v Australia*, No. 2005/2010, 5 November 2015. なお、本件の申立人は、救済として、締約国による公的な違反事実の承認と申立人に対する謝罪、完全かつ迅速な賠償の提供、申立人の遡及的な処罰から生じるオーストラリア法の下でのさらなる帰結の除去、米国政府に対する申立人の有罪の取消しの要求、申立人の拷問および違法な取扱の告発に関する独立の調査の実施、規約上の義務の遵守を確保するため法の改正を求めていた。

ーションおよび必要な医療ケアの提供を勧告した¹⁶⁸。しかし、委員会は、拷問を認定した事案においても、救済措置としてリハビリテーションに言及せず¹⁶⁹、申立人が集団強かんおよび強制不妊までなされたことを認めた事案でも、救済措置として具体的にリハビリテーションに言及しなかった¹⁷⁰。

委員会が勧告する救済措置の詳細さの程度は、申立人の救済についての主張の具体性の程度に影響されているように見える場合もあるが¹⁷¹、強制失踪の場合は、効果的な救済の内容として、失踪者についての完全かつ効果的な調査とその結果に関する詳細な情報を親族に提供すること、失踪者が死亡していた場合は、遺体を発見し、親族に引渡すこと等を含む詳細な措置が要求されることが確立しており¹⁷²、委員会による具体的な救済措置の勧告は、申立人からの詳細な救済の主張にかかわらず、なされている¹⁷³。また、委員会は一般的な救済措置において、当該締約国に対し、報告手続における総括所見の勧告を引用することがある¹⁷⁴。

(b) 人種差別撤廃委員会

人種差別撤廃の個人通報制度は、人種差別撤廃条約 14 条に締約国による受諾宣言により適用される選択的な制度として規定された。人種差別撤廃条約の個人通報制度は、普遍的な人権条約の中で最初に創設されたが、この制度について懐疑的な国への配慮から、受諾宣言をする国が 10 カ国に達するまでは、同制度は開始しないことが定められた（14 条 9 項）。その結果、人種差別撤廃条約自体は、1969 年に発効したものの、同条約についての個人通報制度は、1984 年に 10 カ国目の受諾宣言がなされるまで運用が開始されなかった。

人種差別撤廃委員会は、1988 年に、*Yilmaz Dogan v the Netherlands* 事件について、初めて条約違反を認定したが、その見解の中で、6 条の救済の権利の内容として、申立人が人種差別行為の結果失った雇用の回復または、代替的な雇用と共に、または、衡平と認められるような他の救済を提供することを勧告した¹⁷⁵。*L.K. v the Netherlands* 事件では、同事件における警察および裁判の手続が、人種差別の被害者である申立人に対し、6 条の意味における保護および効果的な救済とはなっていなかったとして、締約国に対し、条約 4 条の義務に照らし、人種差別の疑いの事件における訴追の決定に関する政策および手続を見直し、かつ、申立人が被った精神的損害に対し金銭賠償を提供するよう勧告した¹⁷⁶。この委員会の立場は、

¹⁶⁸ *Dalisa Dovadzija and Sakiba Dovdzija v Bosnia and Herzegovina*, No. 2143/2012, 22 July 2015.

¹⁶⁹ *John-Jacques Lumbala Tshidika v Democratic Republic of the Cong*, No. 2214/2012, 5 November 2015.

¹⁷⁰ *M.T. v Uzbekistan*, No. 2234/2013, 23 July 2015.

¹⁷¹ *A.S. v Nepal*, No. 2077/2011, 6 November 2015.

¹⁷² *Chhedual Tharu and others v Nepal*, No. 2038/2011, 3 July 2015.

¹⁷³ *Dalisa Dovadzija and Sakiba Dovdzija v Bosnia and Herzegovina*, No. 2143/2012, 22 July 2015, *Kamela Allioua and Fatima Zohra Kerouane v Algeria*, No. 2132/2012, 30 October 2014.

¹⁷⁴ *A.S. v Nepal*, No. 2077/2011, 6 November 2015.

¹⁷⁵ *Yilmaz Dogan v the Netherlands*, No. 1/1984, 10 August 1988, para.10

¹⁷⁶ *B.J. v Denmark*, No. 17/1999, 17 March 2000, *L.K. v the Netherlands*, No. 4/1991, 16 March 1993. *Habassi v*

前述のとおり、2000年に採択された一般的勧告26において、改めて明確にされた。

Kashif Ahmad v Denmark 事件では、条約4条にしたがい処罰されるべき人種差別行為に関する申立を警察および検察官が適切に調査することを確保するよう勧告した¹⁷⁷。B.J. v Denmark 事件では、申立人が、人権侵害行為の加害者に対して象徴的な科料は課されたが、デンマーク裁判所が被害者に対する損害賠償を認めなかったことは、効果的な救済を定める条約6条違反にあたりと主張したことに対し、委員会は、刑事犯罪の加害者の有罪判決および処罰と被害者に対する金銭賠償の支払命令は、異なる機能と目的を持つ制裁であり、被害者は、すべての状況において加害者の刑事制裁に加えて必ずしも金銭賠償の権利を有する訳ではない、しかしながら、条約6条にしたがい、被害者の金銭賠償の請求は、誰も傷つけられなかったが、被害者がその名声と自尊心に対する侮辱、名誉毀損その他の攻撃を被った事件を含む、すべての事件において検討されなければならないのであり、個人の民族的背景のみを理由に公衆の利用のためのサービスの場所へのアクセスを拒否されたことは、侮辱的な経験であり、それは、委員会の見解では、金銭賠償を認める理由となり、加害者に刑事制裁を課することのみでは十分に修復または満足されることは不可能であると述べ、委員会は、6条違反は認めなかったものの、締約国に対し、6条に基づき、金銭賠償を含む公正で十分な賠償または満足を求める人種差別の被害者が、差別が身体への損害には至らなかったが、侮辱や類似の苦痛を招いた状況を十分に考慮して、その請求が検討されることを確保するために必要な措置を取るよう勧告した¹⁷⁸。Stephen Hagan v Australia 事件では、委員会は、人種差別用語を公的な掲示物から除去することを勧告した¹⁷⁹。

(c) 拷問等禁止委員会

拷問等禁止条約の個人通報制度は、拷問等禁止条約22条に規定され、同条約は1987年に発効し、拷問等禁止委員会は1988年に設置された。拷問等禁止委員会は、初めて条約違反を認定した Qani Halimi-Nedzibi v Austria 事件において、12条違反を認定し、締約国に対し、類似の違反が将来起こらないことを確保するよう勧告し、見解を実施するために取られた措置について90日以内に委員会に報告するよう求めた¹⁸⁰。

委員会は、その後、多くの事案において、申立人を追放することは3条に違反すると認められた事案において、申立人を追放しないように勧告している¹⁸¹。その他、12条および13条違

Denmark 事件では、申立人は効果的な救済を否定されたと認め、締約国に対し、ローン市場における人種差別に対する対策を取ること、申立人に対し、申立人が被った損害に見合う賠償または満足を提供するよう勧告した。Habassi v Denmark, No. 10/1997, 17 March 1999.

¹⁷⁷ Kashif Ahmad v Denmark, No. 16/1999, 13 March 2000.

¹⁷⁸ B.J. v Denmark, No. 17/1999, 17 March 2000.

¹⁷⁹ Stephen Hagan v Australia, No. 26/2002, 20 March 2003.

¹⁸⁰ Qani Halimi-Nedzibi v Austria, No. 8/1991, 18 November 1993.

¹⁸¹ United Nations, Selected Decisions of The Committee Against Torture: Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment (2008)

反を認定した事案では、適切な調査を勧告している¹⁸²。Hajrizi Dzemajl et al. v Yugoslavia 事件では、適切な調査、責任者の訴追・処罰、公正で十分な金銭賠償を含む救済を申立人に提供することを勧告した¹⁸³。

拷問等禁止委員会は、前述のとおり、2012年に採択した一般的意見3において、救済の権利の実体的内容に含まれる具体的な措置について詳細に述べているが、個人通報手続において違反を認定した場合に委員会が締約国に対し勧告する救済の内容は、抽象的なものである場合が多い。

例えば、Jean Ndagijimana v Burundi 事件において、申立人が拷問行為の結果、背中に問題が残り、物理的能力を喪失したにもかかわらず、治療もリハビリテーション措置も受けていないことを認め、責任ある者を司法に付するため、事件について開始された調査を完了すること、申立人に対し、申立人が被った財産的および精神的損害に対する金銭賠償の措置、原状回復、リハビリテーション、満足の措置、および、再発防止の保証を含む適切な賠償を提供すること、特に申立を行った結果として申立人またはその家族が晒されるかもしれないすべての暴力の脅迫または行為を防止するためにすべての必要な措置を取ることを勧告した¹⁸⁴。

単独拘禁が条約違反にあたりとされた John Alfred Vogel v New Zealand 事件では、委員会は、締約国に対し、申立人が、可能な限り完全なリハビリテーションのための手段を含む、公正で十分な賠償を受けることを確保するよう勧告した¹⁸⁵。

拷問行為が認定された Rached Jaïdane v Tunisia 事件では、委員会は、申立人が、医療検査によって証明された重大な身体的および精神的後遺症に対し何らのリハビリテーション措置も受けていないこと等から、救済を受ける権利の侵害を認め、責任あるすべての者を訴追するため事件の調査を完了すること、申立人に対し、財産的および非財産的損害に対する金銭賠償、原状回復、リハビリテーション、満足、および、再発防止の保証を含む適切な救済を提供すること、特に、申立を行った結果として、申立人またはその家族が晒されるかもしれないあらゆる脅迫または暴力行為を防止するために必要なすべての措置を取ることを勧告したほか、1999年以前に行なわれたすべての拷問行為が起訴され、犯罪の重大性に見合った刑罰によって処罰可能となることを確保し、かつ、そのような訴追を可能とするように刑事立法を改正することを勧告した¹⁸⁶。

なお、拷問等禁止委員会は、違反を認定した場合、見解の中で締約国に対し、見解の実施のために取った措置に関する情報を、他の条約機関が設定する180日よりも相当に短い、90日以内に委員会に対し報告するよう求める実行が確立している。

¹⁸² Radivoje Ristic v Yugoslavia, No.113/1998, 11 May 2001.

¹⁸³ Hajrizi Dzemajl et al. v Yugoslavia, No. 161/2002, 21 November 2002.

¹⁸⁴ Jean Ndagijimana v Burundi, No. 496/2012, 30 November 2017.

¹⁸⁵ John Alfred Vogel v New Zealand, No. 672/2015, 14 November 2017.

¹⁸⁶ Rached Jaïdane v Tunisia, No. 654/2015, 11 August 2017.

(d) 女性差別撤廃委員会

女性差別撤廃条約の個人通報制度は、選択議定書が2000年に発効したことにより、運用が開始された。女性差別撤廃委員会が初めて違反を認定した *Ms. A. T. v. Hungary* 事件 (2/2003) (2005年採択) では、DVの被害者である申立人について、申立人と家族の心身の保護、申立人が子どもたちと暮らすための安全な住居、養育費と法的支援、身体的・精神的損害と権利侵害の深刻さに見合った賠償が提供されることを確保すること、一般的な措置として、DVからの女性の保護、DVの防止、裁判官・弁護士・警察官等に対する女性差別撤廃条約と選択議定書に関する定例的な研修、ハンガリーの定期報告書の総括所見における委員会の勧告の迅速な実施、すべてのDVの申立についての迅速・徹底的・公平・真剣な調査と加害者を裁判に付すること、DV被害者に対する安全で迅速なジャスティスへのアクセスの提供、加害者に対する更生プログラムや非暴力的な紛争解決方法に関するプログラムの提供等の詳細な勧告を行った¹⁸⁷。

Karen Tayag Vertido v Philippines 事件の申立人は、8年間の訴訟の継続、事件についての公の記事による苦痛、退職を強いられたこと、敵対的になった地域から逃れるために転居しなければならなかったこと、これらのことが強かんの直接の結果として被っていたPTSDを悪化させたことを主張し、申立人個人に対する救済として、締約国が申立人に生じた身体的・精神的・社会的損害、および、権利侵害の重大さに比例的な、セラピーその他の治療を続けるための金銭賠償の提供を求めたほか、裁判官および検察官に対し性的暴力に関する教育と研修、性的暴力の申立件数、棄却の数および理由の分析、性的暴力に関する法律の見直し、性的暴力のすべての申立てを調査し、訴追し、処罰する際における注意義務の行使や、性的暴力の被害者が、必要な場合には、無料で、有能で配慮ある法律援助、公正で効果的な苦情申立手続と救済を含む、ジャスティスへの効果的なアクセスを有することの確保等を含む、多岐にわたる広範で数多くの具体的な勧告を求めた。

委員会は、条約違反の差別があったことを認定し、申立人が裁判手続の期間中、および、判決の中で依拠されたステレオタイプおよびジェンダーに基づく神話を通して再度被害を受け、精神的および社会的損害と偏見を被ったこと、および、仕事を失ったことによる金銭的な損害を被ったことを認め、申立人に対し、権利侵害の重大性に相応する適切な賠償を提供することを締約国に対し勧告した。また、委員会は、一般的な勧告として、強かんの疑いに関する裁判手続が不当な遅滞なく行われることを確保するために効果的な措置を取ること、強かんその他の性的犯罪に関する事件についてのすべての裁判手続が公正で、かつ、偏見またはステレオタイプのジェンダーの概念によって影響されないことを確保すること、そのために、強かん事件についての裁判の取扱いを改善するために、裁判制度に焦点を当てた広範な措置と、女性に対する差別的な態度を変えるための研修および教育、法律における強かんの定義を同意の欠如を中核とするように見直すこと、法律が有形力または暴力、およ

¹⁸⁷ *Ms. A. T. v. Hungary*, No. 2/2003, 26 January 2005.

び、性交の証明を強かんの要件としていることの撤廃、「明確なおよび任意の合意」の存在を要求し、かつ、申立人・被害者が同意したか否かを確認するためにステップが取られたことの証明を被疑者に要求するか、「圧迫的な状況」において行為が行われたことを要求し、かつ、広範な圧迫的な状況を含めることのいずれかの性的暴行の定義を立法することによって、手続における申立人または被害者の二次的被害者化を最小限にすること、裁判官・弁護士および法執行官・医療従事者に対する適切な研修等、極めて具体的な勧告を行った。

その他、委員会は、締約国に対し、見解および勧告の公表と、そのフィリピン語および必要な場合には、その他の承認された地方の言語への翻訳、社会のすべての関係部門に届くために広く周知させることを勧告した。

この最後の見解の公表と特定の言語への翻訳、社会での周知は、女性差別撤廃委員会が違反認定の場合に定型的に勧告に含めるものである。なお、多数意見が勧告した金銭賠償について、申立人は、手続における不当な遅延および判決において裁判所が用いた理由付けのために賠償を受ける権利はあるが、申立人の経済的損失や、被疑者を無罪とした裁判所の判決から生じた損害についての賠償は含まれないとの林陽子委員の個別意見が付されている¹⁸⁸。

第6章で扱う子ども被害者の救済に関する自由権規約委員会の先例法の中にも、救済についての反対意見が付されているものがあるが、これらは、数は少ないとは言え、近時、条約機関においても個人通報制度における救済のあり方についての関心が高まっていることの表われとすることができるであろう。

このように、女性差別撤廃委員会は、人権侵害の内容によって勧告内容に違いはあるものの、違反認定の場合には、相当詳細で具体的な一般的な勧告を行う実行が確立している。申立人個人に対する救済としては、金銭賠償の他に、ドメスティック・バイオレンスからの保護について条約違反を認めた、前述の *Ms. A. T. v. Hungary* 事件では、申立人が子どもたちと一緒に住む安全な住居、子どもの養育費と法的援助が勧告され¹⁸⁹、夫に奪取された子に対する監護権・面会交流に関する違反を認めた *M.W. v Denmark* 事件では、金銭賠償ではなく、子の迅速な返還を確保するために、子の所在国の中央当局と迅速に協力することを確保するための手続を取ることが勧告された¹⁹⁰。

Angela González Carreño v Spain 事件では、委員会は、申立人が、娘を失った結果、最大に重大な損害と賠償不能な損害を被ったことに留意し、申立人が救済を得ようとしたが賠償が得られなかったことは、締約国の条約上の義務違反となると判断し、申立人に対する救済として、権利侵害の重大さに相応する適切な賠償および包括的な金銭賠償と、申立人と申立人の娘が保護を奪われることの原因となった国家の構造と慣行に過失があったか否かを決定するために徹底的で公正な調査を行うことを勧告した¹⁹¹。

X. v Timor-Leste 事件では、金銭賠償の他に、締約国が申立人に対し完全な謝罪を行うこ

¹⁸⁸ *Karen Tayag Vertido v Philippines*, No. 18/2008, 16 July 2010.

¹⁸⁹ *Supra* note 187.

¹⁹⁰ *M.W. v Denmark*, No. 46/2012, 22 February 2016.

¹⁹¹ *Angela González Carreño v Spain*, No. 47/2012, 16 July 2014.

とが勧告され¹⁹²、また、一般的意見 19, 28, 33 および 35 で救済および賠償について勧告された内容が反映されている。

O.G. v Russian Federation 事件では、委員会は、締約国の警察、検察および司法当局による申立人の事件の扱いについて条約違反を認め、また、申立人が加害者からの暴力に対し、国家の保護がない状態におかれた時に不安と心痛にさらされ、保護者であるべき国家の機関、特に警察がむしろ彼女に保護を提供することを拒否し、彼女の被害者としての地位を否定したとき、新たなトラウマにさらされたことについて、権利侵害の重大性に相応する十分な金銭賠償を提供することを勧告したが、申立人がリハビリテーションを受けることができなかつたと主張しているのに、申立人に対する救済の内容としてリハビリテーションを明示的に含めることはなかつた¹⁹³。

J.I. v Finland 事件では、委員会は、申立人の暴力に関する申立に対する裁判所の扱いについて条約違反を認め、申立人に対する金銭賠償および加害者が裁判所で命じられたが未履行の申立人に対する支払義務の支払を確保することのほかに、申立人と子に対する救済として、子の監護に関する裁判手続を迅速に再開し、その枠組みの中で、子の最善の利益を決定するために父親の暴力の詳細な評価を行うこと、および、申立人に対し手続のための法的援助を付与することを勧告した。また、本件では、見解の中で締約国に対する総括所見が言及されている¹⁹⁴。

また、女性差別撤廃委員会の場合は、見解と勧告を公表すること、および、締約国の言語に翻訳して広く周知すること、見解の勧告に照らして取った措置に関する情報を6カ月以内に委員会に提出するよう求める実行が確立している。

(e) 社会権規約委員会

社会権規約の個人通報制度は、選択議定書が2013年に発効したことにより、運用を開始した。委員会が、2015年に初めて違反認定をした事件において、委員会は、ローンの支払を怠った申立人が抵当権実行の裁判手続の開始について適切な告知を受けていなかったことについて、住居の権利の侵害を認めた。申立人は、救済として、抵当権実行の裁判手続を通知時点に巻き戻すか、代替的に非財産的損害に対する金銭賠償として25万ユーロを求めたが、委員会は、申立人に適正な手続上の保護と適正手続が与えられない限り、住居の競売を進行させないこと、および、通報手続のためにかかった法的費用の償還を勧告した。そして、委員会は、個人通報手続における救済の勧告に、再発防止の保証を含めることができるとして、委員会の一般的意見4および締約国に対する総括所見に言及して、抵当権実行手続における公示送達による通知の利用の厳格な限定、その他、抵当権実行手続における効果を被る者の手続上の保護のために適切な立法・行政的措置の採択等を勧告した。この事件にお

¹⁹² X. v Timor-Leste, No. 88/2015, 26 February 2018.

¹⁹³ O.G. v Russian Federation, No. 91/2015, 6 November 2017.

¹⁹⁴ J.I. v Finland, No. 103/2016, 5 March 2018.

いて、社会権規約委員会も、自由権規約委員会と同様に、見解を公表し、広範に周知することを勧告した¹⁹⁵。

住居の権利の侵害が認められた *Mohamed Ben Djazia and Naouel Bellili v Spain* 事件では、委員会は、申立人らと真摯な協議を行った後、見解によって確立された基準を考慮に入れて、申立人らに対し、公営住宅または申立人らが適切な住居を享受することができるよう他の措置を付与すること、および、申立人らが被った損害についての金銭賠償、および、通報手続のために合理的に発生した法的費用の償還を勧告した。この事件で委員が行った一般的な勧告も極めて詳細である。すなわち、その内容は、賃借人の退去に関する裁判手続において、裁判官が退去の帰結およびその規約との整合性を考慮することができるように、異議を述べまたは控訴を提起することができることを確保するための適切な立法およびまたは行政措置を取ること、退去させられた者が適切な住居がない状態に置かれる結果となる可能性のある裁判所の決定と社会福祉サービスの手続との間の調整の欠如を解決するために必要な措置を取ること、退去させられた者が、特に、家族、高齢者、子ども、その他の脆弱な状況にある個人の場合に代替住居を確保するために、代替的な住居を獲得する手段を持たない者に関する退去は、当該個人との真摯な協議を行い、かつ、締約国がすべての不可欠な手続を取った場合にのみ実行されることを確保するために必要な措置を取ること、利用可能な最大の資源で、一般的意見4に適合するように、低所得者のために適切な住居の権利を保障する包括的な計画を発展させ履行すること、同計画は、これらの個人の住居の権利を合理的かつ測定可能な方法で保障するために、必要な資源、指標、時間枠、および、評価基準を提供すべきこと等、多岐にわたっている。また、本件でも一般的な勧告の中で締約国に対する総括所見が参照された¹⁹⁶。

社会権規約委員会は、救済に、規約違反の人権侵害により生じた財産的損害および身体的・心理的・精神的損害に対する金銭賠償、および、通報手続のために合理的に発生した法的費用の償還を含めることを認める¹⁹⁷。また、*Marcia Cecilia Trujillo Calero v Ecuador* 事件では、一般的勧告として、社会保障の権利の侵害に対する、適切で時宜に適った行政的・司法的救済を提供することを勧告した点が注目される¹⁹⁸。

(f) 障害者権利委員会

障害者権利条約の個人通報制度は、選択議定書が2008年に発効したことにより、運用が開始された。障害者権利委員会は、2012年に初めて違反認定した事件において、申立人に関して、hydrotherapy プールのための建物の許可の申込の再検討を含む条約の下での申立人

¹⁹⁵ I.D.G. v Spain, No. 2/2014, 17 June 2015.

¹⁹⁶ Mohamed Ben Djazia and Naouel Bellili v Spain, No. 5/2015, 20 June 2017.

¹⁹⁷ Marcia Cecilia Trujillo Calero v Ecuador, No. 10/2015, 26 March 2018, S.C. and G.P. v Italy, No. 22/2017, 7 March 2019.

¹⁹⁸ Marcia Cecilia Trujillo Calero v Ecuador, No. 10/2015, 26 March 2018.

の権利の侵害に対する救済を提供する義務を負っており、通報申立のために発生した費用について申立人に十分な賠償を提供すべきであること、一般的な措置として、締約国は、国内法と国内裁判所によるその適用の仕方が、障害者が他の者との平等に基づく権利の承認・享受および行使を損ないまたは無効にする目的または効果を有することがないように確保する締約国の義務と一致するよう確保することによる場合を含め、将来、同様の侵害が発生しないようステップを取る義務を有すると述べ、6カ月以内に見解と勧告について取った措置についての情報を提出すること、および、見解を締約国の言語に翻訳して、利用可能な形で、すべてのセクターに届くよう広く周知することを求めた¹⁹⁹。

障害者権利委員会は、最近の見解では、申立人についての救済、および、一般的措置の両方について、より詳細な勧告を行うようになってきている。一例として、2017年に採択された *Mr. X v United Republic of Tanzania* 事件においては、申立人に対し、金銭賠償、被った虐待に対する救済、および、申立人が再び自立して生活するために必要な支援を含む、効果的な救済を提供すること、申立人が受けた人権侵害について公正・迅速かつ効果的な調査を行い、加害者を訴追すること、委員会の見解がすべての分野の人々に利用可能となるように公表し、広範に周知することを勧告した。また、この事件で、委員会は、一般的措置として、締約国は、将来における類似の違反を防止するための措置として、アルビニズムの人々の人権の享受に関する独立専門家の人権理事会への報告書に含まれた勧告を参照し、身体部分の人身取引を含め、アルビニズムの人々に対する攻撃のあらゆる側面を包括するために必要な法的枠組の見直し、アルビニズムの人々に対する攻撃および身体部分の人身取引事件の迅速な調査・訴追、身体部分を魔女に関する慣習のために使うことを国内法において十分に明確に犯罪とすること、障害者の人権モデルに基づき、かつ、条約8条の下での締約国の義務を遵守して、長期的な意識啓発キャンペーン、アルビニズムの人々の人権の享受に影響を与える有害な慣習および横行する神話、障害者権利条約と選択議定書の範囲を取り扱う研修を開発し実施することを勧告した。なお、本件で、委員会は、受理許容性の判断において、締約国が言及する民事の請求および賠償の付与は、それ自体では、効果的な救済にはならないとして、申立について本案の審査を行うことができるという判断を示した²⁰⁰。

(g) 強制失踪委員会

強制失踪条約の選択議定書は、条約31条に規定され、条約が2010年に発効し、強制失踪委員会が2011年に設置されたことにより、運用が開始された。強制失踪委員会は、2016年に初めて条約違反を認定した *Estela Deolinda Yrusta, Alejandra del Valle Yrusta v Argentina* 事件 (1/2013) において、締約国に対し、失踪者の姉妹である申立人らの被害者としての地位を認め、申立人らが失踪者の死亡と強制失踪についての調査において効果的に参加す

¹⁹⁹ *H.M. v Sweden*, No. 3/2011, 19 April 2012.

²⁰⁰ *Mr. X v United Republic of Tanzania*, No. 22/2014, 31 August 2017.

ることを認めること、失踪者の事件についての調査がその死亡の原因のみに限定されず、その Cordoba から Santa Fe への移送時における完全かつ公正な調査を含むこと、行われた違反について責任を有する者の訴追、裁判および処罰、条約 24 条 4 項および 5 項にしたがい、申立人らに対し、リハビリテーション、および、迅速・公正かつ十分な金銭賠償を提供すること、条約の要件を満たす登録を編纂し維持することを含め、条約 4 条 5 項

(d) に規定された再発防止の保証を執行するために必要な措置を採択し、かつ、条約 17 条および 18 条に規定されているとおり、関連する情報が、正当な利益を有するすべての者にとってアクセス可能であることを確保すること、また、本件見解を公表し、治安部隊の構成員および、自由を剥奪された者を担当する刑務所の職員の間だけでなく、広範にその内容を周知することを勧告した²⁰¹。

3 地域人権条約の個人通報制度

(1) 欧州人権条約の個人通報制度

(a) 手続の概要

欧州人権条約の個人通報制度は、創設当初から大幅に変容している。現在の制度は、1998 年に採択された欧州人権条約第 11 議定書発効後のものであり、条約および議定書上の権利の侵害を主張する個人が、条約および議定書違反について欧州人権裁判所に申立てをすることを認める (34 条)。受理要件として、裁判所に対する申立ては、国内救済を尽くした後で、かつ、最終決定から 6 カ月以内になされたものでなければならない (35 条 1 項)。また、匿名のものや、「裁判所がすでに審理したか又はすでに他の国際的調査もしくは解決の手続に付託された事案と実質的に同一であって、かついかなる新しい関連情報も含んでいないもの」も受理されない (35 条 2 項)。条約・議定書の規定と両立しないか、明白に根拠不十分 (*manifestly ill-founded*)、または、申立権の濫用と考えられる申立も、受理不可能とされる (35 条 3 項)。さらに、条約の国際的実施の効率化を図るために 2009 年に採択された第 14 議定書によって、新たに、「申立人が相当な不利益を被っていなかった場合」にも、受理可能でないこととされた (35 条 3 項(b))²⁰²。

欧州人権裁判所に対する個人からの申立を締約国が認めるか否かは、当初、選択的であったが、第 11 議定書の発効により、現在、個人通報制度は、すべての締約国に対し適用され、欧州人権裁判所は、個人が条約および議定書違反であるとして申立てたすべての事件について決定する権限を有する。

²⁰¹ Estela Deolinda Yrusta, Alejandra del Valle Yrusta v Argentina, No. 1/2013, 11 March 2016.

²⁰² ただし、「条約およびその議定書に定められた人権の尊重のために当該申立の本件の審査が求められる場合はこの限りではなく、国内裁判所により正当に審査されなかったいかなる事件も、この理由により却下されてはならない」と付記されている。

欧州人権裁判所の最終判決は、事件の当事者である締約国に対し拘束力を有し（46条1項）、欧州評議会の閣僚委員会が、その執行を監視する（46条2項）。被告国家は、閣僚委員会の監視にしたいが、措置が裁判所の判決に述べられた結論と合致している限り、条約46条の下でその法的義務を履行する手段を自由に選択することができる²⁰³。欧州人権裁判所は、条約の違反を認定した場合で、かつ、締約国の国内法が部分的な救済しか与えない場合には、「公正な満足（just satisfaction）」を与える決定を行う（41条）。

違反判決を受けた締約国は、閣僚委員会の監督の下で、違反判決の執行として、金銭賠償のほか、被害者に対する救済として原状回復のための個別的措置を取ることや、再発防止のために国内法や慣行の是正等の一般的措置を取ることが求められる。閣僚委員会は、締約国から判決の執行のために取った措置についての情報の提供を求め、執行が十分に行われたと認めたときは手続を終える。

なお、欧州人権裁判所は、2019年に、友好的解決の促進を図るための試験的な運用を行っており、友好的解決の活用が迅速な手続の促進や救済の内容および履行等の点で、被害者にとって効果的な救済の付与により良い影響をもたらすのかが注目される。

(b) 違反判決における救済命令

欧州人権裁判所は、被害者に対する救済として公正な満足を付与する場合、金額を定めて金銭賠償を命じることが多い。賠償の範囲には、収入の損失²⁰⁴、住居その他の財産の損失、家畜の喪失、追加の支出、代替住居・退去の費用、新たな住居で増加した生活費用等の財産的損害も含まれる。財産的損害についての十分に詳細な証拠がない場合、衡平上の原則に基づいた金銭賠償を認める。また、慣例として、合理的かつ必要で実際に発生した法的費用の償還も命じる²⁰⁵。

欧州人権裁判所は、苦痛、ストレスその他の精神的または身体的損害等の非財産的損害に対する賠償を命ずる。被害者が失踪または死亡している場合は、被害者の相続人に対し非財産的賠償を付与する²⁰⁶。精神的損害の証明は必ずしも必要とされず、「問題の違反の重大性」

²⁰³ Scozzari and Giunta v. Italy, Nos. 39221/98, 41963/98, 13 July 2000, Aleksanyan v. Russia, No. 46468/06, 22 December 2008.

²⁰⁴ Çakici v Turkey, No. 23657/94, 8 July 1999, Selcuk and Asker, No. 12/1997/796/998-999, 24 April 1998, Orhan v Turkey, No.25656/94, 18 June 2002, Aktas v Turkey, No. 24351/94, 24 April 2003, Ipek v Turkey, No. 25760/94, 17 February 2004. 例えば、Isayeva v Russia 事件では、条約違反による被害者（申立人の息子）の死亡と、申立人が被害者から受けられたであろう財政的支援を失ったこととの間には因果関係が存するとして、ロシアにおける平均余命に基づいて計算した被害者の収入の喪失額合計額の3分の1の金額の賠償を命じた。Isayeva v Russia, No. 57950/00, 24 February 2005.

²⁰⁵ Ipek v Turkey, No. 25760/94, 17 February 2004, Bilgin v Turkey, No. 25659/94, 16 November 2000, Orhan v Turkey, No. 25656/94, 18 June 2002, Selcuk and Asker, No. 12/1997/796/998-999, 24 April 1998, Orhan v Turkey, No.25656/94, 18 June 2002.

²⁰⁶ Aktas v Turkey, No. 24351/94, 24 April 2003. Ipek v Turkey 事件では、死亡した申立人（母親）の2人の息子の逸失利益を申立人が相続したとして、財産的損害に対する金銭賠償が命じられた。息子のうち1人は、死亡当時15歳であったが、既に働いて収入を得ていた。Ipek v Turkey, No. 25760/94, 17 February 2004.

に基づいて、また、拷問のような重大な違反の場合には、条約違反の認定のみに基づいて、非財産的損害に対する賠償を認める²⁰⁷。人権侵害の被害者の親族は、自身の権利として賠償を請求することができる²⁰⁸。

その一方で、欧州人権裁判所は、公正な満足の内容として、金銭賠償以外の非金銭的措置を命ずることには、消極的な態度を示してきた。しかしながら、裁判所は、被害者に対する救済は金銭賠償によれば足りると考えている訳ではない。裁判所は、原状回復が賠償の主たる手段であり²⁰⁹、「締約国は、関係者に対し、公正な満足の方法として命じられた金額を単に支払うだけでなく、必要な場合は、個人に対し、条約の義務が無視されなかったら申立人がいたであろう状態に可能な限り戻すことを目的として、裁判所が認定した違反を終わらせ、かつ、その効果を救済するために国内法秩序の中で一般的措置をとる義務を負うものである」と述べている²¹⁰。そして、裁判所は、条約6条1項に違反する裁判によって有罪とされた被害者に対する最良の形態の救済は、独立で公正な裁判所による再審を認められることであるとか²¹¹、不法な収用の場合の最良の形態の救済は、原則として、土地の返還であると述べるなど²¹²、具体的な原状回復の方法を示唆することもある。

しかしながら、裁判所が、判決中で、締約国が救済のために取るべき具体的な措置についてまで述べることは少なく²¹³、違法な抑留に対する救済としては、賠償は明らかに不十分だと述べて釈放を勧告した例や²¹⁴、表現の自由の権利に違反して刑務所に抑留された被害者について釈放を命じた例²¹⁵はあるものの、条約違反の裁判によって有罪とされた被害者に対する救済として、再審を付与するか釈放を命ずる締約国の義務を判決主文に含めること

²⁰⁷ Orhan v Turkey, No.25656/94, 18 June 2002, Selcuk and Asker, No. 12/1997/796/998-999, 24 April 1998

²⁰⁸ Çakici v Turkey, No. 23657/94, 8 July 1999, Aktas v Turkey, No. 24351/94, 24 April 2003. Kurt v Turkey 事件では、裁判所は、強制失踪の被害者の母親自身の条約3条の権利が侵害されたと認め、母親は賠償を付与される権利があると認めた。Kurt v Turkey, No. 24276/94, 25 May 1998. 欧州人権裁判所はまた、被害者の親族自身の権利侵害の認定はせずに、賠償を認めることもある。例えば、Aksoy v Turkey 事件において、裁判所は、被害者の父親には間違いなく心配とストレスが起きたとして、父親が請求した賠償の金額全額を付与した。Aksoy v Turkey, No. 21987/93, 18 December 1996. 他の事件でも、裁判所は、調査が行われないことや非効率であることによって、被害者の親族が被ったフラストレーション、ストレスおよび心配を考慮して、親族に対する賠償を認めた。McKerr v the United Kingdom, No. 28883/95, 4 May 2001, Shanaghan v the United Kingdom, No. 37715/97, 4 May 2001, Hugh Jordan v the United Kingdom, No. 24746/95, 4 May 2001, Kelly v the United Kingdom, No. 30054/96, 4 May 2001. 親族の精神的苦痛について具体的案主張がなくても、これを推定して、親族に対する賠償を認めている場合もある。Ogur v Turkey, No. 21594/93, 20 May 1999, Mahmut Kaya v Turkey, No. 22535/93, 28 March 2000, Aktas v Turkey, No. 24351/94, 24 April 2003, Ciorap v Moldova (No. 2) 事件では、欧州人権裁判所は、国内レベルで付与されるべき賠償は、少なくとも、欧州人権裁判所によって通常付与される賠償の金額に基づくものでなければならないということを明示的に示唆した。Ciorap v Moldova (No. 2), No. 7481/06, 20 July 2010.

²⁰⁹ Papamichalopoulos and Others v Greece (Article 50), No. 14556/89, 31 October 1995.

²¹⁰ Verein gegen Tierfabriken Schweiz (VgT) v Switzerland (No.2), No. 32772/02, 30 September 2009.

²¹¹ Hentrich v France, No. 13616/88, 22 September 1994, Papamichalopoulos and Others v Greece (Article 50), No. 14556/89, 31 October 1995.

²¹² Ukunc and Gunes v Turkey, No. 42775/98, 18 December 2003, Gencel v Turkey, No. 53431/99, 23 October 2003, Somogyi v Italy, No. 67972/01, 18 May 2004, Stoichkov v Bulgaria, No. 9808/02, 24 March 2005.

²¹³ Sejdovic v Italy, No. 56581/00, 1 March 2006.

²¹⁴ Assanidze v Georgia, No. 71503/01, 8 April 2004.

²¹⁵ Fatullaayev v Azerbaijan, No. 40984/07, 22 April 2010.

はめつたにない²¹⁶。例えば、裁判所は、そのような措置を命ずる管轄がないとして、申立人が救済を求めた市民的権利の回復を認めず²¹⁷、不法に追放された外国人の締約国への帰還と居住の許可を命ずることを拒否した²¹⁸。

また、裁判所は、原状回復が不可能である場合に、裁判所の違反認定の判決を履行する手段は締約国が自由に選ぶことができ、具体的な措置を命ずるのは、締約国による判決履行を監視する閣僚委員会の任務であるとして、裁判所自身がそのような措置を命ずることは否定し²¹⁹、また、違反の救済として締約国に対する命令や勧告を行う管轄がないと述べてきた²²⁰。例えば、裁判所は、締約国に対し、子どもに対する体罰を行わないことや、将来、類似の違反を防止するための措置を取ることを救済として命ずることを求める申立人の要求を退けた²²¹。

欧州人権裁判所は、非金銭的措置を命ずる管轄を否定する理由として、条約違反に対する救済の手段を選択するのは締約国であることを強調してきたが²²²、加えて、欧州人権裁判所の救済命令に関する消極的な態度の根底には、締約国が、条約違反に対する救済を提供する義務を負うのであり、裁判所は補充性の原則にしたがって、監督的役割を行使するのが、条約によって設けられた保護のメカニズムにとって基本的なことであるという裁判所の考え方がある。実際、裁判所は、「公正な満足の方法により原告に対し金銭の合計を付与することは、裁判所の主要な義務の1つではなく、条約上の義務の国家による遵守を確保するという裁判所の任務に付随的なものである」と述べている²²³。

このように、欧州人権裁判所は、救済措置として金銭賠償以外の具体的な措置を命ずることはほとんどないが、違反判決を受けた締約国は、閣僚委員会の監督の下で、判決の執行として、救済措置を実施する義務を負う。閣僚委員会は、不公正な刑事手続の再審、プライバシーの権利に違反して収集された情報の破壊、執行されていない国内判決の執行、送還先の国で拷問等の危険があるのに出された退去強制命令の取消等、被害者個人の救済のための措置を命ずることができる。さらに、個人に対する救済措置を超えて、一般的措置として、同様の違反の防止、憲法・法律・規則や裁判実務・行政手続の見直し、刑務所の状態の見直し等を示唆することがある。

²¹⁶ *Clases and Others v Belgium*, No. 52207/99, 2 June 2005, *Lungoci v Romania*, No. 62710/00, 26 January 2006, *Maksimov v Azerbaijan*, No. 38228/05, 8 October 2009, *Judges Rozakis, Spielmanne, Ziemele and Lazorova Trajkovska joint concurring opinion*, *Salduz v Turkey*, No. 36391/02, 28 November 2008.

²¹⁷ *Z. and others v. United Kingdom*, No. 29392/95, 10 May 2001, *Incal v. Turkey*, No. 22678/93, 9 June 1998.

²¹⁸ *Mehemi v. France*, No. 53470/99, 10 April 2003. なお、この事件では、違反の判決が非金銭的損害についての公正な満足になるとした。

²¹⁹ *Selcuk and Asker*, No. 12/1997/796/998-999, 24 April 1998, *Yoyler v Turkey*, No. 26973/95, 24 July 2003.

²²⁰ *Kuric and Others v. Slovenia*, No. 26828/06, 26 June 2012, *Oleksandr Volkov v. Ukraine*, No. 21722/11, 9 January 2013.

²²¹ *Campbell and Cosans v. United Kingdom*, No. 7511/76, 25 February 1982, *McGoff v. Sweden*, No. 9017/80, 26 October 1984, *Dudgeon v. United Kingdom*, No. 7527/76, 22 October 1981, *Gillow v. United Kingdom*, No. 9063/80, 24 November 1986.

²²² *Papamichalopoulos and others v. Greece*, No. 14556/89, 31 October 1995.

²²³ *Salah v. The Netherlands*, No. 8196/02, 6 July 2006.

この点、閣僚委員会は 2004 年に採択した決議において、欧州人権裁判所に対し、特に、大量の訴訟へとつながる可能性がある事案においては、締約国による適切な解決策の発見と、閣僚委員会による判決の執行の監視の援助のために、根底にある制度的な問題とその原因を特定するように求めている。欧州人権裁判所は、この決議を受けて、反復的な事件の処理のために、多くの他の訴訟に影響する状況を救済するような判断と措置についての命令を出すことができる「パイロット判決」の手続を創設した。

裁判所は、最初にこの手続を適用した *Broniouski* 判決において、法律の改正か新たな立法をするよう勧告した。また、旧ユーゴスラビアの崩壊後に、何千人もの国籍、永住資格またはその両方を剥奪したスロベニアの法律について、8 人の被害者が提起した *Luric and Others v. Slovenia* (2012) 事件では、裁判所は、判決が多くの他の潜在的な被害者に及ぶことからパイロット判決の手続を採用して、締約国に対し、1 年以内に国内賠償スキームを設置すべきことを示唆した。

(2) 米州人権条約の個人通報制度

(a) 手続の概要

米州人権条約の個人通報制度では、個人または個人の集団だけでなく、非政府団体にも、米州人権委員会に対する申立資格が認められている (44 条)。委員会は、まず、友好的解決を試みる (48 条)。友好的解決が達成されなかった場合には、締約国が米州人権裁判所の管轄権を受け入れていれば、委員会または締約国は、事件を裁判所に付託することができる。すなわち、個人が裁判所に事件を付託することはできない。

米州人権裁判所は、条約違反を認めた場合、救済措置を命ずる (63 条 1 項)。その内容には、侵害された権利・自由の享有を被害当事者に保障すべきことの命令、また、適切な場合には、権利・自由の侵害をもたらした措置または状況の結果の是正、および、公正な賠償の支払が含まれる。米州人権裁判所は、同条について、「現在の国際法の基本原則の 1 つである慣習法規則を法典化したもの」であり²²⁴、「賠償は、国家が発生させた国際的責任を解消させる様々な方法を包摂する一般的な用語である」と述べている²²⁵。

米州人権条約の個人通報制度では、欧州人権条約のように裁判所の違反認定判決を受けて、締約国による判決の執行を別の機関が監督するという仕組みはない。米州の場合は、米州人権裁判所自体が、判決の執行を監視し、判決が十分に執行されたと裁判所が認めるまでは、手続きは終了しない。

なお、前述のとおり、1988 年に採択されたサン・サルバドル議定書に基づく個人通報制度は、同議定書のうち、労働組合権 (8 条 (a)) および教育に対する権利 (13 条) のみを対

²²⁴ *Aloeboetoe et al v Suriname (Reparations)*, 10 September 1993.

²²⁵ *Loayza Tamayo v Peru (Reparations)*, 27 November 1998.

象とする。

(b) 違反決定・判決における救済命令

米州人権裁判所の判決は、救済に関して、通常、現状回復、金銭賠償、満足、リハビリテーション、および、再発防止の措置を求める包括的なものである。また、裁判所は、判決自体が賠償の一形態を構成すると述べる一方で、重大な人権侵害の事件において、裁判所による単なる宣言では、被害者に対するジャスティスをしたことには通常ならないとして、金銭賠償を命じている²²⁶。

金銭賠償は、米州人権裁判所の判例法において最も頻繁な形態の賠償である。金銭賠償の範囲には、収入や利益の喪失を含む財産的損害²²⁷、法的手続の費用の償還のほか、精神的損害等の非財産的損害を含む。賠償の金額は、発生した損害に対応するものであり、また、違反の性質に比例的なものでなければならない。被害者が亡くなった場合は、親族その他の第三者からの財政的な必要に基づく請求により、被害者の請求者に対する定期的な貢献に基づき支払われる²²⁸。

米州人権裁判所は、金銭賠償は、医療ケアと心理的支援のための過去および将来の支出にあてられるものであるという²²⁹。また、裁判所は、*Aloeboetoe et al v Suriname* 事件において、被害者の相続人は、教育を受けることが可能となる金銭賠償を受取らなければならないが、単に金銭賠償を付与するだけでは十分ではなく、子どもたちのために利用可能な学校が必

²²⁶ *El Amparo v Venezuela (Reparations)*, 14 September 1996, *Neira Alegría et al v Peru (Reparations)*, 19 September 1996, *Castillo Páez v Peru (Reparations)*, 27 November 1998, *Blake v Guatemala (Reparations)*, 22 January 1999, *Panel Blanca Case v Guatemala (Reparations)*, 25 May 2001, *Villagrán Morales et al v Guatemala, Street Children Case (Reparations)*, 26 May 2001, *The Mayagna (Sumo) Awas Tingni Community v Nicaragua*, 31 August 2001, *Cantoral Benavides v Peru (Reparations)*, 3 December 2001, *Bámaca Velásquez v Guatemala (Reparations)*, 22 February 2002.

²²⁷ 失踪した被害者の所在を探すために発生した費用を認めた例として、*Bamaca Velasquez v Guatemala (Reparations)*, 22 February 2002, *Blake v Guatemala (Reparations)*, 22 January 1999, *Trujillo Oroza v Bolivia (Reparations)*, 27 February 2002, *Juan Humberto Sanchez Case*, 7 June 2003. 家族の訪問の支出および刑務所での医療ケアのための親族の支出を認めた例として、*Loayza Tamayo v Peru (Reparations)*, 27 November 1998, *Cantoral Benavides v Peru (Reparations)*, 3 December 2001. 他の村に転居するための支出を認めた例として、*Juan Humberto Sanchez v Honduras*, 7 June 2003. *Caracazo* 事件において、裁判所は、失われた収入以外の経済的損害は、世襲的な損害、遺体の捜索に関する支出、医療措置、死体発掘の費用、失われた収入、家族の収入の減少や破産のような世襲的な喪失、埋葬や葬式サービスなどを含むと列挙した。 *Case of Caracazo v Venezuela (Reparation)*, 29 August 2002). *Villagrán Morales et al v Guatemala, Street Children Case (Reparations)*, 26 May 2001, *Yakye Axa Indigenous Community Case*, 17 June 2005, *Massacres of El Mozote and Nearby Places v El Salvador*, 25 October 2012 では、被害者を支援した NGO に対する費用の償還を含む、法的手続の支出および費用の償還が命じられた。

²²⁸ *Aloeboetoe et al v Suriname (Reparations)*, 10 September 1993.

²²⁹ *Durand and Ugarte v Peru (Reparations)*, 3 December 2001, *Loayza Tamayo v Peru (Reparations)*, 27 November 1998, *Barrios Altos Case v Peru (Reparations)*, 30 November 2001, *Blake v Guatemala (Reparations)*, 22 January 1999, *Cantoral Benavides v Peru (Reparations)*, 3 December 2001, *Trujillo Oroza v Bolivia (Reparations)*, 27 February 2002. 例えば、*Suarez Rosero* 事件では、身体的に障害を負った被害者のための家内手伝い、および、身体的および心理的処置のための賠償が認められた。 *Suarez Rosero v Ecuador (Reparations)*, 20 January 1999.

要であるとして、締約国に対し、地方の学校を再開し、教師と運営の人員を配置するように命じた²³⁰。

さらに、裁判所は、Loayza Tamayo 事件において、ペルーによる不公正な裁判、違法な抑留および拷問の被害者であり、追放されてチリに住んでいた申立人は、収入喪失という経済的損害を超えて個人的な能力および目標に基づいた人生の計画 (proyecto de vida) に対する損害を被ったと述べ²³¹、このような観点から、裁判所は、Cantoral Benavides 事件では、違法な抑留によって勉強の追求を妨げられた被害者の人生計画に対する損害に対する金銭賠償と、生物学の勉強を追求するための奨学金を確保するよう命じ²³²、Barrios Altos 事件では、被害者と締約国との間の合意にしたがって、被害者に対し、教育のための奨学金・支援・教材を提供するよう命じた²³³。

精神的損害は、衡平に基づいて算定された額の金銭賠償が認められる²³⁴。精神的損害は、被害者だけでなく、条約違反の抑留や拷問・失踪等の場合などは、被害者の家族に対しても付与される²³⁵。

米州人権裁判所は、完全な救済を提供するために、金銭賠償に加えて、原状回復、満足、再発防止の保証等の様々な救済措置を命じている²³⁶。原状回復の措置として、米州人権裁判所は、公正な裁判の原則に違反して有罪とされた者の再審を命じ²³⁷、米州委員会は、条約違反の死刑判決を受けた被害者に対し、条約上の適正手続が保障された再審、または、そのような再審が可能でない場合は、釈放と金銭賠償を含む効果的救済を被害者に付与するよう勧告し²³⁸、義務的死刑は人権侵害であると認めた事件では、米州委員会は、締約国に対し、刑の減縮を勧告した。

また、米州人権裁判所は、雇用の回復、それが可能でない場合は、給与・社会保障および雇用の利益を保障しなければならないと述べている²³⁹。さらに、米州人権裁判所は、リハビリテーションは、単に身体的または精神的損害にとって重要であるだけでなく、社会的な

²³⁰ Aloeboetoe et al v Suriname (Reparations), 10 September 1993.

²³¹ Loayza Tamayo v Peru (Reparations), 27 November 1998.

²³² Cantoral Benavides v Peru (Reparations), 3 December 2001.

²³³ Barrios Altos Case v Peru (Reparations), 30 November 2001.

²³⁴ Velasquez Rodriguez v Honduras (Compensatory damages), 21 July 1989.

²³⁵ Loayza Tamayo v Peru (Reparations), 27 November 1998, Villagran Morales et al v Guatemala, Street Children Case (Reparations), 26 May 2001, Cesti Hurtado v Peru (Reparations), 31 May 2001, Bamaca Velasquez v Guatemala (Reparations), 22 February 2002, Case of Caracazo v Venezuela (Reparation), 29 August 2002, Juan Humberto Sanchez v Honduras, 7 June 2003. 家族関係が近ければ、より高額な賠償が認められ、配偶者、両親および子どもは、通常、兄弟姉妹その他の家族よりも高額な賠償が付与される。重大な人権侵害の場合、両親、子ども、配偶者など被害者に近い家族は、現実の損害を証明する必要なしに精神的損害の賠償が付与される。Maritza Urrutia v Guatemala, 27 November 2003 は、兄弟姉妹の精神的苦痛は、両親および子どもと同じように推測されると述べた。

²³⁶ Loayza 事件判決において、Antonio Cancado Trindade および Y.A. Abreu Burelli 裁判官は、個別意見として、裁判官にとって、非金銭的な補償は、したがって、賠償よりも重要なのであると述べた。Loayza Tamayo v Peru (Reparations), 27 November 1998.

²³⁷ Castillo Petrucci et al Case, 30 May 1999.

²³⁸ Joseph Thomas (Jamaica), 3 December 2001.

²³⁹ Loayza Tamayo v Peru (Reparations), 27 November 1998

性質のものでもあり、被害者は、その尊厳、社会的状況および法的地位、そして、職業的状況のリハビリテーションについても権利を有すると述べている。

米州人権裁判所は、国内法の改正や、刑務所の状態が国際基準を満たすように改善すること、軍事裁判制度の改革、違反者の調査・訴追および処罰、法律の採択または改正、証人の安全の確保等を、満足や再発防止の措置として、金銭賠償に加えて、または、金銭賠償の代替として勧告してきた。米州人権委員会は、超法規的処刑、強制失踪、拷問または非人道的な取扱いのような深刻な人権侵害に対する締約国の責任を認めるときは、常に、責任ある者を特定し、裁判に付託するため、迅速・公正かつ効果的な調査と責任者の処罰、恩赦が適用されるべきでないことを勧告してきた。

また、米州人権裁判所は、Cantoral-Benavides 事件において、政府当局の高官の参加と共に公的な行事を開催することを要求し、以後、責任の承認や、個人の名誉、名声と尊厳の回復のために、公式謝罪を命じてきた²⁴⁰。また、通りと教育センターに名前をつけることや、公的なモニュメントを被害者に捧げることを命じてきた²⁴¹。米州人権裁判所は、判決の公表について、定型的に、締約国に対し、判決の少なくとも一部を全国紙に掲載し、かつ、公式ウェブサイトまたはラジオで公表すること、また、重要な事件においては、最も影響を受けた人の言語に翻訳することを命じてきた²⁴²。

米州人権裁判所は、賠償の形態として、集団的救済措置を含めることがある。例えば、Plan de Sanchez v. Guatemala 事件では、裁判所は、大量虐殺の生存者および親族に対する集団的な救済措置として、責任当事者の調査・訴追・処罰、違反に対する責任の公的な承認に加えて、村の居住計画の策定、すべての生存者に対する医療的・心理的ケアの提供、教育的・文化的プログラムの実施と、判決のマヤ語への翻訳を命じた²⁴³。

²⁴⁰ Barrios Altos Case v Peru (Reparations), 30 November 2001, Cantoral Benavides v Peru (Reparations), 3 December 2001, Durand and Ugarte v Peru (Reparations), 3 December 2001, Bámaca Velásquez v Guatemala (Reparations), 22 February 2002, Juan Humaberto Sánchez v Honduras, 7 June 2003, Case of Plan de Sánchez Massacre (Reparations), 19 November 2004, Cesti Hurtado v Peru (Reparations), 31 May 2001, Case of Plan de Sánchez Massacre (Reparations), 19 November 2004, Rodolfo Robles Espinoza and sons (Peru), 23 February 1999.

²⁴¹ Villagrán Morales et el v Guatemala, Street Children Case (Reparations), 26 May 2001, Trujillo Oroza v Bolivia (Reparations), 27 February 2002, Barrios Altos Case v Peru (Reparations), 30 November 2001.

²⁴² Case of Plan de Sánchez Massacre (Reparations), 19 November 2004.

²⁴³ Case of Plan de Sánchez Massacre (Reparations), 19 November 2004. その他、Aloeboetoe et al v Suriname (Reparations), 10 September 1993 では、虐殺が起きた村に学校と医療薬局を再開することを命じた。The Moiwana Community Case, 15 June 2005 では、教育・健康・飲料水の生産のための5か年開発計画を採択するよう命じた。The Mayagna (Sumo) Awas Tingni Community v Nicaragua, 31 August 2001 では、裁判所は、土地の尊重についての先住民族コミュニティの権利の侵害を認め、衡平上の原則に基づき、コミュニティとの合意により、米州人権委員会による監視の下で、コミュニティの集団的利益の仕事またはサービスに対し、12カ月で合計5万米ドルを、非財産的な損害に対する補償として投資することを命じ、また、コミュニティのメンバーに対し、米州人権委員会を通して、コミュニティの代表が国内手続および米州保護制度での国際的手続において被った費用として合計3万米ドルの支払いを命じた。The Yakye Axa Indigenous Community Case, 17 June 2005, The Sawhoyamaya Indigenous Community Case, 29 March 2006, The Saramaka People Case, 28 November 2007 では、先住民族および種族のコミュニティの先祖の土地のアクセスと利用の否定に関する事件において、裁判所は、締約国は、非金銭的損害賠償の一部として、コミュニティ全体の利益のために、教育、住居および健康のプロジェクトに予算を拠出すると共に、基本的な物質とサービスを提供するための開発基金およびプログラムを設置するよう要求した。Aloeboetoe et al v Suriname

(3) アフリカ人権憲章の個人通報制度

(a) 手続の概要

アフリカ人権委員会は、国内救済を尽くした個人、非政府団体その他の主体から申立てを受けて、申立を検討し、締約国に対する勧告をすることができる（アフリカ人権憲章 44 条、55 条、56 条）。また、1998 年に採択されたアフリカ人権裁判所を創設するアフリカ人権憲章の議定書が 2004 年に発効したことにより、委員会および締約国は、裁判所に申立てることが可能である（議定書 5 条）、また、締約国は、裁判所が、個人およびオブザーバー地位を有する非政府団体からの申立てを受理する権限を受け入れることを宣言することができる（議定書 34 条 6 項）。裁判所は、個人または人民の権利の侵害があったと認めた場合は、公正な金銭賠償の支払い、または、金銭賠償を含む侵害を救済するための適切な命令をすることができる（議定書 27 条 1 項）。

(b) 違反決定・判決における救済命令

アフリカ人権委員会は、個人通報手続の主要な目的は、被った損害を救済するために考案された、非対立と外交に重要性が置かれる、友好的な解決に究極的に帰結する前向きな対話を開始するものであると述べ、運用の初期においては、生命権の侵害や重大で制度的な違反の事案においてさえ、国家は賠償義務があることを宣言するのみであった。例えば、委員会は、被害者の所得の損失および精神的被害に対する賠償、被害者の事務所の違法な搜索と差押えの際に押収されたすべての道具の返還と、損傷・喪失した道具の賠償の要求にもかかわらず、救済を違反の宣言にとどめた²⁴⁴。

しかし、アフリカ人権委員会は、次第に、具体的な措置を命ずるようになってきている。例えば、委員会は、金銭賠償について、金額の特定は行っていないが、申立人が追放の結果失った給料と利益の回復、国内裁判所および委員会の両方で発生した法的費用の回復を含むとし²⁴⁵、また、*African Institute for Human Rights and Development v. Guinea* 事件では、被害者への賠償のための損失評価のために、シエラレオネとギニア政府が共同の委員会を設置すべきであると勧告した。

また、いくつかの事件で、原状回復（違法に抑留された被害者の釈放や違法に解雇された労働者の復職を含む）、憲章に違反すると判断された法律や命令の廃止等、具体的な勧告を命じた。例えば、*Malawi African Association, Amnesty International, Ms Sarr Diop, et al. v.*

(Reparations), 10 September 1993 では、裁判所は、重大な人権侵害によって影響を受けた村に医療や薬局を再開するよう命じた。

²⁴⁴ *Huri-Laws v. Nigeria*, No. 225/98, 23 October – 6 November 2000.

²⁴⁵ *Kenneth Good v. Republic of Botswana*, No. 313/05, 12-26 May 2010.

Mauritania 事件では、委員会は、アフリカ人権憲章の重大かつ制度的な違反を認定し、独立調査の設置、加害者の特定・訴追、根本的な原因の特定、その完全な除去のための戦略の策定、奴隷制の廃止に関する国内法の効果的な執行のために適切な行政的措置の実施、追放されたモーリタニア国民の帰国を遅滞なく確保するために国の身分証明文書を差替えるための措置の実施、被害者の所有物の原状回復、剥奪された財産に対する補償の提供を含む具体的な救済措置を命じた²⁴⁶。

さらに、アフリカ人権委員会は、他の普遍的・地域的人権メカニズムの救済に関する実行を反映し、命ずる救済措置の内容も、より具体的なものになってきている。例えば、原状回復の救済措置として、事件の再開および再審を確保するための適切な措置を取ること²⁴⁷、民間人に対する軍事裁判が憲章違反であると認めた事件では、民事的な再審を許可すること²⁴⁸、政治的迫害を受け、国を去ることを余儀なくされた申立人の帰国を確保することを勧告している²⁴⁹。

特に、アフリカ人権委員会は、コミュニティ全体が被った損害を考慮してコミュニティに対する集団的な賠償を命ずる、興味深い決定を行っている。例えば、**Social and Economic Rights Action Center v. Nigeria** 事件では、委員会は、民間との共同事業体である国営石油開発会社の関与による行為から生じたコミュニティの様々な権利の侵害、特に、富と天然資源の自由な処分についての人民の権利（憲章 21 条）の侵害に対する救済として、コミュニティに対する攻撃の中止、独立の調査、責任者の訴追、石油の操業によって損害が生じた土地および河川の完全な清掃、被害者に対する十分な金銭賠償の確保、将来の石油事業のために適切な環境のおよび社会的評価の準備、石油産業のために独立の監視機関の設置、石油事業によって影響を被る可能性のあるコミュニティに対する健康・環境上の危険と取締り・意思決定機関へのアクセスに関する情報の提供を勧告した²⁵⁰。

アフリカ人権裁判所は、最初に憲章違反を認めた判決において、締約国に対し、認定され

²⁴⁶ Malawi African Association et al v Mauritania, No. 54/91, 11 May 2000.

²⁴⁷ Civil Liberties Organisation v Nigeria, No. 151/96, 15 November, 1999, Avocats sans Frontieres (on behalf of Gaetan Bwampamye) v Burundi, No. 231/99, 6 November 2000.

²⁴⁸ Civil Liberties Organisation v Nigeria, No. 151/96, 15 November 1999, Media Rights Agenda v Nigeria, No. 224/98, 23 October – 6 November 2000.

²⁴⁹ John D. Ouko v Kenya, No. 232/99, 23 October – 6 November 2000.

²⁵⁰ The Social and Economic Rights Action Center and the Center for Economic and Social Rights v Nigeria, No. 155/96, May 27 2002. 他にも、ダルフールにおける大量の人権侵害についてスーダンに対し提起された事件では、委員会は、開発についての個人の権利および集団的権利の両方について数多くの違反を認定し、個人の被害者および広範なコミュニティの両方の利益のために、一連の救済措置を勧告した **Sudan Human Rights Organisation et al. and Centre on Housing Rights and Evictions v Sudan**, Nos. 279/03, 296/05, 27 May 2009. また、委員会は、**Kevin Mgwanga Gunme et al** 事件では、南カメルーンの人々の集団的権利の侵害を認定することは控えたが、経済的な実行可能性と地域的バランスにしたがい、北西および南西カメルーンを含む、国全体に平衡に、国家プロジェクトを設置するという、人々全体の利益のための一連の一般的措置を勧告した。 **Kevin Mgwanga Gunme et al v Cameroon**, No. 266/2003, 27 May 2009. また、種族の先祖の土地からの追放が申立人らの個人的および集団的権利の両方を侵害したと認めた事件では、アフリカ委員会は、締約国に対し、生じた損失のすべてについて、コミュニティに対し十分な賠償を支払うよう勧告した。 **Center for Minority Rights Development (Kenya) and Minority Rights Group International on behalf of the Endorois Welfare Council v Kenya**, No. 276/2003, 11-25 November 2009.

た違反を是正するために、合理的な期間内に、すべての憲法的、法的その他の措置を取るよう求めた²⁵¹。また、裁判所は、憲章に違反して国から追放された申立人の帰国を許可し、申立人らの安全に対する脅迫について、国家機関の者か非国家主体かにかかわらず責任ある者の調査と処罰を含む、申立人の将来の安全性を保障するために必要なすべての措置を取ることを求めた。

4 国連人権機関の通報制度

普遍的人権条約・地域人権条約の個人通報制度のほかに、国連では、1970年代になると、重大な人権侵害に関する通報を受けて、人権委員会が非公開で審議する手続が、経済社会理事会決議によって設けられた（1503手続）。申立資格には限定がないが、重大で一貫した形態の人権侵害が申立の要件となっている。この手続は、個々の人権侵害についての救済を求めるためのものではないが、大規模な人権侵害について審議され、違反が認定されて勧告がなされれば、被害者の救済や再発防止につながる可能性があるという点で、国際人権法違反の被害者が救済を受けるための国際的手続の一つであると言える。

さらに、国連では、1980年代以降、このような特定の国の人権状況を審議した結果、その国の人権状況の監視・改善のために設置された国別手続のほかに、強制失踪、恣意的拘禁、超法規的処刑、拷問といった特定の人権問題についてテーマ別手続を設置するようになった。このようなテーマ別手続の任務を行うために、権限保持者と呼ばれる作業部会や、特別報告者、独立専門家が任命されるが、これらの権限保持者は、誰からでも、信頼できる情報を受取って、関係国政府に連絡を取ることができる。

この手続も、個人の救済の実現を目的としたものではないが、通報にあたり国内救済手続の完了は必要とされておらず、人権侵害またはその恐れがある場合に、個人が通報して国連人権機関による対応を求めることができるという点では、これも被害者個人の救済のための国際的手続きの一種と考えることができる。

なお、これらの手続を擁する人権委員会は、2006年に廃止され、新たに創設された人権理事会が特別手続を引き継いだ。また、人権理事会の下で、1503手続を継承しながら、被害者指向（victim-oriented）の視点を新たに加えた通報手続が創設された²⁵²。

5 小括

本章では、国際人権法違反の被害者の救済を受ける権利の実現のための国際的手続という観点から、普遍的・地域人権条約の個人通報制度を取り上げ、手続の概要と、同制度の下で条約機関が違反認定をした場合に行なう救済命令・勧告の実行とその履行のための仕組みについて考察した。また、国連人権機関に対する通報制度も、被害者の救済の実現のため

²⁵¹ Tanganyika Law Society et al v. The United Republic of Tanzania, Nos. 09/2011, 11/2011, June 2013.

²⁵² 人権理事会決議 5/1 附属書（2007年6月18日）。

の国際的手続としての機能を有していることを述べた。

本章において行った考察は、第6章において、本稿の主題である、国際人権法・人道法違反の子ども被害者の救済を受ける権利について考察する際の前提となり、また、有用な視点を提供するものであるが、さらに、第7章において、子どもの権利条約の個人通報制度の今後の運用のあり方についての課題とこれに対する考え方を提示する際の問題意識にも、つながっている。

第5章 国際刑事裁判所における被害者の救済を受ける権利

第2章で述べたとおり、刑事手続における被害者の権利についての国際的なレベルでの承認、および、国際人道法違反の加害者個人の国際刑事裁判による刑事責任の追及の流れの中で、被害者の救済についての関心が高まり、国際刑事裁判所規程において、実体的および手続的権利が創設された。そこで本章では、その発展の経緯に簡単に触れたうえで、国際刑事裁判所における被害者の救済の権利のうち、被害者賠償制度を中心に概観する。

また、国際刑事裁判所が被害者賠償制度を実際に適用した最初の判決である、ルバンガ事件賠償判決について考察する。

1 国際刑事裁判所における被害者賠償制度の創設

犯罪の一般的予防や社会秩序の維持という客観的な目的を主要な役割とする国内の刑事司法制度において1970年代頃から見られるようになった、被害者の取扱いに関する意識の高まりは、国際的な議論へと発展し、1985年の犯罪被害者の権利原則宣言の採択等へとつながった²⁵³。その流れと共に、1990年代に、大規模な人権侵害への反応として旧ユーゴ国際刑事法廷（ICTY）およびルワンダ国際刑事法廷（ICTR）、さらに、1998年に常設の国際刑事裁判所が設立されることによって発展してきた国際刑事裁判において、社会秩序の回復と共に、被害者の救済が重視されたことは、その経緯に照らし²⁵⁴、また、国際刑事裁判制度は、重大な国際人権法違反の行為を国際法上の犯罪として処罰を徹底することによって人権規範の実現を図るという機能を果たしていることから、自然なことだと言える²⁵⁵。

このような特徴は、国際刑事裁判所における被害者指向（victims-oriented）と呼ばれることがあるが²⁵⁶、国際刑事裁判所における被害者賠償制度はその重要な現われである²⁵⁷。基本原則・ガイドライン²⁵⁸は、被害者の権利には、損害に対する適切、実効的かつ迅速な賠償（11

²⁵³ 古谷修一「被害者救済の機関としての国際刑事裁判所」芹田健太郎・戸波江二・棟居快行・薬師寺公夫・坂元茂樹編『講座 国際人権法4 国際人権法の国際的実施』（2011年）。

²⁵⁴ Bassiouni は、紛争下の被害者に対する国家を超えた国際社会全体の連帯意識を示すものであるかも知れないと述べる。Bassiouni, *supra* note 59, p.106.

²⁵⁵ このことを、古谷修一は、「ICCの制度はむしろ、人権規範の履行確保の手段の一つとして、違反者に対して刑事罰を科すという思想が根底にあり、刑事司法と被害者救済は思想的にも混然としていると言える」と述べる。古谷、前掲書、注253、454頁。

²⁵⁶ Assembly of States Parties, Report of the Court on the strategy in relation to victims, ICC-ASP/8/45 (10 November 2009), para.1.

²⁵⁷ 国際刑事裁判所における被害者指向アプローチは、信託基金の受益者概念や、運用においても現れている。例えば、ルバンガ事件で第一予審裁判部は、規程上は、被疑者の有罪判決後に行うことができるとされている、締約国に対する自国の領域内に所在する被疑者の財産・資産の特定・追跡・凍結・差押の要請を、被疑者の逮捕直後に要請した。これは、被害者に対する賠償という新たな制度をもった国際刑事裁判所予審部の、既存の制度の枠を超えてでも、被害者の救済をより実効的なものとしようとする積極的な意向の表れであると言える。

²⁵⁸ 同原則・ガイドラインそのものは法的拘束力を持っていないが、「新たな国際的または国内的な法的義務を含むものではなく、既存の法的義務の履行のための制度、方途、手続および方法を確認するにすぎない」ことが強調されている（前文7項）。

項)、および、利用可能な国際的な救済メカニズムへのアクセスを含むとしており(14項)、国際刑事裁判所の被害者賠償制度は、国際人権法・人道法の被害者の救済を受ける権利を、国際条約において実体的および手続的に制度化したものとと言える²⁵⁹。

なお、旧ユーゴおよびルワンダ国際刑事法廷では、裁判所が犯罪行為によって不法に奪取された財産の原状回復を命令できるとされたが(旧ユーゴ国際刑事法廷規程 24 条 3 項)、それは、検察官の請求または第一審裁判部の職権により開始される手続によって命じられる(規則 105) 刑罰としての性質を有し²⁶⁰、被害者には原状回復を請求する権利は与えられていなかった²⁶¹。また、同刑事法廷はあくまで個人の刑事責任を問う機関であり、限られた資源によって被害者の救済まで行うことは困難であるという理由から、被害者に対する賠償については、規程に何も規定されず²⁶²、手続証拠規則において、国際刑事法廷が出した有罪判決を国内裁判所が活用できるようにするための事務的な手続が定められたにとどまった(規則 106)。

その後、2000 年に、ジョルダ(Jorda) 裁判所長からの要請を受けて、規則委員会は被害者の賠償に関する問題を検討し、「本裁判所の管轄内にある犯罪の被害者は、その損害について賠償を請求する法的権利を有する」という結論を出した。しかし、同時に、裁判所の処理件数の増大と手続進行のさらなる遅延、迅速な裁判についての被告人の権利の侵害、金銭賠償のための資金の調達の困難、同刑事法廷で事件が扱われた被害者とそうでない被害者との間の不平等等についての懸念を理由に、同刑事法廷自体が賠償に関する審議と決定を行うことは適当でないとの判断を示した²⁶³。これを受けて、同刑事法廷裁判官団は、被害者への賠償は、国際賠償委員会のような別機関によるべきと考え、ルワンダ国際刑事法廷裁判官団も同じ見解を示した²⁶⁴。

²⁵⁹ 古谷修一は、「他面で被害者の権利を実現する具体的な制度の、現時点における到達点を示しているともいえるだろう」と評価するが、被害者の権利は、あくまで、限定的な管轄犯罪が実際に起訴され有罪判決を受けることが前提となっている点で、被害者が自分のイニシアティブで賠償請求することできる民事救済とは異なる。古谷、前掲書、注 253、454 頁。

²⁶⁰ Conor McCarthy, *Reparations and Victim Support in the International Criminal Court*, Cambridge University Press (2012).

²⁶¹ Susanne Malmström, “Restitution of Property and Compensation to Victims”, in R. May, D. Tolbert et al. eds, *Essays on ICTY Procedure and Evidence: In Honour of Gabrielle Kirk Mcdobald* (2001), p. 375. なお、古谷修一は、国連事務総長は、ICTY 規程を提案した報告書において、原状回復が、強迫に基づいて土地および財産に関してなされたすべての約束は無効であると宣言した安保理決議 779 に基づく措置であると指摘している(Report of the Secretary-General Pursuant to Paragraph 2 of Security Council Resolution 808 (1993), UN Doc. S/25704 (3 May 1993), para. 114)。したがって、原状回復は、被害者の救済を目的とするよりも、むしろ国際法違反により生じた違法状態を客観的に矯正することに主眼があったと考えられるという。古谷、前掲書、注 253。

²⁶² ICTY を設置した安保理決議 827 は「国際裁判所の活動は、国際人道法の違反の結果発生した損害の補償を、適当な手段を通じて求める被害者の権利を害することなく、実施されなければならない(Security Council Resolution 827 (25 May 1993), UN Doc. S/RES/827 (1993), OP7)」と指摘しており、被害者への賠償の問題が意識されていなかった訳ではない。V. Morris and M.P. Scharf, *An Insider’s Guide to the International Tribunal for the Former Yugoslavia* vol. 1 (1995), p. 286.

²⁶³ Victim’s compensation and participation, annexed to Letter dated 2 November 2000 from the Secretary-General addressed to the President of the Security Council (3 November 2000), UN Doc. S/2000/1063, paras. 36, 37, 41, 46.

²⁶⁴ Letter dated 9 November 2009 from the President of the International Criminal Tribunal for Rwanda addressed to

このような背景を考えれば、国際刑事裁判所において、被害者が賠償を請求する権利が実体的および手続的の両方の側面で条約に基づく国際法上の権利として現実化したことの意義は大きい。

2 修復的正義の観点からの意義

大規模な暴力を伴う犯罪行為への事後の対応においては、加害者への制裁を主眼とする応報的 (retributive) な正義だけではなく、加害者と被害者および共同体の癒しや和解を視野に入れた修復的正義 (restorative justice) の重要性が認められる²⁶⁵。近年、修復的正義についての国際的な概念設定の試みが行われ²⁶⁶、2002年 には、経済社会理事会決議「刑事事案における修復的正義プログラムの運用に関する基本原則」が採択された²⁶⁷。同基本原則によれば、被害者に対する賠償は、包摂・接触・修正・再統合の4段階から成る修復的正義プログラム²⁶⁸において、修正の一部として位置付けられ、かつ、合意に基づく賠償が最も修復効果が高いとされる²⁶⁹。

また、修復的正義においては、賠償額の裁定によって被害の程度を公的に認知することが重要とされるが²⁷⁰、重大な国際犯罪事件における賠償の役割は、個々人の経済的な被害回復を超えるものであり²⁷¹、金銭賠償に重きを置きすぎるべきではなく²⁷²、賠償手続に被害者が参加すること自体の重要性が大きいとされる²⁷³。

the Secretary-General, annexed to Letter dated 14 December 2000 from the Secretary-General addressed to the President of the Security Council (15 December 2000), UN Doc. S/2000/1198.

²⁶⁵ E. g, M. Minow, *Between Vengeance and Forgiveness; Facing History after Genocides and Mass Violence* (Beacon Press, 1998). 修復的な司法の概念は、伝統的な応報的司法との対比において、刑事司法を新たな視点で捉えるものであるが、犯罪・非行領域だけでなく、広く平和構築等を視野に入れた概念を指す場合には修復的正義と訳される。宿谷晃弘、安成訓『修復的正義序論』(成文堂、2010年) 17頁。

²⁶⁶ 1999年の経済社会理事会決議(1999/26)「刑事司法におけるメディエーションおよび修復的司法の方策の開発および実施」、2000年の第10回国連犯罪防止会議「犯罪と司法に関するウィーン宣言」および国連犯罪防止刑事司法委員会第9会期「刑事における修復的司法プログラムの活用に関する基本原則」決議と予備草案(後に経済社会理事会決議2000/14)等の諸決議等。

²⁶⁷ さらに2005年には「相乗効果と対応に関するバンコク宣言」、2006年には国連薬物犯罪事務所「修復的司法プログラムに関する手引書」等の、諸国での実施方法について議論が進んできた。

²⁶⁸ 修復的プログラムとは被害者と加害者の関係の修復のプログラムのみであると捉え、強制的かつ形式的な刑事司法の役割を限定的に捉える立場(純粹アプローチ)と、修復的正義の目標である犯罪による害の修復を行う全ての行為(刑罰を含む)を修復的プログラムに含む立場(最大化アプローチ)があるが、双方の目標が害の修復にある点では合意されている。L. Walgrave, "How Pure Can a Maximalist Approach to Restorative Justice Remain? Or Can a Purist Model of Restorative Justice Become Maximalist?" *Contemporary Justice Review*, Vol. 3 (4) (2000), pp. 415-432.

²⁶⁹ D. W. V. Ness and K. H. Strong, *Restoring Justice: An Introduction to Restorative Justice*, 5th edition (Routledge, 2014), p. 104.

²⁷⁰ E. g, R. E. Barnett, "Restitution: A New Paradigm of Criminal Justice," *Ethics*, Vol. 87 (4) (1977), pp. 279-301.

²⁷¹ 越智萌「ルバンガ事件における国際刑事裁判所 (ICC) の被害者賠償手続: 修復的正義の要請と国際法上の意義」*国際公共政策研究* 20巻2号(2016年)注16。

²⁷² G. Johnstone, *Restorative Justice: Ideas, Values, Debates*, 2nd edition (Routledge, 2011), pp. 62-63.

²⁷³ E. g, J. Braithwaite, *Restorative Justice and Responsive Regulation* (Oxford, 2002), T. M. Antkowiak, "An Emerging Mandate for International Courts: Victim-centered Remedies and Restorative Justice," *Stanford Journal of*

国際刑事裁判所に創設された被害者の参加や被害者に対する賠償制度は、犯罪の訴追・処罰だけでなく、この修復的アプローチを取り入れたものと評価することができる²⁷⁴。この観点からみたとき、被害者賠償制度において、加害者と被害者および共同体の癒しと和解にとって最適な賠償の手続を用いることが重要となる²⁷⁵。

この点、ルバンガ事件第一審賠償判決は、被害者賠償制度について、「懲罰的な司法の概念を超えて、参加を促進し被害者に効果的な救済方法を提供する必要性を認識する、より包括的な解決を目指す必要があるという、国際刑事法の中で高まる認識を反映する賠償システムを導入するものである」と述べ²⁷⁶、また、賠償は、重大な犯罪が行われたことによる苦しみを緩和し、違法な行為の結果を軽減することで被害者に正義をもたらし、将来の侵害を抑止し、また元子ども兵の社会への再統合に効果的に貢献しなければならないとしつつ、有罪判決を受けた者、犯罪被害者、および影響を受けた共同体の間の和解の促進を助け得ると述べている点で、修復的正義の観点を強調したものと言える²⁷⁷。

3 国際刑事裁判所における被害者賠償制度

国際刑事裁判所における被害者への賠償は、規程 75 条²⁷⁸に規定される。国際刑事裁判所規程における「被害者」の概念は、手続証拠規則の規則 85 に定められており、「裁判所の管轄内の犯罪の遂行の結果として損害を被った自然人」を意味する。ルバンガ事件賠償手続において、上訴裁判部判決（2008 年 6 月 10 日）²⁷⁹は、徴集された少年兵の親のような間接的な損害を被った者も、被害者の概念に含まれるとする（32 項）。同様に、密接な家族あるいは扶養者が、直接的な被害者を援助するため、あるいは被害者となることを防止するために事件に関わり、その結果損害を被った場合についても、間接的な被害者と認められる（66 項）。

賠償手続は、原則として被害者からの請求により開始され（規程 75 条 1 項）、賠償命令の

International Law, Vol. 47 (2) (2011) , p. 286.

²⁷⁴ J. Starkin, “Enhancing the Legitimacy, Status and Role of the International Criminal Court by Using Transitional Justice or Restorative Justice Strategies,” *Interdisciplinary Journal of Human Rights Law*, Vol. 6 (2012) , pp. 83–102.

²⁷⁵ 越智、前掲論文、注 271。

²⁷⁶ 公判部決定 177 項；修正後賠償命令 1 項。

²⁷⁷ 越智、前掲論文、注 271。

²⁷⁸ 「1. 裁判所は、被害者に対する又は被害者に係る賠償（原状回復、補償およびリハビリテーションの提供を含む。）に関する原則を確立する。その確立された原則に基づき、裁判所は、その判決において、請求により又は例外的な状況においては職権により、被害者に対する又は被害者に係る損害、損失および傷害の範囲および程度を決定することができるものとし、自己の行動に関する原則を説明する。

2. 裁判所は、有罪の判決を受けた者に対し、被害者に対する又は被害者に係る適切な賠償（原状回復、補償およびリハビリテーションの提供をふくむ。）を特定した命令を直接発することができる。裁判所は、適当な場合には、第 79 条に規定する信託基金を通じて賠償の裁定額の支払を命ずることができる。」

²⁷⁹ *Prosecutor v. Germain Katanga and Mathieu Ngudjolo Chui, Decision on the Applications for Participation in the Proceedings of Applicants a/0327/07 and a/0001/08, ICC-01/04-01/07-357, 2 April 2008, p. 8; Prosecutor v. Germain Katanga and Mathieu Ngudjolo Chui, Public Redacted Version of the “Decision on the 97 Applications for Participation at the Pre-Trial Stage of the Case”, ICC-01/04-01/07-579, 10 June 2008.*

手続においては、「有罪の判決を受けた者、被害者その他の関係者若しくは関係国又はこれらの代理人の意見を求めることができるものとし、それらの意見を考慮する」（規程 75 条 3 項）。裁判所は、賠償額の算定に関連して、被害者の要請により適当な専門家を任命することができ、専門家を任命したときは、その専門家の報告書に関して所見を述べるため、被害者を招聘しなければならない（規則 97）。

裁判所は、賠償裁定を、基本的に個々の被害者について行うが、適当であると考えられる場合には、集団的に行うこともできる（規則 97 (2)）。具体的な賠償支払の方法は、有罪の判決を受けた者に対し、被害者本人に対して直接に適切な賠償を行うよう命令するか、信託基金を通じた賠償の支払を命ずる方法による（規程 75 条 2 項）²⁸⁰。

賠償の形態は、規程において例示された原状回復、補償、リハビリテーション以外の方法も排除されない。裁判所は、有罪判決を受けた者の資産が所在する関係締約国に資産の保全措置を要請することができ（規程 75 条 4 項）、要請があると締約国は国内法にしたがって、当該資産の没収を行った上で裁判所に移送し、裁判所はこれを被害者に賠償として支払う。国内的な執行において、国内司法当局は国際刑事裁判所の内容を変更することが許されない。

また、国際刑事裁判所規程は、締約国会議の決定により、「裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪の被害者およびその家族のために信託基金を設置する」と定めており（規程 79 条）、2002 年の第 3 回締約国会議の決議²⁸¹により「被害者のための信託基金」（被害者信託基金）が設置された。信託基金は、組織的には裁判所とは別個の機関である²⁸²。信託基金は、規程 75 条や 79 条に定められた被害者に対する賠償よりも広範な、被害者救済のための措置の受け皿として機能する²⁸³。

4 賠償判決

国際刑事裁判所は、コンゴ民主共和国（DRC）の事態に関わるルバンガ事件について、武装組織の指導者であったルバンガ氏を、非国際的紛争における子ども兵士の強制的徴集、志願編入、敵対行為への使用という戦争犯罪の共同実行犯として有罪とした判決が確定したことを受けて²⁸⁴、2012 年 8 月 7 日、第一審裁判部は、初の被害者賠償に関する決定（第

²⁸⁰ その財源は、有罪判決を受けた者から徴収されて移転される財産（規程 79 条(2)）と、任意の寄付などによる「その他の財源」（規則第 98 規則(5)）から構成される。そして、徴収が実際に実施できない現状で、信託基金の財源となっているのは後者の「その他の財源」であるが、その財源自体も決して潤沢なものではない。

²⁸¹ Resolution ICC-ASP/1/Res. 6, 9 September 2002

²⁸² T. Ingadottir, “The Trust Fund of the ICC”, in D. Shelton ed., *International Crimes, Peace, and Human Rights: The Role of the International Criminal Court* (2000), p. 150.

²⁸³ 古谷、前掲書、注 253、474–475 頁。また、東澤靖は、賠償命令を受けた者が賠償を行うのに必要な資産を持たない場合もしばしばあり、また、救済の内容も子ども兵士とされた被害者や性的暴力の被害者など、その救済方法も多様な形態である必要がある。そのような被害者の救済を効果的に行うために、裁判所には、被害者のための信託基金が存在すると説明する。東澤、前掲書、『国際刑事裁判所』、注 16、328 頁。

²⁸⁴ Appeals Chamber, Judgment on the appeal of Mr Thomas Lubanga Dyilo against his conviction,

1 審賠償決定)を行ったが²⁸⁵、同決定は2015年3月3日の上訴裁判部(上訴部)の判決で修正された²⁸⁶。

本事件では、被告人自身の出身であるヘマ民族の15歳未満の子どもたちを兵士として徴集および編入し、敵対行為へ直接参加させるために使用したことについて有罪判決が出された。子ども兵の人数は数千人に上ると言われ、子ども兵による近隣のレンドゥ族に対する殺人、強かん、略奪等の行為も行われた。有罪判決に続く賠償のための手続において、85件の賠償の申立がなされた²⁸⁷。

第1審賠償決定は、国際人権条約や地域人権裁判所の判例等に依拠しながら賠償の諸原則を示した²⁸⁸。第1審賠償決定は、ルバンガ氏が貧窮しており資産がないとの理由で同氏に対する賠償命令はなさず、謝罪も適切でないとして命じなかったが、信託基金を通じての集団的賠償の実施を命じた。この決定に対し、弁護側および被害者側から、上訴が申し立てられた²⁸⁹。

上訴部判決は、集団的、個別的、両方のいずれかを命ずる賠償の種類を特定し、かつその理由を付さなければならぬ、集団賠償裁定を行う場合は、賠償の対象は申請者だけに限られないとし、第1審賠償決定を修正し、信託基金に対して修正された賠償命令の実施を命じた²⁹⁰。個人請求への賠償は認めず、集団賠償のみ認めた理由について、上訴審は、限られた

ICC-01/04-01/06-3121-Red, 1 December 2014, Appeals Chamber, Judgment on the appeals of the Prosecutor and Mr Thomas Lubanga Dyilo against the “Decision on Sentence pursuant to Article 76 of the Statute,”

ICC-01/04-01/06-3122, 1 December 2014.

²⁸⁵ Trial Chamber I, Decision establishing the principles and procedures to be applied to reparations, ICC-01/04-01/06-2904, 7 August 2012.

²⁸⁶ ICC-01/04-01/06-2904, 7 August 2012; ICC-01/04-01/06-3129, 3 March 2015.

²⁸⁷ 申立を行った被害者の内訳は、事件当時15歳未満であった子どもが77人、7人は保護者、1人は学校の校長である。19人は個人賠償、5人は集団賠償、59人は両方を希望した。

²⁸⁸ 「被害者の賠償に関する国連基本原則」、ならびに‘Declaration of Basic Principles of Justice for Victims of Crime and Abuse of Power,’ UN General Assembly Resolution, A/RES/40/34 annex, 29 November 1985. 「子どもの被害者と犯罪の証人を含む事項の司法に関するガイドライン」、「ナイロビ宣言」、「パリ諸原則」、ならびに「ケープタウン諸原則」(‘Cape Town Principles and Best Practices,’ adopted at the Symposium on the Prevention of Recruitment of Children to the Armed Forces and on Demobilization and Social Reintegration of Child Soldiers in Africa, in Cape Town, April 1997.

本賠償判決は、その他にも、規程の起草過程で参照された1985年国連総会決議(Declaration of Basic Principles of Justice for Victims of Crime and Abuse of Power, A/RES/40/34, Annex, 29 November 1985)の第8項(66項)、また有罪判決を受けた者個人の賠償責任を認める締約国会議の決議(Reparations, Resolution ICC-ASP/10/Res. 3, 20 December 2011)や前記の「被害者の賠償に関する国連基本原則」(注15)の15項を(87, 100項)援用している。

²⁸⁹ 上訴の理由は、個人の賠償請求を考慮しないとしたこと、公判部が賠償の職責を他の部局に委ねるのは法適用の誤りであること、有罪判決を受けた者の賠償責任が限定されている点等が問題である等。詳細は、越智、前掲、注271、東澤靖『国際刑事裁判所と人権保障』(信山社、2013年)161-162頁を参照。

²⁹⁰ その理由として、被害者の人数に比べ申請者の数があまりに少ない場合など、集団賠償が適切な場合があり、すべての申請について個別に判断する義務があるとされる国際人権判例の文脈と、国際刑事裁判所の文脈は異なると述べた。なお、越智は、本件での賠償手続としては、従来国際人権法の枠組みで言われてきた被害者中心という概念よりも、修復的正義の文脈で言われる加害者と被害者および共同体の関係性を主眼とする、行政的な補償でも損害賠償が付帯する制度でもない、懲罰的な弁償命令の制度が修復的なものに修正された枠組みが採用されたと評価でき、被害者の権利救済の要請よりも修復的正義の要請により比重が置かれたものであり、また、「本件での賠償手続は、被害者自身が国際刑事裁判所という国際

財源を有効に活用し、また煩雑な被害認定の手続を避けるためには集団的賠償が良いとする信託基金の提案を支持するとのみ述べた。そして、判決には具体的な金額は記載されず、賠償裁定手続を通じて総額が決定されることされた。

5 小括

本章では、補完性の原則により、限られた一定の場合ではあるが、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利を国際刑事裁判の中で実現する国際刑事裁判所の被害者賠償制度について、創設の背景、修復的正義の観点からの意義、制度の内容、および、最初の賠償判決であるルバンガ事件賠償判決について考察した。この制度の課題や、ルバンガ事件賠償判決が提起した問題は、国際人権法・人道法違反の子ども被害者の救済を受ける権利について考察する際にも、有用な視点を提供するものである。これについては、第6章で取り上げて、考察する。

機関において民事的な請求権を行使するような付帯私訴型のものとしては運営されないことが明らかとなった。そのため、本件での賠償手続は、国際違法行為に対する個人による賠償に関する国際法の制度の発展とは位置づけられない」というが、このような捉え方には疑問がある。なお、越智自身も、「もっとも、今回の判断で示された賠償の枠組みの適用は本件に限られるものであり、今後、より被害者数が少ない事件等で、付帯私訴型の枠組みが採用される可能性は残されている。そのため、国際刑事裁判所における賠償制度全体の性格が有する国際法上の意義を論じるには、今後の判例の動向を注視する必要がある。」という点は留保している。

第6章 国際人権法・人道法違反の子ども被害者の救済を受ける権利

本章では、第1章から第5章までの考察を踏まえ、本稿の本題である国際人権法・人道法違反の子ども被害者の救済を受ける権利について、次の素材の分析を通して考察する。初めに、子どもの権利条約およびその議定書における救済を受ける権利に関する規定を概観した上で、子どもの権利委員会による国際的実施制度の下での活動の中で子ども被害者の救済を受ける権利がどのように扱われ、また、規範的に発展してきたかを、報告制度および、一般的意見を取り上げ、検討する。

加えて、子どもの権利条約の個人通報制度の創設とその実行における子ども被害者の救済の権利の扱いについて検討する。続いて、子どもの権利条約以外の国際人権条約機関の実行における子ども被害者の救済の権利の取扱いの検討および分析に加えて、条約機関以外の国連人権機関による子ども被害者の救済の権利に関する規範的発展についても検討を行う。

さらに、第5章で、国際刑事裁判所における被害者の救済を受ける権利について論じたことを踏まえて、国際刑事裁判所の被害者賠償制度による子ども被害者の救済の事例として、ルバンガ事件賠償判決を取り上げ、子ども被害者の救済の権利の実現という観点から検討する。以上までは、子ども被害者の救済を受ける権利が国際人権条約およびその条約機関や、条約機関以外の国連人権機関、また、国際刑事裁判所によって、国際的レベルでどのように扱われているかを明らかにするものであるが、次に、目を転じて、子ども被害者が実際に救済を受ける権利を実現するうえで、国内レベル、および、国際的レベルにおいて、どのような障害や課題に直面しているかについて、国内レベルにおける実現の際の障害について行われた調査研究を題材とし、また、その視点を国際的レベルにも敷衍しながら、整理を試みる。

最後の小括では、以上の素材の検討や分析を通して明らかになった内容を、本章の結論として提示する。

1 子ども権利条約における子ども被害者の救済を受ける権利

(1) 子ども権利条約および2つの選択議定書の規定

1989年に採択された子どもの権利条約は、子どもの市民的・政治的・社会的・経済的・文化的権利を個別に規定することによって、それまでの子どもを保護の対象と捉える子ども観を転換し、子どもが権利の主体であることを明らかにしたという点で子どもの人権の保障のうえで、重要な意義を有する。しかしながら、締約国の一般的実施義務に関する4条は

権利が侵害された場合の救済について、何ら規定しなかった。しかも、起草過程において、条約上の権利が侵害された場合の救済について提案や議論がなされた形跡はない²⁹¹。

この沈黙は、子どもの権利条約が、市民的および政治的権利だけでなく、経済的・社会的・文化的権利をも含む包括的な条約であることを考えると、当時においては未だ支配的であった、社会権は裁判規範たりえないという考え方によるものであったかも知れない。実際、子どもの権利条約4条は、経済的・社会的・文化的権利に関する締約国の実施措置の義務について「利用可能な資源の最大限の範囲で、かつ、必要な場合には、国際協力の枠組みの中で」という留保を付している。このことから、条約の起草者らは、経済的・社会的・文化的権利と、市民的・政治的権利とを区別して捉えていたことがわかる。

しかしながら、子どもの権利条約の一般的実施義務に救済の権利が規定されていない理由を、同条約が保障する権利に社会権が含まれるということだけに求めるのは正しくないように思われる。なぜなら、同条約採択の翌年1990年に採択された移住労働者権利条約が、社会権を含むにもかかわらず（医療・健康・教育についての権利を規定する28条、43条、45条等）、権利の種類を限定することなく、自由権規約2条3項と同様の権利侵害に対する効果的な救済の権利の規定を置いているからである。

一方、子どもの権利条約39条は、身体的および心理的な回復、および、社会復帰を促進するためのすべての適切な措置を取る締約国の義務を規定しており、本条は、国際人権法における被害者の救済を受ける権利を定めた条約規定として常に言及されてきた²⁹²。本条は、リハビリテーションの用語は用いていないが、規定の内容は、今日、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利の実体的内容に包摂されるものであり、本条が拷問等の人権侵害の子ども被害者の救済の実体的権利を定めたものであることに疑いはない²⁹³。しかしながら、この規定は、拷問等禁止条約14条と比べて、金銭賠償について言及がなく、救済の実体的内容がより限定的なものとなっている。

このように、子どもの権利条約が、締約国の一般的実施義務を定める4条において救済について言及しなかったこと、また、虐待・拷問等の被害者の子どもの救済について定めた39条において金銭賠償を含めなかったことは、この条約が、子どもを権利の主体であると認めた画期的な条約ではあったが、権利が侵害された場合に、子ども自身が権利の主体として、

²⁹¹ Sharon Detrick, *A Commentary on The United Nations Convention on the Rights of the Child*, p.100-114, Sharon detrick, *The United Nations Convention on the Rights of the Child: A Guide to the "Travaux Préparatoires"*, p. 150-157 Sharon Detrick, ed., *The United Nations Convention on the Rights of the Child: A Guide to the "Travaux Préparatoires"* (Dordrecht ; Boston : M. Nijhoff Publishers, 1992), pp.150-157. Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, *Legislative History of the Convention on the ights of the Child, Volume I* (New York and Geneva: United Nations, 2007), pp. 349-356.

²⁹² 基本原則・ガイドライン前文等。

²⁹³ 本条の起草過程においては、リハビリテーションの用語を用いることが提案されたが、採用されなかった。Sharon Detrick, *A Commentary on the United Nations Convention on the Rights of the Child* (The Hague; London: Martinus Nijhoff, 1999), p. 671. Detrick は、子どもの権利条約39条の適用範囲は、かなり広範であることを指摘する。Sharon Detrick, "A Commentary on the United Nations Convention on the Rights of the Child", Martinus Nijhoff Publishers (1999), p.669.

司法的・行政的救済手続を通して、金銭賠償を含む救済を受ける権利を持つべきであるとは考えられていなかったように思われるのである。

しかし、その後、2000年に採択された子ども売買選択議定書では、同議定書違反の子ども被害者の救済の権利について明文で幅広い内容が規定されており、飛躍的な発展が見られる。同選択議定書8条は、締約国に対し、子ども被害者に権利を知らせ、支援サービスを提供し、プライバシーと身分事項を保護し、被害者とその家族を保護し、事件の処分および子ども被害者に対し賠償を命ずる命令の執行における不要な遅延を避けるなどの刑事司法手続における措置を取ることを義務付けている。また、9条は、同選択議定書が定める犯罪の被害者の社会統合および回復に加えて、法的に責任ある者から損害に対する金銭賠償を求める適切な手続へのアクセスの権利を規定した。

これらの規定は、子ども被害者について、金銭賠償を含む救済の権利の実体的内容を具体的に認めたものであると同時に、刑事司法手続における子ども被害者についての特別な必要や、子どもの意見表明およびその考慮等、被害者が子どもであることに特に配慮した規定を含んでいる点で、同選択議定書が対象とする人権侵害の子ども被害者を対象とするものとはいえ、子ども被害者の救済の権利一般の発展にも影響を与える重要な意義を有する。

さらに、基本原則・ガイドラインや、他の国際人権条約機関の実行によって発展してきた、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利の内容によれば、加害者の訴追・処罰は、国際人権法・人道法規範の強力な実施措置であると同時に、被害者の救済の権利の内容としての側面も併せ持つことが共通の理解となっている。この観点から見れば、同選択議定書が、対象とする人権侵害行為を犯罪として処罰することを締約国に義務付け（3条）、不処罰をなくすための装置として国際法上発展してきた広範な刑事裁判権の設定や、訴追か引渡かの義務、国際司法共助等の諸規定（4～6条）を導入したこともまた、同選択議定書違反の子ども被害者の救済の権利を強化する意味を持つものと言える。

（2）報告制度

1996年に採択された、子どもの権利条約の締約国の定期報告書のためのガイドラインは、条約の国内法上の地位、条約規定の裁判所における直接適用可能性（13項）、条約の原則・規定を適用した裁判所の決定（15項）、条約上の権利の侵害の場合の救済（16項）に関する情報、拷問および不当な取扱いの被害者の子どもが利用可能な救済、調査・責任者の処罰、不処罰の防止のための措置（61項）、虐待の被害者の子どもが利用可能な金銭賠償等の救済等、救済に関する情報を提供するよう求めた²⁹⁴。しかしながら、報告ガイドラインは、第3版（2010年）以降、救済の問題を、すべての条約機関による審査のために用いられる基本

²⁹⁴ UN Doc., CRC/C/58 (11 October 1996), paras 15, 16.

文書（core document）に完全に委ねてしまった²⁹⁵。この変更は、基本文書および条約毎の文書を含む、国際人権条約の下での報告に関する統一されたガイドラインの採択に沿って生じたものである²⁹⁶。しかし、基本文書は、しばしば極めて古くなってしまっており、また、最新の基本文書が提出されている場合にも、救済に関する情報は一般的なものとどまり、子ども被害者が救済を求める際に直面する特別の困難には十分に言及していない可能性がある。

一方、子どもの権利委員会は、2006年に採択した、子ども売買選択議定書の初回報告書に関する改訂ガイドラインにおいて、基本原則・ガイドラインに言及して、選択議定書の対象行為の被害者が責任者から損害賠償を請求するために利用可能な救済および手続、子ども被害者に付与された賠償の件数と金額、賠償決定・命令の執行において不要な遅滞を避けるための法律・規則・ガイドライン・政策・裁判所の判例、子どもの賠償に関する権利が責任者の刑事責任の認定を前提・条件としているか、親との間に利益相反がある場合の後見人・代理人の任命、和解、証拠の許容性、子どもによる証拠の提出、賠償請求の時効、賠償請求手続における子どもの特別のニーズ・脆弱性への配慮等に関する情報といった、同選択議定書違反の子ども被害者の救済の権利に関する詳細な情報を提供するように求めている²⁹⁷。

また、2007年に採択された、武力紛争と子ども選択議定書の初回報告書に関する改訂ガイドラインは、徴集された子ども被害者が請求することができる救済・賠償について情報を提供するように求めている²⁹⁸。

以上を踏まえて、子どもの権利委員会の報告書審査において、救済の権利の問題が具体的にどの程度取り上げられているかについて、第74会期（2017年1~2月）において委員会が行った定期報告書の審査の対象国8カ国を例にとると、このうち5カ国の基本文書は、20年近くまたは20年以上前に提出された相当に古いものであり、救済に関する項目がなかった²⁹⁹。他の3カ国の基本文書は、前述の条約毎の報告ガイドラインが採択された後に提出されたもので、救済に関する情報が含まれていた。特に、このうち2カ国の基本文書は、「効果的な救済」の項目を設けて、救済に関する詳細な情報が記載されていたが、いずれも、子ども被害者の救済に関する情報は含まれていなかった³⁰⁰。

他方、子どもの権利委員会が、これらの8カ国の審査のために採択した質問項目では、5カ国に対する質問項目において、性的暴力の被害者に対する救済および賠償³⁰¹、民間セクターの活動によって権利を侵害された子ども被害者に対する救済³⁰²、また、子どもに対する暴

²⁹⁵ UN Doc., CRC/C/58/Rev.2 (25 November 2010), para. 7, CRC/C/58/Rev.3 (3 March 2015), para. 7.

²⁹⁶ UN Doc., HRI/MC/2006/3 (10 May 2006), paras. 42 (e), 59.

²⁹⁷ UN Doc., CRC/C/OPSC/2 (3 November 2006).

²⁹⁸ UN Doc., CRC/C/OPAC/2 (19 October 2007).

²⁹⁹ UN Doc., HRI/CORE/1/Add.64/Rev.1, HRI/CORE/1/Add.100, HRI/CORE/1/Add.50/Rev.1, HRI/CORE/1/Add.90/Rev.1, HRI/CORE/1/Add.36.

³⁰⁰ UN Doc., HRI/CORE/COD/2013, para. 57. HRI/CORE/MWI/2014, paras. 133-137. HRI/CORE/SRB/2010, paras. 315-327.

³⁰¹ UN Doc., CRC/C/CAF/Q/2, para. 15 (c), CRC/C/COD/Q/3-5, para. 17 (d), CRC/C/MWI/Q/3-5, paras. 7 (c).

³⁰² UN Doc., CRC/C/CAF/Q/2, para. 3.

力の被害者に対する救済へのアクセスといった救済³⁰³に関する項目が含まれていた。そして、これらの救済に関する項目が質問項目に含まれていた 5 カ国のうち、2 カ国に対して、質問項目に対応する形で、総括所見においても、平和維持活動に関連して、子どもの性的搾取および虐待の疑いが迅速かつ効果的に調査され、加害者が刑事制裁を受けることを確保し、軍隊や警察を派遣する国との間で締結する軍隊の地位協定の中に、医療・心理および法的支援、金銭賠償その他の賠償を含む子ども被害者の保護とケアのための措置を含むこと³⁰⁴、また、特に採掘に関与する企業による国際的および国内の環境と健康に関する基準の効果的な実施、効果的な監視、および、違反が起きた場合の適切な制裁と救済の付与を確保することという具体的な勧告を行っている³⁰⁵。

また、質問項目には救済の問題が取り上げられていなかった 3 カ国のうち 2 カ国に対する総括所見において、ビジネス・セクターの活動に関して子どもの権利の侵害の調査および救済のための監視メカニズムの設立、差別の被害者に対する十分な救済と子ども被害者に対する効果的で適切な救済の付与、すべての拷問および不法な取扱いの完全な調査・加害者の迅速な裁判、子ども被害者のための十分な賠償・リハビリテーション・回復プログラムの提供、暴力・虐待・ネグレクトの子ども被害者とその家族に対する効果的な救済および、回復と社会的再統合支援を含む必要な援助の提供が勧告されている³⁰⁶。

そして、この 8 カ国のすべてに対し、他の条約機関も、救済に関する広範で詳細な勧告を行っており、このことは、各条約機関が一般的意見・勧告において、救済を受ける権利の問題を詳細に取り上げていることに示される、救済を受ける権利についての関心の高まりが反映されているものと言える³⁰⁷。

(3) 子どもの権利委員会の一般的意見による規範的発展

子どもの権利条約は 1990 年に発効し、1991 年に子どもの権利委員会が設置され、活動を開始した。委員会は、2001 年から一般的意見の採択を始めたが、他の条約機関と同様に、

³⁰³ UN Doc, CRC/C/SRB/Q/2-3, para 5.

³⁰⁴ UN Doc., CRC/C/CAF/CO/2, para. 41 (d).

³⁰⁵ UN Doc, CRC/C/MWI/CO/3-5, para. 12 (b).

³⁰⁶ UN Doc., CRC/C/GEO/CO/4 paras. 14 (b), 15 (b), para. 20; CRC/C/VCT/CO/2-3, para. 31 (d), 35 (g).

³⁰⁷ UN Doc., CCPR/C/BRB/CO/3, para. , CERD/C/BRB/CO/16, para.14; CCPR/C/CAF/CO/2, paras. 6, 8, 12, CEDAW/C/CAF/CO/1-5, para. 15 (b) (g); CEDAW/C/COD/CO/6-7, paras. 9 (e), 10 (g), 22 (b) (c), , E/C.12/COD/CO/4, paras. 8, 25, 26; CAT/C/EST/CO/5, paras. 4 (c), 11 (c), 23, CCPR/C/EST/CO/3, paras. 8, 9, CEDAW/C/EST/CO/4, paras. 8, 9, CERD/C/EST/CO/10-11, paras. 15 (b), 16; CCPR/C/GEO/CO/4, paras. 5, 9 (b), 10, 11, 12, 18, CEDAW/C/GEO/CO/4-5, para. 21 (b), CERD/C/GEO/CO/6-8, para. 9 (a); CCPR/C/MWI/CO/1/Add.1 paras. 8 (d), 15 (a), 19 (a), CEDAW/C/MWI/CO/7, para. 21; CERD/C/63/CO/10, paras. 6, 11; CAT/C/SRB/CO/1, paras. 18, 21, 23, CCPR/C/RB/CO/2, paras. 6, 9, 10, 12, CEDAW/C/SRB/CO/2-3, para. 13 (b), CERD/C/SRB/CO/1, paras. 14, 22, CRPD/C/SRB/CO/1, paras. 10, 21, 24, 29, 34, 36, E/C.12/COD/CO/4, paras. 8, 15, 25, 31.なお、他の条約機関の総括所見では、救済の問題について述べる場合、“remedies” “compensation” “reparation” および、“redress”の用語が用いられている。

子どもの権利委員会も、一般的意見の採択を通じて、救済を受ける権利に関する規範を発展させてきた。

最初に、委員会は、2002年に採択した、国内人権機関の役割に関する一般的意見2において、子どもは発達段階にあることからとくに人権侵害を受けやすい一方で、権利侵害に対する救済を求めるために司法制度を利用するのに相当の困難に直面することから、子どもの権利侵害に対する効果的な救済を提供する機関としての国内人権機関が重要であると述べ、初めて子ども被害者の救済に言及した(5項、13項)。

その後、委員会が2003年に採択した条約の一般的実施措置(4条、42条および44条6項)に関する一般的意見5は、子どもの権利条約における救済の権利に関する委員会の重要な見解を含んでいる。第一に、委員会は、「権利が意味を持つためには、侵害を回復するために効果的な救済が利用可能でなければならない」、「この要求は、条約に黙示的に含まれており、また、他の6つの主要国際人権条約では一貫して言及されている」と述べた(24項)。第二に、同意見は、子どもの特別の依存的な地位は、子どもが権利の侵害に対する救済を求めるうえで現実の困難をもたらすと指摘し、そのために、子どもとその代理人にとって利用可能な、効果的で子どもに配慮した手続、子どもにやさしい情報・助言、子ども自身が行うアドボカシーを含むアドボカシー、独立の苦情手続、および、法的その他の支援助と共に裁判所へのアクセスを確保することが必要であるとした(24項)。第三に、同意見は、子ども被害者の効果的な救済の権利の実体的な内容として、金銭賠償を含む、適切な賠償が含まれることを明らかにした(24項)。第四に、同意見は、市民的・政治的権利も、経済的・社会的および文化的権利も、裁判規範性があると認められるべきであると述べたうえで、権利侵害に対する効果的な救済のために、国内法において権利の内容を十分に詳細に定めることが必要不可欠であるとしている(25項)。

子どもの権利委員会は、その後も、個別の権利やテーマに関する一般的意見のほぼすべてにおいて、常に救済の権利に言及し続けてきた³⁰⁸。特に、いくつかの一般的意見は、子ども

³⁰⁸ 子どもの権利条約の文脈における思春期の健康および発達に関する一般的意見4(2003年)は、思春期の子どもの司法的・非司法的救済制度へのアクセスにおける、プライバシーの権利への特別の配慮の必要性(9項)および、働いている思春期の子どもの救済制度へのアクセスについて述べている(18項)。

少年司法における子どもの権利に関する一般的意見10(2007年)は、罪を犯した子どもに対する救済および金銭賠償を提供する規則・規定・手順書の確立の重要性に言及した(6項)。

先住民族の子どもおよびその条約の下での権利に関する一般的意見11(2009年)は、効果的な救済措置が時宜を得て提供され、かつアクセス可能であるべきことを述べた(23項)。

意見を聴かれる子どもの権利に関する一般的意見12(2009年)は、この権利が侵害された場合の救済を子どもに提供するための立法の必要性、および、子どもが救済措置へのアクセスについて知らされるべきであること(46項)、この権利が司法的・行政的手続において侵害された場合の救済として異議申立て・苦情申立て手続にアクセスできるようにすべきこと(47項)、この権利の内容として締約国は救済手続へのアクセスを子どもに提供する義務を負うこと(48項)等を述べている。

子の最善の利益を主として考慮される子どもの権利(3条1項)に関する一般的意見14(2013年)は、締約国の一般的実施義務には、この権利を全面的に実現するために救済手続を設けることを含む(15(c)項)と述べている。

余暇の権利に関する一般的意見17(2013年)は、締約国は、保護の義務の内容として、この権利を侵害された場合に子どもが救済を求めるための、独立し、効果的で、安全でアクセス可能な制度を整備するこ

の救済の権利について重要な内容を含んでいる。あらゆる形態の暴力からの自由に対する子どもの権利に関する一般的意見 13 (2011 年) は、子どもを暴力から保護する締約国の義務として、子ども被害者・証人の保護、調査、責任者の処罰、救済へのアクセスを提供する義務が含まれるとして (5 項)、救済を受ける権利が締約国の保護義務に基づくものであることを明らかにした。そして、子どもが利用可能な救済措置を子どもにやさしい方法で執行すること (41 項)、また、既に一般的意見 5 が、子ども被害者に対する救済の内容には金銭賠償が含まれると述べていたが、虐待・拷問の子ども被害者に対する救済として 39 条が金銭賠償を明記していなかったところ、本一般的意見が、暴力の被害者である子どもに対し、金銭賠償を含む効果的な救済が利用可能とされるべきである (56 項) と述べていることは重要である。

また、健康の権利に関する一般的意見 15 (2013 年) は、健康権の侵害に対する救済の項を設けて、子どもが健康権を侵害された場合、子どもが賠償を求め、得られるようにすることを国家に対し強く奨励するとし、集団訴訟を含む幅広い申立権を提供すべきであること (119 項)、および、子ども本人とその養育者の裁判所へのアクセスの確保と、子どもの健康権侵害に対する救済へのアクセスを妨げる障害の除去の必要性について述べた (120 項)。さらに、路上の状況にある子どもに関する一般的意見 21 (2017 年) は、路上の状況にある子どもが人権侵害を受けた場合の実効的な司法的その他の救済を受ける権利としての手続的側面として、苦情申立制度へのアクセス、司法的・非司法的救済制度 (独立人権機関を含む) へのアクセス、個人通報制度等へのアクセス、実体的内容として、賠償、金銭賠償、リハビリテーション、謝罪および権利侵害の再発防止の保証が含まれること (22 項) を述べている。

中でも、子ども被害者の救済の権利について、基本原則・ガイドラインに明示的に言及し、最も包括的で発展的な内容を含んでいるのは、ビジネス・セクターの子どもの権利への影響

とを含む (57 項(g)) と述べた。

有害慣行に関する一般的意見 18 (2014 年) もまた、有害慣行についての迅速・公正かつ独立の調査、効果的な法執行、被害者に対する効果的な救済の提供は、締約国の保護義務の内容であると述べ、締約国に対し、有害慣行に対する十分な制裁・処罰、防止、被害者の保護・回復・再統合および救済、不処罰との闘いを求めている (13 項)。また、金銭賠償は、発生件数の多い地域では実現可能ではないかも知れないが、有害慣行の被害者の女性および子どもは、すべての場合に、法的救済、被害者支援およびリハビリテーションのサービスならびに社会的および経済的機会にアクセスできるべきであると述べている (52 項)。

思春期の子どもの権利の実施に関する一般的意見 20 (2016 年) は、障害のある思春期の子どもは、身体的・性的暴力、児童婚・強制婚の被害を不均衡なほど受けやすい状況に置かれており、かつ司法または救済措置へのアクセスを恒常的に否定されている (31 項) と指摘し、思春期の子どもが搾取の被害を受けた場合のための効果的な救済制度が導入されるべきである (86 項) と述べている。

出身国、通過国、目的地国、帰還国における国際的移住の文脈における子どもの人権に関する国家の義務に関する一般的意見 23 (2017 年)・移住労働者権利委員会の一般的意見 4 は、入管収容を受けた子ども家族の効果的な救済へのアクセスや (12 項)³⁰⁸、ジャスティスへのアクセスはそれ自体が基本的権利であって、他のすべての人権の保護および促進の前提条件であること、また、移住者である子どもの暴力・虐待からの実効的な保護を確保するため、これらの人権侵害を警察に通報した子ども被害者とその家族に対し、移住資格にかかわらず、保護・支援サービスおよび実効的な救済制度へのアクセス、これに関する情報の提供が必要であること (44 項) を述べている。

に関する国家の義務に関する一般的意見 16 (2013 年) である。同一般的意見は、企業活動における子どもの権利の侵害の場合に国が救済を提供する必要性、企業による権利侵害の場合に、子どもが救済を実現することは、子どもの法的地位、救済制度に関する知識・経済力・法的代理の欠如、企業の世界的操業のためにより困難であることを述べている (4(c)項)。また、賠償の基準や形態の決定に際して、子どもは権利侵害の影響を大人よりも受けやすく、その影響は不可逆的で生涯に及ぶ被害をもたらす可能性があること、また、子どもの発達および能力の発展しつつある性質が考慮されるべきであり、賠償は、子どもの継続的被害および将来の被害を限定するために時宜を得たものであることが求められると述べている³⁰⁹。

そして、国は、リハビリテーションを提供し、関連する法律・政策の改正、責任者の訴追・制裁、再発防止の保証 (31 項)、企業による域外的な権利侵害の子どもとその家族に対する効果的な救済制度へのアクセスの確保、集团的苦情申立ての制度の導入の必要性、年齢が司法手続に参加する子どもの権利に対する障壁とされるべきではないことを述べる。さらに、調停、斡旋および仲裁は、子どもと企業に関わる紛争解決のための有用な代替的選択肢となりうるが、司法的救済に対する権利を損なうことなく利用可能とされなければならない。このような手続は、有効性、迅速性、適正手続および公正性に関する国際的な原則および基準に一致していることを条件として、司法手続と並んで重要な役割を果たしうることを述べている (71 項)。

その他、2019 年に採択された、子ども売買選択議定書の実施に関するガイドラインは、子ども被害者の救済の権利の項を設けているが、そこで述べられた内容は、子どもの救済を受ける権利の規範的発展の観点から重要な点を含むものである。

すなわち、子ども被害者に救済を提供し、その損害に対し賠償し、子どもの回復・再統合を可能にすることは、加害者の処罰と同様に重要である。子ども被害者の具体的な状況、個人の意見、および、人生の展望によって、それぞれの子ども被害者のために、賠償のどの形態が望ましいか、注意深く検討する必要がある。金銭の支払に加えて、または、金銭の支払に替えて、被害者に長期的に利益を与えることができる、教育に対する経済的その他の支援の形態で賠償を提供することが可能である。締約国は、被害者に対し、その経済的地位にかかわらず、法的訴訟を通じて賠償を請求する可能性を、法律援助の提供または、国家が運営する賠償制度の設立を通して行うことを含め提供すべきである。賠償請求のための民事訴訟においても刑事手続の場合と同様の、子どもおよびジェンダーに配慮した措置が導入されるべきである。被害者が有罪とされた加害者からの賠償を受取る機会を改善するために、締約国は、手続の早い段階で被告の財産を特定・差押え、没収された財産から支払われることを可能にすべきである (99~106 項)。

³⁰⁹ 例えば、子どもが環境汚染の被害者であることが明らかになった場合、子どもの健康および発達に対するこれ以上の被害を防止し、かつ、すでに生じたあらゆる被害からの回復を図るための即時的措置が、関連するすべての当事者によってとられるべきである。

(4) 子どもの権利条約の個人通報制度

(a) 導入の背景

子どもの権利条約は、条約機関による国際的実施制度を有する 9 つの普遍的国際人権条約の中で個人通報制度の創設が最後となった。社会権規約と女性差別撤廃条約は、いずれも、条約中に救済に関する明文の規定が置かれておらず、また、個人通報制度も設けられなかったという共通点がある。その背景には、この 2 つの条約が保障する人権、特に、社会権の性質を有する人権の侵害は司法的救済になじまないとの考え方があったのではないかと考えられる。

しかしながら、子どもの権利条約の採択の翌年に採択された移住労働者権利条約は、社会権の性質を有する人権を含んでいるが、条約中に効果的な救済の権利が規定され、また、個人通報制度が設置された。条約に明確な救済に関する規定がなく、個人通報制度もなかった女性差別撤廃条約については 1999 年に、社会権規約については 2008 年に、個人通報制度を設置するための選択議定書が採択された。2006 年に採択された障害者権利条約は、条約中には救済に関する規定は置かれなかったが、条約採択と同時に、個人通報制度を設置するための選択議定書は採択された。同年に採択された強制失踪条約には救済の権利に関する詳細な規定および個人通報制度が置かれた。

このように、他の普遍的な人権条約は、救済を受ける権利と個人通報制度の設置について統一的な発展の仕方ではないものの、いずれも個人通報制度が整備されていった中で、最後まで、子どもの権利条約に個人通報制度がなかったことは、子ども被害者の救済を受ける権利に対する関心が低かったことの表れであるように思われる。そして、その背景には、子どもは人権侵害の被害を受けても、保護やリハビリテーションの提供は必要であるが、救済、とりわけ、司法的救済を自ら求めることはない、もしくは、必要ない、あるいは、難しいのはやむを得ないという、やはり子どもを権利の主体としては完全に受け入れていない、伝統的な子ども観があったのではないかと考えられるのである。

しかしながら、社会権規約にも個人通報制度が導入されたこともあり、2008 年、子どもの権利条約採択 20 周年を前に、子どもの権利条約にだけ個人通報制度がない状況を克服すべきであること、個人通報制度を導入することは子どもの権利条約上の権利を侵害された子どもの救済の強化に役立つことを理由に、同条約にも個人通報制度を導入すべきであるという本格的な提案が子どもの権利委員会からなされた。そして、この提案を契機として、2009 年、国連人権理事会に子どもの権利条約の通報手続に関する選択議定書に関する作業部会が設置された。このような経緯で、子どもの権利条約に個人通報制度・国家通報制度、および、調査制度を定めた、通報手続選択議定書が、2011 年に国連総会で採択され、2014 年に発効した。

(b) 手続の概要

子どもの権利条約の個人通報制度の手続は、基本的には、第4章で概観した普遍的人権条約の個人通報制度全般に共通する手続と変わらない。通報を申立てることができるのは、子どもの権利条約または2つの選択議定書上の権利を侵害されたと主張する個人または個人の集団である。申立は、被害者である子ども自身によるほか、親や第三者・NGOその他の機関等、第三者が子ども「のために」行なうこともできるが、原則として被害者本人の同意が必要であり、被害者の同意が提出されない場合は、被害者のために申立てることについて正当理由を有することが必要である。被害者の同意を得ることができない正当な理由がある場合は、被害者の同意がない申立の提出も認められる。(選択議定書5条2項)。子ども自身が申し立てる場合は、国内法に見られるような、子どもの手続能力制限はない。いわゆる集団申立は起草過程において提案されたが、認められなかった。

同一の事項が、他の国際条約機関で検討されたか、検討されている場合でないこと、および、国内救済完了が受理可能性要件である点も、他の個人通報制度と同じである。社会権規約の個人通報制度と同様、原則として、国内救済完了から1年以内に申立を提出しなければならない。個人通報制度が当該国について発効する以前に発生した人権侵害についての通報は受理可能性がない(時間的管轄)が、継続的な違反/侵害が、発効時以降も効果が継続している場合の通報は、時間的管轄によって排除されないことは、選択議定書中に明文で規定されている(選択議定書7条(g))。申立が匿名ではないこと、書面によること、通報権の濫用又は条約の規定と両立しないものでないこと、および、明らかに証明不十分ではなく、また、具体化が不十分でないことといった受理要件も満たさなければならない(選択議定書7条)。

子どもの権利条約の個人通報制度の手続は、書面に基づき非公開で行われること等、他の個人通報制度と基本的に同じであるが、非公開での口頭弁論を行うことができること、第三者からの意見提出が可能であること(選択議定書10条1項)、友好的解決の制度(選択議定書9条)、暫定措置を要請することができること(選択議定書6条)が規定されている。また、選択議定書は、個人通報手続において、委員会は、子どもの最善の利益原則を指導原則としなければならないこと、および、子どもの意見を聴き、子どもの年齢・成熟度にしたがって適切に考慮しなければならないことが規定されている(選択議定書2条)。

(c) 運用の開始

通報手続選択議定書は、2014年に発効し、子どもの権利条約の個人通報制度の運用が開始された。委員会は、通報手続に関する作業部会を設置し、通報手続に関する手続規則および、通報手続に関する作業方法を採択し、これらに基づき、個人通報事件の処理を行っている。また、委員会は、第80会期(2019年1/2月)において、暫定措置に関するガイドラインを採択している。

委員会は、第 81 会期（2019 年 5/6 月）までに 223 件の申立について決定を行った。その内訳は、継続終了の決定が 6 件、受理可能性がないとの決定が 10 件、本案の判断を行ったのが 6 件でそのすべての申立について違反を認定している。子どもの権利条約の個人通報制度は、運用が開始されてからまだ間もなく、先例法は発展段階にあるが、被害者が侵害されたと主張する権利が子どもの権利条約上の権利ではない場合や、被害者が子どもの権利条約上の権利を侵害されたと主張する時点において子どもではなかった場合には、選択議定書 7 条 1 項 (c) の「子どもの権利条約および、または選択議定書の規定と相容れない」として、受理許容性の要件を欠くことが明らかにされている³¹⁰。

申立について違反を認定した場合における救済の勧告についての委員会の先例法は、少しずつ積み重なり始めている。

委員会が 2018 年に初めて違反認定を行った *I.A.M. v Denmark* 事件では、デンマークによる母子のソマリアへの退去強制が子どもを女性器切除の危険に晒すとして、子の最善の利益（条約 3 条）および暴力からの自由（条約 19 条）に違反すると判断し、救済については、締約国は被害者である子どもとその母親をプントランド（ソマリア北東部の自ら自治政府であると宣言した地域）に送還することを控え、かつ、将来、類似の違反が発生することを防止する義務があると述べた³¹¹。

ベルギーによるモロッコのカファーラ（イスラム法における、養子縁組に類似した制度）で養育されている子に対する家族ビザ申請の却下が子の最善の利益（条約 3 条）・家族の再統合の権利（条約 10 条）および意見を聴かれる権利（条約 12 条）に違反すると判断した *Y.B. and N.S. v Belgium* 事件では、締約国は、被害者である子どものためのビザ申請を、子の最善の利益を主たる考慮事項とし、かつ、当該子の意向を聴くことを確保しながら、緊急に、前向きに再検討する義務があり、子の最善の利益の考慮に際し、締約国は、申立人らと当該子との間に事実上の家族としての絆が確立していることを考慮すべきであるということに加えて、締約国は再発防止の義務を負うと述べた³¹²。

スペインによる身分証明書を持たない大人の同伴者がいない子どもに対する年齢確定の方法が子の最善の利益（条約 3 条）および意見を聴かれる権利（条約 12 条）違反であると判断された *N.B.F. v Spain* 事件では、委員会は、被害者個人に対する救済については何も述べなかった一方で、締約国は、特に、同伴者のいない子どもである可能性がある者の年齢決定のすべての手続が条約に合致した方法で行われること、および、そのような手続の間、手続に付された個人が無料で資格のある法的または、その他の代理人を任命されることを確保することにより、再発防止の義務を負うと述べ、再発防止については具体的な勧告を行った³¹³。

また、以上の、2018 年に採択された最初の違反認定事件 3 件では、いずれも、見解を公

³¹⁰ *A.A.A. v. U.A.I.*, No. 2/2015, 30 September 2016, *Y.M. v. Spain*, No.8/2016, 18 September 2019.

³¹¹ *I.A.M. v. Denmark*, No. 3/2016, 25 January 2018, para. 12.

³¹² *Y.B. and N.S. v. Belgium*, No. 12/2017, 27 September 2018, para. 9.

³¹³ *N.B.F. v. Spain*, No. 11/2017, 27 September 2018, para. 13.

表し、締約国の公式言語で広く周知すること、および、見解の実施のために取られた措置に関する情報を 180 日以内に委員会に提出するよう求めている。

委員会は、2019 年に新たに 3 件の違反認定の決定を行った。D.D. v. Spain 事件では、委員会は、同伴者のいない子どもである申立人が身元確認や状況の評価を受けることなしに送還され、そのことを争う機会を与えられなかったこと、および、追放の態様が、子の最善の利益（条約 3 条）・家庭環境を奪われた子の保護の権利（条約 20 条）・拷問その他の不法な取扱いの禁止（条約 37 条）に違反すると判断した。本申立事件の被害者は、その後、スペインに入国し、同伴者のいない子どもであるとの地位が認められ、スペインの当局の監護の下で、未成年者のための居住施設に入所したことが認定されている（2.6 項）。このような事実関係と判断の下で、委員会は、被害者個人の救済について、締約国は、申立人に対し、被った損害に対する金銭賠償とリハビリテーションを含む十分な賠償を提供すべきこと、および、再発防止について、特に、法律名および条文を特定して関連の法律の改正を勧告した（15 項）³¹⁴

スペインによる大人の同伴者のいない子どもの年齢確定の方法および出生証明書を考慮しなかったことが、身分事項に関する権利（条約 8 条）、子の最善の利益（条約 3 条）および意見を聴かれる権利（条約 12 条）に違反するとされた A.L. v Spain 事件では、委員会は、被害者個人の救済については、違反に対する効果的な賠償を提供しなければならないと述べるに留めると共に、再発防止については、N.B.F. v Spain 事件と同様の勧告を行った（13 項）³¹⁵。

同じく、スペインによる大人の同伴者のいない子どもの年齢確定の方法および出生証明書を考慮しなかったこと、病気であるにもかかわらず保護を与えなかったことが、身分事項に関する権利（条約 8 条）、子の最善の利益（条約 3 条）および意見を聴かれる権利（条約 12 条）、家庭環境を奪われた子どもの保護（条約 20 条 1 項）および健康の権利（条約 24 条）に違反するとされた J.A.B. v Spain 事件では、委員会は、被害者個人の救済について、被害者が自身の行政的な状況を正規化するための機会の提供を含む、違反に対する効果的な賠償を提供しなければならないと述べ、再発防止については、N.B.F. v Spain 事件、および、L. v Spain 事件と同様の勧告を行った（14 項）³¹⁶。

以上の、2019 年に採択された違反認定事件 3 件も、見解を公表し、締約国の公式言語で広く周知することを求めている点は、最初の違反認定事件 3 件と同じであるが、見解の実施のために取られた措置に関する情報の提出については、「可能な限り早く、180 日以内に」提出するよう求めている。

³¹⁴ D.D. v Spain, No. 4/2016, 1 February 2019.

³¹⁵ A.L. v Spain, No. 16/2017, 18 September 2019.

³¹⁶ J.A.B. v Spain, No. 22/2017, 31 May 2019.

(d) フォローアップ

子どもの権利委員会は、他の条約機関と同様の見解のフォローアップ手続を、第 83 会期 (2019 年) から開始した。フォローアップの対象となる違反認定の通報事件、および、フォローアップ報告書は、委員会のウェブサイトにおいて公表されている。

2 他の国際人権条約およびその条約機関の実行における子ども被害者の救済の権利

(1) 他の国際人権条約における子どもの権利に関する規定

子どもの人権は、子どもの権利条約において保障されるだけでない。子どもは、他の国際的実施制度を備えた普遍的国際人権条約および地域的人権条約のすべての中で、「すべての人」に含まれてこれらの条約が保障する人権を原則として保障される。

また、自由権規約の 18 歳未満の子が行った犯罪に対する死刑の禁止 (6 条 5 項) や、少年の刑事手続 (14 条 4 項)、子の保護 (24 条)、社会権規約の子の保護 (10 条 3 項)、子の健康 (12 条 2 項)、障害者権利条約の障害のある子 (7 条)、米州人権条約の子の権利 (19 条) 等のように、特に、子どもの権利を直接に保障する規定が置かれている場合や、女性差別撤廃条約 16 条のように、女性に対する差別撤廃義務との関連で子の利益の保護が規定され、間接的に子どもの権利の保障に関わるものもある。さらに、家族生活の尊重に関する自由権規約 17 条や、欧州人権条約 8 条は、子どもの親からの不分離や親との面会交流等に関して、子どもの権利を基礎づける規定として個人通報制度の中で、しばしば援用されてきた。

(2) 他の国際人権条約機関の実行における子ども被害者の救済の権利

(a) 一般的意見・勧告

このため、これまで他の普遍的・地域的人権条約の条約機関が一般的意見・勧告や、先例法・判例法を通じて承認・確立し、発展させてきた国際人権法違反の被害者の救済を受ける権利は、被害者が子どもである場合にも基本的に適用されるものである。特に、いくつかの条約機関の一般的意見・勧告が、救済の権利に関して、明示的に子ども被害者に言及していることが注目される。

例えば、自由権規約委員会の一般的意見 31 (2004 年) は、2 条 3 項の効果的な「救済は、特に子どもを含む、特定のグループの個人の特別の脆弱性を考慮に入れるために、適切に適合されるべきである」と述べている³¹⁷。

³¹⁷ UN Doc., CCPR/C/21/Rev.1/Add. 13 (26 May 2004), para. 15.

また、女性差別撤廃委員会の一般的勧告 33 は、重要な決定を行う社会的または法的能力の欠如のために、少女がジェスティスへのアクセスを獲得する上で特別の障害に直面すると述べている³¹⁸。

中でも、第 4 章で述べたとおり、拷問禁止委員会の一般的意見 3 は、子ども被害者に対する救済について独立の項を設け、特別のニーズや配慮について詳細に述べている。

(b) 個人通報制度における違反認定の場合の救済命令・勧告

他の国際人権機関の個人通報手続で扱われた事件の中には、権利侵害の被害者が子どもである、あるいは、複数の被害者の中に子どもが含まれる事件が散見される。実際、個人通報制度が最初に設立、運用された欧州人権条約の下での個人通報制度では、早くも 1970 年代に、子ども自身が申立てた通報事件が受理され、欧州人権裁判所が条約違反を認定している。その後も、欧州人権裁判所の判例法には、子ども被害者の様々な権利侵害を認めた多くの通報事件が集積している。また、米州人権裁判所は、その判例法を通して、救済に関する国際的な規範の形成発展に貢献してきたが、その重要な判決の中にも、子どもが被害者である事件が含まれている。さらに、アフリカでは、まだ数は少ないものの、子どもの権利および福祉に関するアフリカ憲章に基づいて設置された同憲章の監視機関である、アフリカ子どもの権利および福祉に関する専門家委員会が、同憲章の下で、子ども被害者の通報事件について判断を示している。他方、国連の人権条約機関も、第 6 章で、具体的な事例を示すとおり、特に、自由権規約委員会の先例には、権利侵害の被害者が子どもである、あるいは、複数の被害者の中に子どもが含まれる事件が散見されるほか、女性差別撤廃委員会のいくつかの先例にも、被害者に子どもが含まれる通報事件が存する。

これらの各条約機関の個人通報制度の先例法において、子ども被害者の権利侵害が扱われた通報事件は、権利侵害の当時、被害者が子どもであったことを共通項としながら、いくつかの類型が混在している。権利侵害の直接の被害者、または、その親族が間接的に親族自体の権利侵害の被害者として通報を申立てた事件で被害者の中に子どもが含まれるというタイプの通報事件が数多く存するほか、子どもの権利侵害について親族が親族自身と子どもの権利が侵害されたとして通報を申立てたタイプの通報事件も比較的多い。さらに、子どもの権利侵害について、子ども自身が通報を申立てた類型では、申立当時に被害者が子どもである場合と、子どもの時に受けた権利侵害について、子ども被害者が大人になってから申立てた場合とがある。

子どもの権利条約以外の地域的・国連の人権条約の個人通報制度の先例法の中に、このように、子ども被害者の権利侵害を扱った事件が存在するのは、本来、これらの国際人権条約が保障する権利の主体から子どもを排除していないことからすれば、意外なことではないとも考えられる。しかしながら、特に、子ども自身が申立人であり（申立時に子どもである）、

³¹⁸ UN Doc., CEDAW/C/GC/33 (23 July 2015), paragraph 24.

大人の申立人が大人の申立人自身と子ども被害者のために合わせて申立てをしたというのでない場合に、子どもの権利条約に個人通報制度が導入され、子ども自身に通報の申立資格を正式に認めた以前から、子どもの申立資格を問うことなく、子ども自身からの通報事件を受理し、子ども被害者の権利侵害および救済についての先例法を形成してきたことは注目され、また、子ども被害者の救済を受ける権利について研究する上で、重要な素材を提供している。

そこで、以下では、これらの子どもの権利委員会以外の他の条約機関および地域的人権機関が、子ども被害者の権利侵害を認めた場合に、救済についての判断の中で、子ども被害者の救済という要素についての特別の考慮がなされているか、どのような考慮と判断がなされているかに着目して検討してみたい。

(i) 欧州人権条約

第4章で述べたように、欧州人権条約の個人通報制度の下で、欧州人権裁判所は、条約違反を認定した場合に、欧州人権条約41条の「公正な満足」として、金額を定めて金銭賠償の支払いを命ずるという形で、条約違反の被害者に対する救済を行ってきた。そこで、被害者が子どもである場合に、金銭賠償の付与がどのように行われてきたか、被害者が子どもであるということについて、大人の被害者とは異なる扱いがなされているか、何らかの特徴が見られるかを探るため、子ども被害者に関して条約違反を認めた判決の具体例を検討してみることとしたい。

欧州人権裁判所の判例法の中で、子ども被害者の権利侵害が認定された最初の事件は、子どもに対する体罰に関する一連の事件である。Tyrer v. The United Kingdom 判決、Campbell and Cosans v. The United Kingdom 判決、Costello-Roberts v. The United Kingdom 判決は、いずれも、体罰について、子ども被害者自身が申立てた事件であり、欧州人権裁判所は、これら3つの判決において、いずれも、欧州人権条約3条（非人道的な罰および取扱いの禁止）違反を認めたが、いずれも公正な満足の付与を命じなかった³¹⁹。

しかし、その後、欧州人権裁判所は、母の再婚相手である継父からの体罰について、10歳の子どもの被害者が申し立てた通報事件において、3条違反を認め、一連の体罰に関する判決としては初めて、被害者からの金銭賠償の請求に基づいて、非金銭的な損害に対する賠償として被害者が請求した15,000ポンドのうち10,000ポンド、弁護士費用等の裁判費用の請求48,450ポンドのうち20,000ポンドを認め、同額から被害者が欧州評議会から法律扶助として受領した金額を控除した金額の支払を命じた³²⁰。なお、幼稚園の先生の子どもに対する不

³¹⁹ Tyrer v. The United Kingdom, No. 5856/72, 25 April 1978; Campbell and Cosans v. The United Kingdom, Nos. 7511/76, 7743/76, 25 February 1982; Costello-Roberts v. The United Kingdom, No. 13134/87, 25 March 1993. Tyrer v. The United Kingdom 事件判決において、裁判所が公正な満足の命令をしなかった理由は、判決時において、申立人が既に手続に関与しなくなっていたからというものであった。

³²⁰ なお、欧州人権裁判所は、金銭賠償とは別に、裁判費用の償還を命ずるのが慣例であることから、以

適切な扱いについて3条（非人道的または品位を傷つける取扱いの禁止）違反を認めた最近の事例である *V.K. v. Russia* 判決は、それが原因で神経的な疾患を発症した子どもが申立てた事案において（事件当時3歳ないし4歳、申立時11歳ないし12歳）が、裁判所は、将来の医療費について3,000ユーロの財産的損害と、申立人が金額は裁判所の裁量に委ねるとした非財産的損害について、申立人が事件当時、非常に幼少であったこと、および、不法な取扱いが健康にもたらした長期にわたる結果を考慮して25,000ユーロの金銭賠償を認めた³²¹。

また、*O’Keeffe v. Ireland* 大法廷判決は、9歳の時に学校で教師から性的虐待を受けた子ども自身が大人になった後に申立てた事案である（申立時44歳ないし45歳）が、裁判所は、3条（非人道的および品位を傷つける取扱いの禁止）および13条（効果的な救済の権利）違反を認め、財産的および非財産的損害の合計として30,000ユーロの金銭賠償を命じた³²²。

欧州人権裁判所が子どもの権利の侵害について初期に扱った他の類型としては、婚外子の親子関係の確定や相続についての差別に関する事件がある。*Marcks v. Belgium* 判決は、非婚の母親と子（申立時5カ月）が申立てた事案であるが、裁判所は、両申立人について、非婚の母の場合、子どもとの母子関係の確立のためには認知か裁判手続を経なければならないことや、認知の場合、母の遺産の相続や母方親族との法的関係の創設が制限されていることについて、8条（私生活および家族生活の尊重の権利）違反、および、8条と14条（差別の禁止）を合わせた違反を認めたが、申立人が求めた各申立人に対する非財産的損害としての1ベルギーフランの金銭賠償については、9対6の多数決で、本件の具体的な状況の下では、権利侵害の認定以外に公正な賠償を付与する必要はないと判断した³²³。

なお、この点については、5人の裁判官の合同の反対意見が付されている。合同反対意見

後、欧州人権裁判所の判例を紹介する際、裁判費用の償還についての判断部分は省略することとする。

³²¹ *V.K. v. Russia*, No. 68059/13, 7 March 2017, paras. 198-205.

³²² *O’Keeffe v. Ireland*, No. 35810/09, 28 January 2014, paras. 199-203. 本件において、裁判所は、その理由を、申立人は、非財産的損害として、223,000ユーロ（締約国の高等裁判所が認めた250,000ユーロから犯罪損害賠償法廷が認めた27,000ユーロを控除した金額）、および、申立人が受けた性的虐待に関連する、過去および将来の医療、旅費その他の費用を内容とする財産的損害として5,104ユーロを請求した。裁判所は、相当な苦痛をもたらした重要な条約上の権利違反を認定した場合には、非財産的損害について金銭賠償を命ずることがあり、財産的損害については、認定された条約違反と主張された損害との間に明確な因果関係がなければならないと述べた。そして、完全な賠償をなすために必要な合計金額の正確な計算は、違反から生ずる損害の本質的に不確実な性質のために困難であるが、命令は可能であり、問題は公正な満足のレベルであり、付与が必要とされる過去および将来の財産的損失に関して、何が衡平かを考慮して、裁判所が裁量で決定すべき問題であると述べた。そして、本件において申立人の過去および将来の財産的損失（主として過去および将来の医療的および精神的治療の支出から成る）に関して高等裁判所が受理した証拠および、これに関して付与された5,104ユーロの金額に留意して、申立人が被った深刻な不法な取扱いの性質を考慮して、裁判所は、条約の違反の認定によって十分に賠償され得ない非財産的損害を申立人が被ったと考え、締約国の責任とは関係しない国内での賠償命令と締約国の責任に焦点を当てた本件の賠償命令は区別が必要であり、41条の下で命じる賠償は、高等裁判所が命じた賠償（合計305,104ユーロ）および、この賠償金が加害者によって支払われた金額および将来支払われるであろう金額を考慮に入れるべきであり、加害者の口座は申立人に対し支払われた程度を考慮、さらに、犯罪損害賠償法廷から申立人に対し支払われた金額（53,962.24ユーロ）、これらは財産的および非財産的の両方の要素であるが、も考慮に入れられなければならないとして、申立人が今日までに受け取った財産的な損害賠償を加害者による将来の支払いの不確実性に照らして考慮して、財産的および非財産的損害のための世界的な数値の賠償命令を決定したとして、衡平な見地から算定したと、詳細に述べている。

³²³ *Marcks v. Belgium*, No. 6833/74, 13 June 1979, para. 68.

は、本件は、裁判所が職権で公正な満足の問題を取り上げ、申立人に対し主張を促したが申立人が請求をしなかったために、権利侵害の認定以外に申立人に対し公正な満足を付与する必要がないと判断した *Golder v. The United Kingdom* 判決とは異なり、本件では、申立人両名は、公正な満足の要求を維持していることや、子ども被害者の若い年齢、その法的地位の確定における懸念や苦しみといった、権利侵害の認定によって表明される原則の単純な決定とは別に、公正な満足を付与すべき十分な理由があり、申立人らが求めた名目的な満足のための金銭賠償の要求の付与を妨げるべき規則は条約にも国際法の原則にもないと述べた。

しかし、欧州人権裁判所は、その後、この立場を変更し、同種の事件において、相続に関する差別から生じた財産的損害に加えて、非財産的損害についての金銭賠償を子ども被害者に付与するようになった。*Mazurek v. France* 判決は、配偶者以外の異性との関係から生まれた子が、大人になった後に申立てた事案である（申立時 56 歳ないし 57 歳）が、裁判所は、14 条（差別の禁止）と第 1 議定書 1 条（所有物の平和的享受の権利）を合わせた違反を認め、相続についての差別による財産的損害のほか、非財産的損害として 20,000 フランスフランの金銭賠償を認めた³²⁴。

この傾向は、その後も続き、*Camp and Bourimi v. the Netherlands* 判決では、出生前に父親が亡くなり、婚外子として生まれた子（申立時 6 歳）とその母親が申立てた事案において、欧州人権裁判所は、14 条（差別の禁止）と 8 条（家族生活の尊重の権利）を合わせた違反を認め、子ども被害者について相続していたはずの父親の遺産相当額の財産的損害と、申立人両名に対し非財産的損害として 6,750 オランダギルダーの金銭賠償を認めた³²⁵。同様に、*Mikulić v. Croatia* 判決は、婚外子である子どもが申立てた事案である（申立時 2 歳）が、裁判所は、父子確定確認の裁判手続において、父と推定される者が 3 年半も DNA テストに応じず、父子関係が確定されなかったために、個人の身分について不確実な状態に置かれたことについて、8 条（私生活および家族生活尊重の権利）、6 条 1 項（合理的な期間内における公正な審理を受ける権利）、および、13 条（効果的な救済の権利）違反を認め、申立人が被った非財産的損害は条約違反の認定によっては十分に賠償されないとして、7,000 ユーロの金銭賠償の支払いを命じた³²⁶。

しかしながら、一方で、欧州人権裁判所は、公正な満足の付与を命ずるか否かを、申立人の請求の有無にかからしめる態度を変えていない。*Genovese v. Malta* 判決は、締約国の国籍保有者である父親と外国籍の母親との間の婚外子が申立てた事案であるが（申立時 12 歳ないし 13 歳）、裁判所は、外国籍の母親の婚外子であることを理由に国籍が付与されなかったことについて、14 条（差別の禁止）と 8 条（私生活の尊重の権利）を合わせた違反になるとしたが、申立人が請求していないとして公正な満足を命じなかった³²⁷。

³²⁴ *Mazurek v. France*, No. 34406/97, 1 February 2000, para. 58-59.

³²⁵ *Camp and Bourimi v. the Netherlands*, No. 28369/95, 3 October 2000, paras. 49-52.

³²⁶ *Mikulić v. Croatia*, No. 53176/99, para. 77. *A.M.M. v. Romania* 判決は、類似の事案において、8 条違反を認め、7000 ユーロの金銭賠償の支払いを命じた。 *A.M.M. v. Romania*, No. 2151/10, 14 February 2012, para. 69.

³²⁷ *Genovese v. Malta*, No. 53124/09, 11 October 2011, para. 52.

さらに、別の類型として、あるコミュニティに属する住民の子どもの学校教育における差別について、当該地域の住民である大人と子どもが申立てたいくつかの事件では、欧州人権裁判所は、非財産的損害についての金銭賠償を認めている。D.H. and Others v. the Czech Republic 大法廷判決は、18人のロマ出身の子どもたち（申立時最年長は14歳ないし15歳、最年少は8歳ないし9歳）が申立てた事案であるが、裁判所は、ロマ出身の子どもに対する分離政策によって、障害児を含む特別のニーズを有する子どものための学校に3年間入れられたことについて、14条（差別の禁止）と第1議定書2条（教育についての権利）を合わせた違反を認め、申立人らが被った侮辱とフラストレーションについて、条約違反の認定は十分な救済とはならないことは明らかであるとして、申立人1人につき4,000ユーロの非財産的損害を認めた³²⁸。

また、Catan and Others v. the Republic of Moldova and Russia 大法廷判決は、モルドバのコミュニティに住む親子170人（うち90人は、申立当時5歳から17歳までの子ども）が申立てた事案である。裁判所は、学校でのラテン文字の使用を禁ずる分離体制とこの政策を執行するために取られた、生徒と教師のモルドバ・ルーマニア言語学校からの強制的な追放および学校の強制的な閉鎖と別の敷地における再開を含む措置によって採択された言語政策の効果について、第1議定書2条（教育についての権利）違反を認めた。公正な満足について、申立人らは、条約上の権利の侵害の直接的な結果被った精神的な損害について、単なる違反認定によっては賠償されないとして、申立人1人6,000ユーロ³²⁹、さらに、権利侵害当時子どもであった申立人については3,000ユーロの増額を主張したが、裁判所は、大人も子どもも一律に1人6,000ユーロの非財産的損害を認めた³³⁰。

以上のような特定の集団に属する子どもに対する教育における差別とは異なるが、子どもが学校を3ヶ月休学させられた理由がハンセン病であるとの誤った診断が理由であった Memlika v. Greece 事件では、子ども2人（申立時11歳と7歳）と両親からの申立人に対し、裁判所は、第1議定書2条（教育についての権利）の違反を認め、子らと母の3人に対し1人5,000ユーロの非財産的損害に対する金銭賠償を認めた³³¹。

このように、教育についての権利違反の事件類型において、欧州人権裁判所が認める金銭賠償の金額は、概ね1人数千ユーロであり、子ども被害者に関する他の類型の事件では、10,000ユーロ以上の金銭賠償が認められる事例が少なくないことを考えると、比較的低額であるとの印象を受ける。

³²⁸ D.H. and Others v. the Czech Republic, No. 57325/00, 13 November 2007, para. 217. 申立人のいずれも義務教育就学年齢（6~15歳）を過ぎていたため、個別的措施は必要ないとして、一般的措置のみが要請された」（432項）。Oršuš and Others v. Croatia 判決は、15人のロマ出身の子どもたちが申立てた上記と類似の事案であるが、裁判所は同様の理由で、申立人1人につき4,500ユーロの非財産的損害を認めた。Oršuš and Others v. Croatia, No. 15766/03, 16 March 2010, para. 191.

³²⁹ 類似の事案で申立人1人につき6,000ユーロの非財産的損害についての金銭賠償が命じられた Sampanis and Others v. Greece 判決（No. 32526/05, 5 June 2008）を引用している。

³³⁰ Catan and Others v. the Republic of Moldova and Russia, Nos. 43370/04, 8252/05, 18454/06, 19 October 2012, paras. 163 and 166.

³³¹ Memlika v. Greece, No. 37991/12, 6 October 2015, para. 62.

他方で、欧州人権裁判所は、同じく、教育についての権利の侵害を認めた場合でも、学校における宗教教育への出席に関する事件では、様々な理由から、金銭賠償を命じない傾向が見られる。

Hasan and Eylem Zengin v. Turkey 判決は、親子が申立てた事案であるが（子どもは、申立時 15 歳ないし 16 歳）、裁判所は、子どもが公立学校で宗教文化および倫理の授業への出席からの免除を求めたが認められなかったことについて、申立人らの第 1 議定書 2 条（教育についての権利）の権利の侵害を認め、公正な満足については、申立人らが金銭的損害も非金銭的損害も求めていないという立場を考慮して、違反の認定それ自体が 41 条の十分な公正な満足になることに加え、46 条の下で、締約国の教育制度および国内法を条約の関連規定と合致させることが、違反の終了を可能とする賠償の適切な形態となると述べ、金銭賠償は命じなかった³³²。

また、*Folgerø and Others v. Norway* 大法廷判決は、親子 3 組が申立てた事案であるが（子どもは、申立当時 14 歳ないし 15 歳が 3 人、11 歳ないし 12 歳が 1 人）、裁判所は、小学校のキリスト教・宗教および哲学の授業の免除を子どもが受けられなかったことについて、第 1 議定書 2 条（教育についての権利）の違反を認めた。しかし、申立人らは、条約違反によって被った苦痛とストレスに対する非財産的損害についての金銭賠償を裁判所が裁量で定める金額で請求したのに対し、裁判所は、違反の認定は、本件の具体的な事案を超える効果があり、また、政府がこの科目を見直す用意があると表明していることを理由に、違反認定それ自体が、十分な公正な満足を構成するとして金銭賠償を命じなかった³³³。

Grzelak v. Poland 判決も、不可知論者の両親を持つ子どもの両親と子ども（申立時 10 歳ないし 11 歳）が申立人となって申立てた事案であるが、裁判所は、子どもが宗教のクラスに参加せず、倫理のクラスも提供されず、学校に在籍した全期間中、成績表の「宗教/倫理」の欄に何も記入されなかったことについて、子どもの 14 条の権利（差別の禁止）と 9 条（信教の自由）の違反になると認めたが、申立人の 150,000 ユーロの非財産的損害の賠償請求に対し、違反認定それ自体、子ども被害者の非財産的損害に対する公正な満足として十分であるとして、金銭賠償を命じなかった³³⁴。

これらの類型の事件についての判決のほか、欧州人権裁判所の子どもの権利侵害に関する判決の中には、子どもの申立人の権利侵害と同時に、大人の申立人の権利侵害を認めている場合に、子どもと大人の申立人に対する金銭賠償を合計額で付与しているものがある。

例えば、*Osman v. the United Kingdom* 判決は、14 歳の時に、通っていた公立学校の教師から強い執着を示され、父親を殺害され、自身も重傷を負わされた子ども本人とその母親が申立てた事案である（子どもは申立時 21 歳ないし 22 歳）。裁判所は、申立人らが、教師が殺人を起こすことを防止しなかったとして警察を訴えたが、控訴院が公序によって警察は不

³³² *Hasan and Eylem Zengin v. Turkey*, No. 1448/04, 9 October 2007, paras. 81-84.

³³³ *Oršuš and Others v. Croatia*, No. 15766/03, 16 March 2010 (Merit), 30 January 2016 (Satisfaction), paras. 107, 109.

³³⁴ *Grzelak v. Poland*, No. 7710/02, 15 June 2010, paras. 10-12.

作為に関する訴訟から免除されるとしてこれを退けたことについて、6 条 1 項違反を認め、子ども被害者 1 人を含む申立人ら 2 人に対し、合計で 10,000 ポンドの金銭賠償を認めた³³⁵。

E.S. and Others v. Slovakia 判決は、母親と 3 人の子どもたちが申立人となって申立てた事案である（子どもたちは事件当時 14 歳ないし 15 歳、12 歳ないし 13 歳、11 歳ないし 12 歳、申立時 17 歳ないし 18 歳、15 歳ないし 16 歳、14 歳ないし 15 歳）。裁判所は、母親が夫の自分および子どもたちに対する暴力および子どもたちのうちの 1 人（娘）に対する性的虐待を理由として裁判所に対して行った、夫の自宅建物からの退去命令の申立てを裁判所が却下したため、転居を強いられ、子どもたち 2 人は転校しなければならなくなったことについて、3 条（非人道的または品位を傷つける取扱いの禁止）および 8 条（私生活および家族生活の権利）違反を認めた。しかしながら、申立人らが、子どもについて母親よりの高額の非財産的損害を請求したことについて、裁判所は、申立人らの間で区別を設ける根拠はなく、申立人らは家族ユニットであり、違反は申立人らに対し集団的にかつ平等に影響を与えたとして、子ども被害者 3 人を含む申立人ら 4 人に対し、合計で 8,000 ユーロの非財産的損害に対する金銭賠償を認めた³³⁶。

Oyal v. Turkey 判決は、出生後すぐに輸血によって HIV に感染した子どもとその両親が申立てた事案である（子どもは事件当時 0 歳、申立時 7 歳ないし 8 歳）。裁判所は、子ども被害者が民事賠償で得た金額は一年分の医療費相当額でしかなかったこと、行政裁判所が厚生省の責任について判断するのに 9 年以上もかかったことについて 2 条（生命についての権利）、6 条 1 項（公正な裁判を受ける権利）、および、13 条（効果的な救済を受ける権利）違反を認め、過去の財産的損害として合計 300,000 ユーロの金銭賠償に加えて、政府が子ども被害者に対し、生涯、無料で完全な医療費を提供することを命じた。しかしながら、裁判所は、申立人らが、子ども被害者について 1,000,000 ユーロ、両親について各自 500,000 ユーロの非財産的損害を請求したのに対し、子ども被害者 1 人を含む申立人ら 3 人に対し、合計で 78,000 ユーロの金銭賠償を認めた³³⁷。

R.R. and Others v. Hungary 判決も、両親と 3 人の子どもたちが申立てた事案である（子どもたちの年齢は不明）が、裁判所は、母親と子どもたちを証人プログラムからはずしたことによって、犯罪集団からの生命を脅かす復讐の危険に潜在的に晒すことになったとして、2 条（生命権）違反を認め、締約国は、46 条の下での義務として、申立人らに対する十分な保護の措置を取るべきであると判示した³³⁸。しかしながら、公正な満足については、母親と子どもたちの非財産的損害として、子ども被害者 3 人を含む申立人ら 4 人に対し、合計で 10,000 ユーロの金銭賠償を認めた³³⁹。

Kayak v. Turkey 判決は、やや特殊な事例である。本件は、15 歳の時に学校の前で生徒に

³³⁵ *Osman v. the United Kingdom*, No. 87/1997/871/1083, 28 October 1998, para. 164.

³³⁶ *E.S. and Others v. Slovakia*, No. 8227/04, 15 September 2009, paras. 49-52.

³³⁷ *Oyal v. Turkey* (no. 4864/05, 23 March 2010, paras. 98-107.

³³⁸ *R.R. and Others v. Hungary*, No. 19400/11, 4 December 2012, paras. 36-40.

³³⁹ *Ibid.*, paras. 42-44.

よって刺されて死亡した子どもの母親と兄弟が申立てた事案であるが、裁判所は、締約国の当局が学校の敷地の監督を確保する義務を怠ったことについて2条(生命についての権利)違反、および、損害賠償の裁判が5年3か月という極度に長期間かかったことについて6条1項(合理的な期間内に公正な審理を受ける権利)違反を認めた。申立人らは、死亡した子どもから受けたであろう経済的な扶養に相当する財産的損害4,513.74ユーロ、および、非財産的損害60,000ユーロを請求した。これに対し、裁判所は、主張された損害と条約違反との間には明確な因果関係がなければならないが、公正な満足には、適切な場合には、経済的扶養の損失についての損害を含むことがあり、本件では、締約国の当局は、子どもの生命の保護を怠ったことについて条約2条の下で責任があり、2条違反と申立人らが主張する財産的損害との間には因果関係があり、申立人らが提出した算定は国内法において確立した専門性に基づいているとして、財産的損害4,513ユーロと、非財産的損害として申立人ら両名に対し合計15,000ユーロの金銭賠償を認めた³⁴⁰。

X and others v. Austria 大法廷判決は、同性カップルとその一方の連れ子が、同性カップルとの間の養子縁組が認められなかったことについて、申立てた事案である。裁判所は、8条(私生活および家族生活の権利)と14条(差別の禁止)を合わせた違反を認めた。そして、申立人らが、非財産的損害として各自50,000ユーロを主張したのに対し、裁判所は、申立人らは14条と8条を合わせた違反の単なる認定によっては十分に賠償されない非財産的損害を被ったに違いないと認めたものの、申立人らは認定された違反によって家族として影響を受けたと考えられるから、非財産的損害を合同で認めるのが適切であるとして、子ども被害者1人を含む申立人ら3人に対し合計で10,000ユーロの金銭賠償を認めた³⁴¹。

以上挙げてきたような、大人の被害者と子ども被害者を一括して合計の金銭賠償額を定めたり、大人の被害者と子ども被害者に対して異なる金銭賠償額を命じた例は、例外的であり、むしろ、欧州人権裁判所の先例法においては、申立人の中に大人の被害者と子ども被害者が含まれる場合、大人と子どもを区別せず、同じ金額で、かつ、申立人それぞれの非財産的損害について金銭賠償を認めるのが一般的であると思われる。また、その場合の金銭賠償の額は、子ども被害者が単独で申立てた場合、および、子ども被害者が大人の被害者と一緒に申立てた場合のいずれについても、概ね1人10,000～15,000ユーロ前後であることが多いことが判る³⁴²。

しかし、中には、子ども被害者について、大人の被害者よりも高額の非財産的損害を認めている場合がある。そのような例として、*M. and M. v. Croatia* 判決は、離婚に伴う子の監護事件について、子と母親が申立てた事案である(子は事件当時9歳、申立時12歳)。裁判所

³⁴⁰ *Kayak v. Turkey*, No. 60444/08, 10 July 2012, paras. 76-79.

³⁴¹ *X and others v. Austria*, No. 19010/07, 19 February 2013, paras. 155-157.

³⁴² *Osman v. Denmark*, 14 June 2011. *Rahimi v. Greece*, No. 8687/08, 5 April 2011. *Abdullahi Elmi and Aweys Abubakar v. Malta*, Nos. 25794/13, 28151/13, 22 November 2016. *Söderman v. Sweden*, No. 5786/08, 21 January 2008. *D.M.D. v. Romania*, No. 23022/13, 3 October 2017. *P.M. v. Bulgaria*, No. 49669/07, 24 January 2012. *C.A.S. and C.S. v. Romania*, No. 26692/05, 20 March 2012. *R.I.P. and D.L.P. v. Romania*, No. 27782/10, 10 May 2012. *I.G. v. the Republic of Moldova*, No. 53519/07, 15 May 2012. *I.C. v. Romania*, No. 36934/08, 24 May 2016. *G.U. v. Turkey*, No. 16143/10, 18 October 2016. *Khan v. France*, No. 12267/16, 28 February 2019.

は、父親の暴力に関する申立人らの申立について迅速な調査がなされなかったことに関して、申立人兩名について3条（非人道的または品位を傷つける扱い）違反、監護事件の裁判が4年3ヶ月以上も続いていることに関して、申立人兩名について8条（私生活および家庭生活の尊重の権利）違反、また、父親から虐待を受けたと主張し、トラウマのある状態にあり、母親と住むことを希望している子どもが、申立てから4年3ヶ月も係属中の監護事件の裁判で、意見を聴かれる機会を与えられなかったことに関して、子ども被害者に対する8条違反を認めた。そして、申立人らが、各自20,000ユーロの非財産的損害の賠償を請求したのに対し、子ども被害者については19,500ユーロ、母親については2,500ユーロの金銭賠償を認めた³⁴³。

Mubilanzila Mayeka and Kaniki Mitunga v. Belgium 判決は、カナダで難民の地位を付与された母親に合流するため、大人の同伴者なしでカナダに向かっていた子どもが大人用の施設に2か月間収容され、子どもとして必要なケアを提供されず、出身国に送還されたとして、子ども自身とその母親が申立てた事案である（子どもは申立時5歳ないし6歳）。裁判所は、子どもについて3条（非人道的または品位を傷つける扱い）違反を認めた。そして、公正な満足について、絶対的保護を付与する3条を含むいくつもの違反に鑑み、非財産的損害として、申立人らの請求どおり、母親については10,000ユーロ、子ども被害者については25,000ユーロの金銭賠償を認めた³⁴⁴。

P. and S. v. Poland 判決は、14歳の時に、強かんされて妊娠した子どもとその母親が申立てた事案である（子どもは、申立時14歳ないし15歳）。裁判所は、合法的な中絶へのアクセスの決定、事件についての情報の公開に関して、8条（私生活および家族生活の尊重の権利）違反、合法的な中絶へのアクセスの決定に関して、母親について8条違反、中絶を防ぐために子ども被害者を両親から引き離して少年施設に収容したことに関して5条1項（身体の自由の権利）違反、および、当局の子ども被害者に対する不当な扱いについて3条（非人道的な取扱いの禁止）違反を認めた。この事件では、子ども被害者は非財産的損害として60,000ユーロ、母親は40,000ユーロを請求したが、裁判所は、子ども被害者が合法的な中絶へのアクセスの決定に関する困難だけでなく、情報が違法に開示されたことによって生じた望まないパブリシティのために相当な苦悩と苦痛を経験したに違いないとして、子ども被害者に対して30,000ユーロを、また、母親に対しては15,000ユーロの金銭賠償を命じた³⁴⁵。

他方、例外的ではあるが、欧州人権裁判所が、子ども被害者に大人の被害者よりも低額の非財産的損害額しか認めなかった判決も存する。*Scozzari and Giunta v. Italy* 大法廷判決は、2人の子どもたちの母親と祖母が申立てた事案であり、母親は子どもたちの代理人としての立場も兼ねている（子どもたちは申立時10歳ないし11歳、3歳ないし4歳）。裁判所は、子どもたちの期間制限のない長期にわたる施設収容、施設での子どもたちに対する責任者

³⁴³ *M. and M. v. Croatia*, No. 10161/13, 3 September 2015, paras. 194-196.

³⁴⁴ *Mubilanzila Mayeka and Kaniki Mitunga v. Belgium*, No. 13178/103, 12 October 2006, paras. 116-118.

³⁴⁵ *P. and S. v. Poland*, No. 57375/08, 30 October 2012, paras. 173-176.

の悪影響（当該施設の主要な責任者の2人と共同創設者は施設に収容されている3人の障害者に対する性的虐待の有罪判決を受けている）、ソーシャル・サービスの態度や振舞いのために、子どもたちを不可逆的な母親との分離および長期間の施設への統合へと加速させたとして、母親と子どもたちとの面会交流の遅延と回数制限に関して8条（私生活および家庭生活の尊重の権利）違反と、子どもたちの施設への収容に関して8条違反を認めた。そして、母親に対しては、非財産的損害として1億イタリアリラを認めた一方で、子ども被害者に対しては、各自につき非財産的損害として5,000万イタリアリラという、母親よりも低額の金銭賠償を認めた³⁴⁶。

また、子どものみが被害者である事案において、他の子ども被害者に関する判決に比べて、より高額な金銭賠償が認定された事例もある一方で、低額の金銭賠償しか認められなかった事例もある。

高額な認定事例として、*Z. and Others v. the United Kingdom* 大法廷判決は、不潔な部屋に閉じ込められ、食事も満足に与えられず、約4年半もの間、両親からのネグレクトと精神的な虐待を受けていた4人の兄弟姉妹が申立てた事案である（申立時16歳ないし17歳、14歳ないし15歳、12歳ないし13歳、10歳ないし11歳）。裁判所は、子どもたちが4年以上も虐待から保護されなかったことについて、3条（非人道的なまたは品位を傷つける取扱いの禁止）、および、13条（効果的な救済を受ける権利）の違反を認めた。そして、救済については、子どもたちは、4年以上もの間、深刻な虐待とネグレクトを経験しており、その結果、未だに精神的に病気の状態にあったり、心理的な損害を受けている子どももおり、子どもたちが被った苦痛を反映した実質的な金銭の付与が適切であることは疑いがなく、子どもたちの間に差を設けようとするのは、適切でも望ましくもないとして、4人の子ども被害者ら全員に対し、各自につき、一律に32,000イギリスポンドの金銭賠償を認めた³⁴⁷。

また、*E. and Others v. the United Kingdom* 判決は、母親のパートナーの男性から何年間も身体的暴力や性的虐待を受けていた子どもたち4人（事件当時12歳から16歳だった子を含む）が大人になってから申立てた事案である（申立当時4人とも30歳前後）。裁判所は、ソーシャル・サービスが子どもたちの保護をしなかったことについて、3条（非人道的なまたは品位を傷つける取扱い）、および、13条（効果的な救済を受ける権利）の違反を認めた。救済について、申立人らは、非財産的損害のほか、長年にわたる虐待の結果生じた収入獲得の可能性の喪失について財産的損害も求めた。しかしながら、裁判所は、財産的損害を認めるためには条約違反との間に明確な因果関係が存することを要するところ、違反から生じる損害の不確定な性質のために、完全な賠償を行うのに必要な金額を算定することは困難であり、そのような場合は、公正な満足の程度が決定されるべきであるとして、ソーシャル・サービスの不介入のために子どもたちが虐待を受けた時間の要素を重視し、約10年間、虐待を受けていた3人の子ども被害者については、1人につき16,000ユーロ、約13年間、虐

³⁴⁶ *Scozzari and Giunta v. Italy*, Nos. 39221/98, 41963/98, 13 July 2000, paras. 254-258.

³⁴⁷ *Z. and Others v. the United Kingdom*, No. 29392/95, 10 May 2001, paras. 130-131.

待を受けていた子ども被害者については、2倍の32,000ユーロの金銭賠償を認めた³⁴⁸。同一事件の子ども被害者の中で虐待を受けていた期間の長さに応じて異なる非財産的損害額を認めたという点が注目される。

C.N. and V. v. France 判決は、親族の家で無償で家事雑用をさせられた孤児の姉妹が申立てた事案である（事件当時16歳、10歳、申立時31歳、25歳）。裁判所は、姉について、締約国が、奴隷労働および強制労働を効果的に撤廃することを可能にする法的小よび行政的な枠組みを設けていなかったとして4条（奴隷および強制労働の禁止）違反を認めた。姉は、財産的損害として24,000ユーロ、4年間も4条違反の状態に置かれたことに対する非財産的損害として15,000ユーロを請求したのに対し、裁判所は、締約国が合意した30,000ユーロをすべての損害に対する賠償として認めた³⁴⁹。

V.C. v. Italy 判決は、アルコールと薬物の依存になり、売春と集団強かんの被害を受けた子ども自身が申立てた事案である（事件当時15歳、申立時16歳ないし17歳）。裁判所は、締約国の当局は、申立人が被った虐待から申立人を保護するために、すべての合理的な措置を取らなかったとして3条（非人道的または品位を傷つける取扱いの禁止）、および、8条（私生活の尊重の権利）の違反を認めた。そして、申立人が、非財産的損害として150,000ユーロを請求したのに対し、裁判所は、非財産的損害として30,000ユーロの金銭賠償を命じた³⁵⁰。

他方、認められた金銭賠償額が比較的低額であった事例として、**X and Y v. the Netherlands** 判決は、精神的障害のある子どものためのホームで強かんされ、トラウマを経験した娘の父親が父親自身と娘を被害者として申立てた事案である（子どもは、事件当時16歳）。裁判所は、子どもの精神的低年齢のために父親が代わりに署名したところ、被害者本人が提訴しなければならぬとして加害者に対する裁判手続が開始されなかったことについて、子ども被害者の8条（私生活および家族生活の尊重の権利）違反を認めた。申立人は、非財産的損害の金額の決定を裁判所の裁量に委ねたところ、裁判所は、3,000オランダギルダーの金銭賠償を認めた³⁵¹。

D.P. and J.C. v. the United Kingdom 判決は、継父から性的虐待を受けた子どもたち自身が申立てた事案である（事件当時10歳、8歳、申立時12歳、9歳）。強かんされた娘は自殺未遂し、人格障害を起こした。息子は後に癲癇を発症した。裁判所は、申立人らが主張した3条、8条、6条自体の違反は認めなかった。しかし、申立人らが、地方当局が申立人らを重大な不法な取扱いから保護することを怠ったとの訴えについて決定を得る適切な措置も、このことによって被った損害に対する執行可能な損害賠償命令を得る可能性もなかったとして、このことは、3条（非人道的または品位を傷つける取扱いの禁止）、または、8条（私生活の尊重の権利）違反に関する主張について効果的な救済を付与されなかったという意

³⁴⁸ E. and Others v. the United Kingdom, No. 33218/96, 26 November 2002, paras. 118-124.

³⁴⁹ C.N. and V. v. France, No. 67724/09, 11 October 2012, paras. 116-121.

³⁵⁰ V.C. v. Italy, No. 54227/14, 1 February 2018, paras. 118-120.

³⁵¹ X and Y v. the Netherlands, No. 8978/80, 26 March 1985, paras. 39-40.

味で、13 条（効果的な救済の権利）違反にあたることを認め³⁵²、申立人らが被ったフラストレーションやストレスに対し、各自 5,000 ユーロの金銭賠償を認めた³⁵³。

K.U. v. Finland 判決は、インターネットの出会い系サイトに名前等を無断で載せられた子ども自身が申立てた事案である（事件当時 12 歳、申立時 15 歳）。裁判所は、締約国の裁判所が、サービス・プロバイダーは加害者の情報を開示する法的義務はないとしたことについて、法律は、インターネット・サービスの守秘義務と、無秩序や犯罪と他人の権利および自由、特に、子どもやその他の脆弱な個人の権利および自由の保護との調整をはかるための枠組みを提供すべきであったとして、8 条（私生活の尊重の権利）の違反を認めた。そして、申立人が非財産的損害として 3,500 ユーロを請求したのに対し、裁判所は、申立人が非財産的損害を被ったに違いなく、違反の認定だけでは、十分な公正な満足が提供されたとは言えず、金銭賠償が認められるべきであるとして、3,000 ユーロの金銭賠償を命じた³⁵⁴。

Stang v. Belgium 判決は、申立人らが子どもの時（9 歳か 10 歳、7 歳か 8 歳）に支払われた父親の生命保険金を、法定の財産管理人である母親が銀行口座に預けた後、引き出したことについて、申立人ら成人に達した後、母親と保険会社を被告として訴訟を提起したところ、裁判所が、申立人らが未成年の間は裁判手続を提起することができないにもかかわらず、時効の進行を停止せず、時効を適用して申立てを却下したことについて、申立てた事案である。欧州人権裁判所は、6 条（公正な裁判を受ける権利）違反を認め、申立人らが主張した財産的損害については、締約国の裁判所が申立人らの請求の本案を審理していたとすれば、どのような判決になったかを推測することはできないとして賠償を認めなかったが、非財産的損害として、申立人らに対し、各自 3,000 ユーロの金銭賠償を認めた³⁵⁵。

Bubullima v. Greece 判決は、監護権者である叔父と共に住んでいた子どもが、有効な在留許可を持っていないとして逮捕され、一時的に收容された後、退去強制の決定後に、逃亡防止のために收容されたことについて、子ども自身（逮捕・收容当時、16 歳ないし 17 歳）とその叔父が申立てた事案である。裁判所は、5 条 4 項（裁判所によって迅速に拘禁の合法性の決定を受ける権利）の違反を認め、申立人らからの 20,000 ユーロの請求に対し、子ども被害者について、非財産的損害として、5,000 ユーロの金銭賠償を認めた³⁵⁶。

H.A. and Others v. Greece 判決は、大人の同伴者のいない 15 歳から 17 歳までの子ども 9 人が、それぞれ異なる警察署に、21 日間から 33 日間、收容された後、子ども用の施設に移されたことについて、子どもら自身が申立てた事案である。裁判所は、警察署での收容、および、効果的な救済を付与されなかったことについて、3 条（非人道的なまたは品位を傷つける取扱いの禁止）違反、3 条と 13 条（効果的な救済を受ける権利）を合わせた違反、5 条 1 項（自由と身体の安全の権利）、および、5 条 4 項（裁判所によって迅速に拘禁の合法性の

³⁵² D.P. and J.C. v. the United Kingdom, No. 38719/97, 10 October 2002, para. 138.

³⁵³ Ibid., para. 142.

³⁵⁴ K.U. v. Finland, No. 2872/02, 2 December 2008, paras. 53-55.

³⁵⁵ STAGNO v. BELGIUM, No. 1062/07, 7 July 2009, paras. 37-40.

³⁵⁶ Bubullima v. Greece, No. 41533/08, 28 October 2010, paras. 34-36.

決定を受ける権利) の違反を認めた。そして、申立人らが、各自 12,000 ユーロから 30,000 ユーロまで、それぞれ異なる金額を請求したが、裁判所は、非財産的損害として、一律申立人 1 人につき 4,000 ユーロの金銭賠償を認めた³⁵⁷。

N.Ts. v. Georgia 判決は、欧州人権裁判所が、子ども被害者に対する金銭賠償を命じる際に、その支払方法について、子どもの財産を管理する子どもの監護者に対して支払うように具体的に指定した点が特徴的な事例である。本件は、母親の死後、母方の親族によって監護されていた 3 人の子どもたち (申立時 9 歳ないし 10 歳、9 歳ないし 10 歳、5 歳ないし 6 歳) を父親に引き渡すという裁判所の決定について、子どもたちの叔母が自身と子どもたちを申立人として申立てた事案である。裁判所は、特に、この決定手続において、子どもたちが十分に意見を聴かれていなかった点、および、子どもたちの最善の利益の考慮が十分でなかった点を指摘し、子どもたちの 8 条の権利 (私生活および家族生活の尊重の権利) の違反を認め、子どもたち 3 人に対する合計 10,000 ユーロの金銭賠償を認め、これを、子どもたちのために賠償金を保管する叔母を受取人として支払うよう命じた³⁵⁸。

欧州人権裁判所が、子ども被害者の権利の侵害を認定しながら、公正な満足としての非財産的損害についての金銭賠償を認めなかった事例としては、既に挙げた判決のほかに、以下の判決がある。

T v. The United Kingdom 判決、および、*V. v. the United Kingdom* 判決は、いずれも、犯行当時 10 歳だった子どもが逮捕・拘禁され、公開の刑事裁判手続で殺人罪の有罪判決を受け拘禁刑に処せられたことについて、子ども自身が申立てた事案である (申立時 11 歳と 16 歳ないし 17 歳)。裁判所は、6 条 1 項 (公正な裁判を受ける権利)、および、5 条 4 項 (自由剥奪の合法性について裁判所による迅速な判断を受ける権利) 違反を認めた。しかし、申立人は両名とも、裁判費用以外に金銭賠償は請求しておらず、裁判所は金銭賠償について判断をしなかった³⁵⁹。

S. and Marper v. the United Kingdom 大法廷判決は、犯罪の容疑者として逮捕・起訴され、指紋と DNA サンプルを採取され、後に無罪となった子どもと、後に被害者との和解によって刑事手続が打ち切りとなった大人の両名が一緒に申立てた事案である (子ども申立人は、事件当時 11 歳、申立時 14 歳ないし 15 歳)。裁判所は、未成年者の特別の地位、その成長と社会的統合の重要性を踏まえれば、有罪とされなかった者のデータを保有することは、子ども申立人のような未成年者の場合は特に侵害的なものとなり、この点、無罪後のデータ保有によって惹起される損害から少年を保護することに特別の関心が払われるべきであるのに、そのような配慮がなされなかったとして、8 条 (私生活の尊重の権利) 違反を認めた。そして、申立人らは、非財産的損害として各自 5,000 ポンドの損害賠償を請求したが、裁判所は、46 条にしたがい、締約国は閣僚委員会の監督の下、申立人ら、および、その他の者の私生

³⁵⁷ *H.A. and Others v. Greece*, No. 19951/16, 28 February 2019, paras. 215-217.

³⁵⁸ *N.T.S. and Others v. Georgia*, No. 71776/12, 2 February 2016, paras. 86-88.

³⁵⁹ *T v. The United Kingdom*, No. 24724/94, 16 December 1999. *V. v. the United Kingdom*, No. 24888/94, 16 December 1999, para. 124.

活の尊重の権利を保障する義務を充足するために、適切な一般的、および/または、個別の措置を実施することになり、将来もその結果が続くことになるのであるから、違反の認定がこの点で十分な公正な満足になると考えられるとして、申立人らの非財産的損害の請求を認めなかった³⁶⁰。

S.L. and J.L. v. Croatia 判決は、子ども2人が所有する不動産の交換について社会福祉センターが子の最善の利益を考慮せずに許可を与えたこと、および、子どもたちがこのことを理由に交換契約の無効を求めた裁判が認められなかったことについて、子どもたち自身が、成人になった後に申立てた事案である（売買契約当時13歳ないし14歳、8歳ないし9歳、本件申立時23歳ないし24歳、18歳ないし19歳）。裁判所は、第1議定書1条（財産の保護）の違反を認め、財産的損害として、申立人両名に対し、合計300,000ユーロの金銭賠償を認めたが、非財産的損害については、申立人らから主張がなされなかったため、認めなかった³⁶¹。

Nencheva and Others v. Bulgaria 判決は、障害のある若者のための施設で亡くなった15人の子どもと若者の中の7人の親が申立てた事案である（亡くなった子どもの年齢は最年少の4歳から17歳まで）。裁判所は、当局が、当局の監護下にある脆弱な子どもたちの生命を重大かつ差し迫った脅威から保護する義務を怠ったとして、2条（生命についての権利）の違反を認めた。そして、9人の申立人が各自30,000ユーロの非財産的損害の賠償を求めたのに対し、裁判所は、2人の子どもの親2人についてのみ、1人10,000ユーロの非財産的損害の賠償を認めたが、他の子どもや若者の親である申立人らについては、判決それ自体が十分な公正な満足になると考えるとして、金銭賠償は認めなかった³⁶²。

ところで、以上の検討のとおり、欧州人権裁判所の判例における条約違反の子ども被害者に対する金銭賠償の付与による救済のあり方について、賠償額の定め方に、子ども被害者の特別のニーズや損害の重大性についての考慮が反映されているかを見出すことは容易ではない。なぜなら、欧州人権裁判所の判決理由において、賠償額の決定に至った理由が詳しく述べられていることは稀だからである。また、欧州人権条約第11議定書によって、個人が直接、欧州人権裁判所に申立てることができるようになった新しい個人通報制度の下での最初の所長（1998年－2007年）を務めたWildhaber自身が述べたように、欧州人権裁判所による金銭賠償の金額の決定には、明確な基準は存しないからである。

Wildhaberは、その理由として、実務的な困難を挙げている。すなわち、貨幣価値が異なるいくつかの異なる国からの広範な申立てを含む事案を扱う、異なる法文化と職業的背景の裁判官から構成される集団的組織として、欧州人権裁判所は、必要な評価を行う専門性を欠いていると言うのである。本案に関する問題についての事実審として詳細な証拠を入手することが予定されていないため、欧州人権裁判所は、主張された損害に関する膨大な資料を分析する能力を有していないし、かつ、より一層その時間がなくなっているのである。そ

³⁶⁰ *S. and Marper v. the United Kingdom*, Nos. 30562/04, 30566/04, 4 December 2008, paras. 132-134.

³⁶¹ *Oršuš and Others v. Croatia (Satisfaction)*, No. 15766/03, 30 January 2016, paras. 21-22.

³⁶² *Nencheva and Others v. Bulgaria*, No. 48609/06, 18 June 2013, paras. 160-164.

のため、欧州人権裁判所は、しばしば、衡平上の評価という概念に依存し、このことが、その判例法から明確な基準を見つけ出すことを、さらに困難にしている。存在しない原則を見つけようとするのは時間の無駄だと言うのである³⁶³。

Wildhaber は、このような分析を通して、拡大を続ける締約国の共同体における欧州人権条約の真の役割と、とりわけ、国内救済の補完としての個人通報制度における個人の救済の位置付けと役割という、より本質的な問題を論じており、その考察は、子ども被害者の救済を受ける権利の実現という関連から、子どもの権利条約の個人通報制度のあり方を考えるうえで極めて示唆的である。この点については、本稿の最終章である第7章で取り上げる。

(ii) 米州人権条約

第4章で述べたとおり、米州人権条約の個人通報制度の下で、被害者に対する賠償の内容に関する豊かな判例法が形成されてきた。特に、米州人権裁判所は、公正な満足の内容としては、基本的に金銭賠償しか認めない欧州人権裁判所と異なり、金銭賠償以外の極めて広範な内容の賠償を命ずる点で、また、「人生の計画」の破壊に対する損害についての金銭賠償という考え方を生み出すなど、その積極的で創造的なアプローチは、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利の規範的發展に重要な貢献をしてきた。このため、米州人権条約の個人通報制度において、子ども被害者に関する条約違反が認められた場合に、子ども被害者に対する賠償がどのように行われているかを具体的な事例を通して観察することは、極めて有用である。

米州人権裁判所は、初めての子どもの権利に関する歴史的な決定を行った著名な *Villagran Morales et al. (“Street Children”) v. Guatemala* 事件の賠償判決³⁶⁴において、いくつもの重要な判断を示している。本事件は、15歳の少年1人と17歳の少年2人を含む5人の路上で生活していた被害者らが国の治安部隊によって拷問、強制失踪、および、殺害等の人権侵害を受けた事件について、被害者らのためにNGOによって米州委員会に通報が申立てられた。

米州人権裁判所は、締約国は、4条（生命権）、5条2項（拷問の禁止）、19条（子どもの権利）等の米州人権条約の規定に違反したことを認め、5人の直接の被害者および被害者の近親者（母・祖母・兄弟姉妹）を間接的被害者として、財産的損害および非財産的損害についての金銭賠償のほか、満足および再発防止の措置として、立法措置、責任者の捜査および処罰、被害者の遺体の返還、および、教育センターに被害者らの名前をつけること等を命じた。

本件で、裁判所は、非財産的損害に対する賠償について、非難の判決自体、非財産的損害に対する賠償の形態となりうるが、本件の重大な状況、直接の被害者と近親者に生じた苦痛

³⁶³ Luzius Wildhaber, *Reparations for Internationally Wrongful Acts of States: Article 41 of the European Convention on Human Rights: Just Satisfaction under the European Convention on Human Rights*, *Baltic Yearbook of International Law*, Vol. 3 (2003), pp.5-6.

³⁶⁴ *Street Children Case (Reparations)*, 26 May 2001.

の激しさ、および、近親者に生じた非財産的性質の結末に鑑み、公正の観念から、裁判所は非財産的損害のために金銭賠償の支払を命ずると述べた（88項）。そして、定職に就いていなかった被害者らの逸失収入を最低賃金と平均余命に基づき計算した金額と捜索や医療費等の支出を財産的損害として被害者らの母親および祖母に対し（15歳の被害者について31,248米ドル、17歳の被害者について32,286米ドルおよび28,181米ドル（82項）、また、被害者ら本人の精神的損害を被害者らの母親および祖母に対し（15歳の被害者について30,000米ドル、17歳の被害者について23,000米ドルおよび30,000米ドル）（92(a)項、93項）、さらに、近親者固有の精神的損害として、被害者らの母親および祖母に対しそれぞれ26,000米ドル（92(b)項、93項）、兄弟姉妹に対しそれぞれ3,000米ドル（92(c)項、93項）を支払うよう締約国に命じた。

また、裁判所は、被害者らのために通報を申立てたNGOが支出した費用についても、締約国に金銭賠償を命じている。なお、本件では、被害者の近親者らは、満足の一内容として、締約国の謝罪を命ずるよう求めたが、裁判所は認めなかった。また、被害者らの近親者は、3人の子ども被害者は子どもとして特別の保護を受ける権利があったことについて価値を認め、公正な賠償の措置を命ずるよう求め、米州人権委員会は、被害者ら若者の「人生の計画」が破壊されたことについて各自50,000米ドルの賠償を求めたところ、裁判所は、これらの要素を認め、3人の子ども被害者が特別の保護が与えられるべき子どもであったことを精神的損害の算定において考慮したと述べたが、委員会が主張した「人生の計画」の破壊について独自に損害を算定することはしなかった（89項、91(b)項）。

本判決では、米州人権裁判所は、「人生の計画」の破壊についての賠償は認めなかったが、この概念は、米州人権裁判所の救済命令の中で示され、発展してきた独特の概念であり、特に、被害者が若者や子どもであった場合に、人権侵害による損害が、将来の逸失利益や、後遺障害により生じる財産的損害等とは別に、様々な可能性を秘めた人生そのものが失われてしまったことや、人権侵害の結果がこれからの人生の可能性を狭めてしまうといったことが含意されていると考えられる。このため、国際刑事裁判所がルバンガ事件において示した賠償の諸規則の中で、この概念に言及していることや、子どもの権利委員会の子どもの売買選択議定書ガイドラインにおいて、「人生の展望」という類似の概念が用いられていることが注目される。

Case of the Gómez-Paquiyaury Brothers v. Peru 判決は、武力紛争時における子どもの権利に関する初めての事件である。裁判所は、14歳と17歳の兄弟が警察官によって拘禁された後殺害された事案について、殺害された兄弟の4条（生命についての権利）、5条（人道的な取扱いについての権利）、7条（身体的自由についての権利）、8条（公正な裁判を受ける権利）、11条、19条（子どもの権利）、25条（法的保護の権利）を1条1項（権利を尊重する義務）と合わせた違反、兄弟の親と兄弟姉妹の5条、8条、11条、25条と1条1項を合わせた違反、殺害された被害者のうちの1人の交際相手の女性について5条および11条と1条1項を合わせた違反、その子どもについて11条と1条1項を合わせた違反を認めた。

そして、救済について、殺害された被害者、その家族、交際相手の女性、子どもは、それぞれの権利が侵害された直接の被害者であり、賠償を受ける権利があるとされた。殺害された兄弟は、殺害された当時、いずれも学生であったが、学業が終わり次第、労働市場に入ったであろうと推測するのが合理的であるとして、収入の喪失として各自 100,000 米ドルと、葬式費用および家族の医療費として 4 万 500 米ドルを財産的損害として認めた。殺害された被害者の収入喪失については、配偶者も子どももない被害者の分は両親が均等に相続し、子どもがいる被害者の分は、両親が 30 パーセントを均等に相続し、70 パーセントはその子どもが相続すべきであるとした (200、205–210 項)。また、非財産的損害として、殺害された被害者 1 人につき 100,000 米ドル、両親に合計 200,000 米ドル、交際相手の女性に 40,000 米ドル、子どもに 60,000 米ドルの金銭賠償を認め (221 項)、殺害された被害者らの非財産的損害は財産的損害と同じ割合で相続されるべきであるとした (222 項)。

さらに、裁判所は、締約国は、殺害された兄弟の拘禁、拷問および超法規的殺害の首謀者その他の責任者の全員を確定し、裁き、処罰する目的で、本件の事実を効果的に捜査しなければならないと、このために、捜査を再開するために必要な司法的・行政的措置を取る必要があり、被害者の親族は、捜査のすべての段階と事実完全にアクセスし関与することができなければならないと、また、手続の結果は、締約国の社会が真実を知るために公表されなければならないと、恩赦等の措置を取ってはならないとした (231–232 項)。

また、締約国は、被害者の親族の出席の下、本件の事実についての責任を公式に認め、被害者に対し謝罪する行為を実行しなければならないと、そこには締約国の最高の当局が出席しなければならないこと (234 項)、満足として、官報に 1 回、および、別の日刊の全国紙に 1 回、判決中の認定事実および主文を掲載しなければならないこと (235 項)、公の式典で被害者らの親族の出席の下、El Callao 群の学校に殺害された兄弟の名前を公的につけなければならないこと (236 項)、満足として、被害者の 1 人の子どもの大学までの、教材、教科書、制服、文房具を含む奨学金を設けなければならないこと (237 項) を命じた。

さらに、被害者の 1 人の交際相手の女性が被害者の死亡当時、被害者の子どもを妊娠中だったが、被害者が亡くなったために認知できなくなり、父親の姓を名乗ることができなくなったことについて、子どもが母親を通して、裁判所に対し、満足の形態として請求したことに応じて、締約国は、子どもの父親が被害者であることが認められ、被害者の子どもとして登録されるよう手続すべきことを命じた (238 項)³⁶⁵。

Case of the “Juvenile Reeducation Institute” v. Paraguay 判決は、少年拘禁施設の非人道的な劣悪な環境と繰り返し火事が起きて何人もの子ども収容者が死亡したこと等について、裁判所は、4 条 1 項 (生命の権利)、5 条 1 項・2 項・6 項 (人道的な取扱いの権利)、8 条 1 項 (公正な裁判を受ける権利)、19 条 (子どもの権利)、25 条 (法的保護) を 1 条 1 項 (権利尊重の義務) と合わせた違反を認めた。そして、裁判所は、賠償について、財産的損害 (最低賃金に基づいて算定した喪失利益および発生した損害) および非財産的損害のほかに、す

³⁶⁵ Case of the Gómez-Paquiyaauri Brothers v. Peru, 8 July 2004.

すべての元収容者および必要な場合はその親族に対する無料の医療および心理的治療、国際的な責任を公式に認めること、判決の公表、国内法の改正のほかに、すべての元収容者のための職業支援および特別教育プログラムの提供を命じた³⁶⁶。

Case of the “Mapiripán Massacre” v. Colombia 判決は、Mapiripán の住民が虐殺され、その結果、移住を強いられた事件について、殺害された被害者の中に含まれた子ども被害者と、殺害された被害者の家族の中に含まれた子ども被害者について、裁判所は、特に、4 条 1 項、5 条 1 項、22 条 1 項と 1 条 1 項を合せた違反を認めた。そして、賠償についても、殺害または失踪の被害者について認めた 80,000 米ドルの非財産的損害に加えて、失踪当時子どもだった被害者 2 人については、被った損害は子ども被害者については特に強烈なものであり、被った苦痛に対する損害賠償に 10,000 米ドルをそれぞれ加算するとした (288 (b) 項)。

また、虐殺の被害者の親族についても、父母・配偶者(事実婚を含む)・子どもに各自 50,000 米ドル、兄弟姉妹に 8,500 米ドルを認めようとして、これらの親族が当時子どもであった場合には、5,000 米ドルを加算するとした (288 (c) 項)。なお、裁判所は、満足および再発防止の措置として、加害者の特定・裁判・処罰、被害者とその親族の特定、被害者およびその代理人の参加により 2 年間事業を行う判決の履行を監視する公的なメカニズムの設置、被害者の親族の十分な治療、Mapiripán に戻ることを決めた元住民の安全の保証、国際的責任の公的認容と謝罪、記念碑の設置、軍隊および治安関係者に対する人権教育、判決の掲載を命じた。

Case of Vargas-Areco v. Paraguay 判決は、被害者が 15 歳の時に軍隊に徴用され、クリスマス休暇を家族の下で過ごした後、軍隊に戻らなかったとして逮捕され、逃亡しようとして罰を受け殺害されたという事案である。本件で、裁判所は、他の事件と同様の賠償の措置を命じたが、財産的損害については、子ども被害者の親族が収入の喪失を請求していないとして、実費の償還以外の財産的損害は命じなかった。裁判所は、本件で、子ども被害者の出身地に子ども被害者の額を設置するよう命じた (158 項)³⁶⁷。

Case of Molina-Theissen v. Guatemala 判決は、14 歳の子ども被害者が失踪した事件である。裁判所は、被害者の親族の請求に応じて、失踪当時中学校の 2 年生だった被害者の収入の喪失として 100,000 米ドルの財産的損害、および、両親が失踪した子どもの捜索、責任者が捜査・特定・処罰されるためのあらゆる手続を行うために仕事をあきらめたことについての財産的損害として合計で 80,000 米ドル、被害者の姉妹が仕事をやめ、国を離れなければならなかったことについての財産的損害として 3 人で合計 60,000 米ドルの金銭賠償を認めた (61)。また、被害者本人 (100,000 米ドル)、母親と 3 人の姉妹 (各自 10,000 米ドル) の非財産的損害賠償を認めた (73 項)。

本件でも、裁判所は、ガテマラ市の学校に内戦の間に失踪した子どもたちに言及する名前をつけることを命じた (88 項)。その他、裁判所は、親子関係の確定、相続、賠償、その他

³⁶⁶ *Case of the “Juvenile Reeducation Institute” v. Paraguay*, 2 September 2004.

³⁶⁷ *Case of Vargas-Areco v. Paraguay*, 26 September 2006.

の関連する民事事項の目的のために、強制失踪による行方不明および死亡の推定の陳述を許可するための迅速な手続と、失踪した子どもの親子関係の明確化と身分事項を確立することを可能にするための遺伝子情報システムを設立すること（91項）を命じた³⁶⁸。

Case of Bulacio v. Argentina 判決は、当時17歳だった子ども被害者が拘禁されている間に亡くなったことについて、4条（生命の権利）、5条（人道的な取扱いを受ける権利）、7条（身体の自由の権利）、8条（公正な裁判を受ける権利）、19条（子どもの権利）、および、25条（法的保護を受ける権利）と1条1項（権利の尊重の義務）および2条（国内的立法的措置を採る義務）を合わせた違反を認めた。そして、損害賠償が支払われるべき被害者の中に子どもが含まれていたことから、裁判所は、締約国に対し、子ども被害者に支払われるべき賠償金について、銀行に信託基金を設置し預託することを命じた（主文13項）³⁶⁹。

Case of Servellón-García et al. v. Honduras 判決は、16歳および17歳の2人の子どもと2人の若者の逮捕、拷問、および、超法規的殺害について、4条（生命の権利）、5条1項・2項・5項（人道的な取扱いの権利）、7条1項・2項・3項・4項・5項・6項（身体の自由の権利）、8条1項・2項（公正な裁判を受ける権利）、25条2項（法的保護の権利）と1条1項（権利尊重の義務）を合わせた違反を認め、2人の子ども被害者については19条（子どもの権利）違反も認めた。本件では、裁判所は、通りまたはプラザに子ども被害者らの名前を付け、額を設置するよう命じたほか（199項）、危険な状況にある子どもおよび若者に関する意識啓発のための全国的キャンペーンを行うこと（201項）、危険な状況にある子どもと若者の暴力による死亡について責任ある者の捜査・特定および処罰に関与するすべての機関の間の共通のデータベースの創設を命じた（203項）³⁷⁰。

Case of the Serrano-Cruz Sisters v. El Salvador 判決は、7歳と3歳の姉妹が軍事行動の最中に兵士によって捉えられ、拉致され、強制失踪した事件である。裁判所は、5条（人道的な取扱いの権利）、8条1項（権限を有する独立の裁判所によって合理的な期間内に審理を受ける権利）および、25条（法的保護の権利）を1条1項（権利尊重の義務）と合わせた違反を認めた。裁判所は、通常命じる賠償の措置のほかに、本件では、失踪した子ども被害者と親族の氏名、身体的特徴その他の存在する情報を掲載したデータベースを、失踪した子どもたちを追跡するためのウェブページの構築によって設置すること（189項）、および、失踪した子どもたちと親族の関係と身分事項を確定し明確化するために用いることができる遺伝子データを集めて保管することを可能にする遺伝子情報システムを構築するためにすべての必要な措置をとること（193項）を命じた³⁷¹。

米州人権裁判所の救済に関する判例法では、子どもは直接の被害者の被扶養者として、被害者の逸失収入から受けられたはずの扶養について財産的損害を認められてきた。この点に関して、*Aloeboetoe et al v Suriname* 賠償判決は、被害者らの相続人らに対する金銭賠償は、

³⁶⁸ *Case of Molina-Theissen v. Guatemala*, 3 July 2004.

³⁶⁹ *Case of Bulacio v. Argentina*, 18 September 2003.

³⁷⁰ *Case of Servellón-García et al. v. Honduras*, 21 September 2006.

³⁷¹ *Case of the Serrano-Cruz Sisters v. El Salvador*, 1 March 2005.

被害者らの子どもたちが一定の年齢に至るまで教育を受け続けることを可能にするための金額を含まなければならないが、この目的は、金銭による損害賠償を付与するだけでは達することができず、そのため、被害者らの子どもたちの多くが住んでいる地域の学校と診療所が閉鎖されてしまっているため、1994年に学校を再開して教師と運営の人員を配置し、かつ、診療所も再開するよう命じた（96項）ことが注目される³⁷²。

なお、米国人権裁判所が被害者の救済の内容として、教育の機会の付与を重視していることは、大人の被害者の事件であるが、不法な抑留によって教育を受けることを妨げられた被害者が生物学の勉強を追求するための奨学金の付与を命じた *Cantoral Benavides v Peru* 賠償判決³⁷³、被害者と締約国の間でなされた合意にしたがって、教育のための奨学金、勉強を続けることを希望する被害者に対する支援、および、教材を被害者に対し付与することを命じた *Barrios Altos Case v Peru* 賠償判決³⁷⁴にも見られる。

以上の米州人権条約の個人通報制度の下でなされた、子ども被害者を含む事件における賠償命令において、金銭賠償については、子ども被害者について、大人の被害者よりも加算している場合があること、賠償金を受取るべき被害者が子どもである場合に信託金の設置を命じている場合があることが興味深いほか、特に、欧州人権裁判所の実行と異なる点として、子ども被害者が死亡している場合に、親族の固有の財産的および非財産的損害とは別に、子ども自身の財産的損害（逸失利益）と非財産的損害（慰謝料）を認めただうえで、親族がこれを相続したものとして、親族に対する支払いを命じていることが注目される。

(iii) 子どもの権利および福祉に関するアフリカ憲章

子どもの権利条約の起草過程には、アフリカの4カ国しか参加していなかったことから、アフリカ統一機構（2002年より、アフリカ連合）は、子どもの権利条約をアフリカ諸国の関心から補足し、アフリカにおける子どもの権利の享受をさらに促進するために、子どもの権利および福祉に関するアフリカ憲章（アフリカ子ども憲章）を1990年に採択し、同憲章は同年発効した。

アフリカ子ども憲章に基づく条約機関として設置されたアフリカ子どもの権利および福祉に関する専門家委員会（アフリカ子どもの権利専門家委員会）は、報告手続（43条）のほか、個人通報手続（44条）を有する。アフリカ子どもの権利専門家委員会は、2002年に活動を開始した。同憲章の個人通報手続の下では、すべての個人、集団、または、同憲章が扱う問題に関してアフリカ連合、その加盟国、または、国連によって承認されたNGOは通報を申し立てることが可能である（44条1項）。

専門家委員会は、最初に受理した通報である *Michelo Hunsungule and Others (on behalf of children in Northern Uganda) v. The Government of Uganda* 事件において、申立が対象とする

³⁷² *Aloeboetoe et al v Suriname (Reparation)*, 10 September 1993.

³⁷³ *Cantoral Benavides v Peru (Reparation)*, 3 December, paras. 60, 80.

³⁷⁴ *Barrios Altos Case v Peru (Reparation)*, 30 November 2001, para.43.

2001年から2005年までの機関における武力紛争における子どもの徴集と使用に関して、アフリカ子ども憲章22条2項違反を認めた。

そして、委員会は、救済について、締約国に対し、子どもに対する暴力について不処罰を許し、責任を制限する状況を是正するため、子ども兵士の徴集および使用した者の刑事責任について刑法に明示的かつ包括的に規定すること、武力集団・軍隊から分離された子どもの受け渡しを受けるための統一的な運営手続を完全に履行し、また、包括的な武装解除・動員解除・社会復帰プログラムを、アフリカ連合、国連、その他のパートナーと協働して、子どもの最善の利益を促進するような子ども中心の方法で完全に実施すること、子どもが出生後直ちに登録されることを確保するためにすべての必要な立法的・行政的その他の措置を取ること、子どもの両親または後見人が迅速に無料で出生証明書にアクセスできること、出生登録制度がすべての子どもに差別なくアクセス可能であることを確保するような方法で改良するために、緊急課題として立法的・行政的措置を含む包括的措置を実施すること、出生が登録されていない子どもたちの登録手続を行い、かつ、出生は登録されているが出生証明書へのアクセスができないでいた子どもに対し無料で出生証明書を発行するための国家行動計画を準備し、効果的に実行すること等の勧告を行った³⁷⁵。

アフリカ子ども専門家委員会が受理した2件目の事案である *The Nubian Children Case* 事件は、ケニアで生まれた Nubian の子どもがケニア国籍を取得できず、また、その結果、教育や健康の権利も侵害されているとして、*Institute for Human rights and Development in Africa* と *Open Society Justice Initiative* が、ケニアに住む Nubian 子孫の子どもたちのために申立てた事案である。

委員会は、アフリカ子ども憲章6条2項・3項・4項、14条2項 (b) (c)(g)および、11条3項の違反を認め、締約国に対し、ケニアに住む Nubian 子孫の子どもたちが、無国籍になる場合には、出生時にケニア国籍とその証明を取得できることを確保するために、すべての必要な立法的・行政的その他の措置を取ること、ケニア国籍が認められていない Nubian 子孫の子どもたちが優先事項として、新しい措置の利益を組織的に付与されることを確保するための措置を取ること、出生登録制度が差別なく履行され、かつ、Nubian 子孫の子どもが出生後直ちに登録されることを確保するために、すべての必要な立法的・行政的その他の措置を取ること、影響を受けた受益者のコミュニティと協議のうえ行うことが好ましいが、最高の到達可能な水準の健康の権利および教育の権利の充足を確保するために、立法的・行政的その他の措置を含む、短期的・中期的および長期的計画を採択することを勧告した³⁷⁶。

このように、現在のところ、アフリカ子どもの権利専門委員会が違反を認定した2件では、いずれも、救済として、違反の再発防止のための一般的な措置のみが勧告されている。これは、上記の2件が、いずれも非政府団体による集団的な子ども被害者のための申立て

³⁷⁵ *Michelo Hunsungule and Others (on behalf of children in Northern Uganda) v. The Government of Uganda*, No. 1/2005, 15-19 April, 2013, para. 81

³⁷⁶ *Institute for Human Rights and Development in Africa (IHRDA) and Open Society Justice Initiative on behalf of children of Nubian Descent in Kenya v. The Government of Kenya*, No.002/2009, 22 March 2011, para. 69.

あったことが関連しているものと考えられる。

(iv) 自由権規約

普遍的な人権条約の個人通報制度の中では、自由権規約の個人通報制度が最も早く、1977年から運用が開始され、先例法を形成してきた。自由権規約の個人通報制度の下で、子どもが被害者であるとして申立てられた事件の多くは、子どもの両親の離婚や別居に伴う子どもの監護者の指定や子どもとの面会交流に関して、あるいは、親のみの締約国からの退去強制に関して、親と子両方の家族への不法または恣意的な干渉の禁止と干渉からの保護(17条)、家族の保護(23条1項)、および、子どもの保護(24条1項)違反を主張するものや、親の一方の強制失踪・拷問・超法規的殺害について、その子どもを含む親族が失踪者本人と親族を被害者として生命の権利(6条)、拷問からの自由(7条)、身体的自由(9条)違反を申立てるものが多い。しかし、それ以外にも、子ども自身に対する、逮捕・拘禁や、性的暴力等の権利侵害について、子ども被害者が申立てた通報事件も相当数、存在する。

前者の被害者の中に大人と子どもが混在する類型の事件では、自由権規約委員会は、救済措置の勧告において、大人の被害者と子ども被害者を特段、区別することなく扱い、締約国に対し、金銭賠償を含む効果的救済の付与を勧告するのが一般的な傾向である。

例えば、この類型の比較的初期の通報事件の例として、*Monaco de Gallicchio v Argentina* 事件は、両親が失踪した、当時9か月の子どもが、7歳の時に、別人として養子として育てられていたことが発見され、祖母が後見人としての指定と子どもを育てていた者と子どもとの面会交流の禁止を裁判所に求めたが、申立適格を認められず、手続が著しく遅延し、子どもの本名での法的な地位の確定に約10年もかかったこと等について、祖母が申立人として祖母自身と子どもの権利が侵害されたとして申立てた。これに対し、委員会は、子どもに対し特別な保護が迅速に付与されなかったこと、および、祖母が申立適格を認められなかったことについて24条1項違反を、また、子どもの真実の名前の法的な確定と身分証明書の発行が遅れたことについて24条2項違反を認めた。そして、委員会は、祖母と子どもに対し、手続の不当な遅延とその結果被った損害について、金銭賠償を含む効果的な賠償を付与する義務があると述べた³⁷⁷。

Ms. N.T. v Canada 事件は、申立人が、申立人の当時4歳の子どもに対する暴力等を理由に、子どもが保護され、7歳になるまでの間、里親家庭で養育を受け、申立人が監護権を失い、面会交流も停止されたことについて、申立人および子どもを被害者として申立てた事案である。委員会は、14条1項、17条それ自体の違反と、23条2項および24条と合わせての違反を認めた。この事件では、委員会は、締約国に対し、効果的な救済として、申立人に対する適切な金銭賠償のほか、申立人と子どもに対し、定期的な面会交流を付与することを

³⁷⁷ *Monaco de Gallicchio v Argentina*, No. 400/1990, 3 April 1995, para. 11.2.

求めた³⁷⁸。Juan Asensi Martínez v Paraguay 事件では、委員会は、母親によって締約国に連れ去られた申立人の2人の子ども（決定時11歳と9歳）の返還・監護権・申立人との面会交流について、23条および24条1項違反を認め、効果的な救済として、締約国に対し、申立人と子どもたちとの面会交流の支援を求めたが、金銭賠償については言及しなかった³⁷⁹。

退去強制に関する事件では、自由権規約委員会は、規約違反を認めた場合、締約国に対し、退去強制の決定の再検討とその間、退去強制を行わないことを求めるが、金銭賠償の付与は勧告しないことが多いが、中には、金銭賠償を勧告する例もある。

Hendrick Winata and So Lan Li v Australia 事件では、委員会は、申立人らとその子ども（申立時11歳、決定時13歳）について、子どもの父親である Winata 氏の退去が実施されれば、子どもについて17条、23条1項、および、24条1項違反にあたるとして、委員会は、締約国は、子どもが未成年者であることによって必要とされる保護を十分に考慮して Wintana 氏のビザ申請が審査される機会がある前に Wintana 氏を退去させないことを含む効果的な救済を付与する義務があると述べた³⁸⁰。

Mansour Leghaei and others v Australia 事件も、同様の事案であり、申立人らは、退去強制決定を受けた者と妻および4人の子ども（そのうち1人は決定時14歳）であり、申立人ら全員を被害者として申立てた事案である。委員会は、申立人と家族について、17条と23条を合わせた違反を認め、締約国は、申立人に対し永住ビザの付与の拒否に対し争う意味のある機会と、金銭賠償を含む、効果的かつ適切な救済を申立人に対し付与する義務を負い、また、将来における類似の違反を防止する義務があると述べた。なお、本件では、委員会は、申立人の中の子ども被害者についての24条に関する主張については検討しなかった³⁸¹。

Muneer Ahmed Hussein v Denmark 事件は、申立人が、申立人自身と2人の子（申立時4歳と2歳）を被害者として申立てた事案である。委員会は、申立人の送還決定が確定した後に2人の子が生まれているが、締約国が、申立人を送還することが、子どもという地位によって必要とされる保護措置についての子どもたちの権利とどの程度合致するかについて検討しておらず、締約国は社会および国による保護についての家族の権利と、特別の保護についての子どもの権利について締約国が適切な考慮を与えたとは言えず、この新しい個人的な状況を検討せずに、申立人を送還して子どもたちを父親から分離することは、23条1項と24条を合わせた申立人と子どもたちの権利の侵害になるとした。そして、委員会は、締約

³⁷⁸ Ms. N.T. v Canada, No. 1052/2002, 20 March 2007, para. 10. Z v Australia 事件でも、委員会は、同様に、効果的な救済として、締約国は、子どもの親である申立人に対する金銭賠償のほかに、申立人と子どもとの間の定期的な面会交流を確保する義務があると述べた。Z v Australia, No. 2279/2013, 5 November 2015, para. 10

³⁷⁹ Juan Asensi Martínez v Paraguay, No. 1407/2005, 27 March 2009, para. 9.

³⁸⁰ 類似の救済が勧告された例として、Hendrick Winata and So Lan Li v Australia, No. 930/2000, 21 July 2001, para.9. Francesco Madafferi and Anna Maria Immacolata Madafferi v Australia 事件 (No. 1011/2001, 26 July 2004)、Noureddine Maalem and Guldez Maalem v Uzbekistan 事件 (No. 2371/2014, 17 July 2018)、Naveed Akram Chowdhary v Canada, No. 1898/2009, 28 October 2013, para. 11、Ernest Sigman Pillai et al. v Canada, No. 1763/2008, 25 March 2011, para. 13.

³⁸¹ Mansour Leghaei and others v Australia, No. 1937/2010, 26 March 2015, paras. 10, 12.

国は、申立人を永久的な再入国禁止と共に追放するとの決定を、締約国の規約上の義務を考慮して見直す手続によって、申立人に対し効果的な救済を付与する義務があり、また、将来における類似の違反の防止のために措置を取る義務があると述べた³⁸²。

D.T. v Canada 事件は、申立人が、申立人自身およびその子ども（申立時 6 歳ないし 7 歳）を被害者として申立てた事案である。委員会は、申立人の追放は、申立人について 17 条違反、申立人と子どもにについて 17 条と 23 条 1 項を合わせた違反、また、子どもについて 24 条違反になるとした³⁸³。そして、委員会は、救済措置について、締約国は、申立人に対し、特に、子どもの健康と教育上の必要性を含む、子どもの最善の利益の評価に基づいて、申立人の主張の効果的な再評価を提供し、かつ、十分な金銭賠償を提供する義務があり、また、将来における類似の違反を防止する義務があると述べた³⁸⁴。

子どもの親の強制失踪・拷問・超法規的殺害の事案では、自由権規約委員会は、子ども被害者を他の親族の大人の被害者として同一に扱い、子ども被害者について主張された 24 条 1 項については判断せず、救済についても大人と子ども被害者を区別しないことが多いが、その救済内容自体は、近年、申立人からの主張もより具体的になる傾向が見られるのに応じて、委員会の判断自体も具体的、詳細になってきている。

例えば、Ram Maya Nakarmi v Nepal 事件、および、Bimala Dhakal, Rabindra Dhakal and Manjima Dhakal v Nepal 事件は、前者は、強制失踪者の妻が申立人として、失踪者、申立人自身、および、その子どもを被害者として申立てた事案であり、後者は、強制失踪者の妻、兄弟、および、子どもが申立人となって申し立てた類似の事案である。委員会は、失踪者について 6 条、7 条、9 条違反、および、これらと 2 条 3 項を合せた違反を認め、申立人と子ども（前者の事件では、父親の失踪当時 3 歳、後者の事件では、父親の失踪当時 9 歳）について、7 条、および 2 条 3 項と合わせた違反を認め、子どもについて別途主張された 24 条 1 項については判断しなかった。

そして、委員会は、救済について、失踪について完全かつ効果的な調査を実施し、調査の結果についての詳細な情報を申立人に対し提供すること、失踪者が亡くなっていた場合は、遺品を家族に渡すこと、違反の責任者を訴追し、裁判に付し、処罰し、これらの措置の結果を公表すること、必要かつ十分な心理的リハビリテーションおよび医療措置が申立人と子どもが利用できるようにすることを確保すること、および、十分な金銭賠償と適切な満足の措置を、申立人、子ども、および、生存していた場合は失踪者に対し提供することの義務を負うと述べた。また、将来の再発防止については、特に、締約国は、法律が、拷問、超法規

³⁸² Muneer Ahmed Hussein v Denmark, No. 2243/2013, 24 October 2014, paras. 9.6 and 10, 111. 類似の勧告がなされた例として、Abdilafer Abubakar Ali and Mayul Ali Mohamad v Denmark, No. 2409/2014, 29 March 2016, para. 9, Ms. Obah Hussein Ahmed v Denmark, No. 2379/2014, 7 July 2016, para. 15, Raziyyeh Rezaifar v Denmark, No. 2512/2014, 10 March 2017, para. 11, Hibaq Said Hashi v Denmark, No. 2470/2014, 28 July 2017, para. 11, Bayush Alemseged Araya v Denmark, No. 2575/2015, 13 July 2018, para. 11, F and G v Denmark, No. 2530/2015, 16 March 2017, para. 10, C.L. and G.L. v Denmark, No. 2753/2016, 26 March 2018, para. 10, Guldez Maalem v Uzbekistan, No. 2371/2014, 17 July 2018, para. 13.

³⁸³ D.T. v Canada, No. 2081/2011, 15 July 2016, para. 8.

³⁸⁴ Ibid., para. 10

的殺人、および、強制失踪のような重大な人権侵害の責任者の刑事訴追を可能にすること、および、強制失踪が迅速、公正かつ効果的な調査に至ることの義務があると述べた³⁸⁵。

しかしながら、自由権規約委員会が、近年、申立人からの請求に応じて、より詳細な救済措置を勧告するようになってきた一方で、締約国による公式の謝罪については、申立人が求めても、認めない傾向にある。

例えば、Chhedulal Tharu et al. Nepal 事件は、8人の強制失踪の被害者の親族らが申立人となって、失踪者ら、および、申立人ら自身を被害者として申立てた事案である。失踪者らのうち3人は、失踪当時、17歳または18歳、16歳または17歳、および、16歳の子ども（または子どもである可能性がある者）であった。委員会は、失踪者らの逮捕・強制失踪・殺害の疑いについて6条1項、7条、9条、および、16条違反を認め、また、締約国が失踪者らの親族らに対し、暫定的救済として100,000ルピーを交付したことは、締約国が効果的な調査、親族に対する状況の説明や失踪者の遺体の家族への返還を果たしていないことに照らせば、本件の重大な違反に見合った十分な救済とは言えないとして、上記の各条と2条3項を合せた違反を認め、申立人らについて、7条、および2条3項と合わせた違反を認め、当時子どもであった（可能性のある者を含む）3人の失踪者らについて別途主張された24条1項については判断しなかった。

この事件では、申立人らは、委員会に対し、締約国に、失踪者の生死と所在に関する迅速、公正かつ完全な調査、失踪者が生きていれば釈放し、亡くなっていた場合は、遺体を発見し、掘り出し、身元を確認し、尊重し家族に返還すること、調査の進展について申立人らに対し情報を提供すること、加害者を訴追、裁判および制裁のために裁判所に付託すること、金銭的および精神的損害に対する十分な金銭賠償、および、リハビリテーションと満足の措置を含む、他の賠償の措置を、申立人らと、失踪者が生きていた場合は失踪者らに対しても提供することのほか、特に、締約国が国際的な責任を公的に認めることや、再発防止の保証として、強制失踪および拷問を刑法の下で独立の犯罪とすること、強制失踪事件における人身保護請求が利用可能で効果的な救済となるように法律を改正すること、強制失踪の調査のために独立の委員会を設立すること等を求めた³⁸⁶。これに対し、委員会は、申立人らが求めた救済のかなりの部分を締約国に対し勧告したが、公式謝罪は勧告に含めなかった³⁸⁷。

³⁸⁵ Ram Maya Nakarmi v Nepal, No. 2184/2012, 10 March 2017, para. 13, Bimala Dhakal, Rabindra Dhakal and Manjima Dhakal v Nepal, No. 2185/2012, 17 March 2017, para. 13. 本件以前の類似の事案として、Zilkija Selimović et al. v Bosnia and Herzegovina, No. 2003/2010, 17 July 2014, para. 11, Dalisa Dovadžija and Sakiba Dovadžija v Bosnia and Herzegovina, No. 2143/2012, 22 July 2015, para. 13, Emira Kadirić and Dino Kadirić v Bosnia and Herzegovina, No. 2048/2011, 5 November 2015, paras. 3.11, 13, Sharmila Tripathi v Nepal, No. 2111/2011, 29 October 2014, Rafik Belamrania v Algeria, No. 2157/2012, 27 October 2016, paras. 7, 3.7, 8, Shanta Sedhai v Nepal, No. 1865/2009, 19 July 2013, para. 10, Ray Maya Nakarmi v Nepal, No. 2184/2012, 10 March 2017, paras. 3.9, 11.8, 12, 13.

³⁸⁶ Chhedulal Tharu et al. Nepal, No. 2038/2011, 3 July 2015, para. 3.2.

³⁸⁷ Ibid., para. 12. Sarita Devi Sharma, Bijaya Sharma Paudel and Basanta Sharma Paudel v Nepal 事件も、類似の事案において、申立人が、申立人らが出席する公式の式典における締約国による公式謝罪を求めたが、委員会はこれを救済の勧告に含めなかった。Sarita Devi Sharma, Bijaya Sharma Paudel and Basanta Sharma Paudel v Nepal, No. 2364/2014, 6 April 2018, para. 11.

なお、この類型の事件では、子ども被害者の権利侵害は大人の被害者の権利侵害と同様に扱われ、委員会は、子ども被害者について別途主張された 24 条 1 項違反の有無を判断しないとすることが多いが、この点、*Youcif Almegaryaf and Hisham Matar v Libya* 事件は、父親が失踪した子どもたちが、各自の父親と申立人ら自身を被害者として申立てた事案であるところ、委員会は、父親について 6 条 1 項、7 条、9 条、10 条 1 項、16 条違反と、これら各条と 2 条 3 項を合せた違反を認めたほか、父親が刑務所に収容されていることが判るまでの 4 年間に受けた心配とストレス、20 年もの間、何の情報も提供されなかったことについて申立人ら自身について 7 条単独、および、2 条 3 項を合せた違反を認め、かつ、失踪当時、6 歳であった *Mr. Almegaryaf* については、申立人が受けた苦痛と心配は倍であったとして 24 条 1 項違反を認めた。しかしながら、救済については、大人の被害者と子ども被害者は一緒に扱われ、子ども被害者についての特別の考慮はなされていない³⁸⁸。

その他、前者の類型には、子どもと大人の抑留等の人権侵害に関する事案があり、この場合も、自由権規約委員会は、大人の被害者と子ども被害者を特に区別することなく、同一内容の救済を勧告してきた。例えば、*Mr. Omar Sharif Baban v Australia* 事件は、申立人と 1 歳の子どもの子が約 2 年間入管に収容されたことについて申立人が申立てた事案であるが、委員会は、申立人と子どもの収容は不法な抑留にあたり、9 条 1 項および 4 項に違反すると認め、締約国は、被害者らに対し、金銭賠償を含む効果的な救済を付与する義務があると述べた³⁸⁹。

次に、後者の類型である、大人と一緒にではなく、子ども単独の権利侵害が扱われた通報事件においても、自由権規約委員会は、大人の被害者の場合と同様に、金銭賠償を含む効果的な救済の付与を勧告してきた³⁹⁰。

Laureano Atachahua v Peru 事件は、16 歳の子どもの不法な逮捕および失踪について、祖母が祖母自身および子どもの権利が侵害されたとして申立てた事件であるが、委員会は、6 条 1 項、7 条、9 条 1 項を 2 条 1 項と合わせて違反を認定し、加えて、子どもとして何ら具体的な措置が取られなかったことについて 24 条 1 項違反を認定した。そして、救済について、委員会は、子ども被害者の失踪について適切な調査を再開し、被害者と家族に適切な金銭賠償を提供し、恩赦に関する国内法に関わらず、責任者を裁判に付するよう要請した³⁹¹。

Domian Thomas v Jamaica 事件では、子ども被害者本人の通報に基づいて、委員会は、被害者が大人の刑務所に収容されたことについて 10 条 1 項、2 項と 24 条 1 項の違反を認め、締

³⁸⁸ *Youcif Almegaryaf and Hisham Matar v Libya*, No. 2006/2010, 21 March 2014.

³⁸⁹ *Mr. Omar Sharif Baban v Australia*, No. 1014/2001, 6 August 2003, para.9. 類似の例として、ほかに、*Mr. Ali Aqsar Bakhtiyari and Mrs. Roqhiha Bakhtiyari v Australia*, No. 1069/2002, 29 October 2003, para.111, *M.M.M. et al. v Australia*, No. 2136/2012, 25 July 2013, paras. 3.19-3.21, 12, *D and E, and their two children v Australia*, No. 1050/2002, 11 July 2006, para. 9, *Mr. Farag El Dernawi v Libyan Arab Jamahiriya*, No. 1143/2002, 20 July 2007, para. 8, *F.K.A.G. et al. v Australia*, No. 2094/2011, 26 July 2013, paras. 3.19, 3.20, 11.

³⁹⁰ *Laureano Atachahua v Peru*, No. 540/1993, 25 March 1996. 類似の例として、*Ekaterina Abdoellaeвна v The Netherlands*, No. 2498/2014, 26 March 2019, para. 9.

³⁹¹ *Laureano Atachahua v Peru*, No. 540/1993, 16 April 1996, para. 10. 類似の例として、*Kamela Allioua and Fatima Zohra Kerouane v Algeria*, No. 2132/2012, 30 October 2014, paras., 3.12, 9.

約国に対し、締約国の法律が許可するのであれば大人の刑務所から分離して少年施設に収容し、かつ、子どもであった時に大人用の刑務所から分離されなかったことについての金銭賠償を含む、効果的な救済を付与する義務があると述べた³⁹²。

Karen Noelia Llantoy Huamán v Peru 事件は、妊娠当時 17 歳であった申立人が、妊娠の継続は申立人のうつ状態と感情の不安定を長引かせるという理由から中絶が望ましいとのソーシャル・ワーカーからの報告にもかかわらず、中絶が認められず、子どもを出産した後にうつ状態に陥り、医療措置を要する炎症を被った経験により、精神的な健康に深刻な影響を受け、未だ回復していないことについて申立てた事案である。委員会は、2 条、7 条、17 条、および、24 条 1 項の違反を認め、締約国は、申立人に対し、金銭賠償を含む効果的な救済を付与する必要があると述べた³⁹³。

Fulmati Nyaya v Nepal 事件は、申立人が求めた締約国による公式謝罪を委員会が勧告した珍しい事例である。本件は、先住民族で当時 14 歳だった申立人が、軍隊によって逮捕・拘禁、強かん、その他の性暴力および暴力を受け、拘禁され、強制労働させられたこと、法が定めた 35 日という強かんについての時効のために告訴が受理されなかったこと等について、申立人が大人になった後に申立てた事案である（申立時、26 歳）。

委員会は、2 条 1 項・3 項、3 条、7 条、8 条 3 項、9 条、17 条、23 条 1 項、24 条 1 項、および、26 項の違反を認め、申立人からの具体的な救済についての請求に応じて、締約国は、申立人の逮捕・拘禁に関する事実について完全かつ効果的な調査を実施すること、違反の責任者を訴追し、裁判に付し、処罰すること、申立人に対し、調査の結果について詳細な情報を提供すること、必要かつ十分な心理的リハビリテーションおよび医療措置が申立人に対し無料で提供されることを確保すること、および、申立人に対し、非公開の儀式における公式謝罪の設定を含む、被った違反に対する効果的な賠償、十分な金銭賠償、および、適切な満足の措置を提供することの義務を負うと述べた。

また、将来の再発防止については、特に、締約国は、法律が、拷問を犯罪化し、かつ、犯罪の重大さに見合った適切な制裁と救済を付与すること、強かん、および、他の形態の性的暴力を国際的基準にしたがった定義に適合したものとすること、拷問、他の形態の性的暴力、および、拷問が迅速、公正かつ効果的な調査に至ること、そのような犯罪について責任ある者の刑事訴追を可能とすること、および、拷問の形態として、ネパールの武力紛争の文脈に

³⁹² *Domian Thomas v Jamaica*, No. 800/1998, 8 April 1999, para.8. 類似の例として、*Corey Brough v Australia*, No. 1184/2003, 17 March 2006, para. 11、*Bronson Blessington and Matthew Elliot v Australia*, No. 1968/2010, 22 October 2014, paras. 7.12, 8, 9. *Anna Koreba v Belarus* 事件は、申立人が、17 歳の時に逮捕され、大人と一緒に拘禁され、弁護士・法定代理人またはソーシャル・ワーカーの同席なしに取り調べを受け、自白を得るために暴行を受け、不公正な裁判により有罪の判決を受けて服役中の申立人の子ども（申立時 20 歳）を被害者として申立てた事案であるが、委員会は、2 条 3 項と、7 条、14 条 3 項(g)、10 条 2 項(b)、14 条 2 項、3 項(e)、3 項(g)、4 項と合わせた違反を認め、締約国は、申立人の子どもの不法な取扱いに対する責任を確立するために刑事手続を開始し遂行すること、釈放、および、十分な金銭賠償を含む、効果的な救済を申立人の子どもに対し提供する義務があると述べた。*Anna Koreba v Belarus*, No. 1390/2005, 25 October 2010, para. 9.

³⁹³ *Karen Noelia Llantoy Huamán v Peru*, No. 1153/2003, 24 October 2005, para.8

おける女性と少女に対する強かん、および、その他の形態の性的暴力の被害者に対し、そのような犯罪の重大さに見合った時効期間を相当に長くすることによることを含め、告訴すること、および、ジャスティスへの効果的なアクセス、および、金銭賠償を阻害する障害を取り除くことの義務があると述べた³⁹⁴。

自由権規約委員会の先例法の中には、申立人が被害を受けた当時子どもであったこと、および、子ども被害者が求めた救済の内容が、委員会の救済についての判断において考慮されていると思われる事例も少数ながら存する。

例えば、*Bholi Pharaka v Nepal* 事件は、本件は、先住民族に属する子どもが、14歳の時に受けた強制労働、恣意的逮捕、拷問、不公正な裁判について、大人になってから申立てた事案である（申立時18歳ないし19歳）が、委員会は、7条違反、7条と2条3項および24条1項と合わせた違反、8条3項と2条3項および24条1項を合せた違反、9条違反、9条と24条1項を合せた違反を認めた。

そして、救済について、委員会は、事件の調査、加害者の犯罪の重大さに見合った刑罰による処罰、調査の係属中における容疑者の警察職からの停職または異動、医療的・心理的ケアの無料での提供のほか、適切な場合は、教育的支援の提供を含む、被った侵害に対する効果的な賠償と適切な満足措置の提供、被った侵害の重大さに見合った迅速・公正かつ十分な金銭賠償の提供、および、賠償の各措置の履行について責任を負う具体的な国内当局を示すことの義務があると述べた。

委員会は、また、再発防止の措置として、法律と時効を国際的基準と合致するように改正すること、拷問と奴隷を犯罪の重大さに見合った制裁と救済と共に犯罪化すること、拷問・児童労働・強制労働の被害者の苦情申立、ジャスティスと金銭賠償への効果的なアクセスを阻害する法的、慣習的および行政的な障害を除去することを勧告した³⁹⁵。以上の勧告は、ほぼ、申立人が救済として求めた内容に応じているが、委員会は、申立人が求めた締約国からの公式謝罪は勧告しなかった。

このため、4人の委員（パラグアイ、ガイアナ、チリ、フランス出身）が、この点について反対し、委員会は、締約国に対し公式謝罪を勧告すべきであったとする合同意見を述べていることが興味深い。

合同意見は、その理由として、公式謝罪は、重大かつ大規模な人権侵害の場合における効率的で、必要かつ補足的な救済措置として国連総会によって認められてきたこと、委員会が2016年に採択した、自由権規約選択議定書の下での賠償措置に関するガイドラインにおいても含まれていること、ガイドラインは、賠償措置の決定において、当事者の立場を考慮すべきであるとしているところ、本件においては、申立人は特に公式謝罪を求めており、この申立人の主張は締約国によって争われておらず、反論もされていないこと、ガイドラインは、原状回復や金銭賠償のみでは損害を完全に救済することができない、重大または制度的な

³⁹⁴ *Fulmati Nyaya v Nepal*, No. 2556/2015, 18 March 2019, para. 9.

³⁹⁵ *Bholi Pharaka v Nepal*, No. 2773/2016, 15 July 2019, para. 9.

違反の場合には特に、満足の措置として、委員会は締約国が公式謝罪を行うことを要求することがあると述べていること、謝罪を命ずることは、米州人権機関における長く確立した争いのない賠償措置であることを挙げている。そして、このことは、象徴的および実質的な目的に資するいくつもの理由にその正当化根拠を有するが、人権侵害が大規模な場合、個人に対する措置は実際的でなかったり、不可能でさえあり得、そのような状況では公式謝罪が集団的な損害への対応として有用でありうるとしている。また、より深い理由として、人権侵害によっては、数量化することができず、単なる金銭賠償によっては救済できない損失の結果をもたらすことがあるから、謝罪は被害者が感じた苦しみ、苦痛・怒りを緩和する、唯一のではないとしても、最も強力な手段となり得、これらの考慮は、委員会が、賠償措置に関するガイドラインにおいて、損害が原状回復や金銭賠償のみでは完全に救済することできない重大または制度的な違反の場合には、特に謝罪が認められるべきものとしたことの明確な背景となっていることを指摘している。

そして、本件は、第一に、申立人が拷問・不法な取扱い・強制労働の人権侵害を受けた当時、子どもであったこと、締約国は、規約7条および8条によって保障される絶対的な権利の侵害の責任者に対する調査も処罰も行わなかったこと、これらの犯罪に対する救済についての時効が不処罰を根絶する国家の義務に反することから、人権侵害の重大性の要件を満たしており、また、委員会と拷問等禁止委員会が締約国の定期報告書についての総括所見において拷問の広範な使用と不処罰の状況は蔓延しており、かつ、委員会は児童労働と借金を負わせた労働の伝統的慣習が締約国の一部地域において蔓延していることから、制度的な問題であるというもう1つの要件も満たし、締約国に対し申立人に対する公式謝罪を勧告する説得力のある理由となると言うのである。

以上のような説明に基づき、合同意見は、結論として、公式謝罪を正当化する1つの要素は、ある種の不正義への対応における金銭賠償の不十分さを想起し、申立人が子ども時代の相当の部分の間に直面した厳しい苦痛は間違いなくこの種類に入り、申立人が被った長年の強制労働や、子ども時代の喪失に対しては、いかなる金額の金銭も賠償することはできないし、このような長年にわたるトラウマから生じることが見込まれる重大な心理的損害を修復することができないことに疑いはない。このような状況の下で、本件は、申立人に対し公式謝罪を行うことによって、申立人の保護を行わなかったことを締約国が認めることに極めて適切な事案であると考えたと述べた³⁹⁶。

なお、本件より以前の *Lakpa Tamang v Nepal* 事件では、委員会は、申立人が救済として、高等教育を受けるための奨学金の提供、および、警察の公式謝罪を求めたが、いずれも認めなかったことからすれば、自由権規約委員会が、本件では、公式謝罪は認めなかったものの、子ども被害者に対する救済として被害者が求めた教育の支援を勧告したことは、積極的な姿勢として評価することができるであろう³⁹⁷。

³⁹⁶ Ibid., Annex

³⁹⁷ *Lakpa Tamang v Nepal*, No. 2756/2016, 21 March 2018.

また、自由権規約委員会は、救済としての金銭賠償の金額を自ら示すことはないが、本件では、違反を認定した理由の中で、締約国の子ども法が拷問の具体的な定義を規定しておらず、5,000 ネパール・ルピーおよび、または、最長 1 年の禁錮刑しか規定していないこと、子どもに対する拷問の有罪判決の数が極めて少ないこと、そして、有罪判決のうち禁錮刑を命じたものは 1 つもないこと、このたような国内法の下で、事件当時の申立人の年齢を含む、本件の状況に照らし、5,000 ネパール・ルピーの科料と、申立人に対する 50,000 ネパール・ルピーの金銭賠償の支払は、申立人の権利の侵害の重大さに見合った十分な賠償を構成するものとしては不十分であると述べた³⁹⁸。

他方、Tija Hero, Ermina Hero, Armin Hero v Bosnia and Herzegovina 事件は、強制失踪の被害者の妻と子どもたち（事件当時、6 歳と 1 歳半、申立時、23 歳と 19 歳）が申立人となり、失踪者と申立人らを被害者として申立てた事案である。2 人の子ども被害者は、申立の中で、父親の失踪の結果被った損害に対する金銭賠償をまったく受け取っていないと主張した³⁹⁹。委員会は、申立人らが受け取った社会手当が、失踪者の成否と所在について確かなことがわからないのに、夫および父の死亡を認めることに合意することが条件となっていたことに留意し、調査が進行中であるのに、金銭賠償の受給資格を得るために失踪者の家族に死亡宣告を義務付けることは、金銭賠償を受取る可能性を有害な手続にかからせ、非人道的で品位を傷つける取扱いにあたりと述べ⁴⁰⁰、救済について、申立人らに対する十分な金銭賠償のほか、再発防止の措置として、特に、強制失踪の被害者の親族が社会保障および保障の措置を受けるための条件として、被害者の死亡証明書の取得を要求される仕組みの改善を勧告したが⁴⁰¹、子ども被害者らが別途主張していた 24 条については検討しなかった⁴⁰²。

また、Kedar Claulagain v Nepal 事件は、当時 17 歳で違法な逮捕・拷問・暴行等を受け殺害された娘の父親が申立人として、娘と申立人自身が被害者であるとして申立てた事案では、委員会は、殺害された娘について 6 条 1 項、7 条、9 条、10 条と 2 条 3 項を合せた違反を、申立人について 7 条違反、および、7 条と 2 条 3 項を違反を認めたと⁴⁰³、申立人とその家族は、2008 年（事件から 4 年後）に 100,000 ルピー、2010 年（事件から 6 年後）に 200,000 ルピーを暫定的救済として受け取ったに過ぎないことについて、行われた重大な違反に見合った十分な救済とは言えないと述べた。この事件では、委員会の 2 人の委員が、委員会は、申立人が主張した条項にかかわらず、認定された事実に基づいて規約上のどの権利が侵害されたかを検討すべきであり、そうだとすれば、本件では、殺害された被害者につい

³⁹⁸ Lakpa Tamang v Nepal, No. 2756/2016, 21 March 2018, para. 7.5. 類似の例として、Sarita Devi Sharma, Bijaya Sharma Paudel and Basanta Sharma Paudel v Nepal 事件では、失踪の被害者が暫定的救済として受領した 246,000 ネパール・ルピーは、被った重大な違反に見合う十分な救済にはならず、また、失踪の被害者の夫と子どもは、何の救済も暫定的救済も受け取っていないことを指摘した。Sarita Devi Sharma, Bijaya Sharma Paudel and Basanta Sharma Paudel v Nepal, No. 2364/2014, 6 April 2018, para. 9.12.

³⁹⁹ Tija Hero, Ermina Hero, Armin Hero v Bosnia and Herzegovina, No. 1966/2010, 28 October 2014, para. 7.4

⁴⁰⁰ Ibid., para. 9.7

⁴⁰¹ Ibid., para. 11

⁴⁰² Ibid., para. 9.8

⁴⁰³ Kedar Claulagain v Nepal, No. 2018/2010, 28 October 2014, para. 12.

て 24 条違反が認められ、また、賠償は、被害者らの重大な人権侵害に見合ったものであるべきであると委員会は述べるべきであったとする部分的な反対意見が付されている⁴⁰⁴。

また、子どもに対する退去強制に関する事件では、自由権規約委員会は、大人の場合と同様に、申立人の申請の再検討とその間送還しないことを締約国に勧告し、金銭賠償は求めていない⁴⁰⁵。

次に、*L.N.P. v Argentine Republic* 事件は、委員会に対する申立の後、申立人と締約国の間で救済についての和解が成立したという点で特殊な事例である。本件は、先住民族の少女が、15 歳になったばかりの当時、先住民族ではない 3 人の若い男性から強かんを受け、その後の警察・医療機関での取扱い、裁判手続において差別・二次的被害を受け、強かん事件について無罪判決がなされたことも知らされず、判決の結果を知るまでに 2 年近くもかかったこと、および、効果的な救済が得られなかったこと等について、被害にあった少女自身が申立人として申し立てた案件である（申立時 18 歳、または、19 歳、決定当時 22 歳、または、23 歳）。

申立後、締約国は、州政府が完全な責任を認め、申立人が被った損害の救済を開始することを中央政府に要請しているとして、当事者双方により国内レベルで事件の友好的解決の可能性を模索するために申立人と連絡を取りたいという要請が委員会に対しなされたが、申立人は、州政府は責任を認めているが中央政府は申立人が被った侵害に対する責任認めていないとして、中央政府が完全な責任を認め、申立人、申立人の家族、および、申立人のコミュニティに対し完全な賠償を付与するための措置と、将来、類似の事件の再発を防止するための国内レベルにおける措置とプログラムについて協議する用意があることを条件としてのみ交渉の意向があると回答した。

このため、委員会は、通常の手続を続けることを決定し、手続を進めた。この決定後、締約国の中央政府および地方政府と申立人との間で持たれた数回の会合の後、申立人が要求した賠償措置のほとんど、すなわち、公式謝罪、金銭賠償の支払、土地および住居の所有権の付与、150 米ドルの学資手当の付与、州のすべての司法職員が義務的に出席しなければならない、ジェンダー差別および女性に対する暴力に関するセミナーの開催を州政府が受入れ、実施したが、中央政府は、女性に対する暴力に関する包括的な国内法の承認という申立人が要求した措置の 1 つだけを実行したものの、中央政府によって提案された友好的解決の他の部分は、中央政府の責任の認定の表明、および、金銭賠償の金額の未特定等の部分で曖昧なものであったことから、申立人は提案された友好的解決を拒否し、委員会に対し、事件の検討を継続するよう求めた。

その後、申立人は、締約国によって提案された友好的解決に関して、問題となっている主

⁴⁰⁴ Ibid., Partly dissenting opinion of Committee members Víctor Manuel Rodríguez-Rescia and Fabián Omar Salvioli.

⁴⁰⁵ *Warda Osman Jasim v Denmark*, No. 2360/2014, 22 July 2015, para. 10. *Osayi Omo-Amenaghawon v Denmark*, No. 2283/2013, 23 July 2015, para. 9. *Jenirthan Rasappu and Fenarthan Rasappu v Denmark*, No. 2258/2013, 4 November 2015, paras. 8, 9. *O.A. v Denmark*, No. 2770/2016, 7 November 2017, para. 10. *X.H.L. v The Netherlands*, No. 1564/2007, 22 July 2011, para. 12.

要な措置は、申立人が学業を続けるための学資手当の金額（提案された金額では不十分）、年金の付与、および、無料の心理的治療の提供であると述べた。申立人は、政府による賠償の開始は申立人の人生にとって前向きな効果をもたらしたが、完全な賠償を得るために政府が署名した合意に含まれるすべての措置の完全な履行が必要であることを主張した。

申立人は、本件が審理されたこの種の事案の最初の案件であることから、委員会が見解を公表することが大変重要であると指摘し、また、被害者のための賠償の問題を超えて、重要な立法・司法および社会的変化を推進し、このような事件が再発しないことを確保するために、アルゼンチンにおける象徴的な事件の重要性を強調した。申立人は、委員会に対し、政府が申立人との間で署名した合意において引き受けたすべての義務を遵守するよう要求する声明を公表するよう求めた。

その後、締約国は、委員会に対し、年金の付与のための法案の準備、および、申立人が委員会に対し知らせた申立人が求める措置を含む、申立人との間で締結された友好的解決の一部として採択された賠償措置について通知し、また、申立人に対する年金の付与に関する州の命令の下で発行された法律の写しと、年金の月払が開始したことの証明を委員会に送付した。以上の経過の下で、委員会は、3条、7条、14条1項、17条、24条、26条の違反と、2条3項とこれら各条を合わせた違反を認めた。そして、救済に関して、友好的な解決手続を通じて申立人と締約国との間で合意された賠償措置について留意し、締約国がこれらの措置のいくつかの実施について行った進展を認めた一方で、合意された約束の完全な履行を要求するとした。また、委員会は、締約国が、特に、性的暴力の被害者を含む、被害者に対し、平等の条件で裁判所に対するアクセスを保障することによって、将来、類似の違反が犯されないよう確保する義務があると述べた⁴⁰⁶。

Annakkarage Suranjini sadamali Pathmini Peiris v Sri Lanka 事件は、申立人と夫が、警察官の不正行為を見つけて告発したことから、告発を取下げようという執拗な脅迫と攻撃を受け、暴行は2人の子どものまでおよび（家族全員が襲撃された当時、子どもは、10歳、および、14歳または15歳、決定当時、14歳、および、18歳ないし19歳）、夫は殺されたという事件について、申立人が、申立人と殺害された夫、および、2人の子どもの被害者として、申立てた事案である。委員会は、申立人の夫について6条および6条と23条1項を合せた違反、申立人ら全員について、2条3項を6条および7条と合させた違反、7条および7条と23条1項を合せた違反、9条1項違反、17条違反および17条と23条1項を合せた違反をそれぞれ認め、締約国は、責任者を裁判にかけること、および、金銭賠償のほか、申立人と2人の子どもの安全に住居に戻ることができることと、および、家族に対する謝罪を含む賠償を確保することを勧告している点で、珍しい事例である⁴⁰⁷。

⁴⁰⁶ L.N.P. v Argentine Republic, No. 1610/2007, 18 July 2011, para. 14.

⁴⁰⁷ Annakkarage Suranjini sadamali Pathmini Peiris v Sri Lanka, No. 1862/2009, 26 October 2011, para. 9. なお、本件で締約国は、委員会からの3回の要請にもかかわらず、応答しなかった（para. 5.1）。また、委員会が救済として勧告した謝罪は、申立人が求めたものである。

(v) 女性差別撤廃条約

女性差別撤廃委員会は、申立人の子に関する国際的な子の監護紛争事件におけるデンマーク当局の申立人に対する取扱いが、女性撤廃条約2条(d)項、5条(a)および(b)項、および、16条1(d)項の下で保障される申立人と子の権利を侵害したと認められた女性差別撤廃委員会の個人通報事件 *M.W. v Denmark* において、被害者である母と子に対する救済として、締約国の法務省が、そこで必要な場合には、子の監護および面会交流に関する新たな手続きが子の最善の利益において実施される可能性のある、オーストリアにいる母への子の返還を確保するために、オーストリアの中央当局と迅速に協働するよう勧告している⁴⁰⁸。

これは、原状回復の性質を有する救済の形態と考えられる。子の最善の利益を考慮して子の監護および面会交流に関する新たな裁判手続きがなされるよう迅速な子の返還が実現することが最も適切な救済と考えられたものと思われる。

3 条約機関以外の国連人権機関による子ども被害者の救済の権利の規範的發展

国際人権法・人道法違反の子ども被害者の救済の権利については、条約機関以外の国連人権機関によっても、取り上げられるようになってきている。

裁判官および弁護士に関する特別報告者 *Despouy* は、2008年に人権理事会に提出した報告書 (A/HRC/8/4) でジャスティスへのアクセスの問題を取り上げ、子どもの権利を保護する数々の国際条約・規則および指令にもかかわらず、ジャスティスへのアクセスに関しては国家による子どもの取扱いには改善すべき点が多々あると指摘し、子どもは大人と同じ保障を享受するが、子どもの最善の利益は至高であるから、特別の保護を要求すると述べた。しかしながら、同報告書は、ジャスティスへのアクセスは、調停、家族のインタビュー、心理的ガイダンス、支援サービス、コミュニティ・サービス、教育プログラムのような、裁判手続の代替によって提供されることが適切であると述べており (53項)、子どもに特別の関心を払いながらも、子どもの救済の権利は、非司法的手続によるべきであると考えていたことが窺われる点については、疑問がある。

また、環境の権利に関する特別報告者は、2018年に人権理事会に提出した報告書において、子どもの権利と環境の保護の関係の問題を取り上げ、子どもの権利委員会の子どもの権利条約の一般的実施義務に関する一般的意見5 (2004年)、ビジネスセクターが子どもの権利に及ぼす影響に関わる国の義務に関する一般的意見16 (2013年)、および、環境についての人権侵害に対し効果的な救済を提供する国家の義務について述べた人権と環境に関する枠組み原則10を援用し、環境に関する損害の文脈では、子どもはさらなるジャスティスへのアクセスの障害に直面することがあるとし、国家は、そうしたの障害を克服するための措置を取るべきであると述べている⁴⁰⁹。なお、同報告書は、子ども用にも作成さ

⁴⁰⁸ *M.W. v Denmark*, No. 46/2012, 21 August 2012.

⁴⁰⁹ UN Doc., A/HRC/37/58 (24 January 2018), paras. 51-53.

れ、公表されている。

さらに、人身取引に関する特別報告者は、2014年に人権理事会に提出した報告書に、「人身取引の被害者の効果的な救済の権利に関する基本原則」を含めて公表したが⁴¹⁰、2019年に人権理事会に提出した報告書では、人身取引の被害者の救済の権利に関して、同基本原則を援用しながら、特に、金銭賠償は、人身取引議定書の規定の中で最も履行されておらず、精神的損害の算定の共通基準がないことや、被害者は付与された金銭を管理できないという仮定に基づいて「型通りの支援パッケージ」が付与される傾向等の問題や、金銭賠償を請求し獲得することへの障害に言及し、このような状況は特に子ども被害者にとって深刻であり、子ども被害者は、最も金銭賠償を受ける可能性が低いと指摘している。また、同報告書は、人身取引の被害者のために、革新的で変革的なアプローチを必要とし、短期的な支援に限定されず、長期的な支援を内容とする意味で、再統合やリハビリテーションのかわりに、「社会包摂」の用語を用いている⁴¹¹。

このほか、人権理事会は、2014年に、「子どもの権利：子どものためのジャスティスへのアクセス」に関する決議を採択した。同決議は、子ども被害者の救済の権利について、様々な重要な措置を国家に対し要請している。特に、国家は、ジャスティスへのアクセスについて脆弱な集団に属する子どもがさらなる障害に直面するという問題に対処するように（5項）、そして、子どものジャスティスへのアクセスに対する障害を除去するために、権利を侵害された子ども被害者が裁判手続を自分で開始する可能性を含め、国内法制度が子ども被害者に効果的な救済を付与すること、子どもに配慮した法律援助制度の創設を支援するなどして、すべての子どもが法律援助にアクセスできるようにすること、子どもが理解するような方法・言葉で決定を子どもに説明すること、子どもがジャスティスにアクセスし、救済を求めることを阻害するような社会的・文化的規範や慣習に対処すること、時効を重大な国際人権法違反に適用せず、その他の違反についても子どもが成人に達するまで時効期間が開始しないことを考慮すること、完全な救済と再統合を得るために、容易にアクセスできて子どもに配慮した権利侵害の子ども被害者のための賠償を検討すること等を要請している。

また、同決議は、紛争解決および子の権利侵害に対する救済を求めるための代替的制度は、国際人権基準および手続上の安全措置に厳格に準拠しなければならないが、迅速で、費用的に無理がなく、アクセス可能な救済を付与し、子どもの再統合を助けるものであることを認識するとしており、子どもの権利に否定的に影響する法律・政策・規範・慣行を争うために、集団訴訟等の子どもやその代理人、市民社会団体による申立を可能にし、裁判所の決定が、裁判手続を起こすのにさらなる困難に直面する子どもたちを含むより広い子どもたちの利益をもたらすことを確保することを国家に奨励し、さらに、子どものためのジャスティスへのアクセスに関する詳細で正確な情報を条約機関等に対する定期報告に含めることを国家

⁴¹⁰ UN Doc., A/69/269 (6 August 2014), Annex.

⁴¹¹ UN Doc., A/HRC/41/46 (23 April 2019), paras. 16, 17, 60.

に奨励している⁴¹²。

4 国際刑事裁判所の被害者賠償制度による子ども被害者の救済

第5章で概要を述べた国際刑事裁判所の被害者賠償制度に関する最初のルバンガ事件賠償判決は、同制度に関する様々な問題点を提起したが、子ども被害者に対する賠償に関する判決であったことから、これらの判決に含まれた視点や問題点は、国際人権法および人道法の子ども被害者の救済の権利全般に通ずる重要な点を含んでいる。以下では、特に、次の二点を取り上げておきたい。

その一つは、子ども被害者に対する救済の形態として、金銭賠償が適当な形態かという問題である。ルバンガ事件賠償判決では、公判部も上訴審も、賠償請求手続に参加した被害者個人に対する個別の金銭賠償は認めず、被害者信託基金を通じての賠償という形態を選択した。そして、その理由について、上訴審は、賠償命令の理由を述べると言いながら、限られた財源を有効に活用し、煩雑な被害認定の手続を避けるためには集団的賠償が良いという以上のことは述べていない。同判決が策定した賠償に関する諸規則では、特に、子どもの権利条約と同条約中の子どもの最善の利益原則が指導原則とされるべきとされているが（24項）、本件の子ども被害者のための救済の具体的な決定に際し、子どもの最善の利益の観点からの検討がなされたかは明らかではない。

この点で、金銭賠償について述べた賠償の諸規則48項は、「解放され、帰還する子どもたちに対する直接の現金給付は、経験により繰り返し示されてきたように、援助の適切な形態ではない」と述べるパリ諸原則第7.35原則を引用しており、判決中には述べられていないが、この考え方が、子ども被害者からの金銭賠償の請求を認めなかったことに影響している可能性が考えられる。

第二の点は、子ども被害者に対する救済の決定における、子どもの参加のあり方である。第3章における検討から明らかになったとおり、国際人権法・人道法の被害者の救済を受ける権利の内容として、賠償請求や救済プログラムの策定等に被害者自身が参加することや、賠償の形態の決定に際し被害者の意見が尊重されるべきであるとの規範が発展してきている。

この点、ルバンガ事件賠償判決が示した賠償の諸規則においても、子どもの意見を聴かれる権利を定めた子どもの権利条約12条を引用して、子ども被害者に関する賠償についての決定に際し、子ども被害者の意見が考慮されるべきであると述べられている（28項）。しかるに、子どもの権利委員会は、子どもが意見を聴かれる権利に関する一般的意見12（2009年）において、この権利の実施として、「意思決定担当者は、子どもに対してプロセスの結果を知らせ、かつ子どもの意見がどのように考慮されたか説明しなければならない」（44項）と述べている。この点、ルバンガ事件賠償判決では、子ども被害者からの金

⁴¹² UN Doc., A/HRC/RES/25/6 (14 April 2014), paras. 5, 13, 14, 15, 21.

金賠償は認められなかったが、子どもの権利条約12条の要請として、賠償手続に参加し個別賠償を求めた子ども被害者に対し、個別賠償を認めなかったことや、集団的賠償への参加の可能性等について、どのような説明がなされたかが重要である。このことは、国際刑事裁判所だけでなく、子ども被害者の救済の実現に関するすべての国内および国際的手続への子どもの参加に関する課題である。

第三の点は、子ども被害者が救済を求める手続において、直接手続に参加している子ども被害者以外に多数の被害者が存在することが明らかになっており、あるいはその可能性が高い場合に、当該手続において直接救済を求めた子ども被害者に対する個別の救済と、より広範な子ども被害者に対する集団的賠償の提供のあり方についてである。

特に、子ども被害者の救済について、子どもは効果的な救済へのアクセスに特別の障害に直面することから、集団的な救済の活用が奨励されている。この点について、ルバンガ事件賠償判決（上訴部）は、集団賠償が適切であると判断した理由として、被害者の人数に比べ申請者の数があまりに少ない場合など、すべての申請について個別に判断する義務があるとされる国際人権判例の文脈と、国際刑事裁判所の文脈は異なると述べている⁴¹³。

しかしながら、国際刑事裁判所における被害者賠償の制度においても、集団賠償が適切であると判断したことは、具体的に賠償の申請を行った個別の被害者に対する賠償について判断する必要がないということはないであろうし、また、国際人権法の枠組みにおける被害者の賠償の手続においても、個別の被害者の救済を超えて、集団賠償が適切な場合があることは今日共通の理解となっている。この問題は、子ども被害者の場合に限らないが、救済へのアクセスについて、より困難が存することが多い、子ども被害者に対する救済において、個別の被害者の救済と集団的救済のあり方は、重要な検討課題である。

5 子ども被害者の救済を受ける権利を国内で実現するうえでの障害

(1) 子ども被害者の救済を受ける権利の国内における実現に関する調査研究

子どもの権利条約を初めとする国際人権条約の下で子ども被害者が有する救済を受ける権利は、本来、締約国が国内において実現の義務を負うものであり、子ども被害者が救済を受ける権利のための国際的手続は、子ども被害者が国内において救済を受けることができなかった場合における補完的な役割を果たすものであると同時に、子ども被害者の救済を受ける権利の国内における実現を促進すべきものである。そのため、子どもの権利条約その他の国際人権法違反について、子ども被害者が救済を受ける権利を国内で実現するうえですべて具体的などのような障害や課題が存するかについての実態を把握することが重要となる。

この問題に関して、本章1（3）の項で述べたとおり、子どもの権利委員会は、2003年に採択した条約の一般的実施措置（4条、42条および44条6項）に関する一般的意見5にお

⁴¹³ ICC-01/04-01/06-3129, 3 March 2015, paras. 152-154.

いて、子ども被害者が効果的な救済を求める権利は条約に黙示的に含まれているとの立場を明らかにした際、「子どもは特別な状況にあり、かつ他者に依存していること」から生ずる、権利侵害に対する救済を追求するうえで特別の困難が存することを指摘した。そして、そのために、委員会は、国に対し、子どもおよびその代理人が利用できる効果的な、子どもに配慮した手続として、子どもに優しい情報、助言、アドボカシー（セルフ・アドボカシーのための支援も含む）の提供、必要な法的その他の援助とともに独立した苦情申立て手続および裁判所へのアクセスを確保すべきであるとした⁴¹⁴。

この点、子ども被害者の救済の権利の国内における実現の困難・課題に関する情報という意味では、近年、国連人権高等弁務官が2013年に国連人権理事会に提出した、子どもにとってのジャスティスへのアクセスに関する報告書（以下、「人権高等弁務官報告書」という。）が、国連加盟国やNGOから提出された情報に基づいて、国内レベルにおける子どものジャスティスへのアクセスの障害について具体例を挙げており、参考になる⁴¹⁵。

また、この報告書を受けて、2014年に、国連人権理事会が、子どもにとってのジャスティスへのアクセスに関する国連人権理事会決議が採択したこと、同じく2014年に子どもの権利条約の通報手続選択議定書が発効したこと、2015年に国連が採択した持続可能な開発目標の目標16とターゲット16.3に、すべての人にジャスティスへの平等なアクセスを提供することが謳われたこと等を背景として、UNICEFや、国際的なNGO、研究者の間で、子どもにとってのジャスティスへのアクセスについての関心が高まってきたように思われる⁴¹⁶。

しかしながら、子どもにとってのジャスティスへのアクセスというテーマの下で扱われる問題の中心は、少年司法、刑事手続における被害者または証人としての子ども、あるいは、監護権や養育縁組、代替的養護に関する裁判手続における子どもの人権に配慮した司法のあり方、すなわち、司法に関わることになった子どもという枠組の中で論じられているために、権利を侵害された子ども被害者の救済を受ける権利の実現というテーマと重なり合っているものの、その範囲や視点はまったく同一という訳ではない。

この点、国連人権高等弁務官事務所の報告書を初めとして、このテーマに関して、近年、いくつかの報告書が発表されており、ここから、国際人権法違反の子ども被害者の救済を受ける権利の国内レベルにおける実現における共通の困難や課題を見出すことができる。中

⁴¹⁴ Supra note 15, para. 24.

⁴¹⁵ UN Doc., A/HRC/25/35 (16 December 2013). 報告書作成のために人権理事会からの要請に応じて情報を提供したのは、34ヶ国および34のNGOであるが、Child Right Connetが行ったジャスティスへのアクセスに関する子どもたちの意見を問う調査には、24カ国の11歳から17歳までの子どもたちが参加した。同報告書、注1。

⁴¹⁶ Migena Leskoviku and Mirgen Prence, Access to Justice for Children, an Evolving Concept, Mediterranean Journal of Social Sciences, Vol 6 No 3 May 2015, 103-109. UNICEF, Prioritising access to justice for all children in eu neighbourhood & enlargement policies and relations with central asia (2014), UNICEF and International Development Law Organization, Children's Equitable Access to Justice: Central and Eastern Europe and Central Asia (2015), J Beqiraj and L McNamara, Children and Access to Justice: National Practices, International Challenges (Bingham Centre for the Rule of Law Report 02/2016), International Bar Association, October 2016. The African Child Policy Forum and Defence for Children International organized a conference on "Call to Action: make access to justice a reality for African children" (10 May 2018).

でも、Child Rights International Network (CRIN)が、世界中の197ヶ国について、国内レベルで子どもの効果的な救済の権利がどの程度確保されているかという観点から行った調査の報告書⁴¹⁷（以下、「CRIN 報告書」という。）は、本稿の主題と問題関心にとって最も関係があり、かつ、最も多くの国に関する情報を提供するものと言える。その他、ECPAT Internationalが性的搾取の子ども被害者の司法救済その他の賠償へのアクセスに関する経験に焦点を当てて行った3つの報告書（以下、「ECPAT 報告書」という。）は、特に、アジアの3カ国を対象として子ども自身の声を聴きとっている点、および、子ども被害者が金銭賠償を得ることについての障害と困難の問題を取り上げて13カ国の比較調査を行っている点で、極めて貴重な情報を提供するものである⁴¹⁸。また、UNICEF Innocenti Research Centreの移行期ジャスティスにおける子どもと賠償に関する作業文書（以下、「UNICEF 作業文書」という。）は、同センターの子どもと移行期ジャスティスに関する研究の一部であり、武力紛争下において権利を侵害された子ども被害者に対する賠償という特定のテーマについて、アフリカ、アジア、および、ラテンアメリカの3つの地域の8カ国について調査したものであり、武力紛争下における国際人権法・人道法違反の子ども被害者の救済を受ける権利の国内レベルにおける実現における課題について、調査に基づいた興味深い視点を提示している⁴¹⁹。

また、他方で、特に、子どもの権利の実現のための裁判の活用や、国内裁判所による子どもの権利条約の適用についての実務的および学術的関心も高まり、この観点からの報告書や研究論文が表われてきているが⁴²⁰、これも、国際人権法・人道法違反の子ども被害者の救済を受ける権利の国内における実現という観点からは、好事例と共に課題を提供するものとなっている。

そこで、以下では、これらの先行する研究から明らかになった障害について、整理しておきたい⁴²¹。

（2）一般的な障害

前述の人権高等弁務官報告書、および、CRIN 報告書は、いずれも、特定の権利や状況、特定の集団に属する子ども、地域や国によらず、一般的・普遍的に、子どものジャスティスへのアクセスにおける障害について取り上げ、また、後者の報告書は、各国の状況をグロー

⁴¹⁷ Child Rights International Network, *Rights, Remedies & Representation: Global Report on Access to Justice for Children*, 2016.

⁴¹⁸ ECPAT International, *Through the Eyes of the Child: Barriers to Access to Justice and Remedies for Child Victims of Sexual Exploitation* (2017), *Casting Light on the Care, Recovery and (Re)integration Needs of Commercially Sexually Exploited Children* (2017), *Barriers to Compensation for Child Victims of Sexual Exploitation* (2017).

⁴¹⁹ Mazurana, Dyan and Carlson, Khristopher, *Children and Reparation: Past Lessons and New Directions*, Innocenti Working Paper No. 2010-08, Florence, UNICEF Innocenti Research Centre (2010).

⁴²⁰ 例えば、Ton Liefaard, Jaap E. Doek Eds., *Litigating the Rights of the Child: The UN Convention on the Rights of the Child in Domestic and International Jurisprudence*, Springer (2015), Child Rights International Network, *Realising Rights?: the UN Convention on the Rights of the Child in Court*, 2018. Open Justice Initiative, *Strategic Litigation Impacts: Insights from Global Experience* (Open Society Foundations, 2018)にも、子どもの権利に関する戦略的訴訟の事例が紹介されている。

⁴²¹ *Supra* note 415, para. 14.

バルな視点から分析しているが、そこで障害として指摘され、あるいは分析の対象とされている問題は、かなり共通している⁴²²。

人権高等弁務官報告書が挙げる障害は、次のような問題である。すなわち、司法制度の複雑さ、子どもが自分の権利について知らないこと、助言や支援についての情報の欠如、刑事・行政・民事裁判手続に関する法律と手続が子どもの権利とニーズに適合しておらず、子どもに対して差別的であること、子どもの問題を専門的に扱う裁判官・検察官・弁護士その他の職員の欠如、専門研修を提供する資源の欠如、司法制度が威圧的であること、子どもがハラスメントや排除、報復等の恐れや、文化的・社会的に許容されないために救済申立をしないこと⁴²³、子どもの行為能力の制限、子どもは権利保持者とみなされていないこと、子どもを代理する大人が、子どもの最善の利益において行動する保障はないこと、子どもに対する説明なしに決定してしまうこと、裁判の手續費用や裁判所への物理的距離⁴²⁴である。また、報告書は、特に、代替養護を受けている子ども、自由を奪われた子ども、障害のある子ども、貧困状態にある子ども、路上生活している子ども、マイノリティや先住民族の子ども、少女、紛争状況にいる子ども、難民申請者や移住者である子どもは、さらなる障害に直面すると指摘している⁴²⁵。なお、報告書は、これらの障害についてより詳細な具体例を挙げているが、それらは、次の CRIN 報告書の関連する箇所で見られることとする。

CRIN 報告書は、世界 197 ヶ国について、子どものためのジャスティスへのアクセスの状況について、子どもの権利条約の法的地位、子どもの法的地位、救済、実用性の 4 つの指標を用いて評価し、どのような障害が存するかと良い実行例を紹介している。

第一の指標の子どもの権利条約の法的地位とは、より具体的には、条約が国内法に受容されているか、国内法より法的効力が優先するか、国内裁判所において適用されるかという問題である。子どもの権利条約上の権利が侵害された場合、この 3 つの問題が、子ども被害者が国内で司法救済を受けることができるか否かを左右することになるからである。CRIN の調査結果によれば、197 ヶ国のうち、94 ヶ国が子どもの権利条約を完全に国内法化している一方で、英国のように、同条約を国内法化しておらず、国内法の解釈手段に留めている国もあり⁴²⁶、また、29 ヶ国は条約を国内法化しているがその適用を制限する留保をしている。条約が国内法の一部となっている国のうち、半分よりやや多くの国で、条約は少なくとも、国内法のいくつかの矛盾する規定より優先する。ベルギーでは、直接適用可能な規定のみが国内法に優先する。また、条約を国内法化している国の 48 パーセントの国において条約の

⁴²² 他の類似の調査の報告書として、J Beqiraj and L McNamara, *Children and Access to Justice: National Practices, International Challenges* (Bingham Centre for the Rule of Law Report 02/2016), International Bar Association, October 2016. 同報告書は、世界中の 22 の法域から得られた照会への回答、および、欧州評議会の 48 の加盟国から得られた照会のデータを分析したものであるが、そこで取り上げられている問題も、ほぼ共通している。

⁴²³ *Supra* note 415, para. 15.

⁴²⁴ *Supra* note 415, para. 16.

⁴²⁵ *Supra* note 415, para. 17.

⁴²⁶ *Supra* note 417, p. 7.

すべてが直接適用可能である⁴²⁷。以上の問題と関連して、CRIN 報告書では取り上げられていないが、上訴の制限が、子ども被害者が国内裁判所において救済を求める際の障害になりうる。例えば、多くの国において、上訴するには裁判所の許可が必要とされており、また、日本においては、最高裁判所に対する上告理由が、判決に憲法違反または憲法の解釈の誤りがある場合等に限定されており⁴²⁸、条約が国内法の一部となっており、かつ、条約と矛盾する法律よりも効力が優先すると考えられていても⁴²⁹、実際には、条約違反を理由とする最高裁判所への上告が認められない。このように各国の国内裁判手続に関する詳細な法律の規定や実際の運用には、CRIN 報告書が第四の実用性において述べるとおり、子ども被害者の救済に対する複雑で専門的、技術的な障害が多数存在する可能性がある。

第二の指標の子どもの法的地位は、裁判手続における子どもの関与の取扱いの問題である。CRIN 報告書によれば、ほぼすべての国が、子ども自身が裁判の原告となることを認めているが、世界中のほとんどの国で、子どもは自分で裁判を提起する資格がなく、親、訴訟後見人、*next friend* 等の代理人を通じて裁判手続を行う必要がある。

アルジェリア、クウェート、アラブ首長国連邦、カタール、ニジェールでは、このような親の権限が、父親や祖父に付与されている。タイでは、子どもの親に対する民事刑事の裁判は、検察官が行う場合以外は禁止されており、ラオスでは、子どもは、裁判を提起したり、法律援助を求める前に、親の同意を得なければならない。スコットランドは 16 歳以上の子どもに完全な法的能力を認めており、16 歳未満の子どもは、行為の意味について一般的な理解ができることを条件として、民事裁判を提起し、または被告となる能力があるとされ、12 歳以上の子どもは、この能力があると推測される。バルバドスでは、一般に子どもは *next friend* を通して裁判手続における行為を行うことが要求されるが、子どもは、裁判所に対し、この要件をはずすよう申立てることができる。

チュニジアでは、子どもは通常は親による代理が必要であるが、親が子どもに生じた損害について賠償を請求することを拒否した場合は、子どもが独立に損害賠償を請求することができる。トルコでは、原則として、子どもが訴訟を提起するには親の同意が必要であるが、親または後見人が子どもの権利を侵害されたと主張されている場合には、例外が認められる。また、特定の種類の事件においては、子どもの単独の行為が認められることも多い。マケドニアおよびクロアチアでは、16 歳以上の子どもは刑事訴追や民事責任の追及が可能である。特に、東欧および中央アジアにおいて、子どもが、ドメスティック・バイオレンスによる被害を受けた時に、子どもが保護命令の申立手続を開始することを認める実行が現れてきている。コソボ、セイシェルズ、サモアがこのような制度を発展させてきた。

ハンガリーでは、14 歳以上の子どもが、平等の取扱い、良心の自由、自由の剥奪、名誉や尊厳に対する侮辱に関わる事件等、「生まれながら有する権利」の保護のために子ども自身

⁴²⁷ *Supra* note 417, p. 13.

⁴²⁸ 刑事訴訟法 405 条 1 号、民事訴訟法 312 条 1 項。

⁴²⁹ 憲法 98 条の解釈に基づく。

が法的手続を取ることを認めている⁴³⁰。また、半数以上の国において、子どもを代理する親の権限を子どもの最善の利益と合致するように制限したり、親の利益が子どもの利益と対立する可能性がある事件について監視する規則を設けるなどしている。例えば、スリランカでは、子どもの代理人になろうとするものに対し、その目的に適合していること、および、利益相反がないことを証明して裁判所に申立をすることを要求している。この点について、子どもの代理人が子どもの利益に沿った活動をすることを確保するために、親や法的代理人に裁判において子どもの最善の利益に沿った行動をするを具体的に義務付けている国は 14 カ国しかない⁴³¹。

裁判手続において子どもが意見を聴かれる権利が保障されているかという点も、子どもにとってジャスティスへのアクセスを確保するうえで不可欠の部分である。CRIN 報告書によれば、世界の子どもの 5 分の 1 は、子どもに関する裁判手続において意見を聴かれる権利が与えられていない。他方、4 分の 1 強の国では、法律で明示的に規定しているか否かにかかわらず、すべての裁判の状況においてこの権利を子どもに保障している。エジプト、フランス、モーリシャス、ベルギー、ルクセンブルグがこの権利を強く保障しているが、家庭裁判所ではこの権利を保障するイスラエルのように、84 ヶ国では、この権利は、より限定された状況において認められている。また、アジア、中東アジア、および、北アフリカ等の 58 ヶ国は、子どもが意見を聴かれる権利を法律で保障していない⁴³²。

第三の指標である救済について、CRIN 報告書は、子どもが、裁判所その他の苦情申立制度を使って子どもの権利条約違反に対する救済を得るための法的手段を有するかに着目し、より具体的には、権利が意味を持つためには、違反に対する効果的な救済が利用可能であること、子どもが救済にアクセスできること、子どもが自分の権利を守るためにすべての裁判所と苦情申立手続にアクセスできること、裁判所が子どもの権利侵害を救済するための広範な権限を有し、原状回復や金銭賠償命令を命ずることができ、法律および補足的な法を停止することや、法律を無効とし、政府に対し違反防止の措置を求めること、違反の再発防止の保証、職権で調査の開始や手続の開始が可能であることが必要であると述べる⁴³³。

CRIN 報告書は、救済のための具体的な裁判手続について、子どもの権利違反はしばしば、法律や国の行為から生ずることから、子どもの権利に関する訴訟は、行政法や憲法を通じて行うことになることが多いが、約 87 パーセントの国において、行政法や憲法の下で、法律や政府の決定について争うことが可能であると述べる。

パプアニューギニア等、少数の国では、私人や企業による作為または不作為による損害に対し、憲法訴訟が可能とされ、また、フィンランド等大陸法系の国では、法律が施行される前に、その合憲性について司法審査を求めることが可能な国もある。どのような争い方が可能であり、どのような救済が可能であるかも多様であり、裁判所が違憲と判断した法律の規

⁴³⁰ Supra note 417, pp. 7, 17–18.

⁴³¹ Supra note 417, p. 18.

⁴³² Supra note 417, pp. 7, 18.

⁴³³ Supra note 417, p. 21.

定を無効にすることができる国もあれば（アメリカ合衆国、エクアドル）、司法審査は法律の実施前にのみ可能である国もある（フィンランド、スリランカ）。

また、行政裁判所による救済も、違法な行政行為の取消、公務の執行、違法な行為の禁止や、個人に対する特定の行為の執行または停止の命令、個人の収監や拘禁の合法性の司法審査である人身保護命令等、様々であり、高等裁判所は政府やその職員に対する差止命令を出すことはできないとされるシンガポールのように、裁判所が救済を付与する権限について相当な制限が設けられている国もある⁴³⁴。

刑事手続に関しては、主として国の役割であるが、公的機関が訴追や犯罪の捜査を行わない場合に、子どもやその代理人が、加害者を私人訴追により裁判に付託する制度があり、このような権限は、検察における腐敗や懈怠に対する審査として機能しうが、世界中の100ヶ国において、何らかの形で認められている。私人訴追は、一般に、子どもの親や後見人によって行われることが必要とされるが、モンテネグロ、マケドニア、クロアチア、ポルトガルを含むいくつかの国では、年長の子どもが自分自身で民事裁判、告訴や刑事訴追を申立てることを可能にするための措置を取っている。私人訴追について制限が設けられている国もあり、シンガポールでは、私人訴追は、告訴人が被告人とされる者との間で刑事調停を試みた場合にのみ許されており、また、英国等のいくつかの国では、国の検察官が私人によって開始された事件の遂行を行い、かつ、訴追を継続・停止する権限を有する。

また、国の起訴によって開始する刑事裁判において、子ども被害者が自分の利益を守るために手続に関与できるか否かが重要であるところ、ポルトガルのように、いくつかの国では、子どもの参加が可能とされている。トルコでは、子どもが刑事裁判に参加することを希望した場合は、自動的に代理人が任命される⁴³⁵。

犯罪でない権利侵害については、194ヶ国において民事裁判が可能であり、多くの場合、子どもは法的代理人を通じて、裁判所に対し、損害に対する加害者からの賠償を求める事件を提起することになる。フランス法の伝統を有するいくつかの国では、犯罪の被害者が犯罪による損害について民事的な賠償を請求するために刑事裁判に参加することが認められている。また、ドメスティック・バイオレンスに関する法律が、子どもを保護するために、子どもを転居させるのではなく、加害者の退去を命じ、子どもが居住する家に戻ることを禁止することを認めるといった形で、子どもの権利を強化する救済のあり方が発展している⁴³⁶。

慣習法や宗教法が施行されている国では、慣習裁判所、宗教裁判所、村の裁判所、村長、部族長等が紛争を家族や身分事項に関する紛争を解決する役割を果たしている場合があり、救済を求める子どもにとって、迅速で、費用がかからず、利用しやすい、法を犯した子どもの問題を扱う修復的司法の場を提供している等の利点がある反面で、子どもの権利条約を含む人権基準が守られていない場合があるという問題点もある⁴³⁷。

⁴³⁴ Supra note 417, p. 21.

⁴³⁵ Supra note 417, p. 22.

⁴³⁶ Supra note 417, p. 22.

⁴³⁷ Supra note 417, p. 22.

国内人権機関に共通する制度として、苦情申立を受理し、あるいは、裁判所で裁判を遂行する権限の付与があるが、国内人権機関は 129 ヶ国に存在し、また、子どもに特化した人権機関や、総合的な人権機関の中に子どもの権利の保護を担当する委員や部門を置いている例が 80 ヶ国に存在する⁴³⁸。

また、多くの申立人や被害者が申立や訴訟を集団で行う裁判を可能とする集団訴訟は、広範または大規模な子どもの人権侵害について、特定の子ども被害者に対する負担を減らしながら裁判を行う特に効果的な方法となりうる。訴訟の併合、テスト訴訟、集団訴訟、クラス・アクション、公益訴訟などは、効果の程度は異なるが、集団訴訟の機能を果たしうる。より一般的で論争の少ない方法として、裁判所が類似の訴訟を併合する権限を有する国は 148 ヶ国にのぼる一方で、大人数の原告を 1 つの裁判で代理することを可能とするクラス・アクションは、アメリカ、カナダ、オーストラリア、タイ等で認められている。また、南アフリカの例のように、被害者個人を特定することなく、一般的な公益のために訴訟を提起することを認める公益訴訟も、子どもの権利保護の進展に役立つ可能性がある⁴³⁹。

さらに、子どもに関する専門的な NGO は、しばしば、子どもの権利の広範な侵害について争い、あるいは、特定の子どもが救済を求めるのを単に支援するのに適した地位にあるが、NGO が当事者として裁判を起こすことを認めている国は約半数であり、54 パーセントの国は、NGO に対し、すでに提起されている裁判に関与する、より制限的な権限を認めているに過ぎない⁴⁴⁰。

これらの障害に関して、人権高等弁務官報告書は、特に、子どもの親や、法定保護者、法的代理人が子ども被害者を代理して裁判を提起することができない場合やしようとならない場合に、子どもが国内人権機関やリーガルクリニック、国の子ども擁護者や NGO 等の他の関係者に救済を求めることができることが有益であることをいくつもの NGO が強調したと述べている。また、子どもポルノの事件のように被害者の特定が困難な事件等において、集団訴訟が可能であることの重要性が指摘されている⁴⁴¹。

CRIN 報告書が分析で用いた第四の指標である実用性とは、国内法制度を使って違反を争う場合における実際的な配慮を意味する。報告書は、子どもがジャスティスにアクセスすることに対する最も深刻な障害の多くは、実務の中に存在し、法的助言を求めるための経済的な負担、威圧的な法廷や迷路のような法的手続は、多くの大人にとっても困難なものであるが、子どもにとっては、これらの障害のために、ジャスティスへのアクセスは虚構になりかねないと警告する。

CRIN 報告書は、このような実務の中に存在する障害として、裁判所、法的援助・法律扶助、証言、プライバシー、時間的制限、および、解決にかかる時間の 5 つを挙げている。まず、裁判所について、40 パーセントの国で、特別な子どもの裁判所が存在し、ボリビアや

⁴³⁸ Supra note 417, p. 23.

⁴³⁹ Supra note 417, pp. 7, 10, 23- 24.

⁴⁴⁰ Supra note 417, pp. 10, 24-25.

⁴⁴¹ Supra note 415, para. 39.

エクアドルのように、子どものための裁判所が、民事、刑事、および、いくつかの権利に関する事件に対する広範な管轄を有する例もあるが、他の国では、年少の子ども、刑事裁判や、子ども保護の手續に限定されていることが多い。子どものための裁判所がない場合、いくつかの国は、通常裁判所の中に、子どもに関する事件を専門的に扱う部を設けている場合がある（トーゴ、スワジランド等のアフリカの国、コソボ、ラオス）。

また、半数以上の国では、裁判所が子どもからの申立てを受理する際に、申立手續の柔軟な運用を行っており、例えば、エクアドルでは、子どもが、自分の権利に関する行政事件を申立てる際は、口頭で、弁護士なしに行なうことを認めており、パラグアイやソロモン諸島も、必要性や合理性があれば、このような子どもからの申立を認めている⁴⁴²。

法的援助・法律扶助については、国家予算による法律扶助制度が機能していない国が 42 カ国あり、このことは、世界中の 2 億 2000 万人の子どもがあらゆる種類の裁判においても無料の法律扶助を受けることができないことを意味する。残りの国は、何らかの形の法律扶助を有するが、すべての種類の裁判において法律扶助が利用可能な国は 28 カ国しかない。法律扶助は、刑事裁判に限定されていることが一般的である。

また、子どもについて、特定の種類の裁判に法律扶助が自動的に適用される国も少数存在し、ベルギーは、裁判費用を含む訴訟にかかるすべての費用の支払から子どもを自動的に免除するという例外的に強力な規則を有しているが、無料の法律扶助の適用は、申立人の財政状態に関する資格要件によって制限されるのが典型的であり、その際、子どもの親の財政状況が考慮されるのが一般的である⁴⁴³。しかしながら、特に自由を奪われた子どもにとって、無料の効果的な法的援助を得られることが重要である⁴⁴⁴。

この点、リトアニアとルクセンブルグは、子どもに法律扶助を付与するかの決定において、子どもの両親の収入を考慮しない。また、フィンランドは、親が子どもによる裁判提起を支援している場合にのみ、親の収入を考慮している。ナミビアや中国のように、訴訟の合理性や目的を法律扶助付与の要件としている国では、子どもが無料の法律扶助を受ける障害となりうる。

一方で、無料の任意的な法律サービスであるプロボノが国家による法律サービスの提供の不足を補う傾向が生まれており、60 パーセントの国でプロボノ実務が見られ、エチオピア、スワジランド、バハマを含むいくつかの国では、プロボノが唯一の利用可能な無料の法律援助として提供されていることを報告書は指摘している⁴⁴⁵。

証言については、約 4 分の 1 の国において、証人として出廷するための厳格な最低年齢を設け、または、子どもの証言に限定的な比重しか認めないといった制限が存在する。例えば、ラオスは、すべての子どもが裁判所で証言することを制限しており、また、コソボでは、14

⁴⁴² Supra note 417, p. 29.

⁴⁴³ Supra note 417, pp. 29-30. なお、この点に関連して、人権高等弁務官報告書は、多くの国では、両親がしばしば自然な子どもの代理人とみなされていることの問題点を指摘する。Supra note 416, para. 43.

⁴⁴⁴ Supra note 415, para. 40.

⁴⁴⁵ Supra note 417, pp. 29-30.

歳未満の子どもは、裁判の解決に必要でない限り、裁判での証言が認められない。他の制限の例として、ガテマラは、14歳未満の子どもが証言するには親の同意が必要であり、サオトメ・プリンシプルでは、性的虐待について証言する子どもは、「人格チェック」を受けなければならない。イエメンでは、大人が誰もいなかった事件についてのみ、子どもが証言することが許されている。

半分以下の国で、子どもは特定の状況において宣誓をせずに、あるいは、偽証の制裁なしに証言することが認められているが、パキスタンでは、宣誓なしに証言することが認められているのは、12歳未満の子どもに限られる。

特に刑事裁判において、子どもの証言に大人よりも軽い証拠価値しか認めない国は珍しくない。マレーシアやジャマイカでは、子どもの証言のみを根拠に有罪判決をすることはできず、また、ケニアの法律は、性犯罪以外のすべての犯罪についての有罪判決の基礎として、子どもの証言を補強する証拠を必要としている。

また、子どもが非公開の法廷や、裁判所以外の場所で証言することができるようにする等、子どもが証言する場合に子どもに配慮した手続を有する国は全体の3分の1にとどまった⁴⁴⁶。救済を求める子どもに関する情報が公表されることは、人権侵害に対する救済を求める子ども被害者をさらに被害者化する危険があるが、約4分の3の国において、裁判手続に關与した子どものプライバシーを保護するためのなんらかの法律を採択している⁴⁴⁷。

申立に関する厳格な時間的制限は、特に幼少の子どもにとって、成人に達するまで訴訟を提起することができない場合、子どもが救済を求めるうえで深刻な障害となりうる⁴⁴⁸。人権高等弁務官報告書は、この点について、基本原則ガイドラインは、時効が重大な国際人権法違反に適用されるべきでなく、また、他の類型の違反に対して不当に制限的であるべきでないと要求しているが、子どもの権利の侵害の文脈において、このことは、時効期間が、子どもが成人に達するまで、あるいは、より遅くまで、開始すべきでないことを含むとして、子ども被害者の救済における時効期間の適用の制限や緩和は、基本原則ガイドラインの要請に沿うものであるとしている⁴⁴⁹。

実際、CRINの調査によれば、子どもの脆弱性の認識から、世界中の84ヶ国において、特定の状況において、子どもについて時間的制限を緩和している。例えば、ノルウェーでは、刑事事件に関して、子どもが16歳になるまで時効が進行せず、時効が開始する年齢がアンゴラおよびガテマラでは18歳、ブルンジでは21歳、リトアニアでは25歳とされている⁴⁵⁰。オーストリアでは、被害者が28歳に達するまでの期間が時効期間の算定に参入されない⁴⁵¹。類似の規定は、民事裁判や憲法裁判にも存在する。

イギリス法の伝統に属するバハマ、ガーナ、ケニア、サモア、シンガポール、ザンビアを

⁴⁴⁶ Supra note 417, 30–31.

⁴⁴⁷ Supra note 417, para. 31.

⁴⁴⁸ Supra note 417, para. 31.

⁴⁴⁹ Supra note 415, para. 44.

⁴⁵⁰ Supra note 417, p. 31.

⁴⁵¹ Supra note 415, para. 44.

含むいくつかの国では、個人について障害がある期間、時効が停止するという規定を置いており、この規定は、合理性、健康や能力のために裁判を提起する能力を欠くすべての個人に適用される。このような例として、人権高等弁務官報告書は、本稿においても、第6章2項において取り上げた、子どもが提起した民事裁判においてベルギーの裁判所が時効を理由に裁判を却下したことが子どもの権利の侵害になることを認めた欧州人権裁所の *Stagno v. Belgium* 事件判決に言及している⁴⁵²。

一方で、政府の行為について、人権を根拠として争うための一般的な方法である司法審査については、極めて短期の時間的制限が一般的に見られる。マーシャル諸島の30日、オーストラリアの一部における60日や、ベリーズにおける3ヶ月といった時間的制限がその例であり、このような短い時間的制限の下では、子どもやその代理人は、子どもの権利侵害を主張するために相当迅速に対処しなければならない。

この点、スコットランドのように、申立人が時間的制限に遅れたことが、裁判の適切な進行を阻害すると認めた場合には、裁判所が司法審査の審理を却下することができるといった柔軟なアプローチを採用している国もあり、さらに、ナイジェリアとセント・ルシアでは、基本的または憲法上の権利の侵害を主張する裁判については、時間的制限を廃止している⁴⁵³。

また、特定の種類の裁判については、時間的制限を明示的に緩和する例が一般的になっている。その例として、子どもが性的虐待について理解し、裁判所に訴訟を提起する準備ができるまでには何年もかかることがあることを認識して、オーストラリアのいくつかの法域では、子どもに対する性的虐待に関して国に対し損害賠償を求める民事裁判については、時間的制限を適用していない。また、スロバキアでは、個人の健康に対する損害について賠償を求める民事裁判には時効が適用されず、カザフスタンやエストニアでは、子どもに代理人が就いていない場合は、時間的制限が緩和されている。

そして最後に、時間の経過が子どもにとって大きな影響をもたらすために、司法制度における遅延が子ども被害者の救済において深刻な問題をもたらしていることを CRIN 報告書が指摘している。CRIN の調査では、わずか15パーセントの国において、子どもに関する手続に制度的な不当な遅延は認められなかった一方で、45パーセントの国では、裁判官の不足（ボリビア）、腐敗（バハマ）、不十分な裁判所施設（ハイチ）等の理由による深刻な遅延が見られた。またイタリアでは、裁判の遅延が、裁判の係属中も時効期間が進行するということと複合した問題となっている。

一方で、いくつかの国では、子どもが関与する裁判における遅延をなくすための試みもなされている。例えば、ネパールでは、子ども、なかでも特に、親や後見人の支援がない16歳未満の子どもに関する裁判が優先的に扱われる。モンテネグロでは、子どもの保護に関する手続が緊急に扱われ、第1回期日は8日以内に開かれなければならないとされている。ジ

⁴⁵² Supra note 415, note 50.

⁴⁵³ Supra note 415, p. 32.

ヤマイカは、滞留事件に対応するための試みとして、代替的紛争解決と夜間裁判所を発展させている。イスラエルの司法オンブズマンは、裁判の処理のために不合理な長期裁判をもたらした場合を含め、裁判における不当な扱いについて苦情の申立てを受理することができる⁴⁵⁴。

(3) 特定の権利侵害や状況における子ども被害者にとっての障害

子ども被害者が国内で救済を受ける権利を実現しようとする場合に、一般的に直面することが多い障害のいくつかは、特に、性的虐待の被害者にとってより深刻な障害となりうる。CRIN 報告書および人権高等弁務官報告書でも指摘されている。

特に、この類型の権利侵害の子ども被害者のジャスティスへのアクセスについて、ECPAT 報告書が詳細な調査と分析を行っている。同報告書によって指摘されている障害の多くは、前項で述べた一般的な障害とかなりの部分において共通するが、同報告書の一部は、性的搾取の子ども被害者が金銭賠償を求める際の障害という、これまでにあまり関心が持たれてこなかった特定の問題に焦点を当てていることから、貴重な情報を提供している。

例えば、刑事裁判手続において民事損害賠償請求が可能である場合に有罪判決が条件となること、刑事捜査・訴追への協力が求められること、犯罪被害者のための国の補償制度が性的搾取犯罪に適用されなかったり、被害者が請求資格を認められないこと、子どもが金銭賠償の可能性を知らなかったり、直接加害者に請求するしかないと思っていること、加害者から支払いを受けていることを理由に、警察が子ども被害者に金銭賠償の可能性について知らせない場合があること、子ども被害者が犯罪者として逮捕されるという誤った認識が子どもを支援する NGO の間でも共有されていること、加害者が国外にいる、子ども被害者が適法な在留資格を有しないことが障害となること等である⁴⁵⁵。

さらに、オンライン上での性的搾取事案においては、子ども被害者が救済を求めるうえでの障害、困難がより増大するが、この点については、前述の、子どもの権利委員会が採択した子ども売買選択議定書のガイドラインが取り上げている。

また、UNICEF 作業文書には、武力紛争下における人権侵害の子ども被害者に対する賠償の問題について、国の賠償プログラムが、子どもが参加することなしに策定されていることの結果として、子どものニーズや視点が反映されておらず、子どもの権利侵害が対象とされていない、子ども被害者の請求資格が限定されている、大規模な国内の武力紛争下の人権侵害に対する賠償においては、被害者自身も加害者であったり、コミュニティへの再統合、コミュニティにおける関係の構築という観点から、金銭賠償という形態が必ずしも適切でなかったり、集団賠償がコミュニティの開発や紛争後の再構築と混同されることがある等の

⁴⁵⁴ Supra note 417, pp. 29–32.

⁴⁵⁵ Supra note 418, Through the Eyes of the Child: Barriers to Access to Justice and Remedies for Child Victims of Sexual Exploitation, pp. 135-149, Barriers to Compensation for Child Victims of Sexual Exploitation, pp. 48-49..

問題が指摘されている⁴⁵⁶。

6 子ども被害者の救済を受ける権利の国際的レベルでの実現における課題

前項では、子ども被害者の救済を受ける権利を国内において実現しようとする場合の障害について、子どもにとってのジャスティスへのアクセスに関する先行研究の内容を紹介したが、国内レベルにおける障害は、各条約機関の個人通報制度において子ども被害者が救済を受ける権利を実現しようとする場合にも同様に障害となりうる。

そのため、本章で行った、子ども被害者の救済を受ける権利の国際的レベルでの実現のための手続の中心をなす、条約機関の個人通報制度においてこれまでに扱われた事件の検討と、国内レベルにおける子ども被害者の救済を受ける権利の実現の障害の検討を踏まえて、以下では、国際的レベルにおける子ども被害者に対する救済の実現における課題を検討しておきたい。

(1) 手続的側面

手続的側面については、救済制度に関する情報の欠如、裁判費用・弁護士費用、子どもに関する事件を扱う専門的な弁護士の少なさ、子ども被害者が権利を主張して救済を求めるために裁判等の手続を行うことに対する偏見・不寛容な社会の態度、救済手続に時間がかかること、申立についての時間的制限等の問題は、国際的レベルでの実現の中心である個人通報制度においても共通する課題である。国内レベルにおいても、裁判制度は複雑であり、子ども被害者にとって救済を受ける権利の実現の障害となるが、さらに、国際的レベルになると、子ども自身にとっても、また、子どもを支援する NGO や代理人となる弁護士にとっても、国内救済を尽くす必要性等の受理要件を初め、さらに専門的な知識が要求される。

(2) 実体的内容

他方、実体的内容に関する課題としては、子どもの最善の利益原則の下で、子ども被害者に対する適切な賠償の形態・内容は何かという問題が、最も重要である。

本稿におけるこれまでの検討の中で、国際人権法・人道法違反の被害者の救済を受ける権利の実体的内容は、一般国際法における国家責任の解除としての賠償の内容と重なるが、適切な賠償の選択には別の考慮が必要であることを指摘した。この点、子ども被害者の場合には、特に、人権侵害の原因を除去しないまま、人権侵害以前の状態に単に戻すという原状回復は適切でないことがある。例えば、人身取引の子ども被害者を元の居住地における生活に戻すこと、不当に逮捕・抑留された路上で生活していた子ども被害者を単に釈放すること、

⁴⁵⁶ Supra note 419, pp. 10-11, 14-15, 19, 22, 24-26.

児童婚の子ども被害者の婚姻について裁判所が無効宣言・判決を行うだけで他の救済措置を取らないこと等が、その例として考えられる。

また、金銭賠償については、欧州人権裁判所が定型的に救済措置として命じていること、自由権規約委員会も違反認定に伴う救済措置として、ほぼ原則的に金銭賠償に言及していること、米州人権裁判所も、金銭賠償による賠償を重視していることから、子ども被害者の場合にも、大人の場合と同様に、金銭賠償を命令・勧告する可能性が想定される。実際、欧州人権裁判所の判例には、被害者が子どもである場合において、金銭賠償が命じられた判決がいくつも見られる。他方、子ども兵士という特定の被害者に関するものではあるが、パリ原則は、金銭賠償は適切ではないと述べており、ルバンガ事件賠償判決が子ども被害者からの個別の賠償請求を認めなかったことには、パリ原則の考え方が影響している可能性がある。

実際、子ども被害者に対する救済の内容として金銭賠償も含まれるべきことは、子ども売買選択議定書や、人身売買議定書にも規定されているにもかかわらず、人身売買の子ども被害者が金銭賠償を得ることが困難であることが、前述の人身取引に関する特別報告者の報告書を初め、ECPAT 報告書等から明らかになっている。

しかしながら、子どもが救済手続にアクセスし金銭賠償を求めたにもかかわらず否定されることがあるとすれば、その理由について探求し、その是非を検討する必要があるだろう。子ども兵士の場合に金銭賠償が適切でない理由としては、子ども兵士自身が人権侵害・犯罪行為を行っている場合があること、コミュニティへの統合、他の子どもとの公平等が挙げられているが、より一般的に、子ども被害者の救済の方法として、金銭の付与が適切か、金銭を付与するとすれば、その付与のあり方に特別な配慮が必要か、金銭の付与に加えて、あるいは、金銭の付与以外の救済の方法についての検討が、必要である。例えば、金銭賠償は、将来のリハビリテーションや教育等の費用に充てられるものでもあり、子ども被害者の場合、子どもに直接金銭を付与することがこの目的の観点からも適切でないとするならば、将来にわたるリハビリテーションやヘルスケアへの無料でのアクセスの確保、奨学金の付与、一時金ではなく定期金給付の方法による金銭の付与、付与された金銭を後見人や代理人が適切に管理し子どものために支出するための措置等が考えられるであろう。このような金銭賠償以外の方法による被害者の実情を踏まえた賠償のあり方は、米州人権裁判所が奨学金の給付を命じた例等に見られ、参考になる。

さらに、満足の状態による賠償については、第1章で、違反認定の宣言・判決それ自体が満足としての賠償になるという国際司法裁判所の判決を詳しく検討することにより、判決の射程範囲は相当限定的なものであり、一般国際法における国家責任の解除の状態としても例外的なものであることを指摘した。そして、第4章では、基本原則・ガイドラインも単なる違法の宣言や決定が満足の状態の賠償になるとは述べていないことに注目し、国際人権条約の国際人権法・人道法違反の被害者の救済において多用されるべきでないことを述べた。この点、本章で検討した国際人権条約の個人通報制度における子ども被害者に関する

判例・先例の中には、違反認定自体が満足の形態としての賠償になるとした例がいくつか見られたが、特に、他の形態の賠償を合わせて認めるのではなく、違反認定という満足の形態をもって賠償としては十分であり、他の形態の賠償を認めないという用い方は、例えば、被害者である子ども自身が、国際条約機関による違反認定を受けること自体を救済として明示的に求めている場合など、相当例外的になされるべきであると考えられる。

(3) 手続的側面と実体的内容の両面に関わる課題

以上のような考察から、さらに、手続的側面と実体的内容の両面に関わる課題や問題が浮かび上がる。

子ども被害者にとって適切な救済の内容を決定するためには、その手続において、子どもの個々の状況、年齢や成熟度、ニーズを把握し、子どもの意見を聴き考慮したうえで、子どもの最善の利益原則にしたがい、決定することが必要となる。また、子どもの状況やニーズは、年齢や発達段階によって刻々と変わることから、手続の迅速性が特に求められる。また、救済手続によって決定された救済内容が現実に履行されることの重要性を考えると、国内の子どもが関与する裁判手続においても調停・和解等の友好的解決の重要性が強調されているとおり、子ども被害者の救済のための国際的手続においても、友好的解決の有効性と活用可能性についての検討が必要であろう。しかしながら、国際人権条約機関が迅速に子どものニーズや意向を把握し、子どもにとって適切な救済を決定することの困難を考えれば、子ども被害者の個別救済に関しては、国際人権条約機関がどこまでの役割を積極的に果たすべきかという問題は一つの検討課題であると言え、今後、十分な議論を重ねていくべきであろう。

また、先に指摘したとおり、子ども被害者は、人権侵害を受けたことやその被害の自覚、また、救済を求めることを意思決定するまでに時間がかかることが多い。このため、申立に時間的制限によって、子ども被害者の救済へのアクセスが阻害されることがないようにすることのほか、子どもが救済を申し立てた時点において既に大人になっていた場合であっても、人権侵害の当時に子どもであった場合には、子どもとして受けた人権侵害の被害の重大性やその長期的な影響を考慮に入れた救済内容の決定がなされることが必要であると考えられる。

(4) 救済と処罰

さらに、子ども被害者に対する救済において特別の考慮が求められる点として、救済と処罰の関係に含まれる課題がある。

既に述べたとおり、一般的に、国際人権法・人道法違反の被害者の救済の内容として、加害者の訴追・処罰が満足の一形態として含まれ、処罰は、国際人権法規範の強力な実施措置

であると同時に、被害者にとっては救済でもあるという二重の側面を有している。この点、子ども被害者の場合には、実施措置として処罰アプローチが強化されると、子どもが被害者・証人として刑事手続に関わることが多くなるため、刑事手続における子ども被害者・証人の扱いについて、子どもの人権の観点から特別の配慮が求められる。このため、国連刑事司法委員会が作成したガイドラインが、経済社会理事会決議によって採択されており、国際刑事裁判所の手続においても、子ども被害者・証人の保護のための特別の規定や制度が設けられている。

また、子どもだけでなく、すべての被害者の救済にとって、処罰アプローチは、人権侵害行為を犯罪として処罰するために、定義と構成要件への該当性の判断が厳格になり、そのため、被害者に対する救済も、構成要件該当性の有無を基準に扱われてしまう場合がある。既に、基本原則・ガイドラインや条約機関の一般的意見・勧告等においても述べられてきたとおり、被害者に対する救済は、犯罪としての処罰を前提条件とすべきではないが、救済に関わるすべての関係者に対して、被害者の救済は人権侵害そのものから生ずる被害者の権利であって、刑事的な処罰のために設けられた厳格な定義とその該当性に高度の証明が求められる刑事手続とは切り離して付与されるべきことが、子ども被害者のために重要である。

その他、処罰アプローチは、加害者が子どもの親である場合には、処罰の徹底は、かえって、子どもの家庭環境で養育される権利や親からの不分離の権利、子どもの最善の利益原則から適切ではないことがあるという点に留意が必要である。この視点は、子どもの権利委員会も、暴力からの自由に関する一般的意見の中で示唆している。

さらに、子どもが被害者となる人権侵害・犯罪の中には、加害者も子どもである場合が少なくない。そのため、処罰アプローチの強調・徹底が、加害者である子どもの人権の観点からは適切ではない場合がある。この意味で、既に、少年司法を含む刑事司法の分野で推進され、また、国際刑事裁判所にも取り込まれた修復的司法の視点が、子ども被害者の救済と処罰の問題を考える際に有用である。

7 小括

以上のとおり、本章では、国際人権法・人道法違反の子ども被害者の救済を受ける権利について、子どもの権利条約およびその選択議定書における規定、子どもの権利委員会による国際的実施制度の下での活動の中で子ども被害者の救済を受ける権利がどのように扱われ、また、規範的に発展してきたかを、報告制度、一般的意見、そして、個人通報制度の導入とその運用を通して、また、子どもの権利条約以外の国際人権条約機関の実行における子ども被害者の救済の権利の取扱いの検討および分析、条約機関以外の国連人権機関による子ども被害者の救済の権利の規範的發展、さらに、国際刑事裁判所の被害者賠償制度による子ども被害者の救済の事例を通して検討してきた。また、子ども被害者が実際に救済を受ける権利を実現するうえで、国内レベル、および、国際的レベルにおいて、どのような障害や課題

に直面しているかについて、整理を行い、検討してきた。以上の検討や分析を通して得られた考察の内容は、以下のとおりである。

第一に、子どもの権利条約は、それまで保護の客体として認識されてきた子どもの市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利を具体的に、かつ、包括的に規定し、子どもが権利の主体であることを明確に打ち出したという点で、子どもの権利の規範的發展における画期的な条約であるが、同条約の一般的条項には救済を受ける権利が明記されず、また、暴力や拷問等の被害者の救済を受ける権利について、拷問等禁止条約の規定と異なり、金銭賠償が含まれなかったことは、子ども被害者は、権利の主体として大人と同内容の救済を受ける権利を有するというよりも、保護を与えられるべき存在としての観念が払拭されていなかったように思われるのである。しかしながら、子どもの権利条約の当初は、仮にそうであったとしても、子ども被害者の救済を受ける権利は、その後の2つの選択議定書において、金銭賠償を含む救済を受ける権利が明記され、加害者の処罰が強化されたことや、子どもの権利委員会の一般的意見の採択、さらには、個人通報制度の導入、および、その運用の開始によって、実体的内容も手続的側面も強化されていることが明らかとなった。

第二に、子ども被害者の救済を受ける権利の發展については、子どもの権利条約以外の他の国際人権条約違反の被害者が子どもである場合に、それらの条約の条約機関が子ども被害者の救済について、どのように取扱ってきたかという分析が必要であるところ、調査の結果、他の国際人権条約の個人通報制度の下で、被害者の一部に子どもが含まれる、あるいは、子どもだけである事例が既に数多く存在することが判った。そして、これらの事例の検討から、子ども被害者の救済を受ける権利の実現について考察するうえで、いくつかの興味深い点が浮かび上がってきた。

まず、国連の人権条約機関の中には、一般的意見・勧告の中で、子ども被害者の救済を受ける権利に関する特別のニーズや困難についての認識を示しているものもあるが、個人通報制度の実行においては、条約違反の認定をした場合に勧告する救済措置の内容に関して、子ども被害者を大人の被害者と区別することなく、金銭賠償を含む同内容の救済措置を勧告している点である。この点は、欧州人権条約および米州人権条約の下での個人通報制度にも共通する。

しかしながら、金銭賠償の内容を詳しく見ていくと、次のような特徴が見られた。すなわち、欧州人権裁判所の子ども被害者に関する判決の中には、被害者が金銭賠償を求めている、あるいは、違反を認めた判決それ自体が公正な満足として十分であるという理由で金銭賠償を命じなかったり、大人の被害者よりも高額または低額の金銭賠償を命じたり、また、子どもと大人の被害者から成る家族というユニットに対して合計額の金銭賠償を命じたものがあつた。こうした扱いの理由は判決からは明らかではないが、子どもに対する独自の金銭賠償を命ずるのではなく大人と合わせた家族ユニットに対し、金銭賠償を命ずることは、未だに、子ども被害者について、独立の人格を有する権利の法主体としての認識が欠如していることの表われであるように思われる。同様に、賠償額の認定にも、子ども被害者を大人

と同じ一個の同等の人格と捉えるかや、子ども被害者が受ける権利侵害による損害の重大さ、深刻さについての考慮が反映されているものと考えられる。一方で、欧州人権裁判所の判決の中には、子ども被害者に対する金銭賠償の命令の内容として、その支払先を子どものために財産を管理すべき法定代理人にしているものがあり、子ども被害者に対する救済の具体的なあり方の一例として参考になる。

これに対し、米州人権条約の個人通報制度では、子どもが被害者である場合の金銭賠償の内容として、子どもが亡くなった場合に、子ども自身の精神的損害および逸失利益を認め、近親者が相続したものとして賠償を命じている点で、子どもを独立の法主体として捉えていることが見てとれる。また、子ども被害者については賠償額を加算している判決例は、子ども被害者の損害の重大さ、深刻さを考慮したものとして注目される。さらに、米州人権条約の下での個人通報制度においては、「人生の計画」の破壊についての損害という考え方や、教育を受ける権利の実効的な確保の重視という観点から、奨学金の給付や、学校の再開といった金銭賠償に留まらない具体的な措置が命じられている点は、人生の土台となる子ども期に権利侵害を受けた子ども被害者に対する救済のあり方として積極的に検討されるべき方向性として評価できる。

加えて、米州人権条約の個人通報制度の下での救済のあり方の特徴として、違反認定の判決それ自体にも賠償としての意味を与えながらも、それで十分であるとして金銭賠償の必要性を否定することはない点や、むしろ、子ども被害者の名前を公共の場所に付することや、加害者による公式の謝罪を命ずる等、金銭賠償以外の賠償の多様なあり方を、権利侵害の内容や被害者が求めた賠償の内容、コミュニティ全体に与えた影響等を考慮して、柔軟かつ具体的に認めている点が特徴的であり、子ども被害者に対する救済のあるべき方向性を示すものであると考える。

第三に、国際刑事裁判所の被害者賠償制度において子ども被害者に対する賠償の問題が扱われたルバンガ事件賠償判決は、子ども被害者の救済を受ける権利について、国際的な救済手続に実際にアクセスした個別の被害者の救済と、類似の被害を被った手続にアクセスしていない子ども被害者の救済のあり方や、被害者に対する賠償の一内容でもある加害者の処罰の追求と被害者の救済の権利の実現が交錯する場合についての困難な問題を提示している。

前者については、国際人権条約の個人通報制度の下でも、申立人という個人の救済を超えて、潜在的な被害者に対する集団的な救済のあり方が模索されており、とりわけ、国内および国際的な救済手続にアクセスすることが、大人以上に困難な子ども被害者に対する救済を考えるうえで、重要な課題である。さらに、個人通報制度において、条約機関が、申立人の個別救済とは別に、一般的救済として条約違反の原因となっている法律や規則の改正や制度・慣行の改善を勧告・命令することは、条約機関が締約国による条約の実施義務を監視する権限の一環として、条約の違反状態を是正し、条約の履行を促すことでもあり、同時に、同じ類型の事件の潜在的被害者に対する事前の予防的な救済と考えることもできる。

特に、子ども被害者の場合、救済手続へのアクセスがより困難であることを考えると、現に救済手続にアクセスすることができた被害者の救済だけでなく、これを契機として他の被害者の集団的な救済となるような措置を勧告したり、再発防止措置を具体的に勧告することによって、類似の権利侵害を予防することは、潜在的な被害者を救済することになるという意味で、極めて重要である。このような救済措置の勧告のあり方は、個人通報制度に集団的申立てが認められていない場合でも、個人の被害者の申立てによって、同じ類型の権利侵害の被害者の救済に及ぶ効果を持たせることができるとすれば、実質的に集団的申立てを認めたのと同様の効果をもたらすことが可能であるとも言えよう。

しかしながら一方で、一般的救済の重視が、当該事件の被害者個人の救済を軽視することになってはならないと考える。この点で、国際刑事裁判所のルバンガ事件賠償判決が、集団的賠償を命じながら、賠償手続において金銭賠償を求めた子ども被害者に対する個別の賠償を認めなかったことは、実際に賠償手続にアクセスすることができ賠償を求めた少数の子ども被害者と、賠償手続に参加しなかった多数の子ども被害者との公平が重視されたのであろうことは理解できるものの、やはりなお、具体的に救済を求めて手続に参加した被害者の個別の救済を認める必要はなかったのかという点については疑問が残るうえ、賠償手続に実際にアクセスし、賠償を請求した子ども被害者に対し、その請求が認められなかったことについての説明が子ども被害者に対し十分になされたと言えるかは疑問であると言わざるを得ない。

第四の点として、国際人権条約の個人通報制度については国内救済完了原則によって、また、国際刑事裁判所の被害者賠償制度については補完性の原則によって、被害者の救済を受ける権利の国際的な手続は、いわば例外的に利用可能なものであり、被害者の救済を受ける権利は原則として国内において実現されるべきものである。しかるに、本章において、先行研究を基に整理したとおり、子ども被害者の救済を受ける権利の国内における実現には、被害者が子どもであることから生ずる特別の課題や困難が様々な点で数多く存在している。

この点について、子どもの権利条約、および、その他の国際人権条約の個人通報制度のいずれにおいても、そうした国内における救済についての問題点の改善、克服を目的とした救済措置の勧告や命令がなされている例は多くはない点を、課題として指摘しておきたい。また、子ども被害者の救済を受ける権利の国際的なレベルにおける実現における困難は、特に、手続的側面については、国内レベルにおけるよりもさらに増幅される部分もあるところ、本章において検討した国際人権条約の個人通報制度の運用において、子ども被害者の特別のニーズや困難を手続的側面について特段配慮している例は、特に見当たらない。この点も今後の制度改善や運用における重要な課題である。

以上のとおり、本章における検討から見出された諸点は、運用が始まってまだ数年という揺籃期にあり、かつ、他の国際人権条約の個人通報制度においても子ども被害者が救済を求めることができるとはいえ、子どもの権利を専門的に扱う条約機関である子ども権利委員会による子どもの権利条約の個人通報制度の運用のあり方の検討課題として取り上げられ、

子ども被害者の救済を受ける権利の実現のために活かされるべきである。そこで、本稿の最終章である次章において、子どもの権利条約の個人通報制度の運用への示唆として、検討課題の提示と本稿全体を通じて検討したことを踏まえての考え方を示すこととしたい。

第7章 子どもの権利条約の個人通報制度の運用への示唆

本章は、本稿の最終章であり、前章までの考察に基づき、国際人権法・人道法違反の子ども被害者の救済を受ける権利の実現における特別の課題への考慮から、子どもの権利保障について専門性を備え、特別の任務を担う普遍的な人権条約機関である子どもの権利委員会によって運用が始まったばかりの個人通報制度のより良い発展のために、いくつかの検討課題と本稿における検討に基づいた考え方を提示するものである。

第一に、子ども被害者の救済を受ける権利の法的根拠と具体的内容が包括的に整理されていない点である。子どもの権利委員会は、既に、数多くの一般的意見において、子ども被害者の救済を受ける権利の実体的内容および手続的側面について述べてきた。これらは、すべて、子ども被害者の救済を受ける権利の内容の明確化と発展に役立ってきた。しかしながら、子どもの権利条約自体には、救済の権利に関する明文の一般的規定がないことや、一般的意見5では、他の人権条約には救済の規定があることに触れながら、単に、子どもの人権条約にも救済の権利が黙示的に含まれていると述べただけであり、法的解釈としては、理由付けが不十分であると言わざるを得ない。

このように、子どもの権利委員会が、救済を受ける権利を、条約の実施義務に関する一般的意見5において扱ったということは、委員会が、子どもの権利条約における救済を受ける権利の法的根拠を、条約に黙示的に含まれるという漠然とした言い方をしながらも、一般的実施義務についての4条に求めていることを示すものであると思われる。しかしながら、子どもの権利条約は4条の一般的実施義務の規定においても、「確保する」という文言も用いていない。

このため、4条から救済の権利を導き出すとすれば、既に先行的研究において明らかにされてきたように、国際人権条約違反による被害者の救済を受ける権利は、条約に救済についての明示的な規定がなく、また、実施義務に関する規定が「確保する」という文言を用いていなくても、締約国の人権「保護」義務から生ずるとの整理によって、子どもの権利条約違反による子ども被害者の救済の権利の法的根拠を明らかにする必要がある。

このことは、単なる理論的な整理という意味を超えて、実務的にも重要な意味を持つ。なぜなら、第6章で先行研究を素材として検討したように、子ども被害者が救済を受ける権利の実現は、本来、国内でなされるべきところ、それには、様々な点で多くの障害が存在することが明らかとなっている。このため、他の国際人権条約の個人通報制度の下で、個別の権利の侵害と同時に、その被害者が効果的な救済を受けることができなかつたこと自体も救済を受ける権利の侵害であるとして、自由権規約2条3項や、欧州人権条約13条を合わせて主張し、その点についての救済も求めようとするのと同様に、今後、子どもの権利条約の個人通報制度の下で、子ども被害者が、個別の権利の侵害と合わせて、救済を受ける権利自体の侵害を主張し、申立てを行なう場合が出てくると考えられるからである。

実際、このような申立てがなされることによって、子どもの権利条約の個人通報制度がそ

の実行を通じて、国内における効果的な救済の実施を推進することに役立つことになると考えられ、救済を受ける権利自体の侵害の主張が明示的になされることは、重要である。このため、子どもの権利条約における子ども被害者の救済を受ける権利について、その法的根拠を明確にし、かつ、その手続的側面と実体的内容について、子どもの権利委員会が包括的に整理して提示することの意義は極めて大きく、喫緊の課題であるといっても良い。そして、そのような整理と提示とは、子どもの権利委員会はもちろんのこと、他の普遍的・地域的人権条約機関が、個人通報制度や報告制度において、子ども被害者に対する救済について判断し、勧告する場合における有用な指針として機能することも期待されるのである。

第二に、子どもの権利条約の個人通報制度の申立要件に関する課題について検討が必要である。子どもの権利条約の個人通報制度の手続では、国内救済完了から1年以内の申立が受理要件とされていること、申立は書面によらなければならないこと、集団的申立が認められていないことについて、子ども被害者のアクセスの障害になっていることが指摘されている。また、申立は書面によるべきことは、すべての個人通報制度に共通する受理要件ではあるが、書面によるべきこと自体、すでに、子どもにとっては手続へのアクセスの障害となるが、さらに、国連の人権メカニズムの一部である人権条約機関に対する申立については、国連公用語による書面の作成の必要性から、子ども被害者にとっては、極めて大きな申立の障害となりうる。国内救済完了から1年以内の申立という申立期間の制限については、例外も規定されていることから、今後の運用の中で子ども被害者のアクセスに対する障害とならないよう配慮が必要であろう。

以上述べた課題のうち、集団的申立が認められていないことについては、個人または個人の集団からの通報事件において条約違反を認定した場合に、より広範な被害者の救済となる措置を勧告すること等の運用上の工夫が考えられる。救済を求めて申立を行った被害者個人に対する個別救済と、同種の多数の被害者に対する集団的救済の問題は、これまでも一般的意見・勧告の中で取り上げられており、また、国際刑事裁判所のルバンガ事件賠償判決において具体的に提起されることとなった。この点、これまでの個人通報制度の実行では、この問題は、被害者個人に対する個別救済と一般的救済の区別とそのあり方の問題として扱われてきたように思う。

しかしながら、ここでいう一般的救済は、国内法の改正や処罰の徹底、研修の強化といった将来の再発防止のための措置であることが多い。これを越えて、例えば、欧州人権裁判所によるパイロット判決の試みに見られるように、類似の多数の事件において違反の原因を探究し、より根本的で広範な効果を有する救済措置を勧告するといった手法は、既に同一の締約国に対し類似の通報が数多くなされている子どもの権利条約の通報手続においても参考にする余地がある。このような新しい試みは、国連の人権条約機関の個人通報制度のより効率的な運用とそれによる手続の迅速性の向上という観点からも、現実的に検討し、パイロット的に試行してみることが望ましい。

第三に、第6章で検討した、子ども被害者の救済を受ける権利の実現における特別の課題

への配慮から、子どもの権利条約の個人通報制度の手続において、子ども被害者の意見を考慮し、参加を確保するために、口頭弁論や友好的解決の活用が検討されるべきである。友好的解決は、それ自体、書面審査に比べて迅速でありインフォーマルであるという利点があることに加えて、友好的解決の中で子ども被害者自身の意向、および、締約国の救済についての意向や実現可能性を把握して調整することで合意が成立すれば、救済の履行がより確実になる可能性がある。この点で、友好的解決が前置となり活用されている米州人権裁判所の経験や、試験的に友好的解決の活用の推進を始めた欧州人権裁判所の経験について研究し、参考にすることが有用である。

また、第6章で述べたとおり、子ども被害者の意見を聴かれる権利の実施の内容は、決定内容とその理由を子どもに理解できる言葉で説明することを含む。この点で、子どもの権利委員会は、違反認定した見解の公表と広範な周知を締約国に勧告しているが、子ども被害者に対する適切な説明のためには、見解の内容の主要な部分を子ども向けにわかりやすい言葉で作成するといった工夫も検討されるべきである。そして、そのような説明の必要は、違反を認定しなかった場合も同様である。

さらに、子どもが理解しやすい言葉での情報提供は、個人通報制度に関する一般的な説明や、手続についての説明、さらには、救済を受ける権利の実体的内容として、具体的にどのような賠償・救済措置が勧告されることがあるのかについての説明においても必要である。第6章で検討した国際条約機関の個人通報制度の救済措置の勧告・命令に関する先例・判例の中には、申立人が求めなかったからという理由で金銭賠償を勧告・命令しなかったり、違反認定自体が満足になると述べたものが散見された。子ども被害者の救済を受ける権利の国内における実現の際の課題としても指摘されていたとおり、子ども被害者は、そもそも、どのような内容の救済を受けることができるかについての知識・情報を有しておらず、そのために、救済を求めないことがある。国際的レベルにおける救済手続としての個人通報制度においても、子ども被害者がそのニーズに合った救済の内容を求めることができるよう、違反認定がされた先例・判例における救済の内容を、潜在的に申立人になることがあり得る子ども一般に広く、子どもにわかりやすい言葉で伝えていくことが求められる。

第四に、個人通報制度という国際的な救済手続と国内救済との関係に、より関心を払う必要がある。適切な国内救済制度を発展させるよう締約国を奨励することは、通報手続選択議定書の目的の1つであるが（通報手続選択議定書前文）、このことは、通報手続選択議定書の起草過程においても、しばしば強調された。例えば、元米州人権委員会の委員である Pinheiro は、次のとおりの期待を述べていた。

「私は、この手続の存在が、極めて重要なことに、子どもの権利条約の締約国に対し新たな圧力を与えることになるかと信じている。そして、我々は、間もなく、すべての加盟国が、子どもとその代理人に対し、地方および国内レベルで、すべての権利侵害に対し

効果的な救済へのアクセスを付与することになると期待している。」⁴⁵⁷

しかしながら、個人通報制度の実務においては、受理要件の判断のために、国内救済を尽くしたか否かに関心が向かいがちである。申立を受理して本案について違反が認定されるということは、単に、子どもの権利条約上の権利の侵害があったというだけではなく、その権利侵害について、子ども被害者が国内において救済を受けることができなかったということの意味する。したがって、個々の申立ての審査を通じて、当該締約国において子ども被害者が救済を受ける権利の実現に対する障害が発見された場合には、侵害された実体的な権利についての救済と共に、救済を受ける権利の確保のために、是正措置が講じられる必要がある場合が想定される。

子ども被害者の救済を受ける権利の実現においては、大人以上に障害や困難があり、子どもにとって国際的な救済手続である個人通報制度へのアクセスは極めて困難であると考えられる。しかも、子ども時代における時間は、大人にとって以上にその意味は大きく、子ども被害者にとって、時間は決定的に重要であるところ、国内で救済を求めて救済が得られず、あるいは、効果的な救済措置がないために、個人通報制度の下で違反が認定され救済についての勧告を得られたとしても、その実際の実現は、さらに国内での履行にかかっているのである。その間の時間の経過を考えれば、子ども被害者にとって、救済の権利を国内レベルで実現することは、極めて重要である。このような視点から、個人通報制度において子ども被害者の救済を図る際に、国内における効果的な救済の課題により強い関心を払い、問題の是正のために一般的な救済の勧告を積極的に行っていくことが必要であると考えられる。

最後に、個人通報制度は、被害者の救済を受ける権利の実現のための国際的手続の機能を有すると同時に、締約国による国内実施を監視し、履行を確保するための国際的実施制度の一つであるということが想起され、報告制度の中で子ども被害者の救済の権利の実現のために、障害を把握し、適切な勧告を行っていくことが重要であるということを強調しておきたい。個人通報制度は、被害者の救済を受ける権利を手続的に強化するものであり、通報手続選択議定書の批准を推進して、この手続にアクセスすることができる子どもの範囲を広げていくことは重要である。また、個人通報制度によって提起された問題の検討を通じて、条約上の権利が規範的に明確化・発展する効果があり、このことは広い意味で、世界のすべての子どもの人権保障の強化に役立つものと言える。

しかしながら、子どもにとっては、事後的な救済よりも人権侵害の防止が重要であること、また、人権侵害が起きた場合には国際的手続による救済よりも国内で迅速に救済が得られることの方が重要であることに異を唱える人は多くはないであろう。この観点からは、条約機関が限られた資源を効果的に用いながら国際的実施制度を実行していく際に、すべての締約国を対象とし、かつ、締約国のすべての子どもにその効果が及ぶことが期待される報告

⁴⁵⁷ Paulo Sérgio Pinheiro, *Reasons and timing to elaborate a communications procedure under the Convention on the Rights of the Child*, UN Doc., A/HRC/WG.7/1/CRP.4 (10 December 2009), p.4.

制度の中で、効果的な救済措置の問題に注意を払い、適切な勧告を行っていくことは極めて重要である。社会権規約委員会は、1998年に採択した一般的意見9の中で、個人の請求の追求のための国際手続の存在とさらなる発展は重要ではあるが、そのような手続は、究極的には、効果的な国内救済を補足するに過ぎないと述べた(4項)。この視点は、子どもの権利条約にも個人通報制度が創設され、運用が始まった今、今後の制度の発展のあるべき方向性を考えるうえで、示唆的である。

この点に関連する視点として、米州人権条約の実施における賠償義務の機能について研究した根岸陽太は、米州人権条約の実施における賠償義務は、被害者に生じた損害の填補だけでなく、条約上の一般的義務との本質的結合に基づき、米州人権条約と国内法との間に生じた抵触を調整し、条約違反によって攪乱された国内法秩序の条約適合性を回復するという条約適合性の統制機能を有すると指摘し、この機能が持つ、条約規準に適合しない国内法秩序の欠陥を除去し、その欠陥を原因として惹起された構造的な人権侵害の再発を将来的かつ一般的に防止するという実質的效果に着目している⁴⁵⁸。

また、欧州人権裁判所の元裁判官の Garlicki は、「欧州人権裁判所の判決—その構造、影響、および権威」と題する講演の中で、一般的に人権裁判所の成功は、裁判所としての介入よりも国内法への取込みを示されていると述べ、その理由を、裁判所は個別の事件に介入し、個々の人権侵害を是正するよう、そして/または一般的な措置をとるよう加盟国に命じるが、このような介入の件数は限られたものであり、時にはかなり遅れた介入となることから、人権裁判所が人権保護に影響を及ぼす最も実効的な手段は、国内システムに条約が(人権裁判所判例により発展した)条約が取り込まれることであると説明している⁴⁵⁹。

さらに、第6章の小括で紹介した欧州人権裁判所の元所長である Wildhaber は、欧州人権裁判所による公正な満足としての金銭賠償額の決定に一貫性がないことに関して、欧州人権裁判所の役割は、欧州における一般的なレベルでの人権保護に違いをもたらすような事案に集中し、個別の被害者の適切な救済は、主として国内裁判所に委ねるべきであると論じたが⁴⁶⁰、この主張が述べられた約2年後に、第4章で紹介したパイロット判決の手法が欧州人権裁判所に導入されたことが注目される。

これらの視点は、特に、個々の被害者が個別直接に、国際的な救済手続である個人通報制度にアクセスすることが困難な子ども被害者を対象として扱う、また、196という最大の締約国を擁する一方で通報手続選択議定書の締約国はその4分の1にも満たないという現状において、子どもの権利の保障のために、子どもの権利条約の個人通報制度が今後、果たし

⁴⁵⁸ 根岸陽太「米州人権条約の実施における賠償義務の機能 (1)(2)」早稲田大学大学院法研論集148号(2013)・149号(2014)、299頁。

⁴⁵⁹ レフ・ガルリツキ(兼頭ゆみ子訳)「欧州人権裁判所の判決—その構造、影響、および権威 (Judgments of the European Court of Human Rights: Their Structure, Impact and Authority)」比較法雑誌49巻2号(2015年)、117頁。

⁴⁶⁰ Supra note 363, pp.17-18. 同じ問題意識から欧州人権裁判所の被害者救済機能を論じたものとして、竹内徹「ヨーロッパ人権裁判所の被害者救済機能再考—衡平な満足付与を巡る実行を素材として—」国際人権29号(2018年)。

ていくべき役割を考えるうえで、重要な示唆を与えてくれる。権利が侵害された場合に効果的な救済が付与されることによって、権利の保障が確保されるのであるから、子どもの権利条約の個人通報制度は、子ども被害者の権利侵害に関する申立てを契機として、条約監視機関として一般的救済措置の勧告により、条約適合性機能を果たすことに加えて、特に、救済を受ける権利の実体的内容と手続的側面を規範的に発展させ、これを締約国の救済に関する国内システムに取込まれるように、運用されるべきである。

実際、国内における子ども被害者の救済の現状は、2009年に、通報手続選択議定書の提案に関する議論の中で、子どもの権利の侵害に対する効果的救済を付与する必要性に対する関心が高まり、起草過程において、国内レベルにおける効果的救済へのアクセスの欠如ないしは不十分さが繰り返し言及された⁴⁶¹にもかかわらず、前出のCRIN報告書は、子どもの権利条約が裁判所において直接適用可能であり、子どもが子どもの権利条約上の権利を侵害する法や慣習について争うことができる国は48%に過ぎないという実態を明らかにしている。このことは、子ども被害者の救済を受ける権利の世界中での実現のために、より強い関心と取組みが必要であることを示している。さらに、近年、環境問題等の分野において、子ども自身による権利救済のための訴訟の活用が活発になっていることも、子ども被害者の救済の権利について、改めて、包括的に考察し、整理しておくことの重要性を認識させる出来事である。

最後に、通報手続選択議定書の起草過程において、当時、子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表であったPaisが述べた「世界人権宣言の主要な側面として60年以上前に認められた効果的な救済の権利は、子どもの権利のためのアカウントビリティの制度の本質的な要素であり続けている。効果的な救済の権利は、理論的な承認と意味のある執行との懸け橋を提供する」⁴⁶²という言葉を改めて引用し、本稿の結びとしたい。

国連がすべての国において2030年までに達成されるべき目標として2015年に採択した持続可能な開発目標16は、すべての人のためにジャスティスへの平等なアクセスを確保することを掲げている。30年前に、子どもの権利条約の採択によって、権利の主体であることが確認された子どもが、真に権利の主体として条約で保障された権利を享受するためには、権利の実現のための監視・取組みと同時に、事後的救済の意味を持つだけでなく再発防止の目的も有する、権利侵害が起きた場合の効果的な救済の権利の実現により一層の関心を向け、研究を進め、その成果を運用に活かしていくことが重要である。

以上

⁴⁶¹ UN Doc., A/HRC/13/43 (21 January 2010), para. 18.

⁴⁶² UN Doc., A/HRC/WG.7/1/CRP.7 (14 December 2009), p.2.